

2022 年度
自己評価・外部評価結果報告書

2023 年 2 月

立命館大学法学部・大学院法学研究科

刊行にあたって

法学部および法学研究科は、この度、自己点検・評価の妥当性と信頼性を高める一助として、専門分野別外部評価を受けた。2014 年度に前回の外部評価を受けたときは、新たなカリキュラムを軸とした「2016 年度教学改革案」の策定に向けて、学部、研究科ともに取り組んでいた時期であった。したがって、この時の外部評価は、2013 年度までの学部・研究科の実態を対象とするものではあったが、2016 年度以降の教学の展開においても貴重な示唆となった。このように、外部評価は法学部、法学研究科にとって過去の検証であると同時に未来への展望でもあり、今次の受審にあたっても、その意義を十分に踏まえて臨んだ。

上述した 2016 年度教学改革では、全体に 3 ポリシーを重視しそれに立脚しながら、学部については、入学後の学生の選択を尊重しつつ、学生一人ひとりが着実に成長していくような丁寧な教学プロセスづくりを企図して実践に移し、研究科については、入学後の学修体系をさらに明確化するとともに、修了後の進路形成にも資するような枠組み形成に取り組んだ。その後、法学部に関しては、「法曹コース設置」への対応という 2016 年度教学改革時には想定していなかった課題に取り組むこととなり、さらには、周知のように、新型コロナウイルス禍による教学内容の激変にも直面した。

法曹コースの設置が決まって以降は、短期間でその準備と安定的な実施に注力をしてきた。同時に、2016 年度改革から継続して検討してきた諸課題への対応を丁寧に行うべく、改革時期を柔軟に捉えながら、企画委員会、教授会を介して教学実態の分析を続けた。新型コロナウイルス禍への対応の過程で、法学部も法学研究科も講義方式あるいは評価方法の多様化に直面することになったが、小集団や大講義に関してこれまでに蓄積した議論との接合を図りながら、次期の教学改革を展望している。法学研究科においても、教学内容はもとより、入口における入学試験制度の改革と出口における進路実績の把握を通じて、研究科の魅力の向上に努めているところである。そのような平素の取り組みと、カリキュラム改革後の展開あるいは新型コロナウイルス禍等による事情変更の実態を客観的に顧みる機会としても、今次外部評価は重要であった。

委員長をお務め頂いた神戸秀彦教授（関西学院大学）はじめ、外部評価委員の方々には「外部評価結果報告書」をまとめていただいたことに心からお礼を申し上げたい。今回は、それぞれご所属の大学で重責を担われる 3 名の研究者委員だけではなく、産業界の第一線でご活躍の委員からも貴重なご意見を賜ることができた。長い歴史があり、また、定期的に教学改革を続ける本学部、本研究科の実態を外部から把握することは容易ではないと推察するところであるが、今回受けた「外部評価結果報告書」からは、4 名の委員の方々が膨大な資料から客観的かつ詳細な検討をしていただいたうえで、現場でどのような成果、課題があるかについて多面的に考察してくださっている側面が多々あり、あらためて深く感謝している次第である。いただいたご意見を今後の法学部、法学研究科の発展にぜひとも役立てていきたいと考えている。

2023 年 2 月

立命館大学法学部

学部長 樋爪 誠

立命館大学大学院法学研究科

研究科長 山田 希

2022 年度

立命館大学法学部・大学院法学研究科

外部評価結果報告書

立命館大学法学部・大学院法学研究科

外部評価委員会

目 次

外部評価委員会 委員名簿	p.3
I 総 評	p.4
II 概評及び提言	
＜法学部＞	
1 理念・目的	p.5
2 内部質保証	p.7
3 教育課程・学習成果	p.10
4 学生の受け入れ	p.15
5 教員・教員組織	p.17
6 研究・社会連携	p.19
＜法学研究科＞	
1 理念・目的	p.22
2 内部質保証	p.23
3 教育課程・学習成果	p.25
4 学生の受け入れ	p.29
5 教員・教員組織	p.31
III 添付資料	
提出資料一覧 法学部	p.34
提出資料一覧 法学研究科	p.39

2022 年度
立命館大学法学部・大学院法学研究科
外部評価委員会 委員名簿

委員長	神戸 秀彦（関西学院大学法科大学院司法研究科 教授）
委員	金澤 真理（大阪公立大学副学長、大学院法学研究科 教授）
	田村 哲樹（名古屋大学大学院法学研究科 教授）
	鈴木 順也（NISSHA 株式会社 代表取締役社長 兼 最高経営責任者）

I 総 評

立命館大学法学部は、1900年に中川小十郎氏が私立京都法制学校を開学したことから始まり、1905年に西園寺公望氏から「立命館」の名を継承し、1913年には私立立命館大学となった。「自由と清新」を建学の精神、第2次世界大戦後は、「平和と民主主義」を教学理念とし、その後の発展を経て、現在、1学年の入学定員（法学部法学科）を720名とし、2021年度には、3,138名の学生を擁している。

実地調査を含む今回の外部評価を通じて、法学部では、上記の①理念・目的のもと、②内部質保証、③教育課程・学習成果、④学生の受け入れ、⑤教員・教員組織、⑥研究・社会連携についていずれも、卓越した取り組みまたは適切な取り組みが行われていることが検証された。③については、学生の問題関心や進路希望に応じた体系的なカリキュラムのもと、1年次では、同一カリキュラムのもとでの小集団（「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」）を含む学習が、2～4年次では、法政展開・司法特修・公務行政特修の3コースの各専門プログラムのもとでの小集団（「専門演習Ⅰ・Ⅱ」、「卒業研究」）を含む学習が旺盛に行われている。さらに、学習の活性化支援や特色のある授業（例えば「自主企画演習」）などの多種・多様な工夫が行われているほか、2020年度は新型コロナウイルス禍・法曹コース導入等の事情により4年後に先送りとなったものの、毎年度の自主点検・評価を踏まえて、原則として4年ごとにカリキュラム改革が実施されている。

次に、立命館大学大学院法学研究科は、1950年に法学および政治学の研究者を養成することを目的として設立され、1994年に高度専門職業人養成のための専修コースが加わった。他方では、2004年には、法務研究科（法科大学院）が、2007年には、公務研究科（公共政策大学院）がそれぞれ開設された。こうした経緯の中で、法学研究科は独自性を発揮しながら、現在、博士課程前期課程（以下、前期課程）60名・博士課程後期課程（以下、後期課程）10名を入学定員とし、2021年度には、それぞれ23名の学生・11名の学生を擁している。

外部評価を通じて、法学研究科では、必ずしも十分に成果の出ていない④学生の受け入れを除き、上記の①理念・目的のもと、②内部質保証、③教育課程・学習成果、⑤教員・教員組織について、全体として卓越した取り組みまたはおおむね適切な取り組みが行われていることが検証された。③については、前期課程では、コースが4つに分けられ、i 研究コース、ii リーガル・スペシャリスト・コース、iii 公務行政コース、iv 法政リサーチ・コースごとに、それぞれの人材（例えば税理士等の高度専門職業人）育成の観点から、それに対応する実務的な専門科目が配置され、多くの学習・研究支援と修士論文の適切な研究指導が行われている。後期課程では、前期課程のi 研究コースに続くかたちで、研究者養成の観点から、多くの研究支援および博士論文の適切な研究指導・評価（例えば評価基準表＜ルーブリック＞による評価）が行われている。

立命館大学法学部と同法学研究科は、2020年度からの新型コロナウイルス禍と法科大学院などの大学院改革への対応が迫られる中で、以前にもまして厳しい状況に置かれているが、今回検証されたように、魅力ある学部・研究科づくりに旺盛に取り組み、注目すべき成果を生み出しており、今後とも、引き続き努力とさらなる成果が期待される。

Ⅱ 概評及び提言

<法学部>

1 理念・目的

<概評>

法学部の目的は、立命館学園全体の理念を定める「立命館憲章」に掲げる「平和と民主主義」の教学理念ならびに立命館大学学則に規定する大学の目的に立脚し、法学部則において「法学および政治学の教育研究を通じて〔中略〕社会の様々な分野で平和と民主主義の実現に貢献できる人間を育成すること」を目的として定めている。また、法学部の教学理念においても「平和と民主主義」に触れており、これらのことから法学部の教育研究上の目的と大学全体の理念・目的との関連性は確保できており、したがって法学部の理念・目的の設定は適切である。

法学部の教育研究上の目的は、法学部則に制定され、適切に明示されている。教学理念、人材育成目的、およびそれらに基づき制定される学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は「学修要覧」にまとめられ、かつ、これに入学受入れ方針（アドミッション・ポリシー）を加えたものは Web サイトに掲載されている。このようにして、学生および教職員に十分に周知され、社会に対して適切に公表されている。また、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）には、立命館憲章における「平和と民主主義」の教学理念が反映されている。ただし、人材育成目的等の学生に対する周知方法については、なお検討の余地がある。

法学部としての中・長期の計画その他の諸施策の策定については、各年度末に、法学部の企画委員会で、全学方針に基づき「教学総括・次年度計画概要」（以下、「教学総括」）が作成され、当該年度の総括と次年度への課題が提示され、それを基礎として通常 4 年ごとのカリキュラムの策定がなされ、将来を見据えて、主に中期的な計画の策定が行われている。その中で、文部科学省・法務省による法曹養成制度の見直しに応じた法曹進路プログラムの設置に伴うカリキュラム改革も 2019 年度から行われ、早期卒業制度の見直しも併せて行われた。このカリキュラム改革を踏まえたカリキュラム・ポリシーの変更はまだ行われていないが、課題として認識されている。現在は、2024 年度の教学改革に向けた検討が進められており、「2024 年度法学部教学改革 骨子案と今後の検討課題」において、その骨子と今後の検討課題が適切に示されている。また、全学の「学園ビジョン R2030 立命館大学チャレンジ・デザイン」を意識し、長期的に取り組むべき諸課題も認識されている。以上のことから、学部における目的等を実現していくため、学部として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策をおおむね適切に設定している。

① 大学の理念・目的を踏まえ、学部の目的を適切に設定しているか。

大学創設に至る経緯を踏まえるとともに戦禍等の経験に学んで、「立命館憲章」は、建学の精神を「自由と清新」、教学理念を「平和と民主主義」と謳っている。これに基づく学則の定め（第 1 条第 1 項）を受け、法学部は、法学・政治学の教育・研究を通じて平和と民主主義の実現に貢献できる人間の育成を目的とすることを定めている（法学部則第 3 条）。以上のことから、大学の理念・目的を踏まえた学部の目的は適切に設定されている。

② 学部の目的を学部則またはこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員および学生に周知し、社会に対して公表しているか。

学部の目的は「法学部則」に明示され、学部構成員に対しては「学修要覧」・新入生オリエンテーション・新入教員ガイダンス等を通じて、また、広く社会に対しては Web サイトを通じて公表されている。しかし、その周知という点では、近年の 3 年間のアンケートでは、「人材育成目的」を知っている者が法学部新入生の約 3 割であり、増加しているとはいえ、全学の数値を下回っている。また、学生の参照のためには、例えば抜粋であっても法学部則を「学修要覧」に掲載するなどの方法も考えられる。以上のことから、学部の目的の明示および公表は適切であるが、学生に対する周知方法についてはなお検討の余地がある。

③ 学部における目的等を実現していくため、学部として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

各年度末に、法学部の企画委員会で、全学方針に基づき「教学総括」が作成され、当該年度の総括と次年度への課題が提示され、それを基礎として通常 4 年ごとのカリキュラムの策定がなされ、将来を見据えて、主に中期的な計画の策定が行われている。その中で、文部科学省・法務省による法曹養成制度の見直しに応じた法曹進路プログラムの設置に伴うカリキュラム改革も 2019 年度から行われ、早期卒業制度の見直しも併せて行われた。このカリキュラム改革を踏まえたカリキュラム・ポリシーの変更はまだ行われていないが、課題として認識されている。現在は、2024 年度の教学改革に向けた検討が進められており、「2024 年度法学部教学改革 骨子案と今後の検討課題」において、その骨子と今後の検討課題が適切に示されている。また、全学の「学園ビジョン R2030 立命館大学チャレンジ・デザイン」を意識し、長期的に取り組むべき諸課題も認識されている。以上のことから、学部における目的等を実現していくため、学部として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策をおおむね適切に設定している。

<提言>

長所

- 1) 各年度末に、「教学総括」が作成されており、当該年度の総括と次年度の課題提示を基礎として、カリキュラムの策定がなされている。
- 2) 大学の教学理念である「平和と民主主義」の実践のための学部基礎科目（「憲法Ⅰ、Ⅱ」）および学部共通科目（「平和学」、「戦後日本政治史」）の専門科目が開講されている。このことに法学部の独自性が発揮されている。

2 内部質保証

<概評>

法学部では、年度ごとに「教学総括」を作成し、それに基づいて次年度の開講方針を策定するという形で、PDCA サイクルを適切に確立している。この「教学総括」の作成にあたっては、企画委員会を中心に記載事項や執筆分担を検討したうえで、多くの教員が主体的に関与することで、学部全体における実施状況および課題が適切に確認されている。何年かの PDCA サイクルを通じて明らかになった教学上の課題については、カリキュラム改革によって対応している。内部質保証のための学部内の組織・体制については、最終的には教授会が責任を持つが、その下に分野別の複数の委員会が設置されている。これらの委員会は、学部内の多様な視点を反映するべく委員選出において分野のバランスが考慮され、相互に連携しつつ、それぞれに割り当てられた課題に取り組んでいる。また、「アセスメント・チェックリスト」によって、学習成果を検証する諸手続きの適切さを確認する仕組みも整えている。さらに、法学部五者懇談会や学生自治組織とのミーティング等を通じて、内部質保証システムへの学生の参画を実現している。さらに、教育課程、3つのポリシー（ディプロマ、カリキュラム、アドミSSIONの各ポリシー）、自己点検・評価報告書、専任教員の専門分野・担当科目等の各種情報は Web サイト等を通じて公開されており、社会に対する説明責任も十分に果たしている。

① 内部質保証のための学部の方針および手続きを設けているか。

各年度において作成される「教学総括」に基づき、内部質保証のための方針が定められている。「教学総括」の作成にあたっては企画委員会を中心に記載事項や執筆分担が検討され、執行部構成員の他に企画委員、世話人、科目担当者等が分担して執筆、複数回の検討・議論を重ねたうえで教授会に附議されている。執行部構成員以外も主体的に策定に関与することで、学部全体における実施状況および課題が適切に確認されている。また、「アセスメント・チェックリスト」を策定し（2020 年度）、学習成果検証のための様々な手続きの適切な遂行を確認する仕組みを整えている。

個別の授業科目に関しては、シラバスは全学の教学委員会で確認された執筆方針に基づく学部としての方針に基づき作成され、執行部での点検、修正指示、教授会への報告を経て公開されている。また、授業の実施にあたっては、例えば複数の教員が同一科目を担当する場合に、担当教員によって極端な差が生じないようにするなど、必要に応じて適切な調整が行われている。成績評価においては、専門科目の評価分布を教授会で報告、相互点検の機会をもつとともに、学生に対しても公表することで公平性、透明性が担保されている。以上のことから、内部質保証のための学部方針および手続きは適切に設定されている。

② 内部質保証の推進に責任を負う体制を整備しているか。

内部質保証の推進に、法学部という組織として責任を負う体制が適切に整備されている。内部質保証の最終意思決定は、執行部が中心となって運営する教授会によって行われる。副学部長および学生主事がそれぞれの担当する実務課題について責任を負い、学部長が学部および全体にかかわる実務に対して責任を負う体制が整備されている。教授会の下に設置されている分野別の常設の委員会の委員構成については、専門分野に偏りが生じないように配慮されており、学部内での多様な視点を反映した形で質保証を行っていく姿勢を見て取ることができる。また、教授会をはじめとする各種会議は、教員の多様性やライフスタイルに鑑みて、実施時間帯や長さなどについて配慮・工夫を行っている。以上のことから、内部質保証の推進に責任を負う体制は適切に整備されている。

③ 方針および手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

学部則に定める教育研究上の目的に基づいて、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）、および入学受入れ方針（アドミッション・ポリシー）が制定されている。また、これらのポリシーに基づいて、カリキュラム・マップとカリキュラム・ツリーも作成されている。これらは、「学修要覧」や Web サイトを通じて、学生に周知されるとともに、学外にも公表されている。

また、カリキュラムの適切性の点検は、各年度の実施状況および改善の方向性を「教学総括」にまとめたうえで、次年度の各科目・取り組みの担当者が当該年度の実施方針を確認したうえで実施し、当該年度の実施にあたっての成果・課題を次年度の教学統括案に記載したうえで議論し、必要に応じて次年度の実施方針に反映させるという形で PDCA サイクルが形成されているほか、外部評価等による指摘にその都度適切に対応し、法学部五者懇談会や学生自治組織とのミーティングなどによる学生からの意見聴取と対話にも誠実に取り組むことを通じて、的確に行われている。

なお、教学改革・カリキュラムの再検討を原則として 4 年に一度のサイクルで行っていることには、教育の質の点検という点で意義があるとはいえ、自己点検・評価報告書でも述べられているように、いくつかの問題もあり得るため、その周期の適切性についてなおも検討が必要と思われる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

法学部 Web サイトにおいて、教育課程、3 ポリシー、自己点検・評価報告書、専任教員の専門分野・担当科目等の情報が公開されている。また、各授業科目のシラバスも、基本的にオンラインで学外者でも閲覧できるようになっている。さらに、全学の研究者学術情報データベースで、各専任教員の研究活動・教育活動を知ることができる。なお、重要な情報の公表に関しては、事前に執行部で確認のうえ、必要に応じて教授会にも提起するなど、必要な対策が取られている。以上のことから、法学部の活動状況等は適切に公表され、社会に対する説明責任を十分に果たしていると考えられる。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

法学部の内部質保証は、学長が率い担当副学長が委員長を務める大学の自己評価委員会のもとで全学的な内部質保証組織体制の中に位置づけられ、学部による「教学総括」が点検・評価されている。専門分野別外部評価も受けており（前回は 2014 年度）、その結果は全学自己評価委員会に報告され、Web サイトで公表される。また、法学部五者懇談会や学生自治組織とのミーティング等を通じて、学生からの意見聴取を行い、内部質保証システムへの学生の参画を実現している。以上のことから、内部質保証システムの適切性に対する定期的な点検・評価は適切に実施されており、また、改善・向上に向けた取り組みも実施されている。

<提言>

長所

- 1) 内部質保証に関する最終的な意思決定を教授会で行い、責任体制を明確にすると同時に、案件ごとに多彩な専門領域の構成員が参画する委員会体制を組み、フィードバックを図っている。
- 2) カリキュラムの検証において、方針策定、実施、改善およびその実践と PDCA サイクルを形成し、

外部評価等による指摘がなされる度に適切に対応している。また、学生自治組織とのミーティング等による意見聴取を通じて、学生からの意見や要求にも開かれている。

3 教育課程・学習成果

<概評>

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）については、7項目の教育目標が明示され、「学修要覧」や支援システム manaba+R・Web サイトにおいて、学生・社会に公表されている。

教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）については、A) 教養科目・B) 外国語科目・C) 専門科目を i 必修科目・ii 選択科目・iii 自由科目・iv 登録必須科目として学ぶこととされている。

1 年次での同一カリキュラムでの小集団を含む学修と、2 年次以降に選択される法政展開・司法特修・公務行政特修の3つの各コースでの小集団を含む学修がなされ、2 年次以降は、法学部英語副専攻の制度があり、また、大学院進学学生のための早期卒業の制度がある。

授業科目の開設、教育課程の体系的な編成については、1) カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーが明示され、科目ナンバリングもなされ、2) 2～4 年次までの上記法政展開・司法特修・公務行政特修の3つの各コースにおける専門化プログラムが配置されている。3) 1 年次の導入教育である「基礎演習 I・II」と学部基礎科目が、4) 3 年次の「専門演習 I・II」と4 年次の「卒業研究」が配置され、「専門演習 I・II」、「卒業研究」は登録必須とされる。さらに、5) グローバル化に対応して、2 年次以降の外国語の副専攻、1 年次秋学期以降の留学プログラムがあり、6) 卒業生による「社会に生きる法」等のキャリア形成科目、実習科目がある。

学習の活性化、効果的な教育については以下のとおりである。1－1) 学びの枠組み・制度として、学部・全学の学生アンケートによる授業外学習時間が把握され、1－2) 単位の実質化措置として、履修登録上限単位数が年 46 単位に制限され、さらに、1－3) シラバス内容の点検・確認、複数クラス開講科目の授業内容共通化、適正な授業規模の確保（400 名超の講義科目では複数開講、小集団では 30 名標準、「専門演習 I・II」と「卒業研究」では 16 名）、が行われている。次に、2) 学習支援として、単位僅少者の面談、成績不振者のための学習会、入学時に配布される「学びマップ」と学生が担当教員に提出する「定点観測」が実施され、学習施設（存心館）の全面改修も行われた。3) 特色ある授業として、司法特修の「法務実習」や公務行政特修の「公共政策実習」や、3 年次以上の学生が自主的に授業計画を企画立案する「自主企画演習」があり、4) 学習活性化の支援には、ゼミ論文集である「3 回生専門演習論文集」や主に卒業論文を掲載して刊行される「立命館法学別冊学生論集」が、優秀な学生向けの「西園寺記念奨学金」・「+R 学部奨学金」、小集団の学習活動向けの「学びのコミュニティ学外活動奨励奨学金」がある。5) 法学研究科進学支援には、学部学生が研究科科目を履修できる「早期履修制度」があり、6) 新型コロナウイルス禍については、オンライン授業や成績評価方法の対応が行われた。

成績評価、単位認定および学位授与については、1) 成績評価は A+・A・B・C・F の 5 段階であり、2) 定期試験・レポート試験・平常点評価の割合は、事前にシラバスで明示され、シラバス点検の対象とされる。3) F の割合に基準はないが、A+～C の各比率には申し合わせがあり（相対評価）、4) 評価結果は教授会に報告され、定期試験（学生 50 名以上）では学生にも公表され、出題意図や講評も学生に公開される。5) 成績発表後に、学生から成績に関する照会がなされる成績確認制度があり、6) 卒業要件は「学修要覧」に明示されて説明されており、卒業判定は事務室・委員会・教授会により決せられる（卒業合格者 668 名＜＝卒業率は在学者比で 79.1%＞、2021 年度）。

学生の学習成果については、「アセスメント・チェックリスト」が用意され、リスト掲載の客観データの他に、学生アンケートなどの主観データをもとに把握・評価が行われる。これらを用いて、7 つの学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）（または4つの「学びのプロセス」）における個々の目標

の達成度の解析・検証が行われる。

教育課程等の適切性の定期的な点検・評価とその改善・向上に向けた取り組みについては、毎年度の「教学総括」の分析・検証に基づき、通常4年ごとに次期カリキュラム改革が実施されている。ただ、現カリキュラムは2016年度からのものであり、2020年度の改革は、新型コロナウイルス禍に伴う事情や法曹コース導入等の事情により先送りされた。そして、次期の改革は2024年度の予定であるが、現在のカリキュラム・学生の状況などを適切に踏まえた改革を進める予定である。外部の認証評価についても、2018年度機関別認証評価を受けて全学委員会のもとに改善され、2014年度外部評価指摘事項の4点も改善された。特徴的なのは学期ごとの五者懇談会であり、同会は、定期試験過去問題の公開期間の改善案を出す契機となっている。

以上、いずれの点についてもおおむね適切な取り組みが行われている。

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

法学士の授与についての学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が定められて7項目の教育目標が明示され、「学修要覧」において、さらには支援システム manaba+R・Web サイトにおいて、学生および社会に対して公表されている。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づく教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が定められ、これに基づき、カリキュラムの基本構造に即して、学生は、①教養科目・②外国語科目・③専門科目について、i 必修科目・ii 選択科目・iii 自由科目・iv 登録必須科目として、各自の意欲・関心に沿って主体的に学ぶこととされている。そして、1年次での同一カリキュラムでの学修（小集団授業を含む）と、2年次以降に選択される法政展開・司法特修・公務行政特修の3つの各コースでの学修（小集団授業を含む）が行われることとされている。さらには、副専攻として2年次以降は法学部英語副専攻が設置されてそれに即した選択が可能とされ、また、大学院進学を目指す学生等のためには早期卒業の制度も設置されて進路に即した科目選択が可能とされている。これらの教育課程の編成は、「学修要覧」・manaba+R・Web サイトに公表されている。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）のもとで、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーが明示され、それと共に、科目のナンバリングもなされ、また、2年次から4年次までの法政展開・司法特修・公務行政特修の3つの各コースにおける専門化プログラム（例：「法政展開」では「生活・環境」・「自由・人権」ほかの6つのプログラム）が配置されている。そして、1年次における導入教育としての「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」と学部基礎科目が配置され、3年次における「専門演習Ⅰ・Ⅱ」と4年次における「卒業研究」が配置され、「専門演習Ⅰ・Ⅱ」、「卒業研究」は登録必須の扱いとされている。さらには、グローバル化に対応して、2年次以降の法学部英語副専攻と非英語の全学副専攻、1年次秋学期以降の学部独自の留学プログラムと全学の留学プログラムの履修が可能であり、学生の社会的・職業的自立のため、卒業生がゲストスピーカーとなる「社会に生きる法」などのキャリア形成科目と実習科目の履修が可能となっている。以上、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいた授業科目が開設され、かつ教育課程も体系的に編成されていると考えられる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

学習活性化・効果的な教育のための措置として、以下のような様々な措置が行われている。1－1) 学びの枠組み・制度に関しては、授業外学習時間の促進の工夫として、学部の授業毎のアンケートの実施・全学の「学びと成長調査」による授業外学習時間の把握がなされている。1－2) 同じく学びの枠組み・制度に関して、単位の実質化を図る措置における指摘（履修登録上限単位数については、2014 年度外部評価（委員長・村田尚紀関西大学教授）を踏まえて年 50 単位から年 46 単位に制限された。1－3) 同じく学びの枠組み・制度に関して、シラバス内容の点検・確認、複数クラス開講科目の授業内容共通化、適正な授業規模の確保（400 名超の講義科目場合は複数開講、小集団科目は 30 名標準、「専門演習Ⅰ・Ⅱ」および「卒業研究」は 16 名）、が行われている。2) 学習支援に関しては、単位僅少者の面談、成績不振者のための学習会、入学時に配布される「学びマップ」と学生がそこに記載して担当教員に提出する「定点観測」の実施、学習施設（存心館）の全面改修が行われている。また、3) 特色ある授業として、司法特修における「法務実習」や公務行政特修における「公共政策実習」と共に、3 年次以上の学生が自主的に授業計画を企画立案する「自主企画演習」（例：司法特修学生による憲・民・刑法）があり、また、4) 学習活性化の支援制度としては、学生のゼミ論文を刊行する「3 回生専門演習論文集」や主に卒業論文を掲載して刊行される「立命館法学別冊学生論集」などがある。さらには、奨学金として、優秀な学生に対して支給される「西園寺記念奨学金」や「+R 学部奨学金」、小集団の学習活動に対する「学びのコミュニティ学外活動奨励奨学金」（正課科目）、正課科目以外の成果に対する「法学部同窓会表彰制度」がある。5) 大学院（法学研究科）進学に関しては、同研究科の広報活動への協力や、学部学生が同研究科の科目を履修できる「早期履修制度」への協力が挙げられ、6) 新型コロナウイルス禍に関しては、2020 年度春学期から今日まで、オンライン授業・成績評価方法などについて、教学水準の維持のための最大限の対応が行われており、例えば 2022 年度は原則対面講義であるが、一斉休講・オンライン講義が行われた 2020・2021 年度には、学生に対する支援金の給付やネットワーク機器の無償貸与などが行われた。以上、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置をおおむね適切に講じられていると考えられる。

⑤ 成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っているか。

まず、成績評価のランクについては、A+（90 点以上）・A（80～89 点）・B（70～79 点）・C（60～69 点）・F（60 点未満）の 5 段階、とされている。次に、評価の方法は、定期試験・レポート試験・平常点評価であるが、その 1 つかまたは複数によるか、また、その割合については、事前にシラバスで明示され、かつシラバス点検の対象とされている。そして、この場合の F の割合に統一基準はないが、A+から C の各比率には、学部として一定の目安が申し合わされており（相対評価）、評価の結果は、教授会に報告され、定期試験（登録者 50 名以上）では学生にも公表され、試験問題の出題意図や解答の講評も学生に公開されている。また、成績発表後に、一定の事由のもとで、学生から担当教員に対して成績に関する照会がなされる成績確認制度がある。さらに、卒業要件については、「学修要覧」に明示され、入学時に説明がなされており、卒業の合否判定については、1 人ひとりにつきまず事務室により、次に学部の卒業判定委員会により、最後に教授会において確認の決議が行われる（卒業合格者 668 名＜＝卒業率は在学者比で 79.1%＞、2021 年度）。以上、成績評価、単位認定および学位授与はおおむね適切に行われていると考えられる。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握および評価しているか。

学習成果の適切な把握・評価をする仕組みとして、学部の「アセスメント・チェックリスト」が用意され（2020 年度策定）、同リスト掲載の客観データの他に、学生アンケートなどの主観データをもとに（合計 13 個）、こうした把握・評価が行われている。用いられる具体的なデータとしては、客観的データである「成績評価」（成績評価分布・単位修得状況）、主観的データである「学びと成長調査」（全学）・「学生実態アンケート」（学部）・授業科目ごとの「授業アンケート」である。そして、こうしたデータを用いて、7つの学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）（またはこれに対応する4つの「学びのプロセス」）における個々の目標の達成度の解析・検証が行われている。以上、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に明示した学生の学習成果は、おおむね適切に把握および評価されていると考えられる。

⑦ 教育課程およびその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程等の定期的な点検・評価については、まず、毎年度の「教学総括」の分析・検証に基づき、通常4年ごとに次期カリキュラム改革が実施される。ところが、現カリキュラムは2016年度から運用されているが、2020年度は新型コロナウイルス禍や法曹コース導入等の事情により先送りになり、次期改革は2024年度となった。具体的な改革課題としては、2回生における学部基礎科目の履修率、法政展開の専門化プログラムの履修率、法政展開の小集団科目の配置、履修登録単位の通年設定についてであるが、これらについては「教学総括」その他により難点が指摘されており、それを受け2024年度の改革時に改善が行われる予定である。次に、外部の認証評価だが、2018年度機関別認証評価を受け、指摘された事項は全学自己評価委員会・同教学部会のもとに改善され、また、2014年度外部評価において指摘された4点の事項の改善がなされた。なお、特徴的なのは、学期ごとに学部の「五者懇談会」（法学部学生自治会・オリタერთと法学部執行部・事務室職員の間での懇談会）であり、2021年度開催の同会は、定期試験過去問題の公開期間に関する改善案を出す契機となって有効に機能している。以上、教育課程およびその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価が行われ、また、その結果をもとに改善・向上に向けた適切な取り組みが行われていると考えられる。

<提言>

長所

- 1) 教育課程等の定期的な点検・評価として、毎年度の「教学総括」の分析・検証に基づき、通常は、学生が入学後4年を経過する4年ごとに次期のカリキュラム改革が実施され、直近の改革は約6年前の2016年度に実施されたものではあるが、2024年度には次期改革が行われる予定である。
- 2) カリキュラムの基本構造に即して、学生が、意欲・関心に沿って自主的・主体的に学べるよう体系的で多彩な科目を開設し、かつ自覚的な学習の機会も設けて学習を促進し、客観的データ・主観的データを用いて多面的に学習成果を把握し、教育面におけるPDCAサイクルの機能化を図っている。
- 3) 学生との関係では、1) 学習を活性化する様々な措置として、「自主企画演習」が設置・実施され、また「3回生専門演習論文集」が刊行されている点、および、2) 学期ごとに学生自治組織などとの意見交換の場である「五者懇談会」を開催して教学改善に活用しようと努め、そ

れが意見交換の場として有効に機能している。

4 学生の受け入れ

<概評>

法学部は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた法学・政治学の専門教育を受けるために必要な学力水準や能力を含む学生の受入方針（アドミッション・ポリシー）を定め、Web サイトや入学試験要項に明示して公表している。協定校との「法教育プログラム」のように、高大連携・接続を試みるなど、多様な選抜方法で学生を受け入れる制度を用意し、かつ、募集の方法も工夫している。入学者選抜は、運営体制を適切に整備することで公正な入学試験を実施している。選抜の結果、定員・在籍者数は適切な範囲におさまっている。また、入学試験の方針については、執行部、委員会、教授会における複数回の検討、審議を受け毎年点検を行っておりおおむね適切な取り組みがなされていると評価される。

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

法学部は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた法学・政治学の専門教育を受けるために必要な学力水準や能力を含む学生の受入方針（アドミッション・ポリシー）を定め、Web サイトや入学試験要項に明示して公表している。さらに、入学試験方式別の入学試験要項を作成し、広く周知を図るほか、例えばオープンキャンパス等で動画による説明を行う際には、「法学・政治学の専門教育を修めるのに必要な素養」をわかりやすく伝えるよう努めている。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集および入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

法学部は、学生の受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、多様な学生を受け入れるための選抜方法を設け、学力を主たる指標とする一般選抜のほか、学校推薦入学試験、総合型選抜、さらに外国人留学生入学試験等の多彩な選抜方法を設けている。学校推薦入学試験では、協定校推薦入学試験で、高大連携の取り組みとして、「法教育プログラム」の実施が特徴をなしている。各種入学試験の学生募集方法および選抜制度等については出願資格、出題範囲等を公表したうえで、文部科学省による入学者選抜実施要領等に沿った体制を整備し、全学および学部において、責任の所在を明確にした公正で厳正な入学試験体制を確立している。また実施においても選抜におけるプロセスを円滑に進め、チェックできる体制を整備している。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

学内外の状況に鑑み、法学部が求める学力、特質を持つ学生の確保の観点から定員を設定しており、2018年度に定員を790名から755名に変更し、2019年度以降720名に削減した（グローバル教養学部創設に伴うもの）。多様な選抜方式による入学者数は、それぞれ文部科学省の定員の管理に従って決定され、定員に対する比率は適正範囲に収まっており、在籍学生数も適切に管理している。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

入学者選抜の定員設定や入学試験政策は、全学の方針に従い、多様な観点から点検・評価を行い、制度

の検討、改廃を議論している。2023 年度入学試験方針では、法学部が取り組んできた入学試験政策と個別の施策が功を奏し、法学部が求める入学者数と学生層をおおむね順調に確保してきていると評価している。近時また、応募者数が低下し、入学後の単位修得率・GPA の低下など課題が多かった AO 入学試験を廃止するなど、具体的な改善に向けた取り組みもなされている。

＜提言＞

長所

- 1) 多様な学生を受け入れるための選抜方法を設け、特に学校推薦入学試験では、協定校推薦入学試験で、高大連携の取り組みとして、先駆的と思われる「法教育プログラム」を実施している。

5 教員・教員組織

<概評>

法学部では、ジェンダーバランスにも配慮し、多様な人材を擁して教員組織を編成する全学の指針を踏まえ独自の教員組織の編成方針を定め、この編成方針に従って、教育研究活動を展開するための適切な人材を具体的に応募資格に掲げ、求める教員像を明示している。この編成方針に従い、採用、昇任等の個別の人事を所定の手続に従い人事選考にかかる委員を領域の偏りなく選任し、段階的に進めて透明性を確保している。教員の資質向上のために多彩な FD 活動を実施し、長期的な人事方針に照らして人事に関する点検・評価を行っている。全学のダイバーシティ&インクルージョン推進室の目標数値には届かないが、それだけで人事政策に問題があるとはできない。特に以下の点は評価される。①教員組織の適切な編成について、十分な専任教員数を確保したうえで、水準、(女性教員比率も含め)多様性も維持されて、教員の担当授業時間についても若手育成に配慮しつつ均衡を保ち、教員枠の適正を維持している。②教員の資質向上や研究交流に資する多彩な FD 活動が定期的に行われていることである。一方で専門教員はやや高年齢層に偏りが見られたり、ST 比が全学平均と比較してかなり高い水準にある等の課題もあるが、外部評価による指摘には改善が試みられ、全体としておおむね良好なレベルで適切な取り組みが行われていると評価できる。

① 大学および学部理念・目的に基づき、学部として求める教員像や教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

建学の精神、教学の理念を示す大学における指針を踏まえた「立命館大学教員選考基準」に沿って、法学部は、教員に求める教育研究上の能力、資質を明示し、教員募集においても教員募集要項に「立命館憲章、建学の精神、教学理念および法学部の教育研究上の目的等を理解し、高等教育・研究に携わる者としての社会的責務を自覚し、法令遵守はもとより、基本的人権を尊重し誠実かつ公正に職務を遂行し、高い倫理性と社会的良識に則って行動できる」という応募資格を掲げ、求める教員像を明示している。

教員編成に関する方針は教授会において学部長の発議で検討され、この編成方針に従い、個別の人事は所定の手続に沿って進められる。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

法学部では、教員組織の編成方針に従い、教員組織を構築している。専任教員数は、設置基準を満たしている。ジェンダーバランスや法曹資格、官公庁、民間企業等における実務経験等をも考慮し、多様な人材確保に努めている。このうち女性教員比率(女性教員数)については、大学の定める目標には届かないものの、25.4%という、法学部として見ると評価すべき比率となっている。一方で年齢構成の点では 50 代および 60 代の教員が過半数を占めている点については、将来的な世代交代を念頭に年齢構成を検討する余地がある。さらに ST 比が全学平均と比べておよそ 2 倍(2020 年度全学平均 25.3 に対して法学部 50.3)となっており、教学の質確保という観点からは改善が望まれる。担当授業時間との関係では、「学部(学士課程)教学ガイドライン」の年 10 コマの基準超過が発生し、「過渡的に」基準を年 12 コマに変更している状況にあるが、担当教科に即した教員組織編成は、学位授与に必要な専門科目および教養科目のバランスが考慮されており、全体として教員組織の編成はおおむね適切と評価できる。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

法学部では、全学の教員選考、任用・昇任に関する規程、ガイドラインに従って、所定の手続に従って人事選考にあたる委員を選任したうえで採用、昇任等を行っている（昇任に関しては法学部教授昇任規程による）。人事選考にあたる委員は分野のバランスを考慮して選任され、段階的に選考を進め、透明性を確保している。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上および教員組織の改善・向上に繋げているか。

法学部では、毎年1～4回（2016～2021年度実績）行われるFD懇談会をはじめとして、教育方法にとどまらず、ハラスメント防止研修から、教員交流に資する「ランチタイム法政研究会」にいたるまで、組織的・多面的な教員の資質向上のための多彩な取り組みを全学の委員会と連携して（新型コロナウイルス禍で一部は中止したもの）実施している。FDの推進は関連の委員会が問題意識を共有して活動状況等を教授会で報告するほか、FD懇談会を通じて構成員相互に課題を共有している。

⑤ 教員組織の適切性について、定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

法学部では、語学担当教員も含め、全学の教員組織整備計画を指針として定期的に人事政策を展望し、女性教員の採用に留意するなど、多面的に人事体制の改善・評価を行っている。近時、必要な科目体系とそれを支える人員体制という見地から、1）法科大学院の教員充実のため常任理事会承認（2014年度）のもと法科大学院に貸し出していた3.5名の人事枠について再び2022年度から法学部に戻す、2）2021年度末の定年退職者3名について「同一分野後任補充」とする等の取り組みを行った。

<提言>

長所

- 1）法曹資格、官公庁、民間企業等の実務経験等をも考慮し、多様な人材確保に努めている。
- 2）全学の目標数値には届かないものの法学部としては高い数値と評価される女性教員比率を達成し、かつ維持している。
- 3）組織的・多面的な教員の資質向上のため、「ランチタイム法政研究会」等の特徴的な会合も含め、多彩な取り組みを、全学の委員会と連携して継続的に実施している。

改善課題

- 1）法学部における専任教員1名（特任含む）あたりの学生数（ST比）は、2020年度50.3（2022年度は49.8）と全学の数値を大きく上回り、少人数教育の実施に工夫を要するとも見られる。これに対し、少人数教育の充実をはかる方策として、3回生「専門演習Ⅰ・Ⅱ」の他に4回生「卒業研究」を別時間開講にすることとしたが、2018年度以来、「学部（学士課程）教学ガイドライン」の示す持ちコマの基準の超過が発生している。学部教員による改善の努力は評価に値するが、特定部局に過剰な負担を生じないよう、全学的視座に立った解決が求められる。
- 2）全学のダイバーシティ&インクルージョン推進室の目標数値には達しないものの、法学部としての女性比率は他大学と比しても高いと評価される。もっともダイバーシティの理念に資するためには、全学目標達成の努力を今後も続けることが望ましい。

6 研究・社会連携

<概評>

法学部の教育研究活動に対する環境整備については、全学のビジョンである「学園ビジョン R2030 立命館大学チャレンジ・デザイン」およびその実現のための中期計画である「立命館大学第4期研究高度化中期計画（2021～2025年度）」に基づき、研究費の助成制度や研究室の確保、出版助成等の支援が幅広く整備されている。研究期間の確保においても、時間割編成上の工夫に加え研究専念期間の取得も認めており、それらの成果として科研費の新規採択件数において比較的高い順位となっている。

研究倫理の遵守にあたっては「立命館大学における公的研究費の管理に関する規程」第3条および「立命館大学研究活動不正行為防止規程」第4条に基づきコンプライアンスならびに倫理に関する責任者および副責任者を選任するとともに、公的研究費を応募または受給する教職員に対してeラーニングによる研修を義務付け、修了証書の提出を義務付けることで実効性の確保に努めている。さらに、研究環境については全学の取り組みを通じて毎年度レビューが行われ、個人研究費については研究状況が毎年提出され、学部長の確認を受けている。教員の研究状況は年2回発行される立命館ロー・ニューズレターを通じて公開され、相互の情報交換および評価することが可能である。

社会連携・社会貢献に関する全学の方針は前述の学園ビジョンにおいて掲げられており、国や地方自治体、その他団体の外部委員等への就任による専門性を活かした貢献に加え、教学においてもキャリア形成科目や学部独自の海外留学プログラムの実施を通じた外部との連携として実現されている。一方で、法学部としての方針、考え方は1995年に発刊されたニューズレターで示されて以降数十年が経過しており、この間の社会情勢や大学の在り方の変化および学園ビジョンに即した今日的な考え方を改めて示されることが望ましい。

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

2030年までの長期計画として掲げられている「学園ビジョン R2030 立命館大学チャレンジ・デザイン」およびその実現に向けた「立命館大学第4期研究高度化中期計画（2021～2025年度）」により、全学における研究活動における大目標およびその整備に向けた考え方が適切に示されている。

これに対して、法学部における研究環境に対する考え方は、1995年に発刊された法学部ニューズレターにおいて「研究・教育の『客観化（自己評価）』『開放化』に従来にも増して努力」し、各機関、諸領域との交流を深める姿勢が当時の学部長のメッセージとして明示されているが、当該ニューズレターの発刊から25年以上が経過しており、社会情勢や大学の在り方などの変化および学園ビジョンに即した考え方を改めて明示することが望ましい。

② 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

全学の研究高度化推進制度に基づき、資金面での助成や専任教員に対する研究室の確保など研究特性に応じた支援が行われている。また法学部および法学研究科に関する取り組みとして出版助成や研究会や学会、セミナー等の開催支援やその他研究活動に対する支援活動である法学アカデミーも実施されている。さらに、専任教員の研究時間を確保するための施策として週に1日は授業日を設定しないようにするといった時間割編成上の工夫がなされている。

このような研究支援の結果、2021年度の科研費の新規科研費獲得件数は「法学及びその関連分野」において9位（私学では2位）と高い順位となっており、一定の成果が上がっていると考えられる。

③ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

「立命館大学における公的研究費の管理に関する規程」に基づき制定されている立命館大学公的研究費不正使用防止計画に従い、コンプライアンス教育や啓発活動が行われている。具体的には、公的研究費の管理に向けて当該規程および「立命館大学研究活動不正行為防止規程」に基づきコンプライアンス推進責任者、研究活動不正行為の防止に向けて倫理教育責任者がそれぞれ設けられ、法学部においてはいずれも学部長を責任者、副学部長（研究担当）を副責任者に充て、コンプライアンスと倫理に関する体制を整備している。

また、公的研究費を応募または受給する教職員に対しては 90 分間の e ラーニングの受講および修了書の提出を求める等、不正行為の未然防止に努めている。さらに、研究費は一定額以上の購入は台帳管理が行われるとともに、内部監査（モニタリング監査）の対象とされている。

④ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

科研費の申請および採択結果の状況については全学の取り組みとして毎年度集計され、科研費獲得推進の取り組みについてレビューが行われている。個人研究費についても毎年度研究状況に関する報告書の提出が義務付けられており、その内容は学部長の確認を受けている。研究状況は年 2 回発行される立命館ロー・ニューズレターに掲載され、教員による総合の情報交換および評価に寄与している。

評価結果に基づく改善の取り組みとしては、研究支援を目的とする法学アカデミーの運営方法（費用負担の見直し）など、必要な改正が行われている。

⑤ 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

全学のビジョンである「学園ビジョン R2030 立命館大学チャレンジ・デザイン」において「世界中の大学や研究機関、政府・自治体、産業界や地域社会とも連携して社会課題の発見・解決、新しい価値の創出に向けた研究に取り組む」ことを掲げており、学内外に広く公表している。

法学部の社会連携・社会貢献に対する考え方についても、立命館ロー・ニューズレター発刊にあたり当時の法学部長のメッセージとして表されているが、上記①で既に指摘したとおり発刊から 25 年以上が経過しており、こちらも今日的な考え方を改めて明示することが望ましい。

⑥ 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

国や地方自治体およびその他各種団体の外部委員等に多数就任し、専門的知見を活かした社会への還元を行っている。

また、教学関係では法学部のキャリア形成科目において学外との連携（OB・OG による講義、特修における有資格者からの指導、実習など）を図っている。国際的な教学連携においても、法学部独自の海外留学プログラムを複数実施している。

⑦ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学外委員への就任は教授会の承認事項とすることで教育研究活動とのバランスを確保し、教員の負担が

過度にならないよう配慮されている。また、外部との連携により実施されるキャリア形成科目および学部独自の海外留学プログラムについては毎年の「教学総括」においてその成果の検証および改善箇所の分析が行われている。

<提言>

長所

- 1) 研究活動促進のための基盤たる予算が組まれ、研究特性に応じた全学の研究推進制度が用意されているほか、法学部における研究室の設備や図書経費、出版助成等多彩な支援制度が設けられている。
- 2) 法学部・法学研究科は、他の社会科学系学部・研究科と比べても比較的学内競争的研究費の比率が高く、また、科研費をはじめとする外部資金の獲得にも積極的である。
- 3) 国や地方公共団体をはじめ各種団体の外部委員等に多数就任し、専門的知識を活かした役割を果たしている。また、各種の講演活動において講師を務めるほか、国際的な教学連携にも寄与している。

＜法学研究科＞

1 理念・目的

＜概評＞

法学研究科では、大学の理念である「平和と民主主義」を踏まえて、法学・政治学分野における人材育成目的が定められ、かつ公表されている。この目的は、教職員と大学院生には「学修要覧」を通じて、また、社会に対しては Web サイトを通じて、広くかつ適切に公表されている。また、将来を見据えた中・長期の計画については、コース再編を伴うカリキュラム改革を既に実施したほか、全学の「学園ビジョン R2030」の実現に向け、その中で掲げられた政策目標に対応する授業科目の開設などの取り組みも行われており、今後さらに工夫・検討の余地はあるものの、おおむね適切に遂行されていると評価できる。

① 大学の理念・目的を踏まえ、研究科の目的を適切に設定しているか。

法学研究科は、「学修要覧」に記載の「理念・目的」において、「平和と民主主義」という大学の教学理念を踏まえることを謳っている。そして、この理念を踏まえつつ、法学・政治学分野における人材育成目的を定めている。したがって、大学の理念・目的を踏まえた研究科の目的設定は、適切に設定されていると評価できる。

② 研究科の目的を研究科則またはこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員および学生に周知し、社会に対して公表しているか。

法学研究科の目的は、立命館大学法学研究科研究科則の第2条において「教育研究上の目的」として適切に明示されている。また、教職員と大学院生には「学修要覧」を通じて、また、社会に対しては Web サイトを通じて、適切に公表されている。したがって、研究科の目的は適切に明示され、また周知・公表されている。

③ 研究科における目的等を実現していくため、研究科として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

法学研究科では、2016年に大きなカリキュラム改革を実施し、コースの再編を行った。現在は、全学の「学園ビジョン R2030」が掲げる政策目標の中の「グローバル社会への主体的貢献」や「テクノロジーを活かした教育・研究の進化」を実現するための工夫が必要とされている。これについては、例えば英語で実施されている授業科目「法政専修英語」などの方策がすでに実施されているが、さらなる議論が必要だと認識されている。以上のことから、研究科としての中・長期の計画その他の諸施策はおおむね適切に実施または検討されている。

＜提言＞

なし。

2 内部質保証

<概評>

法学研究科の内部質保証は、毎年度作成の詳細な「教学総括」を中心に設計されており、当該年度の取り組みに対する点検・評価とその結果を踏まえて次年度の方針を策定することとで、PDCA サイクルを回転させている。目標の達成度を評価するための方策として、2021 年度に整備されたばかりではあるが、12 項目の「アセスメント・チェックリスト」も整備している。内部質保証に最終的な責任を負う場としては研究科委員会があり、執行部会議および大学院教務委員会と連携する体制をとっている。研究科長、大学院担当副学部長、大学院教務委員会のメンバーは、キャリアや専門分野を考慮して決められている。そのほか、大学院生との意見交換や交流の機会を設けることで内部質保証への学生の参加を確保するとともに、研究者学術情報データベース等の教育研究活動に関する情報の Web サイト等を通じた公開や専門分野別外部評価の指摘への対応などを通じて、広く社会に対する説明責任も果たしている。以上のことから、内部質保証のための取り組みは、高いレベルにあると評価できる。

① 内部質保証のための研究科の方針および手続きを設けているか。

毎年度末に教学総括を作成することを通じて、当該年度の教学の点検・評価を行うとともに、次年度の方針を策定することで、PDCA サイクルが機能する仕組みを整えている。また、2021 年度に作成された全学のアセスメント・ポリシーを踏まえ、12 項目にわたる「アセスメント・チェックリスト」を策定し、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）等で示された目標の達成度を評価する仕組みが構築されている。以上のことから、内部質保証のための方針および手続きは適切に設定されている。

② 内部質保証の推進に責任を負う体制を整備しているか。

内部質保証に最終的な責任を負う場として研究科委員会があり、執行部会議および大学院教務委員会と連携する体制をとっている。研究科長、大学院担当副学部長、大学院教務委員会のメンバーは、キャリアや専門分野を考慮して決められている。以上のことから、内部質保証の推進に責任を負う体制は、適切に整備されている。

③ 方針および手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

法学研究科における 3 ポリシーを教学の点検・評価の指針に据え、毎年度の「教学総括」に基づき、大学院課程において必要と思われる見直しを行っている。また、2014 年度に実施した前回の専門分野別外部評価委員会による指摘にも対応し、博士論文を評価するための評価基準表（ルーブリック）を改訂している。したがって、方針および手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能していると評価できる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

教員の研究活動は研究者学術情報データベースへの入力により公表されている。当該データベースへの入力は研究者自身が行うが、掲載内容が 5 年ごとに実施される「大学院担当資格審査」における審査資料として使用されるため、研究科として確実な入力を促している。また、教育内容については、研究科による確認のうえでオンラインシラバスを通じて学内外に公開されている。これらのことから、研究科における教学の状況等はおおむね適切に公表され、社会に対する説明責任を果たしていると言える。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

毎年度の教学総括とそれに基づく次年度の開講方針の策定によって、研究科における内部質保証システムの適切性を、定期的に点検・評価している。また、内部質保証に院生の声を反映する努力も行われている。例えば、「全学協議会」において院生の自治組織である「院生協議会連合会」が提起する課題を法学研究科でも共有し対応を試みているほか、法学研究科院生との交流を通じた課題の発見と改善にも努めている。以上のことから、内部質保証の適切性について定期的に点検・評価が行われており、その結果をもとにした改善・向上に向けた取り組みも適宜行われている。

<提言>

長所

- 1) 全学のアセスメント・ポリシーを踏まえて、全 12 項目から成る「アセスメント・チェックリスト」を策定し、教学のより確実な点検・評価・改善の実施に繋げようとしている。
- 2) 院生の自治組織「院生協議会連合会」からの課題提出を受けたり、アンケートや院生との交流企画をととして学生の要望に対応するなど大学院生の意見を積極的に取り入れようとしている。

3 教育課程・学習成果

<概評>

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）ともに学位ごとに定められ公表されており、具体的には、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）では、課程（前期課程・後期課程）ごとにはもちろんであるが、それだけでなく、コース（前期課程における i 研究コース、ii リーガル・スペシャリスト・コース、iii 公務行政コース、iv 法政リサーチ・コース）ごとに定められ公表されている。ただ、その記載内容（＜教育目標＞の部分）が一見してわかりにくいので、わかりやすい内容にすることが望まれる。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいた教育課程の体系的な編成については、1) i～ivの4つの前期課程の各コースでは、それぞれの人材育成の観点から、指定分野の科目から計30単位以上を履修し、後期課程では、各専門分野の科目から計12単位以上を履修し、研究指導を受けなければならない。2) グローバル化対応としては、「法政専修外国語（英語＜授業での使用言語＝英語＞）」の開講（このほか3か国語で開講）や、中国など東アジアの大学との留学協定による学生の相互派遣がされている。3) 学生の社会的・職業的自立対応としては、法務実習の開講や、税理士・司法書士・弁理士による実務対応科目の開講がなされている。

学習活性化等のための措置については、1) オンラインシラバスのかたちで、基本情報・授業の概要と方法などが学生に伝えられ、2) 学生の研究計画書に基づき指導教員が指導計画書を作成し、論文作成指導は、前期課程では「特別研究」・「特別演習1・2」で、後期課程では「特殊講義」・「文献研究」等で行われる。3) 11・12月には翌1月の修士論文提出に向けての専門分野別の研究会主催の修士論文中間報告会が、6・11月には教員・学生が交流する交流会が開催されている。4) 学生の研究成果は、『立命館法学』・“Ritsumeikan Law Review”や『立命館法政論集』に掲載される。

成績評価、単位認定および学位授与の適切性については、1) 成績評価方法が事前にシラバスに掲載され、成績評価は通常レポート・平常点により、評価（A+・A・B・C・F）は絶対評価で、かつ「極めて優れている者」にA+を付与する方針が確認されている。2) 大学院学則・学位規程で学位論文評価基準が定められ、修士論文では4項目が、博士論文では5項目が評価基準とされ、それぞれルーブリック（評価基準表）による4段階評価がされる。3) 学位論文（修士論文・博士論文）の申請・審査については、そのための詳細な手続が学位規程等で規定されている。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に明示した学生の学習成果把握の適切性については、1) 学期ごとに学生の成績評価分布を一覧表にして研究科執行部が確認するほか、毎年度2回、回答数がやや少ないものの、教学改善アンケートが行われている。2) 2021年度から「学びと成長調査（大学院生版）」というアンケート調査が行われ、2022年7月には集計結果が出されている。3) 進路・就職先については、前期課程では公務員（地方自治体が多い）、民間（税理士法人が多い）が多く、後期課程では大学教員が主流である。

教育課程等の定期的な点検・評価とその改善・向上に向けた取り組みについては、1) 教学総括の点検・評価に基づき、学部4年次生を対象とする「大学院科目早期履修制度」が拡大され、また、法務実習での受け入れ先企業が開拓され、さらに、毎年度シラバス点検が2月～3月に2回行われている。2) 外部評価の点検・評価に基づき、修士論文と博士論文の評価基準の違いに関する指摘がなされ、後にこれを受けて、ルーブリックが策定される等の改善がなされている。

以上、いずれの点のついても、おおむね適切な取り組みが行われていると考えられる。

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

法学研究科は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を課程（前期課程・後期課程）、コース（前期課程における研究コース、リーガル・スペシャリスト・コース、公務行政コース、法政リサーチ・コース）ごとに定めて、「学修要覧」・入学試験要項・研究科パンフレット・Web サイトで公開している。ただ、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に記載される前期課程各コースの＜教育目標＞における必要な「知識と能力」（①～④）は、i 同一ではないが同一であるかに見える部分（例：②＝「...高度な専門知識を必須とする職業分野...人材」、③＝「...高度な専門知識を必須とする公的な職業分野...人材」）や、ii 全く同一である部分（例：②～④のア）～エ））があって違いがわかりにくく、i については違いをより明確にする必要が、ii についてはわざわざ分けて記載する必要はないようにも思われる。以上、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は定められ、公表されているが、その記載内容（＜教育目標＞）についてはやや改善が望まれる。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

法学研究科は、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を課程（前期課程・後期課程）、コース（前期課程における研究コース、リーガル・スペシャリスト・コース、公務行政コース、法政リサーチ・コース）ごとに定め、「学修要覧」・入学試験要項・研究科パンフレット・Web サイトで公開している。また、2016 年度にカリキュラム・マップ（課程修了までに身につけるべき各能力を科目ごとに◎・○で示すもの）と、科目概要（各科目の内容・テーマ、教育方針、到達目標を示すもの）を作成し、また、科目ナンバリング（例：法学研究科＝GJA、前期課程講義科目＝X1）を導入している。以上、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が定められ、公表されている。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

i 前期課程の研究コースでは、前期課程と後期課程を合わせた「ゆるやかな5年一貫制」という観点から、ii 同リーガル・スペシャリスト・コースでは、法律学の知識を必須とする職業分野での人材育成という観点から、iii 同公務行政コースでは、法律学・政治学の知識を必要とする専門公務員として活躍できる人材育成という観点から、iv 同法政リサーチ・コースでは、学部段階では究明しきれなかった、または社会人としての体験を踏まえた課題を専門的に究明するという観点から、それぞれのコースごとの開設科目について、指定された分野の科目から合計30単位以上を履修する。例えば、上記iiを挙げれば、当該分野で活躍できる人材を育成する観点から、「税務プログラム」・「ビジネス法プログラム」・「不動産法務プログラム」といった諸科目のパッケージが提供され、想定される進路との関連がわかりやすい。また、後期課程では、各専門分野の「特殊講義」や「文献研究」から合計12単位以上を履修し、必要な研究指導を受けなければならない。

グローバル化に対応した教学充実の方策としては、全学の長期ビジョン「学園ビジョンR2030」が掲げる政策目標の一つである「グローバル社会への主体的貢献」に対応して「法政専修外国語（英語＜授業での使用言語＝英語＞・ドイツ語・フランス語・中国語）の開講や、東アジアの大学（中国人民大学法学院その他中国3大学、台湾2大学、韓国2大学）との留学協定による学生の相互派遣（2016～2020年度で合計6名の交換留学生等受け入れ）が挙げられる。そして、学生の社会的・職業的自立のための能力育成の方策としては、「法務実習」（税理士・会計・司法書士の各事務所や民間企業に

おける法律関係業務の実習、2015～2021 年度で計 39 名)の開講や、税理士・司法書士・弁理士による実務対応科目(「企業会計法」、「工業所有権法」、「相続手続・争訟法」、「不動産登記法」、「商業登記法・供託法」)の開講が挙げられる。以上、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、おおむね適切な授業科目が開設され、教育課程が体系的に編成されていると考えられる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

まず、オンラインシラバスの形で、授業科目名、開講曜日・時限、担当教員・授業施設の基本情報はもちろんとし、その他に授業の概要と方法など 10 項目が大学院生に伝えられ、次に、大学院生が提出する研究計画書に基づき研究指導教員が研究指導計画書を作成し、また、具体的な論文作成指導は、前期課程では「特別研究」、「特別演習 1・2」において、後期課程では「特殊講義」、「文献研究」等において行われる。さらに、通常は 11・12 月には翌 1 月の修士論文提出に向けての専門分野別の研究会(2021 年度は 4 研究会)が主催する修士論文中間報告会や、6・11 月には教員・大学院生が相互に交流する交流会が開催されている。そして、大学院生の研究成果については、『立命館法学』および“Ritsumeikan Law Review”(以上は後期課程の大学院生が教員推薦付きで掲載可)、『立命館法政論集』(「極めて優れた修士論文」その他が編集委員会の審査後掲載可)がある。以上、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置がおおむね適切に講じられていると考えられる。

⑤ 成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っているか。

各科目の成績評価方法は、事前にシラバスに掲載され(シラバス公開後の成績評価方法の変更は原則として不可)、また、成績評価は、通常はレポート・平常点で評価され、評価区分(A+・A・B・C・F)ごとの比率は設定せず絶対評価により、かつ「極めて優れている者」に A+を付与とする「基本方針」が、研究指導科目を含む全科目で確認されている。立命館大学院学則、同学位規程により、学位論文評価基準が定められており、修士論文については 4 項目が、博士論文については 5 項目が「評価基準」とされ、さらには、前者および後者のルーブリック(評価基準表)があり、それぞれの項目について 4 段階の到達度評価がなされる。学位論文(修士・博士論文)の申請については、「学修要覧」において詳細な手続が掲載され、その審査については、立命館大学学位規程第 15、27 条において審査手続の詳細(審査の体制や審査の形式など)が規定されている。以上、成績評価、単位認定および学位授与は適切に行われていると考えられる。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握および評価しているか。

まず、学期ごとに大学院生の成績評価分布を一覧表にして研究科執行部が確認するほか、毎年度 2 回(春学期<大学院に進学した理由など>と秋学期<受講している講義の受講理由など>、受講生 5 名以上の授業が対象)、回答数がほぼすべての項目で 10 名以下と少ないものの、教学改善アンケートを行っている。次に、大学院生の学びと成長の実態を把握するために、2021 年度から「学びと成長調査(大学院生版)」(質問項目は大きく 5 つ)というアンケート調査を行っており、2022 年 7 月に集計結果が出される。さらに、大学院生の進路・就職先であるが、前期課程については、主な就職先として、公務員では国家公務員も多いが地方自治体の人事委員会が最も多く、民間では民間企業も多いが税理士法人が最も多く、他方で、後期課程については、大学教員が主流である。以上、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に明示した学生の学習成果は、おおむね適切に把握および評価されて

いると考えられる。

⑦ 教育課程およびその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

まず、毎年度の教学総括の指摘を受けた改善の例としては、法学部4回生を対象とした「大学院科目早期履修制度」(学部生に大学院科目の履修を認め大学院入学後に単位認定する制度)の拡大(2015年度)の例や、「法務実習」における受け入れ先企業の開拓の例が挙げられるが、それと並んで、毎年度のシラバス点検も第1次(2月中旬)と第2次(2月下旬～3月上旬)の2回行われている例も挙げられる。次に、外部評価の活用もなされており、その例として、2014年度に受けた外部評価(委員長・村田尚紀関西大学教授)の中で、修士論文と博士論文の評価基準の違いが不十分であるとの指摘がなされ、後にこれを受けて評価基準が改善され、かつルーブリック(評価基準表)が策定され、同表内の研究内容の国際性に関する運用をも含めて改善が行われた。以上、教育課程およびその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価が行われ、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みが行われていると考えられる。

<提言>

長所

- 1) 前期課程では、多様化する進路に応じた知識・能力の獲得を目指した4つのコースが設定され、このうち、特に「リーガル・スペシャリスト・コース」では、分野に応じて3つの履修モデル(ビジネス法・不動産法務・税務)が設定され、また、「法務実習」(税理士・会計・司法書士の事務所や民間企業での法務の実習)が導入されている点が注目される。
- 2) 前期課程では、設置された4コースごとに学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)が定められ、適切な授業科目が開設され、成績評価基準も事前に明示され、学位論文の評価基準の明確化などの努力も行われ、また、グローバル化に対応して、東アジアの大学との交流を進めて留学生を受け入れ、帰国後母国で活躍する人材を輩出するなどしている点が注目される。

4 学生の受け入れ

<概評>

法学研究科は、①各課程、コースごとに必要な学力水準や能力を含む学生の受入方針（アドミッション・ポリシー）を定め、Web サイトや入学試験要項に明示して公表している点、②この受入方針に基づき、筆記試験、面接試験、書類審査等を試験の特性に応じて工夫し、多様な学生を受け入れるための選抜方法を用意し、かつ、その実施においては公正が確保されるよう作題、点検、合否判定に至るまで手続を定めて実施している点、③研究科として定期的に入学試験の点検・評価を行い、必要に応じた入学試験制度改革を適切に行っている点は基準に照らして良好と判断される。特に、全学の活動のほか、研究科パンフレットの作成や Web サイトのコンテンツ拡充、学部生を対象としたイベントの実施等の学部生へのアピール、「大学院科目早期履修制度」により研究科への進学を希望する学部生のモチベーション確保および進学に向けた準備のための施策等の独自の活動は評価できるが、法学研究科の定員は、数年にわたり充足率の基準を満たしていない点に軽度の問題がある。もとより、全国の社会科学系の大学院の状況に照らせば、定員が未充足であること自体で重度の改善課題があることにはならないが、中・長期的視野に立ち、新型コロナウイルス禍の影響を慎重に見極めながら、法学研究科の理念に沿った学生募集のあり方を検討する必要がある。

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

法学研究科は、各課程、コースに必要な学力水準や能力を含む学生の受入方針（アドミッション・ポリシー）を定め、Web サイト、入学試験要項、「学修要覧」に明示し、公表している。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集および入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

法学研究科では、全学と連携しつつ「大学院案内」の作成および「大学院入試説明会」を実施している。これとは別に独自に研究科パンフレットを作成して学生募集を行うほか、Web サイトのコンテンツ拡充、研究科に対する理解を深めるための各種イベントの開催など必要な対応をとっている。また、多様な学生を受け入れるため、筆記試験、面接試験、書類審査等を試験ごとに適切に組み合わせて選抜方法を工夫し、かつ、その実施においては公正が確保されるよう、全学で定める「大学院入学試験執行ガイドライン」に沿った手続を整備し、研究科内においても作題、点検、合否判定に至るまで厳正な手続に則り、公正性を確保している。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

法学研究科では、前期課程につき7種、後期課程について6種の試験を実施しているが、ともに入学定員充足率および収容定員充足率が50%を下回っている状況が数年続いており（新型コロナウイルス禍の2020年度、2021年度の入学定員充足率は26.7%、11.7%）、収容定員充足率も最高で30%台と低迷している。低学年の学部生にも大学院の存在を周知する等一定の努力も払われており、全国の社会科学系の大学院の状況に照らせば、定員が未充足であることのみで学生の受け入れに関して重度の問題があると判断すべきではないが、定員の見直しや周知の対象の選定等、中・長期的視野に立って改善を検討する必要がある。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

法学研究科は、毎年度末の全学の大学院入試総括集約を受けて、法学研究科として年度始めに「入試総括」を行うほか、専門分野別外部評価も受け、定期的に入学試験の点検・評価を行い、必要に応じた入学試験制度改革を適切に行っている。さらに、上記評価を受けて、必要な入学試験改革も行っている。入学試験改革のうち、後期課程の入学試験方式への外国語筆記試験の導入は進学者の質の確保の点で評価される。その他入試に関わる出願資格、要件、時期等の変更については、効果を注意深く検証する必要がある。

<提言>

長所

- 1) 後期課程の入学試験方式への外国語筆記試験の導入は、進学者の質の確保の点で評価される。

改善課題

- 1) 入学定員充足率について、前期課程は 50%を下回る状況、後期課程は 10～30%の状況が数年続いている。収容定員充足率についても、前期課程、後期課程ともに最高で 30%台となっている。定員の見直しや周知の対象の選定等、中・長期的視野に立って改善を検討する必要がある。

5 教員・教員組織

<概評>

法学研究科では、ジェンダーバランスにも配慮し、多様な人材を擁して教員組織を編成する全学の指針を踏まえ、研究科固有の採用枠は少ないものの独自の教員組織の編成方針を定め、この編成方針に従って、教育研究活動を展開するための適切な人材を、具体的に応募資格に掲げ、求める教員像を明示しており、大学基準に照らして良好な状態にある。特に以下の点は評価される。①多様な人材確保に配慮し、特に女性教員比率拡大に努め、全学目標の遵守をも目指していること、②法学部と共通のFD活動が行われていることに加えて、法科大学院発足以後の法学研究科のあり方について他大学への調査の実施と、それを踏まえた検討を行っていること。

① 大学および研究科の理念・目的に基づき、研究科として求める教員像や教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

法学研究科の教員は、ほぼ法学部の教員と重なっており、求める教員像は、基本的に法学部のそれと同じであるが、建学の精神、教学の理念を示す大学における指針を踏まえた「立命館大学教員選考基準」に沿って、教員に求める教育研究上の能力、資質を明示し、教員募集においても教員募集要項に「立命館憲章、建学の精神、教学理念および法学部の教育研究上の目的等を理解し、高等教育・研究に携わる者としての社会的責務を自覚し、法令遵守はもとより、基本的人権を尊重し、誠実かつ公正に職務を遂行し、高い倫理性と社会的良識に則って行動できる」という応募資格を掲げ、求める教員像を明示している。また、新たに策定された全学ビジョンに沿った教員組織編成の計画を法学部と連携して定めている。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

法学研究科の教員は、ほぼ法学部の教員と重なっており、法学部同様教員組織の編成に関する方針に基づき、教員組織を構築している。ジェンダーバランスに配慮し、女性教員比率の拡大に努め、全学目標数値の達成には至らぬものの、比較的高い水準を達成できている。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

法学研究科では、全学の教員選考、任用・昇任に関する規程、ガイドラインに従って、「法学部教授昇任規程」を制定し、その手続に従って人事選考にあたる委員を選任したうえで採用、昇任等を行っている。人事選考にあたる委員は分野のバランスを考慮して選任され、かつ任用プロセスにおいては人事委員会での選考、教授会への上程（読会）が複数の段階を経て実施されるなど、厳格かつ適切性を担保する仕組みがつけられ、また、透明性も確保されている。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上および教員組織の改善・向上に繋げているか。

法学研究科では、組織的・多面的な教員の資質向上のための取り組みを全学の委員会と連携して実施している。FD活動は法学部と共通であるが、独自の取り組みとして、他大学の法学研究科に対して主に学部生への訴求、入学者の確保などに関する調査・ヒアリングを実施するなど、改善に向けた活動を実施している点が評価される。FDの推進は関連の委員会が問題意識を共有して活動状況等を教授会で報告するほか、FD懇談会を通じて構成員相互に課題を共有している。大学院担当教員の資質に関しては、法学研

究科大学院担当資格審査委員会規程および法学研究科大学院担当資格審査内規に則って大学院担当資格審査委員会で、研究実績評価の基準に従って資格審査を行っている。

⑤ 教員組織の適切性について、定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

法学研究科の教員組織は法学部と実質的に一体となって運営されており、組織の点検に関しても同様である。法学研究科としての独自の教員枠は全学の教員組織整備計画（2016～2020 年度）に従い 1.6 名であり、現在は 1 名（英米法担当）のみ充足されている。今後のカリキュラム改革を念頭に人事政策が検討されることとなっている。

<提言>

長所

- 1) 法曹資格、官公庁、民間企業等の実務経験等をも考慮し、多様な人材確保に努めている。
- 2) 全学の目標数値には届かないものの法学研究科としては高い数値と評価される女性教員比率を達成し、かつ維持している。
- 3) FD については、法学研究科独自の取り組みとして、他大学の法学研究科に対して主に学部生への訴求、入学者の確保などに関する調査・ヒアリングを実施している。

改善課題

- 1) 全学のダイバーシティ&インクルージョン推進室の目標数値には達しないものの、法学研究科としての女性比率は他大学と比しても高いと評価される。もっともダイバーシティの理念に資するためには、全学目標達成の努力を今後も続けることが望ましい。

以 上

Ⅲ 添付資料

提出資料一覧 法学部

提出資料一覧 法学研究科

提出資料一覧

立命館大学（法学部）

調査

資料の名称	
1	自己点検・評価報告書
2	アセスメント・チェックリスト、関連資料
3	2021年度大学基礎データ

根拠資料

章	資料の名称	資料番号
1 理念・目的	「立命館憲章」	1-1
	立命館大学法学部学部則	1-2
	『法学部学修要覧（学部編）2022年度入学者用』	1-3
	立命館大学法学部Webサイト https://www.ritsumei.ac.jp/law/	1-4
	学びと成長調査 新入生肯定比率集計表パネルデータ	1-5
	「法学部2016年度カリキュラム改革について」（2015年3月2日教学委員会・2015年3月3日法学部教授会）	1-6
	「法曹コース実施に向けての課題と対応」（2018年12月18日法学部＝法務研究科連合教授会・2019年1月28日教学委員会）	1-7
	「「法曹コース（法曹進路プログラム）」の実施に伴う科目の新設について」（2019年10月29日法学部教授会・2019年11月11日教学委員会）	1-8
	「2024年度法学部教学改革 骨子案と今後の検討課題」（2022年3月15日法学部教授会）	1-9
	学園ビジョンR2030立命館大学チャレンジ・デザイン（2020年11月4日常任理事会）	1-10
2 内部質保証	「2021年度法学部教学総括・次年度計画概要」（2022年3月29日法学部教授会）	2-1
	「2021年度法学部教学総括・次年度計画概要（執筆方針・担当体制）」（2022年1月11日法学部教授会）	2-2
	法学部アセスメント・チェックリスト	2-3
	「2022年度における法学部専門科目（外国語科目・教養科目を除く）のシラバス記載についての申し合わせ」（2021年11月9日法学部教授会）	2-4
	「2022年度シラバス第一次点検結果について」（2022年2月15日法学部教授会）、「2022年度第一次シラバス点検結果について（再提起）」（2022年2月18日法学部教授会）	2-5
	2021年度集中企画委員会 タイムスケジュール	2-6
	「2021年度春学期科目別成績分布について」（2021年10月12日法学部教授会）、「2021年度秋学期科目別成績分布について」（2022年4月12日法学部教授会）	2-7
	「立命館大学大学院法務研究科及び立命館大学法学部の法曹養成連携協定に基づく連携協議会の設置について」（2021年3月2日連合教授会）	2-8
	立命館大学法学部教授会規程	2-9
	「2022年度法学部役職表（第四次案）」（2022年3月15日法学部教授会）	2-10
	「2022年度第1回法学部企画委員会」（2022年4月5日法学部企画委員会）	2-11
	「2022年度時間割編成委員の委嘱について」（2021年6月1日法学部教授会）	2-12
	「2016年度の法学部における人材育成目的および3ポリシーの改定について」（2016年12月13日法学部教授会）	2-13
	「現代日本政治論」立命館大学法学部教員募集要項	2-14
	「法学部2022年度開講方針(第2次案)」（2021年10月11日教学委員会）	2-15
	「2021年度学生実態アンケート」（2022年3月29日法学部教授会）	2-16
	「2021年度秋学期法学部五者懇談会議事録(案)」（2022年1月18日法学部教授会）	2-17
	2021年度オリター執行部・法学部事務室 第1回定例会議事メモ	2-18
	立命館大学情報公開Webサイト https://www.ritsumeikan-trust.jp/publicinfo/disclosure/univ/	2-19
	「定期試験問題・試験講評の公開の方針の実施について」（2022年2月15日法学部教授会）	2-20
	立命館大学 大学評価・IR室Webサイト https://www.ritsumei.ac.jp/assessment/about.html/	2-21
	立命館大学法学部『2014年度自己評価・外部評価結果報告書』	2-22

章	資料の名称	資料番号
3 教育課程・学習成果	「早期卒業制度要項（2021年度入学対象者）」（2021年9月14日法学部教授会）	3-1
	「2022年度シラバスの編集・公開方針および点検等スケジュールについて」（2021年10月25日教学委員会）	3-2
	「春学期における法学部科目（語学科目・教養科目を除く）の授業方法についての申し合わせ（追加版）」（2020年4月21日法学部教授会）	3-3
	「2021年度1回生法政展開・特修選択の実施について」（2021年6月1日法学部教授会）	3-4
	2021年度1回生対象 法政展開・特修選択説明会資料	3-5
	「2021年度1回生法政展開・特修選択の選考結果について」（2022年3月1日法学部教授会）	3-6
	立命館大学大学院法務研究科及び立命館大学法学部の法曹養成連携協定 名古屋大学大学院法学研究科及び立命館大学法学部の法曹養成連携協定 神戸大学（大学院法学研究科）及び立命館大学（法学部）の法曹養成連携協定 中央大学（大学院法学研究科）及び立命館大学（法学部）の法曹養成連携協定	3-7
	「司法講座（学部生支援）2021年度総括・2022年度開講方針」（2022年3月1日法学部教授会）	3-8
	「早期卒業候補者（2019年度入学生）の卒業審査結果について」（2022年3月1日法学部教授会）	3-9
	立命館大学法学部『基礎演習Iテキスト』	3-10
	2021年度第1回基礎演習Ⅰ担当者会議資料（2021年3月23日）	3-11
	立命館大学法学部『基礎演習IIテキスト』	3-12
	2021年度第2回基礎演習Ⅱ担当者会議資料（2021年7月21日）	3-13
	「法学入門」、「政治学入門」シラバス	3-14
	「法学入門ワーキング報告」（2019年3月6日法学部教授会）	3-15
	立命館大学法学部『2022年度 専門演習ⅠⅡ要項』	3-16
	2022年度4回生「卒業研究」の登録について（学生告知文書）	3-17
	「2022年度基礎演習Ⅰ・Ⅱ、専門演習Ⅰ・Ⅱ、卒業研究のシラバスについて」（2021年11月30日法学部教授会）	3-18
	「2018年度「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」「卒業研究」のあり方について」（2017年6月20日法学部教授会）	3-19
	「卒業論文の評価基準について」（2019年6月11日法学部教授会）	3-20
	「2020年度以降の「卒業研究」のあり方について（中間報告）」（2019年1月22日法学部教授会）	3-21
	「2021年度専門演習レポート提出状況について」（2022年1月25日法学部教授会）、「2021年度卒業研究・論文提出状況について」（2022年1月25日法学部教授会）	3-22
	法学部英語副専攻募集要項	3-23
	立命館大学Webサイト「海外留学プログラムの紹介 全学募集プログラム一覧」 https://www.ritsumei.ac.jp/studyabroad/program/univ2/	3-24
	法学部海外留学プログラムリーフレット	3-25
	「2020年度法学部教学総括・次年度計画概要」（2021年3月30日法学部教授会）	3-26
	「2022年度新入生オリエンテーション法学部企画について」（2021年11月30日法学部教授会）	3-27
	2021年度「社会に生きる法」共通レジメ	3-28
	2021年度「公務行政セミナー」教学総括	3-29
	「【報告事項】2021年度（2021年9月・2022年3月卒）立命館大学進路・就職決定状況について」（2022年4月18日進路・就職委員会）	3-30
	2021年度文系就職懇談会（法学部・法学研究科）資料（2021年6月7日）	3-31
	『学修要覧（全学部共通編）2022年度用』	3-32
	「2021年度春学期における授業アンケートの実施方針およびインタラクティブシートの取り扱いについて」（2021年5月24日教学委員会）	3-33
	「2018年度以降の教学諸制度改革提案についての学部等での検討をふまえた再提案と実施方針について」（2017年3月13日教学委員会）	3-34
	「2022年度における法学部専門科目（外国語科目・教養科目を除く）のシラバス記載についての申し合わせ」（2022年1月11日法学部教授会）	3-35
	「「学部（学士課程）教学改革ガイドライン」の改正について」（2014年11月17日教学委員会）	3-36
	「専門演習Ⅰ・Ⅱおよび卒業研究のクラス規模について」（法学部2022年度開講方針（第1次案）付属資料）（2021年7月13日法学部教授会）	3-37
	「2021年度春学期 単位僅少者・基礎科目不振者面談の実施総括」（2021年7月13日法学部教授会）「2021年度秋学期 単位僅少者面談実施総括」（2021年11月30日法学部教授会）	3-38

章	資料の名称	資料番号
3 教育課程・学習成果	「2022年度 春学期 単位僅少者および基礎科目不振者への面談実施について」(2022年3月5日 法学部教授会)	3-39
	「2021年度春学期まなぶーす実施報告」(2021年7月27日 法学部教授会)	3-40
	*2021年度秋学期総括は3-38「2021年度秋学期 単位僅少者面談実施総括」内に記載	
	『法魂(法学部学びマップ)』	3-41
	「2回生以上における「学びマップ」定点観測の活用について(お願い)」(2021年9月14日 法学部教授会)	3-42
	「2022年度開講「自主企画演習」申請要項」	3-43
	「2018年度開講自主企画演習のあり方・募集方法について」(2017年7月25日 法学部教授会)	3-44
	「2021年度「3回生専門演習論文集」掲載論文推薦について」(2021年11月9日 法学部・法務研究科連合教授会)	3-45
	『2021年度3回生専門演習論文集』	3-46
	「立命館法学別冊『学生論集』掲載論文の推薦について」(2021年11月9日 法学部・法務研究科連合教授会)	3-47
	『2021年度立命館法学別冊 学生論集』	3-48
	「2021年度法学部「ゼミ論集」刊行補助について」(2021年11月9日 法学部・法務研究科連合教授会)	3-49
	「2022年度「立命館大学 西園寺記念奨学金(成績優秀者枠)」要項」(2021年10月26日 法学部教授会)	3-50
	「2022年度立命館大学+R学部奨学金法学部選考要項」(2021年10月26日 法学部教授会)	3-51
	「2021年度立命館大学+R 学部奨学金 選考結果について」(2022年3月1日 法学部教授会)	3-52
	「2022年度「立命館大学 学びのコミュニティ学外活動奨励奨学金(正課授業)」法学部募集要項」	3-53
	「2021年度秋学期「学びのコミュニティ学外活動奨励奨学金(正課授業)」採択について」(2021年11月30日 法学部教授会)	3-54
	「2021年度法学部同窓会賞表彰制度選考結果について(報告)」(2022年3月1日 法学部教授会)	3-55
	FD懇談会「5月の授業再開・Web授業の実施に向けて」(2020年4月28日)資料	3-56
	「2020年度秋学期の授業形態等に関する法学部の方針(修正版)」(2020年8月4日 法学部教授会)、「2020年度秋学期における法学部の講義系科目(語学科目・教養科目を除く)の授業方法等についての申し合わせ」(2020年8月4日 法学部教授会)	3-57
	「2020年度秋学期法学部講義科目におけるオンライン提出課題の不正防止策について」(2020年11月24日 法学部教授会)	3-58
	「2020年度秋学期の定期試験に実施するオンライン試験の概要について(修正版)」(2020年12月1日 法学部教授会)	3-59
	FD懇談会「2021年度法学部秋学期オンライン試験実施総括」(2021年3月2日)資料	3-60
	「2020年度の授業支援(主にWeb授業)に関する総括について」(2021年5月24日 教学委員会)	3-61
	立命館大学ホームページ「新型コロナウイルス禍に対する学びの緊急支援について(2020年7月20日更新)」 https://www.ritsumeai.ac.jp/news/detail/?id=1730	3-62
	法学会による学生・院生会員への支援策の実施結果について(報告)(2020年12月14日 法学会常任委員会)	3-63
	「2021年度における法学部の講義系科目(語学科目・教養科目を除く)の授業方法等についての申し合わせ」(2021年1月19日 法学部教授会)	3-64
	「2022年度における法学部の専門科目の授業方法等についての申し合わせ(補正版)」(2022年1月18日 法学部教授会)	3-65
	「2021年度秋学期法学部開講責任科目の成績評価にあたってのお願い」(2021年11月30日 法学部教授会)	3-66
	「定期試験出題に関する申し合わせ」(2021年5月18日 法学部教授会)	3-67
	「2021年度春学期試験講評提出についてのお願い」(2021年6月15日 法学部教授会)	3-68
	「2021年度秋学期卒業判定委員会の開催について」(2022年1月18日 法学部教授会)	3-69
	「2021年度秋学期卒業判定結果について」(2022年3月1日 法学部教授会)	3-70
	「2021年度「学びと成長調査」の結果概要について」(2021年7月26日 教学委員会)	3-71
	「2021年度授業アンケート実施方針(法学部)について」(2021年6月1日 法学部教授会)	3-72
	「学びと成長調査」2021年度在学生(法学部)基礎集計表 「学びと成長調査」2020年度卒業生(法学部)基礎集計表	3-73
	「2018年度機関別認証評価の指摘事項に対する改善状況について」(2021年6月21日 自己評価委員会教学部会)	3-74
	「2018年度法学部教学総括・次年度計画概要」(2019年3月26日 法学部教授会)	3-75

章	資料の名称	資料番号
4 学生の受け入れ	「2022 入試ガイド」	4-1
	「2022年度 一般選抜入学試験要項」	4-2
	「2022年度（学校推薦型選抜）立命館大学推薦入学試験 立命館高等学校 立命館宇治高等学校 立命館慶祥高等学校 立命館守山高等学校 入学試験要項〔専願〕」	4-3
	「2022年度（学校推薦型選抜）提携校推薦入学試験（接続コース）入学試験要項〔専願〕」	4-4
	「2022年度（学校推薦型選抜）提携校推薦入学試験（岩田高等学校IWATAコース・初芝富田林高等学校）入学試験要項」	4-5
	「2022年度（学校推薦型選抜）高大連携特別推薦入学試験（協定校制）入学試験要項〔専願〕」	4-6
	「2022年度（学校推薦型選抜）推薦入学試験（指定校制）入学試験要項〔専願〕」	4-7
	「2022年度（総合選抜）文化・芸術活動に優れた者の特別選抜入学試験＜含 特別奨学金募集要項＞入学試験要項」	4-8
	「2022年度（総合選抜）スポーツに優れた者の特別選抜入学試験＜含 特別奨学金募集要項＞入学試験要項」	4-9
	「2022年度 外国人留学生入学試験（前期実施・後期実施）入学試験要項」	4-10
	「立命館大学法学部 学部紹介」Youtube（2021年7月20日公開） https://www.youtube.com/watch?v=9euy5n2wE7Q	4-11
	「“法学”で世界はもっとおもしろくなる」（法学部紹介パンフレット）	4-12
	「在学生の声」（法学部Webサイト） https://www.ritsumei.ac.jp/law/students/	4-13
	「2022年度 高大連携協定校プログラム 法教育プログラムハンドブック」	4-14
	「2022年度一般選抜 試験時の責任体制について」（2021年12月13日入学試験委員会）	4-15
	「2022年度特別入試における各学部の責任体制および実施体制について」（2021年7月26日入学試験委員会）	4-16
	「法学部2023年度入試政策」（2022年4月12日法学部教授会）	4-17
	「法学部2022年度入試政策」（2021年4月6日法学部教授会）	4-18
	「2021年度法学部入試政策について」（2020年3月3日法学部教授会）	4-19
	「2020年度法学部入試政策について」（2019年3月6日法学部教授会）	4-20
	「2019年度入試における法学部の入試政策について」（2018年3月14日法学部教授会）	4-21
	「2018年度入試における定員削減を含む入試政策について」（2017年2月13日法学部教授会）	4-22
	「2021年度（2022年度入試）入学試験執行業務報告」（2022年4月11日入学試験委員会）	4-23
	「立命館大学・立命館アジア太平洋大学 WEB合格発表・成績開示」 https://www.postanet.jp/gouhi/web/login.aspx?gkcd=012200	4-24
	「2019年度法学部入試政策の変更について」（2018年4月24日法学部教授会）	4-25
	「2019年度 入学試験結果」（2019年4月15日入学試験委員会）	4-26
	「2020年度 入学試験結果」（2020年4月13日入学試験委員会）	4-27
	「2021年度 入学試験結果」（2021年4月12日入学試験委員会）	4-28
	「2022年度 入学試験結果」（2021年4月11日入学試験委員会）	4-29
	「2017年度法学部AO入試の総括と2018年度入試企画に向けて」（2016年11月22日法学部教授会）	4-30
	「2018年度以降のAO入試の在り方について」（2017年2月13日教授会）	4-31
	「〈2022年度〉推薦入学試験（指定校制）の依頼校選定方針」（2021年5月18日法学部教授会）	4-32
	「2021年度・推薦入学試験（指定校制）の依頼校選定方針（2020年5月26日法学部教授会）」	4-33
	「2020年度指定校推薦選定方針」（2019年5月28日法学部教授会）	4-34
	「2019年度指定校推薦選定方針」（2018年5月22日法学部教授会）	4-35
	「2018年度指定校推薦選定方針」（2017年5月23日法学部教授会）	4-36
	「2017年度指定校推薦選定方針」（2016年5月24日法学部教授会）	4-37

章	資料の名称	資料番号
5 教員・ 教員組織	「立命館大学教員選考基準」	5-1
	「立命館大学教員任用・昇任規程」	5-2
	「教員任用基準および大学院担当資格の運用に関する全学ガイドライン」	5-3
	「法学部教授昇任規程」	5-4
	「法学研究科大学院担当資格審査内規」	5-5
	「2020年度までの法学部人事政策について」（2019年3月26日法学部教授会）	5-6
	「『法学・政治学部門の任期の定めのない専任教員の標準授業担当時間に関する法学部申し合わせ』の設定」（2017年09月26日 法学部教授会）	5-7
	「2022年度専任教員責任時間および標準担当時間等に関する申し合わせについて」（2021年6月16日 常任理事会、2021年6月21日 教学委員会（報告））	5-8
	「2022年度 教養科目基本担当者の委嘱について」（2022年3月14日教学委員会）	5-9
	立命館大学法学部ニューズレター（2021年度発行分）	5-10
	第1479回（2021年度第14回）大学協議会議案	5-11
	2021年度第11回ランチタイム法政研究会案内	5-12
	「教員組織整備計画（2022～2023年度）による学部・研究科等別教員定数（2022年度）」（2021年6月9日委員会資料）	5-13
	「次期法学部教学改革課題と法学部の人事政策について」（2021年1月12日法学部教授会）	5-14
	「法務研究科における教員組織整備上の課題について」（2020年12月18日教員組織整備計画検討委員会）	5-15
6 研究・ 社会連携	「立命館大学第4期研究高度化中期計画（2021～2025年度）」（2022年3月30日常任理事会）	6-1
	立命館大学法学部ニューズレター第1号	6-2
	2021年度大学基礎データ（表8）	6-3
	研究高度化推進制度一覧	6-4
	「立命館大学法学叢書の募集について」	6-5
	「法学部・法務研究科における研究支援について（案）ー2021年度総括と2022年度以降の方針ー」（2022年3月29日法学部教授会）	6-6
	「法学部・法務研究科専任教員学外研究員候補者選考規程」・「法学部・法務研究科区分における学外研究員候補者の選考に関する申し合わせ」（2021年4月20日法学部教授会）	6-7
	「令和3(2021)年度科学研究費助成事業ー科研費ー配分結果について」（2022年3月11日研究委員会）	6-8
	「2020年度研究活動に関する研究者の受賞件数について」（2021年5月28日研究委員会）	6-9
	「2021年度公的研究費の管理に関する責任体制について」（2021年4月23日研究委員会）	6-10
	「2020年度立命館大学公的研究費不正使用防止計画の実施状況および2021年度同計画の策定について」（2021年4月23日研究委員会）	6-11
	「研究倫理研修の受講と修了証書の提出などにつきまして(ご案内)」	6-12
	「令和3（2021）年度科学研究費助成事業・科研費・秋公募における申請結果の分析について(詳細)」（2021年3月12日 研究委員会）	6-13
	立命館ロー・ニューズレター発行状況 https://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/newsletterindex.htm	6-14
	「法学部・法務研究科における研究支援について(案)」(2019年3月26日法学部教授会)	6-15
	「金融ジェロントロジー/金融・法教育研究センターの設置（延長）について」（2021年3月26日研究委員会）	6-16
	「学外委員の応嘱について」（2019年12月17日法学部執行部会議）	6-17
	「2022年度学外研究員候補者の選考および学外研究費の配分について」（2021年7月27日法学部・法務研究科連合教授会）	6-18
	「立命館大学法学会 2020年度活動報告」（2021年6月15日法学部教授会）	6-19

提出資料一覧

立命館大学（法学研究科）

調書

資料の名称	
1	自己点検・評価報告書
2	アセスメント・チェックリスト、関連資料
3	2021年度大学基礎データ

根拠資料

章	資料の名称	資料番号
1 理念・目的	「学修要覧（研究科編）2022年度入学者用」（法学研究科）	1-1
	「法学研究科の理念、目的／人材育成目的／教育目標／3つのポリシーの改定について」（2016年9月27日 法学研究科委員会）	1-2
	立命館大学大学院法学研究科委員会規程	1-3
	「立命館大学大学院入学試験要項（2023年4月入学）法学研究科」（立命館大学）	1-4
	「立命館大学大学院 法学研究科 2022年度 入学試験（2月実施）教員資料」	1-5
	「法学研究科 新入生オリエンテーション－2022－」	1-6
	「2021年度立命館大学大学院博士課程後期課程研究奨励奨学金A・B募集要項」	1-7
	「理念・目的／人材育成目的」法学研究科Webサイト https://www.ritsumeai.ac.jp/gsla/idea/	1-8
	「立命館大学大学院 入学試験要項（2022年4月入学）法学研究科」（立命館大学）	1-9
	「法学研究科2016年度改革について」（2015年1月13日法学研究科委員会）	1-10
	「学園ビジョンR2030立命館大学チャレンジ・デザイン」（2020年11月4日常任理事会）	1-11
2 内部質保証	「2021年度法学研究科教学総括・次年度計画概要」（2022年3月29日法学研究科委員会）	2-1
	「立命館大学におけるアセスメント・ポリシーの策定について」（2021年3月24日自己評価委員会）	2-2
	「立命館大学アセスメント・チェックリスト」（法学研究科）	2-3
	「第1回 法学研究科教務委員会」（2022年4月12日）	2-4
	「（臨時）第8回 法学研究科教務委員会」（2021年7月6日）	2-5
	「『研究科教学改革の方向性』および『キャリアパス形成についての政策検討』の見直しについて」（2017年6月20日法学研究科委員会）	2-6
	「後期課程入試の出願資格の一部変更について」（2018年1月16日法学研究科委員会）	2-7
	「学習成果検証についての基本的考え方」（2018年3月6日法学研究科委員会）	2-8
	「カリキュラムマップおよび科目概要の改訂について」（2018年3月14日法学研究科委員会）	2-9
	「法学研究科における科目ナンバリングについて」（2018年9月11日法学研究科委員会）	2-10
	「法学研究科 科目概要の修正について」（2018年11月13日法学研究科委員会）	2-11
	「2020年4月入学 在留資格「留学」新規取得者に伴う入試方針の変更について」（2019年2月13日法学研究科委員会）	2-12
	「法学研究科の『学位授与方針』および『教育目標』の記載方法修正について」（2019年11月12日法学研究科委員会）	2-13
	「『法学研究科の理念・目的／人材育成目的／教育目標／3つのポリシー』の改定について」（2019年12月10日法学研究科委員会）	2-14
	「出願および入学手続における提出書類に関する運用方針の変更について」（2020年6月9日法学研究科委員会）	2-15
	「法学研究科出願資格に関わる語学試験オンラインテストの採用可否について」（2020年11月10日法学研究科委員会）	2-16
	「大学院入試改革の継続検討」（2021年7月27日法学研究科委員会）	2-17
	「2021年度『学びと成長調査（大学院生版）』の実施方針について（案）」（2021年12月14日法学研究科委員会）	2-18
	2014年度自己評価・外部評価結果報告書	2-19
	「機関別認証評価での指摘事項の改善状況について」（2021年7月21日自己評価委員会）	2-20
	立命館大学評価・IR室Webサイト https://www.ritsumeai.ac.jp/assessment/about.html/	2-21
	「大学院生に対する外国語運用能力向上に向けた学習支援策の活用状況および広報協力をお願い」（2021年12月20日大学院教学委員会）	2-22
	「2022年度における法学研究科科目の授業形態についての申し合わせ（案）」（2021年11月9日法学研究科委員会）	2-23

章	資料の名称	資料番号
3 教育課程・学習成果	「立命館大学大学院法学研究科2023」（法学研究科2022年度パンフレット）	3-1
	「研究科ポリシー／教職ポリシー／自己評価・外部評価」法学研究科Webサイト https://www.ritsumeai.ac.jp/gsla/policies/	3-2
	立命館大学大学院法学研究科則	3-3
	「法学研究科2022年度開講方針（第1次案）」（2021年7月13日法学研究科委員会）	3-4
	「法学研究科2022年度開講方針（第2次案）」（2021年9月28日法学研究科委員会）	3-5
	「2022年度開講方針 第二次案について」（2021年10月11日教学委員会）	3-6
	「法政専修英語」シラバス	3-7
	「2016年度法学研究科教学総括」（2017年3月14日法学研究科委員会）	3-8
	「2017年度 法学研究科教学総括・次年度計画概要」（2018年3月27日法学研究科委員会）	3-9
	「2018年度 法学研究科教学総括・次年度計画概要」（2019年3月26日法学研究科委員会）	3-10
	「2019年度 法学研究科教学総括・次年度計画概要」（2020年4月7日法学研究科委員会）	3-11
	「2020年度 法学研究科教学総括・次年度計画概要」（2021年3月30日法学研究科委員会）	3-12
	「立命館ロー・ニューズレター」72号（2013年3月）、73号（2013年6月）、78号（2015年3月）、82号（2017年）、88号（2020年2月）、89号（2020年9月）	3-13
	「法務実習ガイド」 （2022年5月10日）	3-14
	「研究指導に関する申し合わせ」（2015年10月20日法学研究科委員会）	3-15
	『特別演習1』（修士論文指導科目）ガイド」（2021年6月8日法学研究科）	3-16
	「2021年度修士論文中間報告会」（2021年11月30日法学研究科委員会）	3-17
	研究会案内チラシ（「第1回公法研究会」、「第2回公法研究会」、「第3回公法研究会」、「第1回刑事法研究会」、「第2回民事法研究会」、「第1回税法研究会」）	3-18
	「法学研究科交流会のオンライン実施について（案）」（2021年5月18日法学研究科委員会）、「法学研究科交流会（秋）の実施について」（2021年10月26日法学研究科委員会）	3-19
	立命館法学Online Webサイト https://www.ritsumeai.ac.jp/acd/cg/law/lex/default.htm	3-20
	「2022年度 立命館大学法学会刊行物編集方針」（2022年4月26日法学部教授会）、「Ritsumeikan Law Review No.41 Note の執筆にあたって（募集要項）」（2022年5月10日2022年度法学会編集委員会）	3-21
	「『立命館法政論集』掲載論文のご推薦について」（2021年12月14日立命館法政論集編集委員会）	3-22
	『立命館法政論集第18号』（2020年）、『立命館法政論集第19号』（2021年）、『立命館法政論集第20号』（2022年）	3-23
	「2021年度 春学期 大学院科目成績評価について」（2021年6月15日法学研究科委員会）、「2021年度 秋学期 大学院科目成績評価について」（2021年11月30日法学研究科委員会）	3-24
	2021年度法学研究科成績分布	3-25
	立命館大学大学院学則	3-26
	立命館大学学位規程	3-27
	「2021年度 秋学期 法学研究科博士課程前期課程 修了可否判定について」（2022年3月1日法学研究科委員会）	3-28
	「博士学位授与審査について」（2022年2月15日法学研究科委員会）	3-29
	「博士学位（論文博士）授与申請に対する受理審査結果および審査体制について」（2021年5月18日法学研究科委員会）	3-30
	「2021年度 春学期 法学研究科教学改善アンケートの実施について」（2021年6月15日法学研究科委員会）、「教学改善アンケートの実施について」（2021年11月30日法学研究科委員会）	3-31
	「2021年度（春学期）前期課程アンケート結果」、「2021年度（春学期）後期課程アンケート結果」、「2021年度（秋学期）前期課程教学アンケート結果」、「2021年度（秋学期）後期課程教学アンケート結果」	3-32
	「『学びと成長調査（大学院生版）』の実施について」（2021年4月26日大学院教学委員会）	3-33
	「2021年度『学びと成長調査（大学院生版）』の実施について（案）」（2021年12月14日法学研究科委員会）	3-34
	「2022年度シラバスの編集・公開方針および点検等スケジュールについて（修正版）」（2021年12月20日教学委員会）	3-35
	立命館大学内部質保証方針 Webサイト https://www.ritsumeai.ac.jp/file.jsp?id=371226&f=.pdf	3-36
	立命館大学自己評価委員会規程 Webサイト https://www.ritsumeai.ac.jp/file.jsp?id=355228&f=.pdf	3-37

章	資料の名称	資料番号
4 学生の受け入れ	『大学院案内 2023』（立命館大学）	4-1
	「大学院進学説明会」（2021年6月29日法学研究科委員会）、「大学院入試説明会」（2021年11月30日法学研究科委員会）	4-2
	「大学院ウィークの企画について」（2021年度10月12日法学研究科委員会）	4-3
	「2022年度立命館大学大学院早期履修制度募集要項」	4-4
	「大学院入学試験執行ガイドライン」	4-5
	「2021年度 第5回 法学研究科委員会 議題」（2021年6月1日法学研究科委員会）	4-6
	「9月入試 試験問題調整委員会／（臨時）法学研究科教務委員会開催のお知らせ」（2021年7月16日メール）	4-7
	立命館大学大学院 入試情報サイト https://www.ritsumei.ac.jp/gr/exam/question.html/	4-8
	「学部ゼミ担当者（担当経験者）に対する聞き取り調査メモ」	4-9
	「2021年度大学院入試総括および2023年9月入学・2024年4月入学の大学院入試方針策定について」（2022年3月14日大学院教学委員会）	4-10
	「法学研究科 2020年度の入試総括および2023年度入試方針について」（2021年4月20日法学研究科委員会）	4-11
	「2019年4月入学大学院入試の日程（再提案）」（2017年10月17日法学研究科委員会）	4-12
	「後期課程入試の出願資格の一部変更について」（2018年1月16日法学研究科委員会）	4-13
	「博士課程前期課程 学内進学入学試験における出願要件の見直しについて」（2019年11月26日法学研究科委員会）	4-14
	2022年度 文系就職懇談会（法学部・法学研究科）資料（2022年6月7日）	4-15
5 教員・教員組織	「現代日本政治論」立命館大学法学部教員募集要項	5-1
	「教員組織整備計画2022-2023年度」（2021年6月2日常任理事会）	5-2
	「未来をつくる R2020－立命館学園の基本計画－ R2020 後半期（2016年度から2020年度）の計画要綱」（2016年3月8日常任理事会）	5-3
	「法学研究科大学院担当資格審査委員会規程」	5-4
	「法学研究科大学院担当資格審査内規」	5-5
	「2021年度大学院担当資格審査日程と要領について」（2021年11月9日法学研究科委員会）、「大学院担当資格審査結果について」（2022年2月15日法学研究科委員会）	5-6

2022 年度
自己点検・評価報告書

立命館大学法学部

目 次

序章	p. 3
第 1 章 理念・目的	p. 5
第 2 章 内部質保証	p. 11
第 3 章 教育課程・学習成果	p. 24
第 4 章 学生の受け入れ	p. 68
第 5 章 教員・教員組織	p. 77
第 6 章 研究・社会連携	p. 88
終章	p. 99

序章

1900年に中川小十郎が「京都法政学校」を創立したことに、立命館の歴史は始まる。1905年に、西園寺公望の私塾の名を継承するまでは、「法政」の名を冠した。法学科、のちの法学部（以下、本学部）の歴史は、立命館の歴史とともにあり、京都の地において法学教育、研究に取り組んできた先駆的存在の一つであると自負してきている。教員、学生、卒業生の活躍を中心とした輝かしい歴史もあれば、いくつかの戦争で直面した課題もある。戦後一貫して平和と民主主義を貫く本学の立場を理論的にも、实际的にも本学部は支えてきた。また、夜間主を中心とした庶民のための大学としての実践においても先頭に立ってきた。

他方、そのような大局的な立場、展望に膠着してきたわけではない。全学的な協議会形式の大学運営を行う中で、他の学部と同様に、適時の教学改革を計画、実行し、時代を先んじる取り組みを行ってきた。大学においては常態化していたマスプロの講義に満足せず、1回生時の登録必須科目として「基礎演習」という小集団科目を置くなど、新しい試みに躊躇なかった。そこでは、教育だけではなく、学生生活の支援なども含めた包括的な支援体制も構築した。自治組織のみならず、学友会さらには「オリター」と称する学習、生活支援の先輩学生を教学の中にいち早く取り込んだりもした。

それでも、時代の流れはさらに早く、1980年代は、学園を挙げて立命館の再構築が図られた。90年代に入り、本学部の中に「コース」制を導入し、法学、政治学の学びを、学際的に、かつ、入口（入学）から出口（卒業後）までを可視化した教学体系づくりに着手した。その後、2000年度からの「国際インスティテュート」（当時）制度への参加により、国際性も加えられることになった。法科大学院の開学に歩調を合わせて、2004年度からは、法曹を志す学生はもとより、数的にははるかに多くなる法曹以外を志す学生にとって魅力的なカリキュラム開発に取り組むとともに、全学的な教養教育改革を受けて、教養科目の履修体系も再編した。

2008年度からは、接続教育、初年次教育を含めて、学生の学びをよりの確に把握して、必要な教学を学生の個性に合わせて供給するいわば教育の質的向上にも積極的に取り組んだ。また、この頃から、学部独自の留学プログラムの開発も進めた。2012年度に各種の見直しの改革を進めるとともに、教学ガイドラインなどに即した全学的な教学改革の議論に参加しながら次期の改革を展望していたのが、前回の学部評価時点における本学部の概況であった。

2016年度教学改革の骨子は、(1) 回生ごとの学びに即したきめ細かな教育プログラムの確立、(2) 4年間を通じた学びの構築、(3) 教学のグローバル化対応のさらなる推進、(4) 将来にわたる一定の学力を有する志願者の安定的確保、(5) カリキュラムの簡素化であった。基本的には、2008年度以降のカリキュラムを維持しながら、学生のニーズに合い、かつ、分かり易い体系のもと、丁寧な教育を推進する体制づくりを進めることに主眼を置いた。2017年度後半からは、文部科学省提起の「法曹コース」に参加すべく、2019年度入学者を

念頭に「法曹進路プログラム」の開発に取り組んだ。立命館大学大学院法務研究科のみならず、神戸大学、名古屋大学、中央大学（順不同）の法科大学院とも提携し、法曹を志望する学生へさらなる対応を行った。

そのような中、2019年度末からの新型コロナウイルス禍は、本学部の教学にも大きな影響を及ぼした。1か月遅れでスタートした2000年度新学期は、基本的にはオンライン配信のみで行われた。また、従来、政治学も含めてほとんどの専門科目が期末テストに大きな比重を置く成績評価体制であったが、2020年度春学期は、ほとんどの科目が期中の平常点評価となった。2022年度春学期開始の時点においても新型コロナウイルス禍対応は継続されているが、約2年間、学部一丸となってこの問題に対処してきた。同時に、2024年度をめぐり、さらなる教学改革にも計画的に取り組んでいる。

今般取りまとめた本学部の自己点検・評価報告書は2015年度以降の動向を中心としているが、上述のとおり、その後半期の異例の事態もあり、計画の進捗、経年比較等、従来よりも難しい作業を要することも多かった。それでも、このような時期にこそ自学部を振り返れる機会を持てたことは、今後にとってもむしろ良かったのではないかと考えている。さらに、ご多用の中、評価委員をお引き受けくださった外部評価委員の方々から、検証、批評を頂けることは大変にありがたいことであるとも認識している。評価委員の方々には、心から御礼申し上げたい。

この報告書の内容およびそれに対する評価を真摯に受け止め、今後の学部運営に反映していきたい。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部または学科ごとに、研究科においては、研究科、専攻または課程ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

①—1 法学部の研究教育上の目的の適切な設定

大学を含む立命館学園（以下、本学園）全体の理念は「立命館憲章」（1・1）として、大学の理念は「建学の精神」である「自由と清新」と「教学理念」である「平和と民主主義」として設定されている。

【立命館憲章】

立命館は、西園寺公望を学祖とし、1900年、中川小十郎によって京都法政学校として創設された。「立命」の名は、『孟子』の「尽心章句」に由来し、立命館は「学問を通じて、自らの人生を切り拓く修養の場」を意味する。

立命館は、建学の精神を「自由と清新」とし、第2次世界大戦後、戦争の痛苦の体験を踏まえて、教学理念を「平和と民主主義」とした。

立命館は、時代と社会に真摯に向き合い、自主性を貫き、幾多の困難を乗り越えながら、広く内外の協力と支援を得て私立総合学園への道を歩んできた。

立命館は、アジア太平洋地域に位置する日本の学園として、歴史を誠実に見つめ、国際相互理解を通じた多文化共生の学園を確立する。

立命館は、教育・研究および文化・スポーツ活動を通じて信頼と連帯を育み、地域に根ざし、国際社会に開かれた学園づくりを進める。

立命館は、学園運営にあたって、私立の学園であることの特性を活かし、自主、民主、公正、公開、非暴力の原則を貫き、教職員と学生の参加、校友と父母の協力のもとに、社会連携を強め、学園の発展に努める。

立命館は、人類の未来を切り拓くために、学問研究の自由に基づき普遍的な価値の創造と人類的諸課題の解明に邁進する。その教育にあたっては、建学の精神と教学理念に基づき、「未来を信じ、未来に生きる」の精神をもって、確かな学力の上に、豊かな個性を花開かせ、正義と倫理をもった地球市民として活躍できる人間の育成に努める。

立命館は、この憲章の本旨を踏まえ、教育・研究機関として世界と日本の平和的・民主的・持続的発展に貢献する。

大学の目的は、立命館大学学則（規程第17号）第1条第1項に規定されている。

本大学は、建学の精神と教学理念に基づき、確かな学力の上に、豊かな個性を花開かせ、正義と倫理を持った地球市民として活躍できる人間の育成に努め、教育・研究機関として世界と日本の平和的・民主的・持続的発展に貢献することを目的とする。

学則第1条第2項に基づいて、各学部・研究科毎に目的を定めることとされている。本学部の教育研究上の目的は、立命館大学法学部則（規程第835号、2010年3月19日制定、同年4月1日施行、2022年2月18日最終改正、同年4月1日施行）（1・2）の第3条に、次のように規定されている。

法学部は、法学および政治学の教育研究を通じて、法および政治に関わる社会現象の多面的な理解を礎として主体的に進路を切り拓き、社会の様々な分野で平和と民主主義の実現に貢献できる人間を育成することを目的とする。

本学部は上記の教育研究上の目的に立脚して、どのような理念の下に教学を行うかを示す教学理念と、どのような学生を育てようとするのかを示す人材育成目的を定めている（1・3 P2）。

【法学部の教学理念】

グローバル化が進み、複雑化する現代社会では、諸問題を予め定められたルールに則して解決するための仕組みと知恵がますます必要とされるようになってきています。法律専門家（裁判官、検察官、弁護士等）に期待される役割が大きくなってきたことに加え、民間企業やその他の団体活動、さらには、市民の日常生活においても、社会におけるルールの存在を無視しては成り立たないことが強く意識されるようになってきました。現代社会のこのような側面を「法化社会」と呼ぶこともあります。皆さんがこれから学ぼうとする法学と政治学は、まさに、この「法化社会」を生き抜くために必要不可欠な知識やものの考え方を提供する学問なのです。もっとも、幅広い教養、コミュニケーション能力、豊かな人間性を育むことなくしては、法学・政治学の素養を社会に活かすことはできません。そういう意味では、法学も政治学も、人と人との関係性の上に成り立つ学問といえるかもしれません。

立命館大学は「平和と民主主義」を教学理念（＝学問研究を行ううえでの基本的な態度あるいは目指すべき方向性を示したもの）としていますが、法学部は、この教学理念を踏まえながら法学・政治学の素養をもった人材の育成に対する社会の期待に応えたいと考えます。

【人材育成目的】

立命館大学法学部は、法学および政治学の教育研究を通じて、幅広い教養と確かな専門知識

に基づいて法および政治に関する社会現象を多面的に把握し、社会の様々な分野で平和と民主主義の実現に貢献できる人間を育成することを目的としています。

教学理念および人材育成目的に基づいて、本学部の3つのポリシーである、アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針。第4章参照）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針。第3章参照）、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針。第3章参照）を制定している。

①—2 法学部の教育研究上の目的と大学の理念・目的との関連性

上記の本学部の教育研究上の目的は、「教育・研究機関として世界と日本の平和的・民主的・持続的発展に貢献する」との大学の目的を踏まえている。この本学部の目的、教学理念および人材育成目的は、「平和と民主主義」の実現に貢献できる人間を育成することを中心に据えている点で共通している。「平和と民主主義」は、前述の「立命館憲章」に記述された本学園の教学理念である。

また、「立命館憲章」は、「立命館は、この憲章の本旨を踏まえ、教育・研究機関として世界と日本の平和的・民主的・持続的発展に貢献する」と言明しているが、本学部は、その教学理念・人材育成目的にあるように、「法化社会」において、法学・政治学の素養を身につけ、社会の様々な分野で平和と民主主義に貢献できる人間を育成することを目的としている。このように、本学部の目的は、大学の理念・目的を踏まえて適切に設定されている。

点検・評価項目②：学部・研究科の目的を学部則・研究科則またはこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員および学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部または学科ごとに、研究科においては、研究科、専攻または課程ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、Web サイト等による学部・研究科の目的等の周知および公表

②—1 法学部の人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

本学部の教育研究上の目的は、前述したように、学部教授会での議を経て、本学部の総意として法学部則に制定され、適切に明示されている。そして、本学部の教学理念、人材育成目的と3ポリシーは、本学部での履修に関わる内容をまとめ、毎年作成される冊子「学修要覧」に明示されている（1-3 P2-3）。

②—2 法学部の人材育成その他の教育研究上の目的の教職員や学生への周知、社会への公表

本学部の教学理念、人材育成目的および3ポリシーは、学部構成員全員に周知されるとともに、本学他学部の構成員および一般社会からも必要に応じて閲覧できるよう公表されている。教学理念、人材育成目的などは上述したように「学修要覧」に掲載されているが、それに加えて、新入生オリエンテーションにおいて学生に、そして新入教員ガイダンスにおいて教員に周知されている。加えて、これらの目的などは本学部の Web サイトに掲載され、学内だけでなく広く社会にも公表されている（1-4）。

このように周知・公表されている本学部の人材育成目的であるが、全学部の学生を対象として実施されている「学びと成長調査」によると、本学部の新入生で人材育成目的を知っていると回答した者は、2019年度26.0%、2020年度28.5%、2021年度30.7%にとどまっている（1-5）。社会一般に、本学部がどのような人材を育成し、何を学ぶか、比較的イメージされやすいために、本学部の人材育成目的の具体的内容まで定着している層が多くない結果になっているとも考えられるが、引き続き新入生オリエンテーション、「学修要覧」等を通じての周知を図る。

点検・評価項目③：学部・研究科における目的等を実現していくため、学部・研究科として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：次期カリキュラム改革構想をはじめとした将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

③—1 次期カリキュラム改革構想をはじめとした中長期計画、その他施策の設定

本学部では、通常4年ごとにカリキュラムの見直し・改革を行い、教学を改善している。その基礎にあるのは、学部教学の自己点検・評価である。すなわち、全学方針に基づき、毎年度末に「教学総括・次年度計画概要」（以下、「教学総括」）が作成され、本学部教授会の下に組織されている企画委員会において長時間の検証作業が行われる。そこで、当該年度の特徴と次年度に向けた課題、さらにカリキュラム改革がその狙いどおりに効果を上げているかが点検される。「教学総括」には、次の大きな教学改革に向けた課題・指摘などが記載され、常に学部の理念・目的の適切性が上述の人材育成目的・3ポリシーなどに照らして検証されている。その結果が教授会に報告・討議され、承認を得ることにより、教学担当者間の共通認識とされている。カリキュラム改革は、このように自己点検・評価された中で課題とされたものが審議・検討され、教学の改善につなげられている（詳細は第2章参照）。

例えば、2004年度カリキュラム改革では法学科を入学試験段階から4つの専攻（現代法専攻、現代法専攻・法律学特修課程、国際比較法専攻、政治行政専攻）に分ける改革を行い、2008年度改革では、1学科3特修（法学科（特修除く）、司法特修、公務行政特修、国際法務特修）とし、「法学科（特修除く）」に6つの専門化プログラムを設けた。2012年度改革

では専門化プログラムを5つに再編した。

現行のカリキュラムは基本的に2016年度改革によっている。その主な内容は、入学試験段階からの「法学科（特修除く）」と司法特修、公務行政特修、国際法務特修の区別を廃止し、本学部全体として学生を受け入れ、2回生段階で学生の各自の問題関心や志望進路に応じて、司法特修、公務行政特修、法政展開（とその6つの専門化プログラム）を選択できるようにしたこと、および、回生毎に小集団科目を配置し、「専門演習Ⅰ・Ⅱ」と「卒業研究」を登録必須（履修必修）としたことであった（1-6）。

次の改革は2020年度入学者からになるはずであったが、文部科学省・法務省による法曹養成制度の見直し（法曹コースの設置）に対応して、2019年度入学者からのカリキュラムに「法曹進路プログラム」を設置するカリキュラム改革を行った。一定の必修科目の単位を修得した学生に同プログラムの修了が認定され、修了（見込み）によって連携先法科大学院の受験資格が与えられる。また、同プログラムに対応して早期卒業制度を見直した（1-7、1-8）。

次期カリキュラム改革は2024年度入学者から行うものとして、現在、カリキュラムの見直し・改革の議論が進められているところである（詳細は第2章参照）（1-9）。

2020年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大において、本学部の教学もオンライン授業の実施などの対応を迫られることとなったが、それについては第3章で言及する。

さらに、より長期の時間軸での計画については、立命館大学（以下、本学）が全体として定めた「学園ビジョン R2030 立命館大学チャレンジ・デザイン」がある。2030年に向けての本学園の総合的なビジョンを示したものである（1-10）。教育に関して取り組むべき課題としては、新型コロナウイルス禍を契機とした教育のデジタル化への対応や、新しい学習指導要領に基づく初等中等教育に対応した、高等教育での能動的な探究型の学びへの対応が挙げられている。本学部も学園の一員として、大学内外の動向にも目を配りつつ、これらの長期的な諸課題にも今後、取り組む。

（2）長所・特色

本学部はその理念・目的を大学の理念・目的を踏まえて適切に設定し公表している。明確にされた学部の目的に基づいて、人材育成目的が策定され、学生自身の学びの指針となることを意図して周知されている。

次期カリキュラム改革構想をはじめとした将来の計画と施策の設定については、毎年度の「教学総括」の作成による自己点検・評価に基づく、おおむね4年毎のカリキュラム改革による教学改善が行われている。上記の本学部の目的、教学理念、および人材育成目的を基盤として、絶えざる検証が行われてきた結果である。2016年度カリキュラム改革では、2008年以降のカリキュラム改革の成果を検証して、学生が主体的な学びをより一層確立する必要や学生の進路決定の後ろ倒しの傾向が判明したことから、これらに対応した改革を行った（次期カリキュラム改革に向けて明らかになった点については、第3章参照）。

(3) 問題点（発展的課題を含む）

発展的課題として、次期カリキュラム改革の内容次第で、カリキュラム・ポリシーの改定が必要になり、今後検討する予定である。また、法曹進路プログラム（法曹コース）科目をカリキュラム上どう位置づけるかは検討の余地がある。学部則上は司法特修独自科目であり、早期卒業要件との関係で履修が義務づけられている科目に過ぎないため、現行カリキュラム・ポリシーには反映されていない。カリキュラム改革と併せて変更する予定である。

(4) 全体のまとめ

本学部の教育研究上の目的については、大学の教学理念に沿う形で、学部則において適切に制定されている。また、この目的に立脚して本学部の教学理念と人材育成目的、さらに3ポリシーが設定され、学生に対しては新入生オリエンテーションを通じて、新入教員には新入教員ガイダンスを通じて周知されている。社会に対しても、本学部 Web サイトを通じて公表されている。

本学部ではおおむね4年毎にカリキュラム改革を行っており、それを支える毎年度の本学部教学の自己点検・評価である「教学総括」が有効に機能していると評価することができる。「教学総括」においても、本学部の教学理念・人材育成目的、3ポリシーの適切性が検証されている。現在は2024年度入学者からのカリキュラムの改革・改善に向けて検討を行っているところである。その際には、2019年度入学者から実施されている法曹進路プログラムの評価を通じた、カリキュラム・ポリシーの改定を行う予定である。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための学部・研究科の方針および手続きを設けているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための学部・研究科における方針および手続きの設定

- ・内部質保証に関する学部・研究科の基本的な考え方

- ＜教育プログラムレベル＞

- 毎年度の教学総括・次年度計画概要の作成、複数年をかけたカリキュラム検証とそれに応じたカリキュラム改革の発議や新カリキュラムの検討などの仕組みについて

- ＜授業科目レベル＞

- シラバス点検や授業アンケート、成績評価など、その考え方や仕組みについて（具体的な取り組み内容については3章で記載）

- ・教育の企画・設計、運用、検証および改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

①—1 内部質保証のための学部・研究科内の方針および手続きの設定

＜手続全般＞

本学部においては、全学方針に従って、内部質保証のための取り組みを行っている。その要となるのは、各年度において作成される教学総括である。

「教学総括」は、全学の教学委員会での提起に基づいて年度ごとに記載すべき事項を検討し、作成に当たっている。記載すべき事項やその執筆分担の検討は、企画担当副学部長を中心に企画委員会で行っている（企画委員会については、②-1を参照）。ちなみに、2021年度の「教学総括」は、以下のような構成であった（2-1 P2-3）。

第Ⅰ章 理念・目的

第Ⅱ章 学習効果の検証

第Ⅲ章 種々の取組みの総括と計画

Ⅲ-1 初年次教育

Ⅲ-2 コアとなる科目 ※2回生以上の小集団を含む

Ⅲ-3 教学グローバル化 ※外国語教育を含む

Ⅲ-4 学習支援・キャリア形成支援

Ⅲ-5 組織的FD

Ⅲ-6 担当体制と授業数・授業規模（開講方針に基づく点検）

Ⅲ-7 資格課程

Ⅲ-7-1 資格課程 1 「教職課程」

Ⅲ-8 その他の特徴的な取り組み

Ⅲ-8-1 取り組み 1 「COVID-19 対応としての教学上の取り組み」

※授業方法・成績評価

Ⅲ-8-2 取り組み 2 「法曹進路プログラム」

※早期卒業・法科大学院特別入試の状況を含む

Ⅲ-8-3 取り組み 3 「高大連携：法教育をキーワードとした高大連携の展開」

第Ⅳ章 教員・教員組織

Ⅳ-1 学部等の理念に基づく教員組織編成方針の策定、実行、方針の適切性についての点検・評価およびその結果に基づく改善・向上の取り組み（求める教員像、専門分野に関する能力・教育能力・年齢・男女比・国際性等の面で望ましい構成と現状）

Ⅳ-2 教員の募集・採用・昇任・担当資格確認等の制度とその運用

本学部では、執行部構成員に加えて、記載項目ごとに企画委員、学部役職としての世話人、科目担当者等で分担して「教学総括」を執筆している（2-2）。そのうえで、主に教学の観点から特に検討を必要とする項目に関し、3月に複数回、「集中企画委員会」（構成メンバーは企画委員会と同じ）を開催して、担当者から提出された「教学総括」の原稿を検討している。集中企画委員会では、「教学総括」の内容について執筆担当者から報告を求め、当該年度の取り組みの内容やその成果、およびそれらに基づいた次年度計画について、企画委員と報告者で議論をする。また、その他の項目も含め、企画担当副学部長が事務室と連携しながら、集中企画委員会での議論を踏まえつつ、確認したうえで「教学総括」を取りまとめ、教授会に上程するという手続を踏んでいる。執行部構成員以外の教員も主体的に関わることによって、学部全体として、実施状況と課題を確認している。各年度の開講方針の策定にあたっては、前年度の「教学総括」に基づき、教学内容が全学の教学ガイドライン等に合致した適切なものであることを確認している。また、アセスメント・チェックリスト（2-3）を2020年度に策定したが、そこで検証される事項は、既に「教学総括」等で一定の評価を行っている内容であり、「教学総括」においてそれらを改めて確認する形となっている。アセスメント・チェックリストに関し、現在までの運用において追加や修正の必要な項目はないが、策定されてから年度が浅いこともあるので、毎年の総括において確認を行うこととしている。

個別の教学上の案件について教員からの意見聴取や周知が必要な場合には、FD活動の一環として、「FD茶話会」や法務研究科との合同FD企画を実施している（FDについては、第5章を参照）。

<個別科目について>

各年度の開講にあたり、個々の授業科目のシラバスについては、教学委員会で確認された全学の執筆方針に基づき、学部としての方針を教授会で確認したうえで執筆する（2-4）。各担当教員が執筆したシラバスは、提出の後、授業概要、授業形態、成績評価方法の記載などを中心に、執行部で点検と必要な修正指示を行い、点検結果について教授会で報告する（2-5）。その後、担当教員が全学で定める修正期間内に加筆修正を行ったうえで公開する。

授業の実施については、授業アンケートの結果に基づいて担当教員が必要な改善を行うことを基本としつつ、執行部も開講科目全体についてアンケートの結果を確認し、特に問題があると認められる場合には、個別に教員への確認を行っている。

本学部では、同一科目を複数担当教員が担う科目が多く存在しているため、講義科目については、同一科目のクラス間で担当教員によって授業実施や成績評価に極端な差が出ないように調整に努めている。小集団科目については、1年時に開講される「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」は、初年次導入科目であることに鑑み、世話人を配置してその主宰のもとに担当者会議を開講前・開講中に数度開催し、各クラスの状況を把握するとともに、授業進度や成績評価等に関する調整を行っている。また、2年次の法政展開の小集団科目である「展開演習」については、分野等について教学担当副学部長が調整を行ったうえで開講し、授業実施や成績評価について世話人が「教学総括」の執筆にあたり取りまとめたうえで、集中企画委員会で検討している（2-6）。司法特修や公務行政特修の小集団科目についても同様に、各特修の世話人が取りまとめを行う。3年次の専門演習および4年次の卒業研究も同様である。

成績評価については、本学部としての申し合わせを事前に教授会で確認するとともに、専門科目の成績評価分布を学期ごとに教授会で報告することにより、相互点検の機会をもっている。成績評価分布は、学生に対しても公開している（2-7）。

<法曹進路プログラム>

法曹進路プログラム（いわゆる法曹コース）に関する内部質保証は、教学・企画担当の各副学部長が司法特修世話人と連携しながら対応にあたる。連携法科大学院との間で調整、検討が必要な事項に関しては、各法科大学院との連携協議会で審議する（2-8）。

<教学改善・教学改革に向けた手続きについて>

上記のような各取り組みを踏まえて作成された「教学総括」および「次年度開講方針」は、それぞれ教学委員会に提出し、全学的な点検・評価を受けている。本学部では、このような各年度の教学に関する点検・評価を踏まえ、その時々々の教学課題を見据えながら、おおむね4年に1度のサイクルでカリキュラム改革を実施してきている。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う体制を整備しているか。

評価の視点 1：内部質保証の推進に責任を負う学部・研究科内の組織の整備（立命館大学自己評価委員会規程 8 条に基づく、各組織の自己点検・評価の推進に関する体制・機能）

・内部質保証に責任を負う学部・研究科内の組織の権限と役割、当該組織と各教育プログラム（学位、学科、専攻等）、個々の授業担当教員との役割分担

評価の視点 2：内部質保証の推進に責任を負う学部・研究科内の組織のメンバー構成

②—1 学部の内部質保証推進組織の整備

＜学部執行部の体制について＞

本学部では、内部質保証を組織として推進しているが、その最終意思決定機関は本学部教授会である（2-9）。教授会は、本学部執行部を中心にその運営を担っている。本学部執行部は、学部長、副学部長 4 名（教学担当、企画・国際・FD 担当、入試・高大連携担当、研究担当）、学生主事、研究科長の 7 名から構成され事務長が事務局として加わっている。副学部長、学生主事がそれぞれ担当する実務課題について責任を持ち、学部および全体に関わる実務に関しては学部長が統括し、内部質保証に組織的に責任を持つ体制としている。

＜内部質保証を担う機関について＞

学部における最終意思決定の機関は教授会となるが、個別の案件ごとに委員会を設け、事前の審議・検討を行う体制としている。常設の委員会として、企画委員会、学生委員会、入学試験委員会、研究委員会等が設けられている（2-10）。企画委員会では、企画担当副学部長が委員長となって、7 名の専任教員からなる委員とともに各種教学実態に関する調査、教学・研究に関する学部・研究科の基本政策の検討や次期カリキュラム改革の策定などを行う（2-11）。学生委員会は、学生主事が主宰し、学生実態の調査、学籍異動や懲戒案件の詳細な検討などを担う。執行部会議では、教授会に議題を上程するにあたり、学部長、各副学部長、学生主事が各担当の議案について説明し、執行部の構成員全員で確認している。教授会では、学部固有の議題の審議のほか、常任理事会をはじめとする全学の委員会の会議報告も行うため、その内容についても、必要に応じて執行部の構成員で議論する。執行部会議では、そのほか、教授会や各種委員会で審議、検討するのに馴染まない非定型的案件や学生や教職員の機微に係る案件などについても検討を行う。各委員会・会議は、それぞれ独立性を担保しつつ互いに連携することで有機的に機能しており、本学部の組織としての内部質保証に寄与している。

②—2 学部・研究科内の内部質保証推進組織のメンバー構成の適切性

内部質保証の仕組みの基礎となる執行部や各委員会の構成は、可能な限り、専門分野によ

る偏りがないように配慮されている。執行部については、職責に見合った経験や力量が必要であるため、構成員の専門分野に多少の偏りが生じることは避けられないものの、できる限り、各分野の専門教員で構成するように努めている。企画委員会については、学部・研究科の基本政策や教学改革について議論するという会議の性格上、公法（刑事法を含む）、民事法、基礎法、政治、外国語の専門教員から委員を選出している（2-11）。また、次年度の時間割を検討する時間割編成委員会では、①-1で言及したように、開講方針の作成にあたり教学ガイドラインに即した科目配置等の検証を実施しているが、同委員会では、公法、刑事法、民事法、基礎法、政治、外国語の各分野の専門教員を選任することとしている（2-12）。その他の各種委員会についても、可能な限り構成員の専門分野が偏らないようにして、多様な方向から闊達な議論が行えるように工夫している。

内部質保証の推進を担う組織を構成する専門教員の年齢、性別、ライフスタイル等の多様性に照らすと、会議の実施時間帯や長さは、教員の参画を保証するうえで重要なファクターである。この点、本学部では、原則として隔週火曜日の午後で開催する教授会を17時まで終了させることを目指すこととし、可能な限り、すべての専任教員の出席を保証するように配慮している。教授会を開催しない週の火曜日に開催する企画委員会も同様である。もっとも、これらの会議について、議案の内容によっては議論が長時間に及ぶため、17時の終了が徹底されない場合がある。その他の各種委員会についても、可能な限り事前に議題を整理することで、会議が昼間の適切な時間内に収まるよう工夫している。執行部会議については、会議の性格上、一定の議論の時間を確保する必要はあるが、個別の調整や持ち回りの審議を活用することで、透明性に配慮しつつ効率的な運営を行っている。

点検・評価項目③：方針および手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針および学生の受け入れ方針の策定のための学部・研究科としての基本的な考え方の設定 評価の視点2：内部質保証に責任を負う学部・研究科内の組織による各教育プログラム（学位、学科、専攻等）、個々の授業における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み 評価の視点3：行政機関、認証評価機関、外部評価委員会等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査、認証評価結果、外部評価結果等）に対する適切な対応 評価の視点4：学生からの意見聴取方法や意見に対する適切な対応（五者懇談会等） 評価の視点5：点検・評価における客観性、妥当性の確保

③—1 3つのポリシー策定のための学部としての基本的考え方の設定

本学部では、学部則第3条において、教育研究上の目的を「法学部は、法学および政治学の教育研究を通じて、法および政治に関わる社会現象の多面的な理解を礎として主体的に

進路を切り拓き、社会の様々な分野で平和と民主主義の実現に貢献できる人間を育成することを目的とする」(1-2)と定めている。この教育研究上の目的をもとに、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を定め、それを実現するための教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)を策定していたところ、2016年度には、その教育課程を受けるための入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)を定め、現行カリキュラムの基盤となる3ポリシーを確立した(2-13)。本学では、2017年度にカリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー、科目概要が教育課程に関わる基本文書として位置づけられたため、本学部においてもこれらを作成した(1-3 カリキュラム・マップ P100-105、カリキュラム・ツリーP106-109、科目概要 P56-77)。

3ポリシーおよびカリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーは、「学修要覧」やWeb上の学修支援システムである manaba+R から学生が常時閲覧できるように掲載しており、また、学部 Web サイトにおいて対社会的にも公開している(1-4)。これらは、新入生ガイダンスにおいても説明することで、学生に周知を図っている。

③ー2 学部のPDCAサイクルを機能させる取り組み

<カリキュラムの検証の取り組みについて>

カリキュラムの適切性については、既述(本章①ー1)のとおり、各年度において、実施状況と改善の方向性を「教学総括」にまとめている。次年度の各科目ないしは取り組みの担当者は、「教学総括」に記載された当該年度の実施方針を確認してから実施に取り掛かり、年度ごとの状況の変化については、必要に応じて、教授会、各種委員会ないしは担当者会議等で確認を行いながら臨機の対応を行う。当該年度の実施にあたっての成果や課題は「教学総括」案に記載して議論するなどし、対応が必要と判断されるものについては次年度の実施方針に反映させる。

上記のような形で学部・研究科の各科目・取り組みについてPDCAサイクル形成し、年度ごとの改善を図っている。そのうえで、カリキュラムの完成(新カリキュラムの適用年度に入学した学生が4年間の在学を経て卒業すること、すなわち4年間の運用を指す)を経て、それまでの「教学総括」を踏まえながら、次期のカリキュラム改革について検討してきている。

<次期カリキュラム改革について>

現行のカリキュラムは2016年度から運用している。現在は、2024年度からの実施に向けて次期教学改革について検討を進めている。上記のPDCAサイクルによる改善の取り組みとして、4年間でのカリキュラムの完成を経て、教学改革を実施することとしてきた(第1章(1)③ー1参照)。

第1章でも述べたとおり、本学部では、2019年度入学者から「法曹進路プログラム」を設置するカリキュラム改革を行ったところであるが、これを踏まえ、学部の教学全体に及ぶ

カリキュラム改革については、2024 年度の実施を目指して検討を進めている。これは、従来と異なる対応にもみえるが、次のような理由による。

もとより、4 年に一度の教学改革は、状況の変化に素早く対応できるという利点がある反面、カリキュラムの切り替えの直後の年度で新旧のカリキュラムが併存することになり、4 年に一度のサイクルではこの状況がほぼ常態化することから、学生間の混乱と運用にあたる教職員の負担となる。また、カリキュラムの完成年度の直後から新カリキュラムの運用が始まるというのでは、当該カリキュラムの学生の学びに対する有用性の検証が十分でないまま、カリキュラムの改定がなされてしまう。とりわけ、2016 年度の現行カリキュラムへの改定は、従来、特修（司法、公務行政、国際法務〔現行カリキュラムでは、学部全体の教学国際化を目指すという理由から廃止〕）または特修以外（現行の法政展開）のコースを入学試験の時点で選択させていたところ、このコース選択を2 年次進級時に行わせるという抜本的な制度改革を伴うものであったため、その効果については中期的なタイムスパンで検証する必要があった。加えて、2018 年ごろから法曹コース創設の議論が開始され、前述のとおり、2019 年度から「法曹進路プログラム」として法曹コースの運用が開始された（履修生の募集は上記のコース選択と連動するため、2019 年度入学生が2 年次に進級する 2020 年度から）。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う教学上の条件の根本的な変化への対応のために、教学改革の議論を行う時間的余裕がなくなったこともある。

そのため、新型コロナウイルス禍への対応がある程度定型化された 2021 年度から、本格的に教学改革の議論を始めた。今次の教学改革に当たっては、現状に鑑み、現行の教学システムを根本から見直す改革よりも、学部基礎科目の配置のより一層の適正化や系統的履修の促進のための各コースのブラッシュアップといった、現行カリキュラムの修正という方向からの改革を検討している（1・9）。各コースの内容を見直すことにより、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーの改定も想定している。

③ー3 行政機関、認証評価機関、外部評価委員会等からの指摘事項に対する適切な対応

本学部では、外部評価機関からの指摘事項に対し、既述の内部質保証のシステムを通じて対応している。かかる対応の例として、2018 年には、全学において大学基準協会による機関別認証評価において、各組織の特性に応じて恒常的に適切な教員編成を行うために、大学として求める教員像を具体化することが望ましい旨の指摘を受けていたところ、現在では、教員の公募および学内推薦の要綱において、「求める教員像」を「立命館憲章、建学の精神、教学理念および本学部の教育研究上の目的等を理解し、高等教育・研究に携わる者としての社会的責務を自覚し、法令遵守はもとより、基本的人権を尊重し、誠実かつ公正に職務を遂行し、高い倫理性と社会的良識に則って行動できる方」と明示することにより、上記指摘事項の対応に務めている（2・14）。また、上記認証評価では、主要授業科目の担当状況について、専任教員と兼任教員の比率につき、前者の比率を高めるよう、改善に向けた取り組みを進める旨記載されているが、これに関しては、従来から全学の方針に従い、特に「開講方針」

の際に専任率の確認を行い、組織的に対応している（2-15）。

2014 年度には、本学部では専門分野別外部評価を受審したが、そこでは、①教育方法に関して、4 回生以上の学生の受講登録上限を 50 単位としている点につき、早急な改善が待たれるとの指摘や、②学生の受け入れに関して、アドミッション・ポリシーを定め、それに基づいて多様な入学試験を実施して学生の受け入れを図っているが、求める学生像やその修得しておくべき知識およびその水準を明らかにするというには不十分との指摘を受けた（その他、専任率に関する指摘もみられるが、これについて機関別認証評価への対応において述べたとおりである）。①については、2016 年度のカリキュラム改革で、4 回生以上の学生の受講登録上限を 46 単位とすることで改善を図った（併せて、2 回生次の登録単位上限を 42 単位としている）。また、②については、本章③－1 で言及したように、2016 年度に現行のアドミッション・ポリシーを定める際に、特別入学試験も含めた多様な学生の受け入れに対応したものとし、対外的にも公表することで明確化を図っている。

もとより、これらの外部評価機関による指摘事項への対応は、本章で述べてきた、教授会、企画委員会を中心とする本学部の組織的内部質保証システムをとおしてなされてきているものである。

③－4 学生からの意見聴取方法や意見に対する適切な対応

＜学生からの意見聴取の体制について＞

本学部においては、長年、各学期の後半に実施される五者懇談会や、自治会やオリター団などの学生自治組織との定例ミーティングを通じて、学生からの意見聴取を行ってきた。また、秋学期の中盤頃に、学生委員会が主体となって、学部独自に 1 ～ 3 年次の学生に対し学生実態アンケートを実施している。とりわけ、2021 年度には、現行の体制となってから 10 年が経過したことを受け、過去 10 年分の経年分析を実施した（2-16）。

＜聴取した意見への対応について＞

学生自治会等から聴取した意見に対しては、妥当性や実施条件などを執行部で確認、検討したうえで、必要な対応を行っている。近年の具体例を挙げると、2021 年度の五者懇談会では、定期試験の過去問題の公開期間を従来の 5 年から 1 年に短縮する旨の学部の決定に対して要求がなされ、学生自治会の代表と議論を進める中で、成績評価方法（特に定期試験で評価されること）に課題があることが明らかとなった（2-17）。また、定例ミーティングでは、ラーニング・コモンズ（学生が授業外学習のための議論や自習などの目的で使用する場のことで、単なる休息を目的とした学生ラウンジとは異なる。本学部では「ろこも（Law Commons Square）」と呼ばれるコモンズを存心館内に設けている）の利用方法の見直しが行なわれた（2-18）。

学生実態アンケートについては、学生委員会で毎年度の経年変化を踏まえつつ詳細な分析を行い、教授会で報告している（2-16）。調査結果は、学生支援に活用するほか、学習実

態などのデータについては、次期教学改革の際の参考にもする。

③—5 点検・評価における客観性、妥当性の確保

各年度の教学の点検・評価に関しては、「教学総括」の作成にあたり、各科目の受講者数、成績等のデータを事務局において整備し、執筆担当の教員はそれらの資料を踏まえることで、客観性を担保するよう努めている。具体的には、「教学総括」の執筆について教授会に提起する際に、記載形式、執筆事項を確定したうえで、可能な限り事務局で提供する根拠資料に基づいて作成するように要請し（2-2）、集中企画委員会および企画担当副学部長の最終確認においても、この点につき点検している。そのような手続きを経て教授会に上程し、記載内容の妥当性を担保することとしている。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

④—1 情報の公表

「学校法人立命館情報公開規程」に基づき、本大学全体の情報公開ページにおいて包括的な情報の公表が図られているほか（2-19）、本学部においても、適切に情報公開を行っている。具体的には、本学部 Web サイトにおいて、教育課程、3 ポリシー、前回の自己点検・評価報告書、専任教員の専門分野・担当科目などを公開している（1-4）。全学の研究者学術情報データベースでは、専任教員の研究活動状況のみならず、教育活動についても記載し、情報公開に努めている。これらのデータについては、例えば、大学院担当資格審査にあたって、判断資料として利用するため、可能な限りの豊富化を各教員に要請しており、結果として、正確な情報内容の公開につながっている。

授業科目に関わっては、オンラインシラバスを学外者も閲覧可能（受講生と教員の連絡方法など、対内的にのみ必要とされるものを除く）とし、授業の概要と方法、スケジュール、成績評価等の項目を公開している。さらに、本学部では、学生に対して、過年度の定期試験問題と成績分布を公開している（2-20）。

公表に際しては、重要な情報に関しては執行部で確認のうえ、必要に応じて教授会に提起し、内容の正確性、信頼性の確保に努めている。内容の改定があった場合には、執行部で確認のうえ、情報の更新を行うこととしている。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：学部・研究科における PDCA サイクルの適切性、有効性

評価の視点 2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

⑤—1 学部・研究科におけるPDCAサイクルの適切性、有効性

本学としての内部質保証の基本的な方針と体制のもと（2-21）、本学部においても内部質保証に関する仕組みを設け、取り組みを行っている。上述のとおり、毎年度末の「教学総括」の作成と、それに基づく次年度開講方針の策定を行うことにより、毎年の PDCA サイクルが確立している。そうした各年度の PDCA サイクルを積み重ねる中で明らかとなってきた教学上の課題のうち、カリキュラム全体として改善が必要なものは、カリキュラム改革において対応している。このようにして、各年度の「教学総括」を踏まえた取り組みとそれを踏まえたカリキュラム改革を通した PDCA サイクルの機能化を図っている。

内部質保証システムにおける学生の参画については、全学的には全学協議会が置かれており、また学部においては五者懇談会を開催し、学生主事が主宰する学生自治組織との定例ミーティングと合わせて、学生からの意見聴取を組織的に行うことができている。

個々の授業の PDCA サイクルは基本的には個々の担当者が責任を負うべきものであるが、学部としてのシラバス執筆に関わる申し合わせの策定と執行部による点検や、授業アンケート結果の確認を行うことによって、学部としての適切性を確認し、PDCA サイクルを機能させている。

⑤—2 内部質保証システムの点検・評価

内部質保証システムの点検・評価については、全学的な方針、体制のもとで、本学部においても点検・評価を行っている。学部による「教学総括」および次年度開講方針は教学委員会において点検・評価を受けている。「教学総括」については教学部執行部と懇談の機会をもち、改善すべき事項について指摘があった際には、次年度に対応することで、全学の視点からの改善の取り組みを進めている。また、「自己評価委員会」において、全学の審議に付し確認を受けたうえで改善に取り組んでいる。自己評価委員会は学長のもとに置かれ、6つの部会（教学、教育研究等環境、入学試験、学生、社会連携、大学運営・財務の各部会）を組織している。このうち、教学部会が各学部の「教学総括」をもとに教学分野の自己点検・評価をまとめ、また他の部会における自己点検・評価と併せ、自己評価委員会において全学版の自己点検・評価書をまとめる。これを学長に報告し、改善指示を得ることとしている。その他、本学では、学校法人監事と学部執行部による懇談を定期的で開催しており、そこで監事から指摘された事項は、改善すべき課題として共有している。もとより、2022 年度に

受審する専門分野別外部評価は、本学部の内部質保証システムを外部の専門家が点検・評価する機会として重要である。

⑤—3 点検・評価結果に基づく改善・向上

2014 年度に本学部・研究科は前回の専門分野別外部評価を受け、その結果は全学の自己評価委員会に報告されるとともに、学部の Web サイトでも公開されている (2-22)。指摘事項については、2016 年度の現行カリキュラムへの改革の際に可能な限り対応したほか、これまで述べてきた本学部・研究科における内部質保証の手続、体制のもとで、現行カリキュラムの運用において改善、向上に努めている (具体例については、本章③—3 を参照)。

(2) 長所・特色

本学部の内部質保証の取り組みにおける長所として、以下の点が挙げられる。

内部質保証のための学部の方針・手続では、執行部だけでなく、企画委員会、学生委員会を中心に、学部の教学について検証することで、より多くの専門教員の参画を保証し、多角的な視点から課題の抽出と改善に取り組んでいる。とりわけ、内部質保証に関する基本文書といえる「教学総括」を各科目・取り組みに責任を持つ教員で分担して執筆し、教学上重要な事項に関する内容を拡大企画委員会で検討している点については、対内的な質保証の推進と PDCA サイクルの機能化という点で有意義と評価できる。もとより、これらは学部の人材育成目的の達成に向けた教学の改善・改革に資するものである。

内部質保証推進組織の整備については、学部執行部を軸に各種委員会の体制について、委員等の選任にあたり教授会等で数次の確認を経ることで、専門分野等の偏りが生じないように配慮し、教学課題に関し、多角的に検討するための工夫をしている。教学の質保証のためには、専門家の独断を防ぐ意味でも、多様な視点からの討議が必要といえることから、このような取り組みも、授業改善やカリキュラムの見直しにつながる点で有意義と評価し得る。

上記のような内部質保証システムが有効に機能しているかについては、既述のとおり、これまでの取り組みは PDCA サイクルを機能化するうえで有意の役割を果たしてきたと評価し得る。とりわけ、「教学総括」の作成にあたり、執行部、企画委員をはじめ多くの教員が当該年度の到達点と課題を共有し、次年度の取り組みにおいて必要な教学上の改善を図っていくというシステムは、これまで見てきたとおり、有効に機能しているといえる。学生からの意見聴取に関しても、高等教育における独自性のある取り組みとして有意な成果を上げていると評価し得る。すなわち、五者懇談会等を通じ、学部執行部と学生自治組織が対話する機会をもつことで、学生の生の声を聴き、学部としての考え方を直接伝える点は、人材育成目標の達成に向けた教学の質を高めるうえで有意義であると同時に、自律的学習者としての学生の育成に資するし、何より、大学の自治という見地からも望ましいことといえる。また、継続した学部独自のアンケートを通じた学生実態の詳細な把握の取り組みは、他

の学部等ではあまり見られず、学生の到達度に関する調査が全学単位で行われることで平準化しつつある流れにあって、伝統的でありつつ先進的なものと言い得る。

教育研究活動、自己点検・評価結果、その他の諸活動の公表を通じた社会的責任の履行については、オンラインシラバスの執行部による点検管理を通じて、適切な内容のものが公表されているという点で、有意な成果が見られると評価し得る。本学部執行部によるシラバスのチェックは、年度ごとの開講科目の適切な運営に資する。各教員の研究活動に関しても、大学院担当資格審査の際に研究者学術情報データベースの整理、充実を求める点で、成果の対社会的公表に資するものとして、有意な成果が認められる。

内部質保証システムの適切な点検・評価、およびその結果をもとにした改善・向上に向けた取り組みについては、既述のとおり、「教学総括」を通じた点検・評価、それを踏まえた教学改革における改善・向上の議論を適切に進めているという点で、有意な成果が見られる。

(3) 問題点（発展的課題を含む）

本学部では、上述のような組織、手続により教学の内部的質保証に努めてきたが、そこでは、以下のような発展的課題も見出せる。

まず、内部質保証のための学部・研究科の方針・手続の整備に関しては、全学の方針に則って制度化されてきているものの、内部質保証推進組織の整備に関する発展的課題としては、会議実施時間のコントロールになお向上を図る余地はある。それにより、構成員の参画をより一層促進することが可能となろう。

(4) 全体のまとめ

本学部では、「教学総括」を基軸とした内部質保証のための手続きを構築している。「教学総括」については、教学委員会を通じた全学の方針を受けて、記載事項や執筆体制について企画委員会で検討し、内容については企画担当副学部長を中心に、拡大企画委員会等で討議している。開講科目や取り組みを実際に担当する教員に執筆を委ねることで、内部質保証への多くの教員の参画を促し、教学について責任を持つ体制を確立している。「教学総括」において浮かび上がった課題については、次年度の担当者に引き継がれることで、PDCA サイクルを有効に機能させている。授業の実施等にあたり、教員間の調整に努めている点も、質を高めることに寄与している。内部質保証を担う各組織の構成員については、専門分野の偏りを極力排するよう努め、多角的な視点から教学の改善について検討するよう工夫している。「教学総括」を通じたこれらの改善の取り組みに基づき、複数年度に積み重ねられたPDCA サイクルの機能化として、企画委員会を中心に、次期の教学改革について議論する体制をとっている。

本学部では、長年、五者懇談会や定例ミーティング等、学生の意見を直接聴取する機会をもつとともに、学生実態アンケートを通じて、学部独自に学習、生活等の学生実態の把握に努めてきた。聴取された教学に関する意見や調査結果については、可能な限り、改善に活か

すこととしている。このような取り組みは、教学の質を高めるとともに、自律的学習者としての学生の育成に資する。

人材育成目的とそれに基づいた3ポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）については、2016年度に現行カリキュラムの考え方を反映したものを定め、「学修要覧」に掲載して在学生に周知するとともに、学部 Web サイトにおいて公開して対社会的に発信している。カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーについても、2017年度以降に作成してきている。2024年度の実施を目指す次期の教学改革では、これらの基本文書の改定が想定される。

第3章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定および公表

①—1 学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定および公表

本学部では、教育研究上の目的を踏まえた教学理念と人材育成目的に基づいて、次のような学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定している（1-3 P2）。

【学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）】

立命館大学法学部は、法学部 学部則に規定する所定の単位（教養科目 18 単位以上、外国語 12 単位以上、および専門科目 78 単位以上を含む計 124 単位）の修得を通じて学士課程における教育目標が達成されたものとし、学士（法学）の学位を授与します。

人材育成目的に鑑み、学士課程を通じて卒業時までには到達すべき教育目標として、以下の7つのことを定めます。

1. 日々生起する個々の法現象および政治現象における問題の所在を的確に把握することができるだけの法学・政治学の基礎的な知識および思考方法を身につける。
2. 法学・政治学の諸分野のうちから、自己の問題関心や進路に応じた専門分野に関する研究を深め、そこで得た知見を法ないしは政治に関する社会現象の理解に応用することができる。
3. 「平和と民主主義」という本学の教学理念に照らして法化社会における規範のあり方を主体的に学び、自らの考えを実践に活かすことができる。
4. 専門の枠にとらわれない広い視野を身につけ、文化的背景、信条、意見を異にする他者を尊重しながら、主体的にコミュニケーションを図ることができる。
5. 法学・政治学に関する情報を主体的に収集・分析し、自己の意見を形成し、論理的で正確な日本語を用いて発表・討論し、そこで得たことを踏まえながら的確な文章で表現することができる。
6. 外国語によって基礎的なコミュニケーションを図ることができ、専門に関するテーマについても外国語で理解し、他者と討論し、文章化する能力を高める姿勢を身につける。
7. 法学・政治学の学びを通じて培われた自己の適性を客観的に見極め、社会において、自ら設定した目標に向かって主体的かつ系統的に取り組む姿勢を身につける。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、大学の教学理念である「平和と民主主義」を踏まえた、「法化社会」を生き抜くために必要不可欠な知識やものの考え方である「法学・

政治学の素養」をもつ人間を育成するという、本学部の人材育成目的を基礎としている。この学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を具体化するために、＜学部学生が卒業時に身につけておくべき能力＞、すなわち 7 つの達成されるべき教育目標が、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と不可分一体として定められ、学習成果として明示されている。

本学部のディプロマ・ポリシーは、本学部の全学生に配布している「学修要覧」に掲載されている。そして、新入生オリエンテーションの際に学生に説明されている。「学修要覧」は本学の Web 上の学修支援システムである manaba+R においても PDF 版が公開されている。また、本学部の Web サイト（1-4）にも掲載され、広く社会に周知されている。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定および公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

②—1 教育課程の編成・実施方針の適切な設定・公表

本学法学部は、上記のディプロマ・ポリシーを踏まえて、教育課程の教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。

【教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）】

立命館大学法学部は、学士課程での 4 年間の学びを通じて教育目標に到達するため、教育課程の編成において、各自の問題関心や志望進路に応じた、系統的、段階的な専門知識の積み上げが可能となるような学修を重視しています。

そのため、2016 年度以降の入学生については、初年次には全員が法学科の学生として同一のカリキュラムで学び、法学・政治学の学習の基礎を身につけ、そのうえで、2 年次からは、法政展開、司法特修または公務行政特修のいずれかを選択して、各自の専門の学修を進めることとします。そのために、2 年次秋学期にキャリア形成科目「社会に生きる法」を履修して、各自の志望進路への理解に立ち、問題関心に即した選択が行えるようにします。

法政展開では、多様な問題関心を有する学生が法学・政治学を系統的、体系的に学ぶための仕組みとして、「専門化プログラム」を設けています。専門化プログラムには、①グローバル・ロー、②ビジネス・金融、③生活・環境、④自由・人権、⑤歴史・文化、⑥政治・市民社会の 6 つがあり、このうちから 1 つを選択して、2 年次から 4 年次の間に各プログラムについて設定された専門科目群から少なくとも 16 単位を修得することが卒業要件となります。法政展開では、2 年次に各自の問題関心を深めるための小集団授業として、「展開演習」を開講しています。

司法特修は、法曹をはじめとする広い意味での法律専門職を志望する学生のためのコースであり、進路の開拓に必要な実定法学の基礎を中心に学びます。公務行政特修は、国家公務員総合職や地方上級公務員など公共的な分野を志望する学生のためのコースであり、進路の開拓に必要な法学・政治学の素養を身につけ、政策立案の基礎を学びます。いずれの特修も、「特修独自科目」と呼ばれる科目群から少なくとも 16 単位を修得することが卒業要件となります。また、卒業後の進路を見据えたキャリア形成のための演習・実習科目として、司法特修については「法曹フィールドワーク演習」および「法務実習」を、公務行政特修については「公共政策実習」を開講しています（なお、「公共政策実習」は、法政展開ないしは司法特修を選択した学生も、上記の 16 単位に含まれない専門科目として履修することが可能です）。

さらに、法学・政治学の専門分野に関する学びを深めるための小集団の授業（いわゆるゼミ）として、3 年次には「専門演習Ⅰ・Ⅱ」を、4 年次には「卒業研究」を開講しています。これらは学部共通科目であり、法政展開、司法特修、公務行政特修の選択にかかわらず、各自の問題関心に応じたクラスを受講することができます（希望者がクラスの定員を超過する場合には、受講者を選考します）。

上記の枠組みと並行して、英語の学びを継続的に高めることを希望する学生のための集中的な英語履修の仕組みとして、法学部英語副専攻があります。法学部英語副専攻は 2 年次から履修することができ、専門科目において設定された科目群から 16 単位以上を修得した場合に、20 単位までを限度に卒業に必要な単位として認定されます。

カリキュラム・ポリシーも、本学部の全学生に配布している「学修要覧」に掲載され、新入生オリエンテーションの際に学生に説明し、manaba+R からも閲覧できるようにしている。また、本学部の Web サイトにも掲載され、広く社会に周知されている。

なお、カリキュラム・ポリシーは、次期カリキュラム改革において見直しが予定されている。

②—2 教育課程の体系：カリキュラムの基本構造・卒業要件

本学部のカリキュラムの基本構造は以下のとおりである。要卒単位数は、ディプロマ・ポリシーにあるとおり、教養科目 18 単位以上、外国語 12 単位、および専門科目 78 単位以上を含む計 124 単位である（学部則第 7 条）。修業年限は 4 年である（立命館大学学則第 54 条）が、早期卒業の制度もある（後述）。

【表 3-1：法学部の卒業要件】

教養科目	18 単位以上		
外国語科目	12 単位		
専門科目	78 単位以上		
	学部基礎科目		12 単位以上

		特修独自科目／法政展開プログラム科目	16 単位以上
計	124 単位以上		

授業科目は、次の3つに区分され、各年次に配当されている（1-3 P7）。

○教養科目

本学の教養教育は、「平和と民主主義」の教学理念に基づき、専門教育と往還しながら自らの専門性を相対化し、物事を総合的に捉える視野を身につけるなどを目的とする立命館科目の他に、7つの分野から構成されている教育基盤科目（A 群）、国際教養科目（B 群）、社会で学ぶ自己形成科目（C 群）、スポーツ・健康科目（D 群）、学際総合科目（E 群）の6つの科目群を設置している。

本学部は、2016 年カリキュラム改革において、2004 年から独自に設定していた教養科目の系列履修について、時間割の制約による履修の困難さや系列履修が奏功していなかったことから、これを廃止し、全学の教養教育の枠組みに従い、学生の自由な選択に基づいて、立命館科目および6つの科目群から 18 単位を修得することを卒業要件として課している。

2014 年度の本学部の専門分野別外部評価においても、本学部の教養教育に関する教育課程の編成が「総合的な判断力を養う、また豊かな人間性を涵養する」ものとなっていないとの指摘を受けた（2-22 外部評価報告書 P5）。現行カリキュラムでは、幅広い分野からの自由な選択を認めたものとなっている。

○外国語科目

本学部では、英語を6単位（1回生で2科目4単位、2回生で2科目2単位）、初修外国語としてドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語・朝鮮語の中から1言語を選択、1回生時に4科目6単位を履修する、2言語学習を基礎としている。2016 年カリキュラム改革で、従前の英語重視コースと初修外国語重視コースの選択を、外国語教育の目的（特に多文化理解）や初修重視コース選択者の減少を理由に廃止し、現行の制度では2言語それぞれ6単位以上の修得が卒業要件とされている（1-6）。

英語については、1回生は入学時、2回生は1回生12月に実施したテスト（2020 年度までは CASEC、2021 年度からは TOEIC® L&R IP（オンライン））のスコアをもとに習熟度レベル別（「Advanced」「High-intermediate」「Intermediate」「Pre-intermediate」）のクラス編成を行っている。成績評価は同一レベルの受講生の到達目標に準拠した評価を基本としつつ、上位レベルのクラスに配属された学生が奨学金選考などで不利益を受けないよう、「A+」の割合ではレベル毎の上限目安を設定している。

外国語科目の今後の拡充予定については、後述の本学部英語副専攻を参照。

③専門科目

専門科目の要卒単位は 78 単位であり、その中で、学部基礎科目を 12 単位以上、および

専門化プログラム科目または特修独自科目を 16 単位以上修得することが必要である（学部則第 7 条第 4 項）。

○学部基礎科目

学部基礎科目は、法学・政治学の基礎を確実に身につけるために、本学部教学の共通の基礎として設定している科目で、下表の 9 科目である。これらは第 1 セメスターから第 3 セメスターまでに配置されている。これらの中から 12 単位以上を修得することが必要である。また、適正な授業規模となるよう 3 クラスを基本に分割している。

これらの科目は「入門から基礎専門へ」という構造で、専門の学修を無理なく進めるようにとの配慮に基づいている。他方で、本学部に入學したばかりで学習意欲が高いと考えられる 1 回生時にある程度専門性の高い内容を学ばせることは、学習意欲の喚起の点からも有意義である。

【表 3-2：学部基礎科目】

*（○内の数字は単位数）

第 1 セメスター	第 2 セメスター	第 3 セメスター
法学入門②	憲法 I ④	憲法 II ④
政治学入門②	民法 I β ②	民法 II（債権各論）④
民法 I α ②	近代政治思想史②	刑法 I（総論）④

○専門化プログラム科目・特修独自科目

専門化プログラム科目・特修独自科目は、後述する、2 回生から所属する、法政展開の各プログラム、司法特修、公務行政特修において、それぞれのコアとなるものとして指定された科目で、その中から 16 単位以上の修得が必要である。

専門科目であって、学部基礎科目および専門化プログラム科目・特修独自科目でない科目は学部共通科目となる。ただし、司法特修と公務行政特修のそれぞれの特修独自科目・特修推奨科目は特修に属さない学生は履修することができない。

また、各専門科目の科目概要と到達目標は「学修要覧」に掲載され周知されている。なお、他学部の専門科目などを 10 単位まで修得することができる（法学部則第 7 条 5 項）。

※早期卒業

大学院進学などを目指す学生のために在学期間 3 年で卒業が可能となる制度が設けられている。法学部則第 12 条により、早期卒業候補者であって次の成績要件をみたす者には早期卒業が認められる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 第 7 条の定めるところに従い卒業に必要な単位数を修得していること。(2) 以下のいずれかを満たすこと。 |
|---|

イ 卒業に必要な授業科目の累積 GPA が 3.7 以上であること。

ロ 第 8 条の 3 第 4 項に定める法曹進路プログラムの修了要件を満たし、卒業に必要な授業科目の累積 GPA が 3.5 以上であり、かつ、法科大学院の既修者コースの入学試験に合格していること。

(3) 面接および提出された卒業論文（卒業研究を履修していない場合には専門演習Ⅱの演習論文）の審査により早期卒業にふさわしい学修成果が確認できること。

本学部では 2008 年度入学者より早期卒業制度を適用しているが、現行の早期卒業制度は法曹コース（本学部では「法曹進路プログラム」）設置に対応して見直されたものであり、上記(2) ロの要件に反映されている。

早期卒業を希望する学生は早期卒業候補者となる必要があり、1 回生秋学期、2 回生春学期または 2 回生秋学期のいずれかの時期に申請しなければならない。申請時期に応じて候補者となるための所定の要件がある。

早期卒業候補者となることによって、履修登録上限単位数の緩和（年間 48 単位）、科目の配当回生の緩和、「専門演習Ⅰ・Ⅱ」および「卒業研究」の配当回生の緩和が認められる。これら登録上限単位数の緩和などは、早期卒業候補者となるための成績要件および、候補者の中間審査の成績要件が厳格に定められていることを前提として特別に認めているものであり、必要な授業外学習時間が確保できると考えている。

早期卒業候補者は学期毎に中間審査を受け、所定の成績要件をみたさない場合は候補者の資格を失う（学部則第 12 条）。候補者にはアカデミックアドバイザー（ゼミを履修している場合はゼミの担当教員。2 回生でゼミを履修していない学生は教学担当副学部長、司法特修の学生については司法特修世話人も担当する）がつき、学期毎に面談を受け、学習について丁寧な指導を受けられるようになっている（3-1）。早期卒業の最終審査は、早期卒業運営委員会（教学担当副学部長と学生主事で構成）のもとで面接を行って卒業判定を行っている。

2021 年度に現行の早期卒業制度になって最初の卒業審査が行われ、13 名の候補者全員が卒業を認められた。12 名が法科大学院、1 名が公共政策大学院への進学者であった。

なお、法曹進路プログラム登録者が同プログラムを修了できなかった場合でも上記要件（2）イをみたせば早期卒業が可能である一方、特別入学試験合格者への法科大学院の入学許可は法曹進路プログラムの修了を条件とすることから、運用には注意が必要である。また、早期卒業要件についても、進学した連携先大学院での成績や司法試験合格の状況を踏まえて検証が必要である（2-1 P115-127）。

②—3 教育課程を構成する授業科目区分・授業形態

＜必修・選択・自由科目の区別＞

学則上、授業科目は必修科目、選択科目、自由科目に区別されている（第 32 条第 2 項）。本学部では制度上、必修科目は置いておらず、選択科目となっている。ただし、科目の重要

性に鑑みて、「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」、「専門演習Ⅰ・Ⅱ」、「卒業研究」などについては履修登録が指定される登録必須科目にしている。卒業要件に含まれない自由科目には教職課程科目がある。

<講義科目と小集団科目>

本学部の専門科目は多様な科目が配置されており、講義科目を基幹にしつつ、学生の主体的な学びを実現するために、少人数のゼミナール形式で行われる小集団科目も用意している。

○講義科目

専門科目の多くは伝統的に講義形式で行われている。講義科目では双方向型の授業は容易ではないが、コミュニケーション・ペーパーの配布・回収や manaba+R の活用により、双方向的な授業を行っている。2020 年度から、定期試験や課題に対するフィードバックが義務づけられ、シラバスにその方法を明記することになっている（3-2）。また、2020 年からの新型コロナウイルス禍の状況において、講義科目もオンラインで行われることを余儀なくされたが、学生との双方向性の確保が申し合わされ、実践された（3-3）。

○小集団科目

本学部は、1 回生から 4 回生まで小集団科目を配置し、「学びの中核・学びの実践」を担うものと位置づけている。特修・法政展開問わず全学生が受講するものとしては、1 回生時に「基礎演習Ⅰ」（第 1 セメスター）・「基礎演習Ⅱ」（第 2 セメスター）、3 回生時に「専門演習Ⅰ」（第 5 セメスター）・「専門演習Ⅱ」（第 6 セメスター）、4 回生時に「卒業研究」（通年・4 単位）が開設されている。これらは、登録必須科目であり、学生全員が履修する形態をとっている。

2 回生時は、特修・法政展開それぞれに小集団科目が開講されている。法政展開では、「展開演習」（第 3 セメスターまたは第 4 セメスター）が開設されている。それまでの学修で培った基礎的力量と基本的素養を発展させる科目であり、3 回生からの「専門演習Ⅰ・Ⅱ」で自主的に学ぶための基礎的力量を身につけることを目的としている。「展開演習」は登録必須科目ではないので、法政展開の全学生が履修するわけではないが、2021 年度は 7 割弱の学生が履修登録するにいたっている（2-1 P50）。

司法特修では「特修憲法」と「特修民法」（第 3 セメスター）、「特修刑法」（第 4 セメスター）が開講されている。公務行政特修では「公務行政入門演習」（第 1 セメスター。登録必須科目）、「公務行政学演習」と「公務行政法演習」（第 4 セメスター）が開設され、3 回生配当科目として「公務行政応用演習」（第 6・第 8 セメスター）も配置されている。

【表 3-3：小集団科目の配置】

*（○内は単位数）

	1 回生		2 回生		3 回生		4 回生	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	通年	
法政 展開	基礎演習 I②	基礎演習 II②	展開演習②（春学期もしくは 秋学期のいずれかで履修）		専門演習 I②	専門演習 II ②	卒業研究④	
司法 特修	基礎演習 I②	基礎演習 II②	特修憲法② 特修民法②	特修刑法②	専門演習 I②	専門演習 II ②	卒業研究④	
公務 行政 特修	基礎演習 I②	基礎演習 II②	公務行政入 門演習②	公務行政学 演習②	専門演習 I②	専門演習 II ②	卒業研究④	
				公務行政法 演習②		公務行政応 用演習②※		※

※ 3 回生秋学期または 4 回生秋学期

②—4 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

本学部のカリキュラムがディプロマ・ポリシーに関連していることは、カリキュラム・マップによって示されている。すなわち、本学部で開講されているすべての科目（教養科目・外国語科目を含む）が、ディプロマ・ポリシーの 7 つの教育目標の一または複数に対応していることがカリキュラム・マップによって示されている（1-3 P100-109）。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

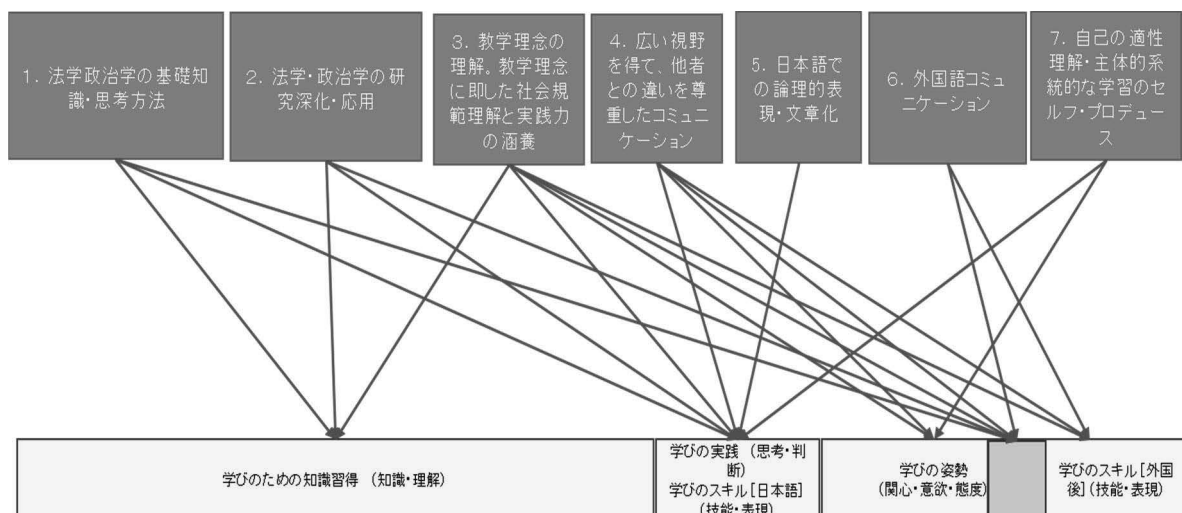
評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性および体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容および方法 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ＜学士課程＞ －初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等 ＜修士課程、博士課程＞ －コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等 ＜専門職学位課程＞ －理論教育と実務教育の適切な配置等
--

評価の視点 2：グローバル化に対応した教学の充実

評価の視点 3：学生の社会的および職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

③—1 体系的な教育課程の編成：カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー、科目ナンバリング

カリキュラム・マップについては、前述したように、科目毎に、当該科目がディプロマ・ポリシーの7つの教育目標の達成に寄与しているかを示すカリキュラム・マップを作成している。また、7つの教育目標が学びのプロセスである「学びのための知識習得」「学びの実践」「学びの姿勢」「学びのスキル」とどのように関係するかについて概念図を作成している。



【図 3-1：ディプロマ・ポリシーの7つの教育目標と学びのプロセスとの関係】

加えて、科目群毎に学びのプロセスとの関係を示したカリキュラム・ツリーを作成している。さらに、科目毎に、カリキュラム上の位置づけ（科目区分、配当回生、使用言語など）に対応する番号を付した科目ナンバリングを付している。これらは「学修要覧」に掲載して学生に公開するとともに、新入生オリエンテーションにおいて学生に周知している。なお、次期カリキュラム改革に伴って、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーの改定も想定されている（第2章参照）。

③—2 専門科目の教育課程の体系的編成：法政展開・司法特修・公務行政特修

本学部のカリキュラムは、第3セメスターから、学生各自の進路志望や興味・関心に応じて、法政展開、司法特修および公務行政特修の中から1つを選択し所属することになる。

2016年カリキュラム改革では、それまでの「法学科（特修除く）」と各特修が入学から卒

業まで別個のカリキュラムとしていたのを改め、同じ法学科に入学したうえで、2回生進級時に選択させ、特修に所属した学生にはその特修の学びを集中的に提供することとした（国際法務特修は廃止した）。入学試験段階での本学部の「入口」を分かりやすくするとともに、カリキュラムを簡素化して、入学後の学びの進捗に応じて、プログラム、あるいはその先の進路開拓につなげられる仕組みを構築するためであった。「法学科（特修除く）」の後継である法政展開は、従来の5つの専門化プログラムを堅持しつつ、グローバル・ロープログラムを新設し、6つの専門化プログラムを設定した（1-6）。なお、司法特修と公務行政特修はどちらも105名の定員があり、定員を超える応募があった場合は成績（GPA）による選考を行っている（第三希望まで応募することができる）。特修と法政展開各専門化プログラムの選択については、説明会の開催など丁寧な説明を行っている（3-4、3-5）。

法政展開の各プログラムの専門化プログラム科目、司法特修または公務行政の特修独自科目から16単位以上の修得が卒業要件となるが、専門化プログラム科目または特修独自科目の設置科目数は必要単位の2倍程度となるように設計されている。

○法政展開

法政展開は、専門科目の中でコアとなる6つの科目群（専門化プログラム）が設置されていて、法政展開を選んだ学生は、各自の進路志望や興味・関心に応じて専門化プログラムを選択し、それらの科目（専門化プログラム科目）を中心に学修する。それぞれのプログラムの科目一覧にあるように、第4セメスター以降に本格的に履修する。前述したように、専門化プログラム科目は16単位以上の修得が卒業要件となっている。それぞれの専門化プログラムの概要と専門化プログラム科目の配置は下記のとおりである。

【表 3-4：法政展開専門化プログラム概要】

	概要	想定する学生層
グローバル・ロー	国内外の法律を学ぶとともに、実践的な英語運用能力、国際的な企業活動に必要な世界経済や社会システムなどの素養も身につける	商社のような国際的な企業や外交官・国際機関に興味がある学生
ビジネス・金融	民間企業一般もしくは銀行・保険・証券等、金融機関において必要とされる法律知識を修得し、応用可能な基本的能力を身につける	民間企業特に企業法務や金融機関の志望者
生活・環境	国家・行政権力との間で発生する市民の人権に関わる法的問題について理解を深めるとともに、この分野の法の専門的知識を身につける	日常の市民生活に関係する法や環境保護に関わる法領域に関心のある学生
自由・人権	国家・行政権力との間で発生する市民の人権に関わる法的問題について理解を深めるとともに、この分野の法の専門的知識を身につける	広い意味での市民の自由・人権に関係する刑事法分野や、行政法・労働法などの領域に関心のある学生

歴史・文化	現代の様々な法現象との関連性を意識しつつ、歴史的・理論的観点から法に関する専門的理解を深める	法律や政治を歴史・哲学・社会学といった視点や諸外国の法制度との相互比較の視点から学びたい学生
政治・市民社会	市民社会の立場から、政府や国の活動を学び、選挙や権力の問題を学び、これら選挙活動や権力の動向を報道するマスコミや、その政治への影響を学ぶ	公務員やマスメディアを志望する学生

【表 3-5：法政展開専門化プログラム科目配置】

*（○内は単位数）

	第3セメスター	第4セメスター	第5・7セメスター	第6・8セメスター
グローバル・ロー	国際法総論Ⅰ② 英米法Ⅰ② 展開演習②	国際法総論Ⅱ② 英米法Ⅱ② 国際私法Ⅰ② 国際政治論Ⅰ② 展開演習②	国際法各論Ⅰ② 国際私法Ⅱ② ヨーロッパ法② 国際政治論Ⅱ②	国際法各論Ⅱ② 国際人権法② アジア法② 国際取引法② 国際経済法②
ビジネス・金融	司法過程論② 展開演習②	民法Ⅲ（物権法）② 民法Ⅳ（債権総論）② 会社法Ⅰα② 商取引法② 展開演習②	民法Ⅴ（担保法）② 有価証券法② 会社法Ⅰβ② 知的財産法② 経済法Ⅰ②	民事執行・保全法② 会社法Ⅱ② 保険法② 倒産処理法② 経済法Ⅱ②
生活・環境	司法過程論② 展開演習②	行政法Ⅰ④ 環境法Ⅰ② 展開演習②	行政法Ⅱ④ 環境法Ⅱ② 労働法④ 社会保障法② 税法② 民法Ⅵα（親族法）②	民法Ⅵβ（相続法）② 消費者法② 社会福祉法②
自由・人権	国際法総論Ⅰ② 展開演習②	刑法Ⅱ（各論）④ 行政法Ⅰ④ 展開演習②	刑事訴訟法④ 犯罪学② 行政法Ⅱ④ 労働法④	少年法② 地方自治法② 国際人権法②
歴史・文化	英米法Ⅰ② 展開演習②	日本法史④ 西洋法史④ 英米法Ⅱ② 展開演習②	法社会学② ヨーロッパ法② 日本政治思想史② 現代政治思想史②	法哲学④ アジア法② ジェンダーと法②
政治・市民	日本外交論②	現代日本政治論②	行政管理論②	政治学原論Ⅱ②

社会	展開演習②	近代日本政治史② 比較政治制度論② 展開演習②	福祉政治② 政治学原論Ⅰ② 西洋政治史② 近代国際政治史②	政治コミュニケーション② 公共性論② 現代国際政治史② 政治意識論② 政治文化論②
----	-------	-------------------------------	--	---

以上が法政展開の各専門化プログラムであるが、学生の選択の状況をみると、「自由・人権プログラム」選択がもっとも多く、「生活・環境プログラム」「ビジネス・金融プログラム」がそれに次ぐ傾向にある（3-6）。

【表 3-6：法政展開専門化プログラム選択状況】

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
グローバル・ロー	13.5%	4.6%	6.3%	5.7%	5.9%	7.3%	5.7%
ビジネス・金融	15.6%	14.6%	17.8%	13.7%	16.2%	25.4%	17.8%
生活・環境	19.5%	15.6%	17.1%	25.4%	23.0%	24.6%	32.2%
自由・人権	29.5%	49.2%	47.0%	46.4%	44.4%	30.6%	35.0%
歴史・文化	3.3%	4.3%	3.9%	4.5%	5.7%	4.0%	4.5%
政治・市民社会	18.6%	11.8%	8.0%	4.3%	4.8%	8.1%	4.9%

○司法特修

司法特修は、「法律学」をスキルとして活用する進路を希望する学生のために設置されているプログラムである。法曹（裁判官・検察・弁護士）を目指して法科大学院への進学を目指す学生を主たる対象とし、他の法律専門職などを志望する学生も対象としている。特修のカリキュラムとしては憲法・民法・刑法の学修を中核に置き、インプットだけでなく、小集団科目である「特修憲法」「特修民法」「特修刑法」において、アウトプットを通じて、これらの法分野の基礎的力を効率的に身につけられるようになっている。さらに、司法試験科目であるいわゆる7法科目を学ぶ。

司法特修においては、同じ進路希望を持つ者同士での学習コミュニティの形成を奨励している。それは特修憲法・民法・刑法のような小集団科目を通じて形成され、学生が教員の指導を受けつつ自主的に企画した演習を科目として認め、単位として認定する「自主企画演習」の取り組みにつながっている。

司法特修の特色ある科目として「法曹フィールドワーク演習」がある。これは、法律専門職の仕事の実際について、実務家教員による講義や模擬裁判の実践学習を通じて学ぶものである。これは「法務実習」の弁護士事務所プログラムにつながっている。

司法特修の卒業要件として、同特修の特修独自科目から16単位以上を修得することが必

要である。司法特修独自科目は次の通りであり、これとは別に司法特修の学生のみが履修できる特修推奨科目がある。

【表 3-7：司法特修科目配置】

*（○内は単位数）

	第 3 セメスター	第 4 セメスター	第 5・7 セメスター	第 6・8 セメスター
独自 科目	特修憲法② 特修民法② 法曹フィールドワーク演習②	刑法Ⅱ（各論）④ 特修刑法② 法務実習② 民法Ⅲ（物権法）② 民法Ⅳ（債権総論）②	家族法（法曹）② 刑事訴訟法④ 刑事訴訟法（法曹）④ 民事訴訟法④ 民事訴訟法（法曹）④ 民法Ⅴ（担保法）② 民法Ⅵ α （親族法）②	民法Ⅵ β （相続法）②
推奨 科目	刑法総論（法曹）④	憲法訴訟・統治（法曹）②	特修商法②	企業取引法（法曹）② 特修行政法②

〔法曹進路プログラム〕

本学部では新たな法曹養成制度である法曹コースに対応して、2019 年度より「法曹進路プログラム」を設置している（1-7）。同プログラムは、司法特修の学生のみが登録でき、いわゆる 7 法科目の知識と運用能力を身につけることを目的としている。

司法特修の学生は各学期末に法曹進路プログラムの登録または辞退をすることができる。法曹進路プログラムの登録については、司法特修選択時を除いて、選抜は行われない。

法曹進路プログラムの修了は、本学部の卒業要件ではないが、早期卒業の要件の一つとなっている。法曹進路プログラムの修了は、下記の表の必修科目の単位（52 単位）をすべて修得すること、選択必修科目の中から 2 単位（1 科目）の単位を修得すること、および修得した法曹進路プログラム科目の累積 GPA が 3.0 以上であることである（1-3 P44-45）。法曹進路プログラムの修了（見込み）によって、連携先の法科大学院の特別入学試験（5 年一貫型および開放型）の受験資格を得ることができる（3-7）。

【表 3-8：法曹進路プログラム科目配置】

*（○内は単位数）

配当回生	配当セメスター	必修科目	選択必修科目
1 回生	第 1 セメスター	民法Ⅰ α ②	
	第 2 セメスター	憲法Ⅰ④ 民法Ⅰ β ②	
2 回生	第 3 セメスター	民法Ⅱ（債権各論）④ 刑法総論（法曹）④	特修憲法② 特修民法②
	第 4 セメスター	憲法訴訟・統治（法曹）②	特修刑法②

		民法Ⅲ（物権法）② 民法Ⅳ（債権総論）② 刑法Ⅱ（各論）④ 会社法Ⅰα② 行政法Ⅰ④	
3 回生	第 5 セメスター	民法Ⅴ（担保法）② 家族法（法曹）② 会社法Ⅰβ② 特修商法② 民事訴訟法（法曹）④ 刑事訴訟法（法曹）④	
	第 6 セメスター	企業取引法（法曹）② 特修行政法②	

法曹進路プログラム科目は、法科大学院の法律基本科目に相当する内容として、連携先法科大学院（立命館大学法科大学院、中央大学法科大学院、名古屋大学法科大学院、神戸大学法科大学院）の既修者コースの学修に接続する科目である。これらの科目は、本学法科大学院の教員が担当するものもあり、また双方向的に実施されている。これらの科目の大半は、特別入学試験受験のために、第 5 セメスターまでに配置されている。

また、法曹進路プログラムの選択は 2 回生からとなるが、法曹に関心のある 1 回生を対象として、スタートアップのために、法科大学院所属教員が担当し、実践的に法的論証の方法を学習させる「法政特殊講義（法曹準備演習）」が第 2 セメスターに開設されている。加えて、本プログラムは本学のエクステンションセンターが実施している「司法講座」「弁護士ゼミ」とも連携している。「特修民法」「特修刑法」といった正課科目に対応した形で開講される講座もある（3-8）。

法曹進路プログラム登録者は、早期卒業候補者となることによって、候補者に適用される履修登録上限の緩和や科目の配当回生の緩和などの制度を利用でき、アカデミックアドバイザーから学修についての指導を受けることができる（法曹進路プログラムの必修科目と領域の重複するいくつかの専門科目が存在し、履修指導が不可欠である）。

本学部の法曹志望者の多様な進路を確保することを目的とし、前述の 4 つの法科大学院と連携協定を締結し、連携先の法科大学院とは随時、協議・情報交換を行っている。また、法曹進路プログラム科目を本学法科大学院所属の教員が担当していることから共通理解を図るため合同の FD 企画を開催している（第 5 章参照）。

2021 年度に法曹進路プログラム設置初年度である 2019 年度入学生から 11 名が法曹進路プログラムを修了し、早期卒業合格者として法科大学院に進学した（進学先：立命館大学 5 名、神戸大学 3 名、名古屋大学 2 名、連携先以外の大学への進学 1 名）（3-9）。特別選抜初年度ということもあり、出願に際して 2 回（2021 年 5 月 21 日・6 月 18 日）の説明会を開催し、連携先の説明会も周知した（2-1 P115-127）。

今後、進学先で学修を進め司法試験を受験することになる。進学先での状況を踏まえて、本プログラムの課題を洗い出し、改善を行う必要がある。

○公務行政特修

公務行政特修は、「法律学と政治学とを融合した政策立案能力をもつ人間を育成しようとする」プログラムである。将来の進路として国家公務員総合職・地方上級公務員を中心に、公共的な分野に進むことを志望する学生（公共政策を専門とする大学院への進学を目指す学生を含む）を対象とするものである。本特修では、公務行政を担う職種に就くうえで基礎となる法律学（特に行政法）・行政学を学習するとともに、自治体の法務や政策課題、政策形成を学び、さらに、演習形式で行政学・行政法を使った政策立案を学ぶ。

公務行政特修の特徴の1つは、小集団科目の充実にあり、2回生春学期の「公務行政入門演習」に始まり、（特修推奨科目である）「公務行政学演習」「公務行政法演習」「公務行政応用演習」を通じて、行政学、行政法に関する専門知識を修得し、具体的に行政の問題の解決策を具体的に議論する力を修得させる。

本特修においては、官公庁勤務の公務員の招いたゲスト講義である「公務行政セミナー」や、自治体でのインターンシップを通じて公務行政の現場を学ぶ「公共政策実習」がある（後述）。

公務行政特修の卒業要件として、同特修の特修独自科目から16単位以上を修得することが必要である。公務行政特修独自科目は次のとおりであり、これとは別に公務行政特修の学生のみが履修できる特修推奨科目がある。

【表 3-9：公務行政修科目配置】

*（○内は単位数）

	第3セメスター	第4セメスター	第5・7セメスター	第6・8セメスター
独自 科目	公務行政セミナー② 公務行政入門演習② 公共政策実習②	行政法Ⅰ④ 政治過程論② 民法Ⅲ（物権法）②	行政法Ⅱ④ 行政学Ⅰ② 現代日本の政策課題② 自治体法務入門② 地方自治論②	行政学Ⅱ④ 政策形成論② 地方自治法②
推奨 科目		公務行政学演習② 公務行政法演習②		公務行政応用演習②

③—3 初年次教育の実施

1回生に対する導入教育は重要であり、本学部では「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」と1回生配当の学部基礎科目（特に入門科目である「法学入門」と「政治学入門」）が担っている。

○基礎演習Ⅰ・Ⅱ

「基礎演習Ⅰ」と「基礎演習Ⅱ」は、1回生に法学・政治学の専門的学習をするにあたって、主体的な学びのための基礎的な力の習得をさせるために、第1セメスター（「基礎演習Ⅰ」）・第2セメスター（「同Ⅱ」）に配置された小集団科目である。登録必須科目であり、1

回生全員がクラスに割り振られる。2016年カリキュラム改革の際に現行の内容・位置づけとなった。

「基礎演習Ⅰ」は、導入期に身につけておくべき大学における学び方、本学部で学ぶうえで欠かせない基礎的なスキルを段階的に学ぶもので、①読解力の養成、②文献検索・資料収集・レジュメ作成を通したプレゼンテーション、ディスカッション能力の涵養、そして、この2つのステップを踏まえて、最終的には、③自ら設定したテーマについて論証型レポートを作成する力の修得を目標としている。

テキストは、本学部で独自に作成した共通のテキストを用いている（3-10）。内容は、新聞記事や専門的文献の読解、グループに分かれての法学・政治学に関するテーマについてのプレゼンテーション、個人で特定の法学または政治学のテーマを選んで論証型レポートを完成させるものである。この点はカリキュラム改革前の「法学ライティング」の教科書が法学・政治学の内容となっていなかった課題を改善している（2-22 自己点検・評価報告書P25）。

そして、モデルスケジュールが作成され、担当者会議をとおして授業内容の平準化が行われている。「基礎演習Ⅰ」のサブゼミ（ゼミを補完するために設けられた場）の時間を活用して、「学びマップ」（後述）のノートテイクのワークや、Word／Excel講習や図書館ガイダンスのような基本的スキルの修得も行われている（3-11）。

「基礎演習Ⅱ」は、「基礎演習Ⅰ」や専門の講義で得られた基礎的な力を再確認しつつ、実際の社会における諸問題について法学の専門的見地から取り組む。社会における法の役割、法と自分の関係についても考えつつ、2回生以降の自らの学びの方向性を確認・選択していくことを目標としている。テキストは、本学部で独自に作成したものを全クラス共通で使用しており、憲法・民法・刑法・商法・行政法・国際法に関するトピックのいくつかを選んで学習する（3-12）。内容は、それぞれのトピック毎に、自学自習による基礎的知識の習得、グループによるプレゼンテーション、グループでのディベートの順に行い、最終的にレポート作成を行うものである。

また、2回生から志望する進路や問題関心により、法政展開（の各専門化プログラム）、司法特修、公務行政特修のいずれかに進むことになることから、キャリア形成科目である「社会に生きる法」と連動して、「学びマップ」を用いて自身のキャリアについて考えさせることも行っている。「基礎演習Ⅱ」についてもモデルスケジュールが作成され、担当者会議による調整が行われている点は「基礎演習Ⅰ」と同様である（3-13）。

「基礎演習」は、初年次教育において重要な位置を占めているが、学生間のコミュニティ形成など学生生活のうえでも重要な役割を果たしている。「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」のクラスには、大学院生や成績優秀な上回生がティーチング・アシスタント（TA、大学院生）・エデュケーショナル・サポーター（ES、学部学生）として配置されて、1回生の学習をサポートする。さらに、オリター（1回生のサポートを行う上回生のボランティア）がクラスについて、サブゼミの時間に交流の企画を行うなど、コミュニティ形成の活動を支援している。

「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」とともに、新型コロナウイルス禍でのオンライン授業となった場合の運営において、グループワークのさせ方、学生同士の親睦が図れない、学生の理解度が把握しづらいなど、引き続き検討すべき課題がある（2-1 P17）。

○1 回生配当学部基礎科目

1 回生配当基礎科目は中等教育と大学教育を架橋する重要な科目であり、さらに専門的な科目をスムーズに履修できるようにするため、「法学入門」「政治学入門」「民法Ⅰα」「民法Ⅰβ」「憲法Ⅰ」「近代政治思想史」の基礎的な科目が置かれている。

特に「法学入門」と「政治学入門」は入門科目と位置づけられ、第1セメスターに配置されている。新入生に4年間の「法学部」での学びを概観させ、法学と政治学のそれぞれの全体像を理解させる科目となっている（3-14）。「法学入門」は法曹進路プログラムの設置に伴い、初年次教育におけるリテラシー能力の向上、アクティブラーニングの実施、法曹志望層への誘いなどの要請に対応して、内容の改革を行った（3-15）。

これらの科目では、クラス間調整のための担当教員間の連携が行われている。特に「法学入門」では、教科書、授業の進度、成績評価について緊密な連携が行われている。新型コロナウイルス禍を契機としたものであるが、授業外学習や自発的学習の促進の取り組みも行われている。学部基礎科目全体（2回生含む）での連携も行われている（2-1 P23-26）。

○高大連携

本学部は高大連携として「法教育プログラム」を実施している（詳細は第4章参照）。

③—4 専門演習・卒業研究（ゼミ）

「専門演習Ⅰ」（3回生・春学期2単位）および「専門演習Ⅱ」（3回生・秋学期2単位）ならびに「卒業研究」（4回生・通年4単位）（総称してゼミという）は、本学部の教学のコアとなる科目の1つであり、「学びの実践」としてもっとも重要な位置づけがなされている。

ゼミは「自らの研究」をまとめ上げる場であり、「自らの研究」は法学または政治学の学修を深めて専門的力量を養い、改革提言などを行うことと定義されている。また、ゼミでの活動は、学生相互間、学生と教員の討議と交流によって、互いに学識を深め、人間形成をはかる重要な機会ともされている。

「専門演習Ⅰ」では「自らの研究」の準備としてリサーチペーパーを、「専門演習Ⅱ」では「自らの研究」のまとめとしての専門演習論文を、「卒業研究」では集大成として卒業研究を執筆し提出することがそれぞれの単位認定の要件となっている。

「専門演習Ⅰ・Ⅱ」は登録必須科目であるが、募集・選考が行われ、学生は特修や法政展開専門化プログラムの所属に関係なく、どの分野のゼミも自由に登録することができる。選択に際しては、ゼミ紹介冊子の刊行、ゼミ見学会、「ゼミを語る会」や園遊会の開催といった立命館大学法学会学生委員会の自発的な取り組みと連動し、学生が自身の関心や学びの

スタイルに合ったゼミを選択できるように配慮している（3-16）。

「専門演習Ⅰ・Ⅱ」は同一クラスを登録する。「卒業研究」も登録必須科目であり、通常は「専門演習」と同一のクラスに所属するが、別のクラスへの変更を申請することもできる（3-17）。ゼミの内容はクラスによって異なるが、共通のシラバスにより同一の到達目標のもとで実施されている（3-18）。

2016年カリキュラム改革では、通年4単位であった「専門演習」を2単位2科目に分割し、同一時間割に開講されていた「専門演習」と「卒業研究」（旧「卒業研究・論文」）を別時間帯に開講することにし、さらに「専門演習Ⅰ・Ⅱ」と「卒業研究」を登録必須とした。卒業論文の提出率向上がまず企図され、卒業論文を卒業要件とすることについては検討課題となった。（1-6）。

運用としては、「専門演習Ⅰ・Ⅱ」と「卒業研究」の時間割配置について、連続した時間割で一方を他方のサブゼミの時限に開講することで両者の一体的な運営をすることも可とし、「卒業研究」については、卒業論文の評価だけでなく、プロセスを評価し演習科目としての実質を拡充することとした（3-19）。さらに、卒業論文の評価基準を策定し、4つの評価観点を設け、ディプロマ・ポリシーの本学部の教育目標①～⑦に対応した評価項目を定め、学生に明示するとともに、教員にこのルーブリックに基づいて評価することを求めることとした（3-20）。卒業論文の評価基準の設定は、2014年度の専門分野別外部評価で、卒業論文の評価基準が明確でないと指摘されていたことにも対応したものである（2-22 外部評価結果報告書 P7）。

【表 3-10：卒業論文評価基準】

*○数字は教育目標と対応

評価観点	評価項目			
1. 論文のテーマ設定・問題設定	問題把握能力①	主体的学び③⑦	広い視野④	目標設定⑦
2. 基礎的知見・先行研究	基礎的知識と思考方法習得①	研究の深化②	情報収集・分析⑤	理解力（外国語）⑥
3. 論文の展開・課題の実現	社会現象の理解②	実践的思考③	他者の尊重④	論理的表現⑤
4. 文章表現・論文の形式	正確な日本語⑤	的確な文章⑤	文章化能力（外国語）⑥	

学生に対しては、上記の評価基準とともに、卒業論文の具体的イメージを示し、「卒業研究」が、卒業論文の内容とともに、授業での発言、発表その他課題への取り組みの状況といった学びのプロセスも評価されることを明示している（3-16）。

なお、この議論の過程において、卒業論文の必修化が再度議論されたが、まず「卒業研究」の登録必須化の効果を検証することとした（3-21）。

優秀な専門演習論文と卒業論文は、それぞれ『3 回生専門演習論文集』『立命館法学別冊 学生論集』に掲載され、掲載された学生は「+R 学部奨学金」の受給対象となる。これらは学生へのインセンティブとなっている（後述）。

毎年度の「教学総括」において、「専門演習」の登録率、専門演習論文および卒業論文の提出率、ならびに「専門演習Ⅰ・Ⅱ」および「卒業研究」の成績分布を検証している。専門演習論文と卒業論文それぞれのクラス別と全体の論文提出率は教授会に報告されている（3-22）。卒業論文の提出率は 65.2%であり、大幅に減少した昨年度から回復したが、卒業論文のあり方も含めて今後引き続き議論を継続することになっている（2-1 P57-58）。

【表 3-11：卒業論文提出率】

年度	2019	2020	2021
提出率	70.8%	56.0%	65.2%

③—5 グローバル化に対応した教学の充実

外国語科目については前述したとおりであり、ここでは本学部の特徴あるグローバル化に対応した教学について記述する。

○法学部英語副専攻

本学部英語副専攻は、本学部生がさらに英語を通じてその専門分野をより国際的視野で学習することができるよう、一定のまとまりをもった科目群によって構成されており、より高度な英語の総合的運用能力と専門分野性を伴った英語運用能力養成のための機会を提供し、本学部における専門教育と英語教育との新たな融合・総合プログラムを組み立てようとするを目的としている。具体的には TOEFLiBT®テスト 61 点程度を目指し（全学の予算を活用して団体一括で受験させている）、法学部生としての専門知識、関心、問題意識と結びついた英語力の養成を到達目標としている。

1 回生の秋学期に募集し（募集人数は 70 名程度）、2 回生から履修する。募集前には説明会を開催し、制度の内容を丁寧に説明している。英語副専攻で開設されている科目は、1 クラス 35 名のクラス規模を基準としている。それらは、「コア科目」「固有科目」「展開外国語科目」から構成されている。「コア科目」「固有科目」は副専攻登録者しか履修できない科目である。「コア科目」は習熟度別のクラス編成が行われている。「展開外国語科目」は、専門科目の展開外国語として副専攻の非登録者も受講できる科目である（3-23）。

英語副専攻で修得した科目は専門科目の要卒単位に含まれるが、16 単位以上修得しなければ要卒単位として認定されない、いわゆるパッケージ履修の方式をとっている。

英語副専攻の応募者人数は下表のとおりである。近年は定員以下で推移している。

なお、次期カリキュラム改革において、英語副専攻のパッケージ履修を解消し、基本的に展開外国語科目に一本化する予定であるが、一定の科目を事前登録科目として登録の際に

履修指導を行うことによって、副専攻に近い運用を行うことを検討している。加えて、英語副専攻科目のうち、「大学英文法・語彙Ⅰ・Ⅱ」や「英語のリスニングと発音」については外国語科目に位置づけを変更し、外国語科目の充実を図る予定である（1-9）。

【表 3-12：法学部英語副専攻応募者人数】

年度	2019	2020	2021	2022
応募者数	69	66	57	62

○全学副専攻

全学副専攻（外国語コミュニケーションコース）は、初修外国語について、衣笠キャンパスの学部で共通コースとして設置されている副専攻である。パッケージ履修であり、18 単位以上を修得すれば 20 単位まで専門科目の要卒単位として認定される（1-3 P52-53）。

【表 3-13：全学副専攻応募者推移】

年度	2019	2020	2021	2022
応募者数	213	153	127	122

○展開外国語科目

専門科目の中に、外国語で専門的な内容を学ぶ展開外国語科目が開設されている。英語の科目（英語副専攻科目でもある）が多いが、ドイツ語、フランス語、中国語の科目も開設されている（「専門ドイツ語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」など。他の言語も同様である）。

副専攻や展開外国語科目は、新型コロナウイルス禍の状況において海外留学の見通しが立たない影響もあってか、登録者・履修者が減少傾向にある（2-1 P64）。しかし、グローバル化に対応した教学は必要かつ重要であり、継続して開講する方針である。

○海外留学プログラム

本学には国際教育センター主催の留学プログラムが存在する（科目としては教養科目の国際教養科目（B 群）の海外留学科目区分に属する短期のプログラムのほか、長期の派遣プログラムも存在する）（3-24）。

本学部独自の留学プログラムとしては以下の 3 つがある（3-25）。

【表 3-14：法学部独自留学プログラム】

プログラム名	概要
法政海外フィールドスタディ	オーストラリア国立大学での法政英語の学習と、法・政治の関係機関の訪問学習を組み合わせた約 2 週間の短期留学プログラム。事前・事後学習と合わせて 2 単位が授与される。

法政特殊講義（アセアン・スタディ）	アセアン諸国を訪問し、各地の大学の学生との英語による研究交流と関係機関の訪問学習を組み合わせた約 10 日間の短期留学プログラム。事前事後学習と合わせて 2 単位が授与される。
法政特殊講義（イギリス法政スタディ）	イギリスのケンブリッジ大学でイギリス法や法制度の基礎を理論的実践的に学習する約 4 週間の短期留学プログラム。事前事後学習と合わせて 2 単位が授与される。 明治大学法学部で実施している夏季研修プログラムに本学部の学生がともに参加する形をとっている。

新型コロナウイルス禍前の 2019 年度の派遣実績は、「法政海外フィールドスタディ」12 名、イギリス法政スタディ 9 名、アセアン法政スタディが 12 名であった。2020 年度からは新型コロナウイルス禍等の影響で派遣を中止している。2020 年度は代替措置としてこちらの教員の講義とオンラインの講義と交流を交えた「法政特殊講義（比較外国法実務スタディ）」を開講した（3-26 P55）。2021 年度は「法政海外フィールドスタディ」はオンラインによる代替プログラムを実施することとしたが応募者が集まらず、他のプログラムについては派遣を中止した。

なお、2018～21 年度は米国ジョージタウン大学に派遣する「法政特殊講義（アメリカ法政スタディ）」も開講されていたが、先方との協定終了により終了した。再開のための交渉についても検討していたが、新型コロナウイルス禍の状況で見通しは立っていない（2-1 P67）。

○留学生の受け入れへの対応

留学生にも通常の学生と同じカリキュラムが適用されるが、外国語については、英語 6 単位と日本語 6 位を履修することとし（法学部則第 7 条 2 項但し書き）、教養科目に留学生のみが履修できる日本事情科目も設置するといった、一定の配慮を行っている。

新型コロナウイルス禍による日本政府の入国規制のため留学生が来日できず、オンラインでしか受講できないため、他の学生と交流できない状況が続いている。このため、2022 年度は新入生オリエンテーションの期間中に、留学生のみを対象とするガイダンスを実施して、先輩留学生から話をしてもらい、質問を受け付ける試みを行った（3-27）。なお、留学生の受け入れそのものについては第 4 章「学生の受け入れ」で述べる。

③—6 学生の社会的・職業的自立のための能力育成

本学部では、キャリア形成科目として講義・実習科目を開講しているほか、学びマップを活用したキャリアデザイン、全学での支援体制、学生のプレースメントリーダーの活動等、多角的な就職・キャリア形成支援の取り組みを実施している。

○キャリア形成科目

本学部のキャリア形成科目としては、学生全員が履修する「社会に生きる法」と、公務行政特修に開講されている「公務行政セミナー」がある。

「社会に生きる法」は、1回生秋学期に全員が履修する登録必須科目であり、12名程度の様々な職種のOB・OGのゲストスピーカーの講義を受講する。本科目は、学生が①単なる各企業・業種の「業務説明」や「就職ガイダンス」ではなく、「自分が本学部で学ぶ意味」を考える場を構築すること、②本学部を含む本学出身者等の大学時代から現在までを追体験することで、ゲストスピーカーが得た「強み」やその習得までの過程、その現在の仕事への活用について知り考えること、③「これからの自分」を想像(創造)してみることで、「今、何をすべきか」を把握することを狙いとしている(3-28)。

「公務行政セミナー」は、公務行政特修の特修独自科目であり、2回生(第3セメスター)に配置されていて、ゲストスピーカーの話などを聞いて、国家公務員や地方公務員という職業についての理解を得ると同時に、行政課題について考えるきっかけを得ることを目標としている。2019年度から、ゲストスピーカーを国家公務員については総合職・一般職に加え、労働基準監督官や国税専門官なども含めるようにし、地方公務員については地理的多様性や性別・年齢も考慮した人選をしている。講義中に実施したアンケートでは、受講者の大部分から肯定的評価を得られている(3-29)。

なお、本学部では、京都弁護士会との協定に基づく「法政特殊講義(オムニバスで語る実務法律家の役割)」、千賀修一弁護士寄付講座である「法政特殊講義(展開/応用分野における法実現としての法曹の活躍)」、立命館会計人会との協定に基づく「法政特殊講義(現代社会と税法)」、住友生命保険相互会社との協定に基づく「法政特殊講義(金融・保険事業法)」といった実務家による多彩な講義が開講され、学生の進路への関心を惹起するものとなっている(3-8)。

○実習科目

本学部の実習科目として「法務実習」と「公共政策実習」があり、本学部の特色ある科目である。

「法務実習」は、法律事務所や司法書士事務所における実習を通じて、実際の弁護士や司法書士の仕事の一端を知ることにより、将来の法科大学院や司法書士試験、法律系専門職への挑戦の課題を認識することを目指す科目である。法律事務所での実習については、司法特修の学生のみが受講可能で、司法特修独自科目である「法曹フィールドワーク演習」の履修を履修要件としている。司法書士事務所での実習は司法特修以外の学生も受講可能である。2020年度は新型コロナウイルス禍により閉講したが、2021年度は法律事務所プログラムのみ再開し、17事務所に17名の学生を派遣した。2022年度は司法書士事務所プログラムも再開する予定である(2-1 P91)。

「公共政策実習」は、地方自治体等の現場での実習経験とその前後の授業・勉強によって、

公務関連の進路の一端を知り考えさせるとともに、法学・政治学の学びにつなげることを目的とする科目である。公務行政特修では特修独自科目、司法特修特修・法政展開では学部共通科目である。地方自治体の仕事の実情、組織のモラル、政策課題とそれへの取り組みの一端を体験し、それをもとに学習を深め、参考文献等も使ってレポートにまとめる。実習報告会には実習受け入れ先からも参加してもらっている。2021年度は7機関に18名（うち公務行政特修の学生が15名）を参加させた（2-1 P92）。

○進路・就職支援

学生に対する進路・就職支援は全学のキャリアセンターを中心に行われているが、本学部でも、①進路・就職に関する一般的・日常的な取り組みの充実、②年ごとに変わる民間企業の就職活動スケジュールを学生への周知徹底、③公務員、とりわけ国家公務員総合職合格者の輩出を課題とする等の基本方針の下で支援を行っている。正課の取り組みでは「社会に生きる法」や「基礎演習」における「学びマップ」の活用により、学生が将来のキャリアを見据えて学部での学修を進めることができるようにしている。

さらに、キャリアセンターと連携して、ゼミ毎に学生のプレースメントリーダー（PL）を選出し、PLを通じて就職に関する情報を周知するほか、PL企画としての講演会やセミナーの開催への支援を行っている。また、ゼミの担当教員を通じて進路就職ガイダンスの広報を行うほか、進路就職情報の把握を依頼している。また、ゼミによっては、OB・OG懇談会やキャリアセンター担当者による説明会を開催しているところもある。ゼミを通じたこれらの仕組みは有効に機能している（2-1 P82）。

なお、卒業後の進路についても、進路・就職委員会の資料は会議報告として教授会に報告されることで共有されている（3-30）。2020年度卒業生の業種別就職決定状況は、「公務員・教育機関」、「サービス・通信・その他」「金融」の順で割合が高かった、と報告されている（3-31）。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・授業外学習時間の把握や促進の工夫
- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容および方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法および基準等の明示、授業外学習時間の指示）および実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容および授業方法
- ＜学士課程＞
 - －授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
 - －適切な履修指導の実施
- ＜修士課程、博士課程＞
 - －研究指導計画（研究指導の内容および方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施
- ＜専門職学位課程＞
 - －実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施
- ・新型コロナウイルス禍における対応・対策（授業形態、授業のウェブ化に関連する学生・教員支援等）

④—1 本学における学びの基本的方針

文科省の大学設置基準に基づき、立命館大学学則第34条は、「各授業科目の単位数は、1単位あたり45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし」ており、同第35条により、授業科目は学期毎に15週にわたる期間を単位としている（定期試験期間を除く）。講義および演習は、1単位あたり授業で15時間、自習で30時間の計45時間の内容を確保することとしている（3-32 P18）。

④—2 学びの枠組みと制度

＜授業外学習の促進の工夫＞

本学のシラバスには、「授業外学習の指示」の項目があり、授業毎に学生が行うべき授業外学習の内容が記載され、学生に周知されている。この項目は入力必須項目であり、授業担当者は必ず授業外学習の内容を明示しなければならない（3-2）。

学生の授業外学習の把握は様々な方法で行われている。1つは、授業毎のアンケートの実施であり、質問項目の中に「あなたは、予習復習、準備、課題のために1回あたり平均してどの程度授業時間外に費やしましたか」との質問があり、教員が学生の平均授業外学習時間を把握できるようになっている。すべての専門科目のアンケート結果を執行部も確認している（3-33）。

また、全学的に実施される「学びと成長調査」アンケートにおいても、授業外学習時間を問う設問があるほか、本学部で実施している「学生実態アンケート」にも同様の設問があり（ともに後述）、授業外学習時間を把握している。後者については、2020年度は前年度に比べて各回生とも「1時間～2時間程度の学習時間」の回答が増加し、「30分以下（ほとんどせず）」が大幅に減少した。積極的な学修への取り組みが見られると分析されている（2-16）。

＜単位の実質化を図るための措置＞

学生に堅実な履修をさせ、予習・復習の十分な時間を確保するため、回生毎に履修登録ができる単位数の上限が法学部則第 10 条において下記のように定められ（教職科目などを除く）、通年で設定されている。

【表 3-15：履修登録上限単位数】

回生	単位数
1 回生	第 1・第 2 セメスターをあわせて 40 単位
2 回生	第 3・第 4 セメスターをあわせて 42 単位
3 回生	第 5・第 6 セメスターをあわせて 40 単位
4 回生以上	奇数・偶数セメスターをあわせて 46 単位

2014 年度外部評価で 4 回生の登録上限が年間 50 単位と突出して多いことについて改善の指摘を受け（2-22 外部評価報告書 P6）、2016 年度カリキュラム改革では、これを 46 単位に減じ、代わりに 2 回生の登録上限を 40 単位から 2 単位増やす改革を行った（1-6）。

なお、登録上限が通年で設定されていることについては、一方のセメスターに偏った履修が可能であり、単位の実質化の点からは問題がある。全学的にもセメスター毎の設定が基本方針とされ、当面の特例的対応として一部の学部で回生毎の登録上限を認められている（3-34）。本学部もセメスター毎の設定に変更することが検討されている。

＜シラバスの内容と実施＞

学生の主体的な学びを実現するために、各科目のシラバスにおいて、「授業の概要と方法」「受講生の到達目標」「事前に履修しておくことが望まれる科目」「授業スケジュール」「授業実施形態」「授業外学習の指示」「成績評価方法」「教科書」「授業内外における学生・教員間のコミュニケーション方法」などの項目が記載されている。これらの項目の記載方法では、全学的に細かく留意事項が定められている（3-2）。これを受けて、学部においてもシラバス執筆方針を作成している（3-35）。

各教員によるシラバス入稿後に、各学部・研究科によるシラバスの点検が行われ、点検結果を集約することになっている。本学部においても、学部執行部が内容の適切性を確認し、不備・記載漏れがある場合は、共通するものについて教授会で周知するとともに、担当教員に連絡している（2-5）。

共通内容で実施される小集団科目（「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」、「専門演習Ⅰ・Ⅱ」、「卒業研究」）については、毎年シラバス内容を教授会で確認している（3-18）。各授業におけるシラバス達成度については、学生の授業アンケートに「受講生の到達目標、授業の概要と方法、成績評価方法はシラバスとコースニュースなどの説明に沿って行われましたか」の項目があり、各授業担当者が確認できるようになっている（3-33）。また、執行部においても確認している。

＜複数クラス開講科目の授業内容共通化対応（科目担当者会議等）＞

初年次教育の要である「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」については、元々授業内容は共通しているが、世話人を置き、担当者会議を複数回開催して、クラスの状況や授業方法、成績評価について情報・意見交換を行い、共通化を図っている（3-11、3-13）。「法学入門」・「政治学入門」などの学部基礎科目や1回生担当の「社会に生きる法」、7法科目など、他の複数クラス開講科目についても、授業内容および成績評価方法を中心にクラス間調整が図られている（3-35）。

＜適正な授業規模の確保＞

本学の「学部（学士課程）教学ガイドライン」では、「専門科目において、2年連続して受講登録者が400名を超えた講義科目は、翌年度複数クラス開講とする」こととされており（3-36）、本学部においても、このガイドラインに従ってクラス数の調整を行っている（2-15）。これにより1授業あたりの学生数が過大にならないよう保たれている。

上記ガイドラインでは、1回生の小集団科目のクラス規模については30名を標準としており、2014年度以降はおおむね達成できている。「専門演習Ⅰ・Ⅱ」と「卒業研究」については、教学ガイドラインでは20名とされているが、本学部では専門科目の多様さや学生の希望の多様さなどを考慮して、16名に設定している（3-37）。

④—3 学習支援

＜単位僅少者面談＞

例年、単位修得状況の思わしくない学生や基礎科目不振者に対して「単位僅少者面談」を行なっている。対象となるのは、①修得単位数が少ない学生（例えば1回生修了時の修得単位数が20単位以下の学生。なお、1回生修了時の修得可能な最大単位数は40）、②累積単位数は①の基準を上回っているものの、当該年度における修得単位数が10単位以下の学生、③各学年で設定した基礎科目（例えば1回生は「憲法Ⅰ」、「民法Ⅰβ」、「近代政治思想史」）の不合格者が面談の対象となる。担当教員は学生が抱えている学修上の問題、あるいは精神面や生活面の問題の把握に努める。専門的な立場からのフォローを必要とすると判断した場合には、学生サポートルーム、保健センター、特別ニーズ学生支援室等を学生に紹介したりすることで、問題の早期解決を目指している（3-38）。

【表 3-16：単位僅少者面談基準・実施時期】

回生	基準	実施時期
1回生	春学期修得単位数が10単位以下、 学部基礎科目（入門2科目）不振者、基礎演習Ⅰ不合格者	9～10月
2回生	累積修得単位数20単位以下、学部基礎科目不振者	3～4月

3 回生	累積修得単位数 40 単位以下、前年度修得単位数 10 単位以下	
4 回生	累積修得単位数 78 単位以下、前年度修得単位数 10 単位以下	
5 回生以上	累積修得単位数 74 単位以下、前年度修得単位数 10 単位以下	

これまで2回生以上の学生を対象とした春セメスターの単位僅少者面談を5月から6月にかけて行ってきたが、2022年からその開始時期を前倒しして3月から4月に開催するよう変更した。これは、上記で示した個々の学生が抱える問題を早期に把握し、問題の早期解決を図るという目的に加え、場合によっては受講登録に関するアドバイスも行うということを意図したものであった(3・39)。現在、実施中であるが、受講登録方法に不安があるという学生に対して、適切にアドバイスをすることができるようになったという感想も出されている。

<まなぶーす（成績不振者のための学習会）>

単位僅少者や成績不振者の中には、学習意欲はあっても「テキストを読んでも理解できない」「講義に出席してもポイントが掴めない」「ノートの取り方がわからない」といった効果的な学習方法を身につけていないことに端を発する悩みを抱えている学生が少なくない。主にこうした学生を対象とし、本学部における学び方の支援のため、各学期の定期試験前の時期に「まなぶーす」を設置している。自由に訪れることのできる相談ブースを設置し、ブースを訪れた学生に対して大学院生や成績優秀な学部生が答案の書き方、日常的な学習方法（授業の受け方、予習復習のコツなど）についての質問や困りごとについて、自らの経験も踏まえてアドバイスを行う。

新型コロナウイルス禍により、2020年度、2021年度はオンライン開催となったが、動画を終了後にmanaba+Rの掲示板で公開し、単位僅少者面談の際にも紹介するなど、活用を図っている。さらに、2022年度には、本学部の学びを分かりやすく伝えるという目的で、漫画を用いた動画も公開している。

事前アンケートから「事例問題の解き方や書き方がわからない」「勉強しても成績に結びつかない」といった悩みを抱きつつ「まなぶーす」を訪れている学生が多いことがわかる。こうした学生のニーズと「まなぶーす」設置目的が合致していると言える(3・40)。

<学びマップ>

「学びマップ」は、本学部生の4年間の学習計画やキャリア形成に資するものとして入学時に配布されている。主な機能は、①学生自身の大学内外における学修・生活の軌跡を振り返るためのラーニング・ポートフォリオ、②入学から卒業までの自身の今後の学修・進路を考えるためのキャリアマップ、③卒業後の社会生活に应用可能な基礎体力を身につけるための本学部生ワークブックである。これらに本学部独自の「法魂（Hou-Soul）」という名称を冠して配布している(3・41)。

「学びマップ」には、学生がこれまでの学びの振り返りと今後の学修の展望を記述する「定点観測」があり、各セメスターで小集団の担当教員に提出し、必要であれば面談することになっている。現在「定点観測」は、manaba+R のレポート課題として設定されているが、manaba+R での提出分はそのポートフォリオに残ることになる。1 回生の「定点観測」と「学びの魂」（大学での学修の方法やキャリア形成に関するワーク）は「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」のモデルスケジュールに組み込まれている。導入期にある学生が大学生活の順調なスタートを切るうえで大きな役割を果たしている（2-1 P78）。

他方で、2 回生以上については、毎年、教授会において活用依頼を行っているが（3-42）、「学びマップ」を積極的に活用できているとはいいがたい状況である。この点は、2 回生以上の小集団科目の担当教員の意向に依存することや、2 回生全員が小集団科目を履修するわけではないことが原因であり、またゼミにおいては単位僅少者面談の方が有効であると分析されている。2 回生以上の活用については、まず定点観測 4 について、専門演習の志望理由書に合わせて、専門演習の志望先や志望理由を書く前に自分の考えを整理するものに変更することが予定されている（2-1 P78）。

【表 3-17：学びマップの定点観測】

回生	定点観測	ワーク	提出先
1 回生	定点観測 1	入学—私が法学部で学ぶ理由	基礎演習Ⅰ担当教員
	定点観測 2	1 回生のこれまで＋これから	基礎演習Ⅱ担当教員
2 回生	定点観測 3	1 回生を終えて	4 月
	定点観測 4	2 回生のこれまで＋これから	（専門演習志望理由書提出前）
3 回生	定点観測 5	2 回生を終えて	専門演習担当教員（4 月）
	定点観測 6	3 回生のこれまで＋これから	専門演習担当教員（3 回生後期）
4 回生	定点観測 7	大学生活のこれまで＋これから	卒業研究担当教員（進路決定時）

＜学習施設環境の整備＞

本学部の基本棟は存心館であるが、建設から年数が経ち、補修も必要となったことから、全面改修を行い、2018 年 4 月に竣工した。教室設備の改善、アメニティの充実はもちろんのこと、1 階にラーニング・コモンズ「ろこも（Law Common Square）」を整備した。本学部での学びのプロセスが読む、話し合う、書くというステップによって構成されていることを反映して、「思考・読解の空間」と「表現・交わりの空間」にゾーニングされている。グループ学習用の部屋も用意されており、ピア・エデュケーションの場となっている。

④—4 特色ある授業

本学部の特色ある授業としては、前述の「法務実習」や「公共政策実習」が挙げられるが、それに加えて「自主企画演習」がある。

「自主企画演習」は、3回生以上の学生が自主的に授業計画を企画立案、実施することを特色とする科目（2単位）であり、自主的な学習の気風を醸成することを目的とし、本学部学生の学びのコミュニティ形成・発展に役立つことが期待されている（3-43）。ディプロマ・ポリシーの教育目標7の「自らの設定した目標に向かって主体的かつ体系的に取り組む姿勢を身につける」を実現するものでもある。学生の企画については指導教員の支援のもとに立てられ、シラバスは指導教員が作成し、本学部教授会（2021年度からは執行部会議）での確認を受けることになっている。

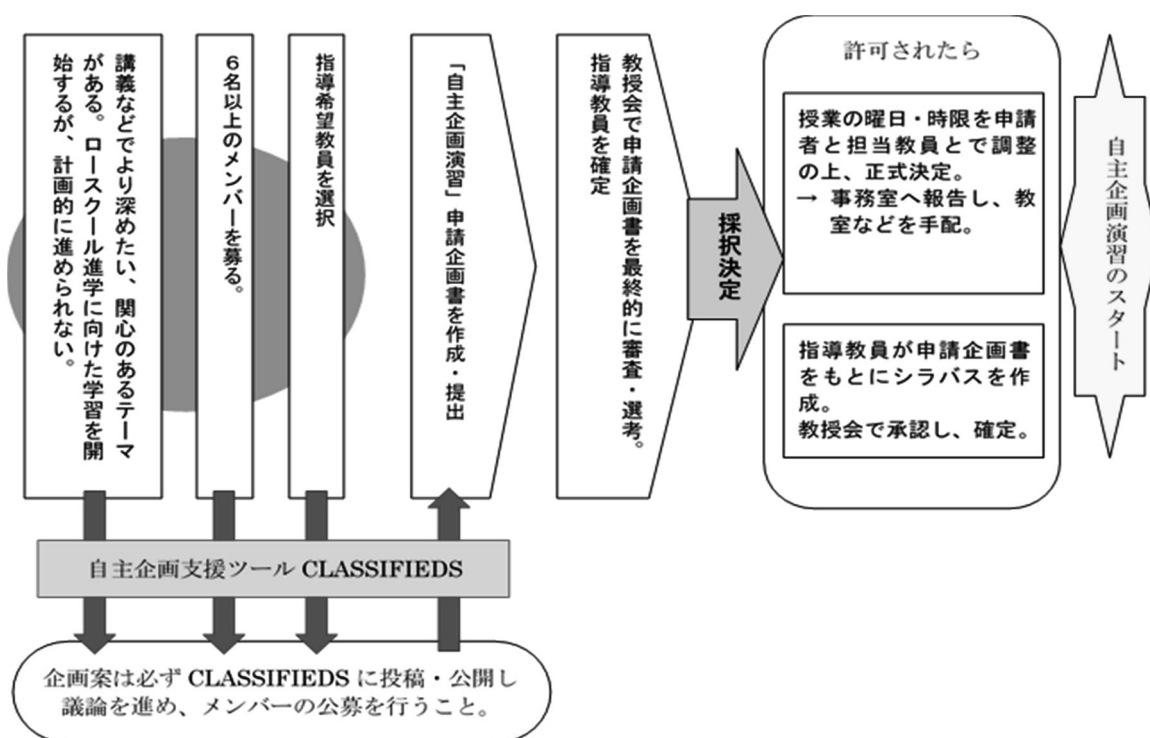
2016年度カリキュラム改革からは、特修の学生の履修も認め、すべての学生が履修できるようにした（1-6）。その実施方針では、要卒単位として認定できるのは1人の学生につき1科目までとした。また、年2回（セメスター毎）の募集とし、従来型（「テーマ探求型」）に加えて、法曹志望学生の組織化を支援するため、問題演習などの「トピック演習型」の自主企画演習を新たに認めた。そして、manaba+R上に本学部自主企画演習のコースを設け、掲示板機能を利用して、受講仲間を募ったり、指導教員とのマッチングや企画案を詰めたりすることのできるclassifiedsを作成し運用することとした。本学部の専任教員だけでなく、法務研究科（法科大学院）所属の教員も指導教員になることが認められている（3-44）。

実施された自主企画演習については、司法特修の学生によるトピック演習型で、法務研究科所属教員を指導教員とするものが増加する傾向にあるが、基礎法学や政治思想史に関わるテーマ探求型の演習も実施されている（2-1 P53）。次期カリキュラム改革では、司法特修の学生への学習支援の必要から、要卒単位数を2科目（4単位）に引き上げることも検討されている（1-9）。

【表 3-18：自主企画演習テーマ一覧】

年度	学期	区分	テーマ
2019	春	テーマ探求型	民法における債権回収制度
		テーマ探求型	死刑について考える
		テーマ探求型	法交渉学
		テーマ探求型	判例で学ぶ知的財産法
	秋	テーマ探求型	持続可能な民主主義システムの構築
		テーマ探求型	日本の刑罰、刑事裁判の仕組みや在り方の歴史
2020	春	テーマ探求型	法交渉学
		トピック演習型	民事訴訟法・刑事訴訟法演習
		トピック演習型	刑法の問題演習
	秋	トピック演習型	憲法の問題演習
2021	春	テーマ探求型	法交渉学
		トピック演習型	憲法の問題演習
		トピック演習型	民法の問題演習

2022	秋	トピック演習型	憲・民・刑法の問題演習
		テーマ探求型	法と経済学・行動経済学
		トピック演習型	民法・民事訴訟法・刑事訴訟法演習
	春	テーマ探求型	現代＝ポスト構造主義の問題意識から「連帯」の（不）可能性を思考する
		トピック演習型	民法 問題演習
		トピック演習型	民法・刑法 問題演習



【図 3-2：自主企画演習の開講までの流れ】

④－5 学生の学習を活性化する支援制度等

本法学部は、学生の学習を活性化するための様々な支援制度を用意している。

<学習の成果に対する支援>

本学部および立命館大学法学会による学習の成果に対する様々な支援がある。1つは、『3回生専門演習論文集』の刊行がある。毎年度、専門演習で提出されたゼミ論文の中で教員が推薦したものを刊行するものである。本論文集は翌年度の専門演習で学生全員に配布され、学生の意欲を喚起することを意図している（3-45、3-46）。次に、立命館大学法学会による『立命館法学別冊 学生論集』の刊行がある。これは、ゼミの中で学生の執筆した優秀な論文（主に卒業論文）について、指導教員の推薦と「立命館法学」編集委員会の審査を

経て掲載し刊行するものである（3-47、3-48）。さらに、専門演習または卒業研究のクラスの「ゼミ論集」刊行に対して補助を行う制度もある（3-49）。このような形で、学びの成果に対する支援がなされている。

＜学生の学習を支援する奨学金＞

学生の学習を支援する奨学金として、第一に、「西園寺記念奨学金（成績優秀者枠）」がある。Semester毎に（第1 Semesterと第8 Semesterを除く）各回生で申請した者のうち成績上位者 15 名に給付される奨学金である。給付対象となった者は、他の学生の模範となるよう、学部から ES や学習アドバイザー等として他の学生への学習支援を行うことを依頼された場合は、積極的にその役割を果たすことが求められている（3-50）。

第二に、「+R 学部奨学金」がある。これは、2021 年度から始まったもので、①「立命館法学『学生論集』」「3 回生専門演習論文集」掲載論文の発表者、②「法務実習」「公共政策実習」「展開演習」「自主企画演習」などのレポートなどで優秀であると教員から推薦を受けた者、③他大学との合同の討論会・発表会・シンポジウム等で成果をあげた者、④その他、本学部の学術的取り組みにおいて優れた成果をあげたと認められる者に奨学金を給付するものである（3-51）。2021 年度は、①で 25 名、②で 7 名、④で 1 名の計 33 名を表彰した（3-52）。

第三に、「学びのコミュニティ学外活動奨励奨学金（正課授業）」がある。小集団教育における学習活動や学部教学の特色を活かした学習活動など、正課授業を単位として集团的、組織的に行われる学習活動に対して給付するものである（3-53）。近年は新型コロナウイルス禍の影響でこうした学習活動は難しくなっているが、インターカレッジの合同ゼミナールやディベート大会への参加、学外での調査・見学に給付されることが多い（3-54）。

第四に、法学部同窓会による「法学部同窓会賞」も実施されている。正課科目に関わる学びについては上記の +R 学部奨学金の対象とし、法学部同窓会表彰制度では、文化芸術など学生の多様な活動成果（学習に関するものを含む）を表彰している。2021 年度は司法試験（予備試験）合格者などを表彰した（3-55）。

④－6 FD の組織的推進

第 5 章を参照。

④－7 大学院に関わる取り組み

本学部は、大学院ウィークの開催や大学院説明会への参加呼びかけなど、本学法学研究科の広報活動に協力しているほか、研究科進学を志望する本学部学生が在学中に研究科の科目を受講できる（修得した単位は法学研究科進学後に研究科の科目として単位認定される）「法学研究科早期履修制度」に協力している。広報の取り組みの強化により、早期履修の登録者は増加傾向にあり、2021 年度は春学期 5 名・秋学期 7 名であった（詳細は『法学研究

科自己点検・評価報告書』を参照)。

④—8 新型コロナウイルス禍における対応・対策

2020年に始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本学部の教育も大きな影響を受けた。2020年度の春学期は、4月末まで全学一斉休講となり、5月からオンラインを主たる授業形式として再開されることになったが、本学部では学生との双方向性の確保を申し合わせた(3-3)。さらに、FD懇談会を開催して、オンライン授業や成績評価方法への対応について教員間の理解を図った(3-56)。

新型コロナウイルス禍の状況は2020年度秋学期においても変わることはなく、引き続き対応を余儀なくされた(3-57)。秋学期の授業において問題となったのは、1つはオンライン提出課題での不正行為であり、対応方針を策定した(3-58)。もう1つは、定期試験に代わるオンライン試験の実施の方法であり、これについても申し合わせを策定し(3-59)、また実施後に総括を行った(3-60)。

なお、全学の対応も迅速であり、一斉休講期間および夏期休暇の間に、すべての授業教室でオンライン授業を行うための機材の導入が行われたほか、サポートデスクの設置、オンライン授業のための各種ツールの教員向けマニュアルの公開が行われた(3-61)。

また、「新型コロナウイルス禍に対する学びの緊急支援」として、学生に対する支援金の給付や、PC・ルーター等の無償貸出が実施された(3-62)。さらに、本学部独自の取り組みとして、学生の自学自習支援のために、学部予算でのTKCローライブラリーの購入(「ジュリスト」「法学教室」「法学セミナー」のデータベースを含む。2021年度から「判例百選」も追加)等の購入、立命館大学法学会からの学生に対する支援金の給付(学生の6割にあたる約2,000名が受給)等も行った(3-63)。

2021年度についても状況は変わらず、全学の授業方針に従って、本学部の授業方針を作成し、対面・ライブ配信などいくつかのパターンの中から授業担当者が選択しそれを集約することとした(多くの科目が対面を主としつつライブ配信を併用する方式を選択した)。また、3割程度の科目で定期試験を実施できることとされたため、定期試験実施の有無についても法曹進路プログラム科目を含む7法科目の試験実施を優先するとの方針を定めたうえで集約した。小集団科目は対面授業で実施した(3-64、2-1 P108)。大学の学生に対する支援金制度も継続された。

2022年度については、大学として対面授業回帰の方針が打ち出されたことを受けて、講義系科目についても対面授業を実施することとし、定期試験も科目担当者の希望するすべての科目で実施することとした(3-65、2-1 P108)。

新型コロナウイルス禍という前例のない状況の中で、様々な制約があったものの、学生に提供する教学の水準を維持するために最大限の対応を行った。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価および単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・ 学位審査および修了認定の客観性および厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制および手続の明示
- ・ 適切な学位授与

⑤—1 成績評価、単位認定の適切性

成績評価方法は各授業担当教員に委ねられているが、単位制度（1回90分の講義15回と所定の時間の授業外学習をもって2単位とし、1回90分の講義30回と所定の時間の授業外学習をもって4単位とする）の趣旨に基づき、科目毎の到達目標の達成度を評価する成績評価を実施している。

成績評価方法はシラバスに記載することにより事前に明示される。シラバス上、「定期試験（筆記）」「レポート試験」「平常点評価」の1つまたは複数の方法の組み合わせを採用することができる。そして、シラバスには成績に占める各評価方法の割合を明記することになっている（3-2）。成績評価方法の記述も、前述のシラバス点検の対象であり、新型コロナウイルス禍で提出課題による成績評価が多くなったことを受けて、「平常点評価」をより具体的に記載することが申し合わされている（3-35）。

成績は、学則第35条の2に従って、A+、A、B、C、Fの5段階評価で行われ、A+からCまでが合格で、Fが不合格である（F評価は成績証明書には記載されない）。A+からFまでの評価の基準は次のとおりである（3-32 P27）。

【表 3-19：成績評価】

評価	基準
A+	所期の学習目標をほぼ完全に達成するか、または傑出した水準に達している。 ※100点法では90点以上に対応する。
A	問題はあるが、所期の学習目標を相応に達成している。 ※80～89点に対応。
B	誤りや不十分な点があるが、所期の学習目標を相応に達成している。 ※70～79点に対応。

C	所期の学習目標の最低限は満たしている。 ※60～69 点に対応。
F	単位を与えるためにはさらに勉強が必要である。 ※60 点未満に対応。

段階的評価になじまない科目には P（合格）／F（不合格）の評価が適用可能であるが、本学部では基本的に用いていない。

受講登録者および定期試験受験者に占める合格（A+・A・B・C）の割合について統一した基準は存在せず、科目担当教員が評価方法を通して自身の判断により確認した科目到達目標の達成度による（ただし、極端な結果にならないよう申し合わされている）。合格者の中での A+、A、B、C の比率に関しては、本学部の専門の講義科目（本学部開講責任の教養科目を含む）について、評価の公平性の確保、奨学金や大学院入学試験等における学部成績の活用における透明性の確保等の観点から、一定の目安が申し合わされ、これから著しく外れた成績評価があった場合は担当教員に説明を求めている（3-66）。事前に、複数クラスのある科目については比率の調整や、基礎演習については担当学会議等においての申し合わせがなされている。

成績評価の結果については、学期毎に教授会に報告され、定期試験実施科目で受講登録者数 50 名以上の科目（法政特殊講義を除く）については学生にも公表されている（2-7）。

本学部の専門科目においては、定期試験（筆記）が到達目標の達成の評価にもっとも適しているとして、主要な評価方法として用いられてきた。定期試験と追試験の出題に関しては、その年度における学習成果を適切に評価するため、過年度と同一の問題を出題しないなどの申し合わせがあり、毎年度確認されている（3-67）。また、定期試験実施後に出題の意図および学生の解答に対する講評を公開しており、学生の試験後の自学自習を促すものとなっている（3-68）。

なお、新型コロナウイルス禍の状況において、2020 年度は定期試験が中止され、秋学期は法曹進路プログラム科目を含むいわゆる 7 法科目を中心にオンライン試験が実施された。2021 年度以降は、定期試験による成績評価は、法曹進路プログラム科目を含むいわゆる 7 法科目が中心となっている（3-65）。

成績発表後に、①受講登録をしたが、成績評価の記載がない科目、②受講登録をしていなかったが、成績評価が記載されている科目、③シラバスにある成績評価基準を満たしていなかったが、有効評価（「A+」「A」「B」「C」「P」）と記載されている科目、④受講登録し、シラバスにある成績評価基準を満たしたにも関わらず、「F」評価となった科目については、学生から担当教員に照会する成績確認制度が設けられ、学生に周知されている（3-32 P28）。これにより成績が変更された場合には、担当教員から変更に至った理由と今後の対策を記載した「成績評価変更申請書」が提出され、教授会の許可を経て成績が変更されることになっている。このように、成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置がとられている。

本学部は、海外留学や単位互換制度等他大学で修得した単位、科目等履修生として入学前に修得した単位は、立命館大学学則第 37 条ないし 41 条および法学部則第 14 条の 2 に基づき、教授会の承認により、60 単位を超えない範囲で本学部の要卒単位として認定される。認定は、申請学生から当該科目のシラバスや成績証明書などの資料を提出させ、内容を精査して行われる。原則として「T」評価であり、通常は科目の内容に応じて教養科目または外国語科目として認定される。本学部の専門科目と同一内容と認められる場合は専門科目として認定される（3-32 P28）。

⑤ー2 卒業要件の明示と学位授与の適切性

卒業要件は、「学修要覧」に記載され、新入生オリエンテーションにおいて学生に周知されている（1-3 P7）。

前述したように、卒業要件はディプロマ・ポリシーに従って定められている。本学部では、学部執行部によって構成される卒業判定委員会が設けられ、卒業合否判定を行っている（3-69）。まず、卒業見込みとされた学生について確定した成績を反映した成績原簿の内容を法学部事務室で確認し、次に卒業判定委員会で再度内容確認を 1 件ずつ行って、卒業要件を満たしているかを確認する。判定結果は教授会に報告され議決されるとともに、回生別・特修・法政展開専門化プログラム別、入学試験方式別に卒業率が確認されている。このように学位授与を適切に行うための措置がとられている。

2021 年度秋学期は在学生 847 名（早期卒業者を含む）に対して卒業合格者は 668 名であり、卒業率は在学者比 79.1%（卒業見込者比で 85.1%）で、前年度より数ポイント上昇した（3-70）。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握および評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点 2：学習成果を把握および評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・ アセスメント・テスト
- ・ ルーブリックを活用した測定
- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒業生、就職先への意見聴取

⑥ー1 学習成果の適切な把握・評価

本学では、各学部・研究科・教学機関において年度毎に「教学総括」を作成している。本学部においては、年度末に複数回開催される集中企画委員会において、各パートから報告さ

れた総括を検討する作業が行われてきた。そこで教学内容を検証し次年度の方針を作成している。最終的にはそれを次期カリキュラム改革につなげることを行っている。このように PDCA サイクルを機能させている。

全学で策定されたアセスメント・ポリシーに基づき、本学部においても、学位授与方針に明示した学習成果を把握・評価する仕組みとして「アセスメント・チェックリスト」を作成した。そこでは、13 の主観データ・客観データを挙げており、今後はこれに基づいて検証を進めていく予定である (2・3)。

本学部のこれまでの「教学総括」における学習成果の検証において、もっともよく用いられる指標は、客観データである成績データ（成績評価分布と単位取得状況）である。「教学総括」では特に、1 回生学部基礎科目の F 率の経年比較、2 回生学部基礎科目の登録率の経年比較とクラス別の成績分布などが分析の材料として用いられている(2・1 P25、31)。

全学で実施している「学びと成長調査」と本学部が独自に実施している「学生実態アンケート」も指標として重要な主観データである。「学びと成長調査」は全学的に行われている、学生の学びと成長の諸側面（学習経験、学習過程、学習成果）について、学生の主観データを把握するために行われているもので、質問項目の中には、教育目標の達成度、正課の学びへの満足度、専門的素養が身についたか、外国語運用能力が身についたか、主体的学びの度合いなどが含まれている。結果は毎年度教学委員会で報告されるほか、学部別データが各学部に提供され、「教学総括」の執筆の材料となっている (3・71)。

「学生実態アンケート」は、年度終わり近くに 1～3 回生に対して実施されている。1 回生は 2 回生以降の法政展開・特修の選択出願と併せ、2 回生は 3 回生での専門演習（ゼミ）登録出願と併せてアンケートを行なっているため、極めて高い回収率となっている（2021 年度は 1 回生が 93.8%、2 回生が 96.2%）。また、3 回生については専門演習（ゼミ）でアナウンスをして Web で実施する形態を採ったため、2021 年度は 21.4%と他の学年と比較するとかなり回収率が落ちている。

このアンケートでは勉強の方法や頻度、大学講義以外の 1 日あたりの学習時間などを問うている。法学部学生委員会でアンケート結果の詳細な分析が行われ、分析を通じて、当該年度の学生の特徴や傾向、あるいはその経年変化などの把握に努めている。分析結果は毎年度教授会に報告されている (2・16)。

さらに、授業科目毎の授業アンケートも重要なデータである。質問項目は全学共通の項目（シラバス遵守度、授業外学習時間、到達目標の達成度、授業の満足度など）と学部で独自に追加した項目（授業理解のうえで不足していると思う知識を聞くもの）があり、例年変わっていない（2021 年度については Web 授業に関する設問が追加された）。その回答結果により担当教員が当該授業の到達目標の達成度を確認することができる。また、執行部によってもアンケート結果の確認が行われている (3・72)。

⑥—2 学習成果の測定結果の適切な活用

毎年度の「教学総括」における学習成果の検証においては、①「学びのための知識習得」、②「学びの実践（思考・判断）」、③「学びの姿勢」、④「学びのスキル（技能・表現）」の学びのプロセス（それらとディプロマ・ポリシーの 7 つの教育目標との関係については前述③-1）のそれぞれについて主観データおよび客観データを用いて検証を行ってきた。

例えば、①に関係するのは本学部の教育目標 1 の法学・政治学の基礎知識・思考方法であるが、その成果を次のように検証した。客観データでは 2 回生配当科目の学部基礎科目の履修率を取り上げ、特に「憲法Ⅱ」の履修率が、2021 年度が前年度比プラス 8.5%（過去 3 か年比でプラス 11.7%）と改善された点を肯定的に評価した。

主観データについては、学生実態アンケート（2 回生）の「＜問 10＞これまでに履修した学部基礎科目について、感じていることを教えてください」への回答として、「法学・政治学の基礎が理解できた」が 33.3%、「専門に関する問題意識が高まり、学習の面白さを感じることができた」が 36.0%で、両者の合計が 69%程度であることから学習成果が達成されていると評価した。

また、「学びと成長調査（2021 年度 在学生対象）」の回答結果（下表）から、学部の教育目標に関する学生の主観的な到達度を検証した（3-73）。

【表 3-20：「学びと成長調査」における学習目標の達成度について（在学生）】

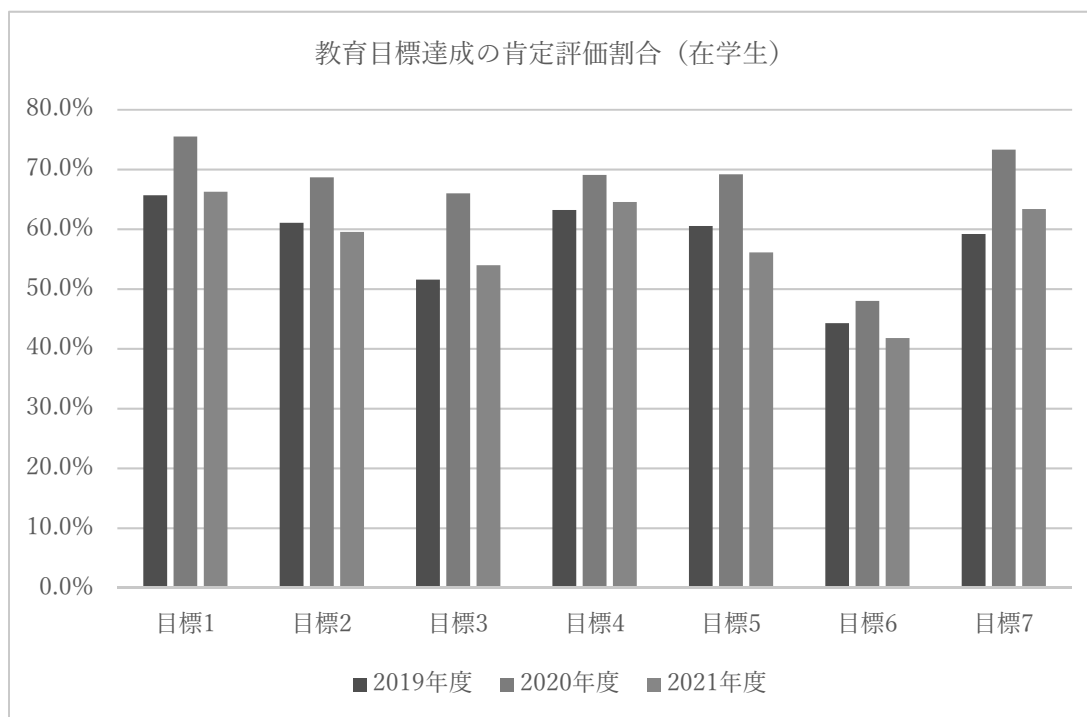
＜問 1(2) それぞれの目標はどの程度達成されたか＞

問 1(2)	達成されていない	あまり達成されていない	やや達成された	達成された
目標 1 法学・政治学の基礎知識・思考方法	6.4%	27.3%	58.5%	7.8%
目標 2 法学・政治学の研究深化・応用	9.6%	30.9%	49.8%	9.8%
目標 3 教学理念の理解。教学理念に即した社会規範理解と実践力の涵養	10.9%	35.2%	44.4%	9.6%
目標 4 広い視野を得て、他者との違いを尊重したコミュニケーション	7.7%	27.7%	48.9%	15.7%
目標 5 日本語での論理的表現・文章化	9.1%	34.8%	46.7%	9.5%
目標 6 外国語コミュニケーション	21.7%	36.6%	33.5%	8.3%
目標 7 自己の適性理解・主体的系統的な学習のセルフ・プロデュース	8.6%	28.1%	48.8%	14.6%

この結果によれば、達成度の肯定度合い（「達成された」と「やや達成された」の合計）がもっとも高いのが教育目標 1（法学政治学の基礎知識・思考方法）であるのは過年度と変わらない。今年度は教育目標 4（広い視野を得て、他者との違いを尊重したコミュニケーション）の達成度が他の教育目標と比較して高かった。逆に、教育目標 6（外国語コミュニケーション）の達成度が他の教育目標と比較して低かった。

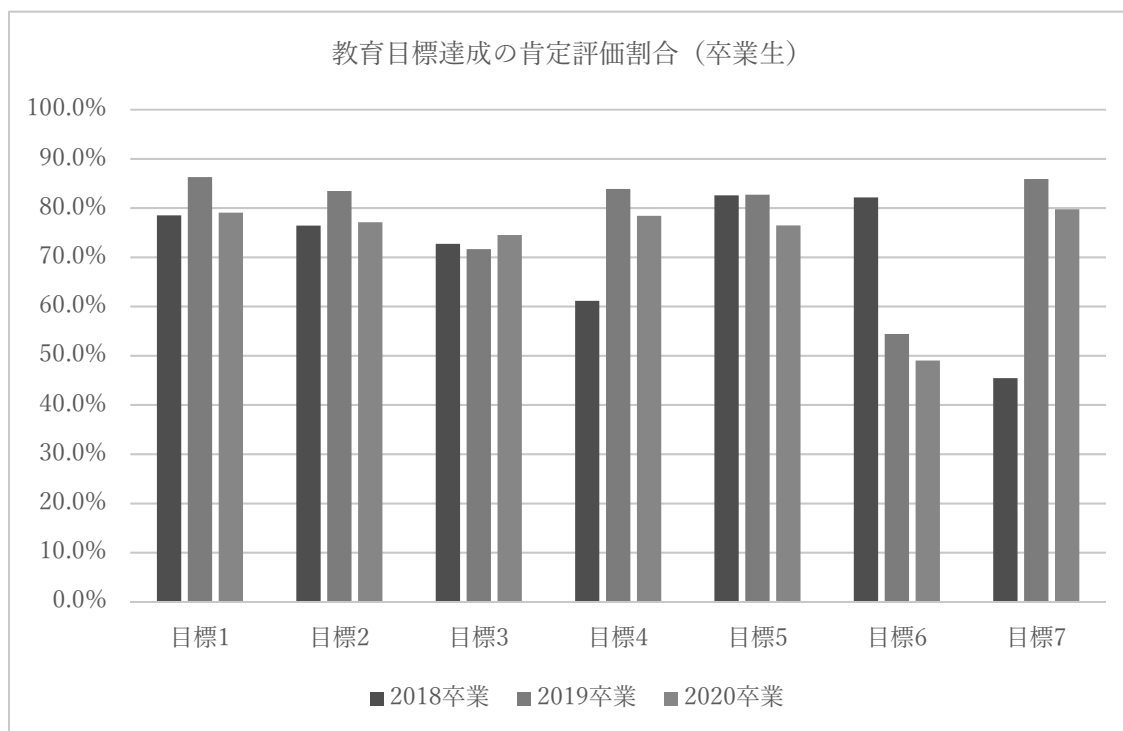
ーション)、教育目標3(教学理念の理解)の達成度が相対的に低いのは例年通りであった。

なお、教育目標毎の達成度を在学生・卒業時のそれぞれで2019～2021年の3カ年でみると次のとおりとなる。



（目標1＝法学・政治学の基礎知識・思考方法、目標2＝法学・政治学の研究深化・応用、目標3＝教学理念の理解。教学理念に即した社会規範理解と実践力の涵養、目標4＝広い視野を得て、他者との違いを尊重したコミュニケーション、目標5＝日本語での論理的表現・文章化、目標6＝外国語コミュニケーション、目標7＝自己の適性理解・主体的系統的な学習のセルフ・プロデュース）

【図3-3：「学びと成長調査」結果（在学生）】



【図 3-4：「学びと成長調査」結果（卒業生）】

これを見ると教育目標 6 の達成度が例年低い傾向が確認できる。教育目標 3 の達成度は在学生では例年低い、卒業生については他の目標と変わるところがない。2018 年度卒業生は例年の傾向と異なり、教育目標 6 が高く、他方で目標 4 と目標 7（自己の適性理解・主体的系統的な学習のセルフ・プロデュース）が低いと特徴的な結果を示しているが、この理由は不明である。

②「学びの実践」については、教育目標 3 の前半（教学理念の理解）について、それを体現する 1 回生配当専門科目の「平和学」「戦後日本政治史」の受講者数・単位認定率を用いて検証を行い、上昇傾向にあると認められた。教育目標 3 の後半（教学理念に即した社会規範理解と実践力の涵養）については、小集団教育が特に該当するとして、専門演習と卒業研究の論文提出率を指標に分析を行い、前者の提出率が改善し、後者の提出率は維持されていることから肯定的に達成されていると評価した。

③「学びの姿勢」については、「学びマップ」の活用状況を指標に 2 回生までは達成できていると評価した。④「学びのスキル」は、それに関連する教育目標 6（外国語によるコミュニケーション）について、外国語教育を取り上げて検討し、前述の「学びと成長調査」の回答から低いと評価した（2-1 P7-15）。この点は、上記の在学生・卒業生の 3 カ年の比較でみても、教育目標 6 の達成度はおおむね低い点がみてとれる。この点はさらなる分析を進める必要がある。

点検・評価項目⑦：教育課程およびその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

⑦—1 根拠資料に基づく点検・評価および改善・向上

前述したように、本学ではおおむね4年に一度にカリキュラム改革を行い、毎年度「教学総括」の執筆の中で、実施された教学を検証し分析し、その成果を次期カリキュラム改革につなげる作業を行っている。

これまでの「教学総括」では、客観データの検証の結果、第3セメスターにおける学部基礎科目の履修率が期待したほどの高さを実現できていないことや、法政展開の専門化プログラムにおいて、第6セメスター以降の専門化プログラム科目の履修が十分に高くなくことが指摘されてきた。これらの問題点については、次期2024年度カリキュラム改革での改善が予定されている（1-9）。

⑦—2 外部評価の活用

2018年度の機関別認証評価において指摘された事項については、全学の内部質保証推進機関である自己評価委員会と同委員会の教学部会において、該当する学部・研究科からの報告に基づいて改善状況が確認されている（3-74）。本学部は2014年度に外部評価を受審したが、その際、特段の改善・指摘事項はなかったものの、教育方法関係でいくつかの課題が指摘された。すなわち、教養教育に関する教育課程の編成が「総合的な判断力を養う、また豊かな人間性を涵養する」ものとなっていないこと、4回生の年間登録単位上限が50単位と多いこと、一部の科目のシラバスの成績評価方法の記述が不明確であること、卒業論文の評価基準が不明確であることである（2-22）。前述したように、これらの指摘事項に対して適切に改善を実施した。

その他、学期毎に「五者懇談会」が開催されている。これは、本学部の教学、施設、学生生活、学費その他について、学生自治組織である、法学部学生自治会、オリター団からの要望について、代表者と学部執行部、事務室職員が懇談を行うものである。学部に関わる課題の指摘と解決策の提示の場であり、学生の意見に真摯に耳を傾け教学などの改善につなげる場として有用である。2020年度は新型コロナウイルス禍で開催されなかったが、2021年度は開催され、特に定期試験の過去問の公開期間に関する要求について、学部から一定の改善案を示し、議論の中で成績評価方法に関する課題も明らかとなった（2-17）。

(2) 長所・特色

本学法学部の教育の特色として、①1回生から4回生までの小集団科目の配置、②組織的・効果的な初年次教育の実施、③学生の多様な進路や問題関心に対応した法政展開専門化プログラム・特修の設定、④キャリア教育・支援の充実が挙げられる。

①について、1回生の「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」、3回生の「専門演習Ⅰ・Ⅱ」、4回生の「卒業研究」まで、回生毎に小集団教育を配置し実施している点が挙げられる。これは学びのプロセスの中の「学びの実践（思考・判断）」「学びのスキル（技能・表現）」に対応する、ディプロマ・ポリシーの教育目標4（広い視野を得て、他者との違いを尊重したコミュニケーション）や教育目標5（日本語での論理的表現・文章化）の実現のために、これらの小集団科目が配置されている。

「学びと成長調査」における教育目標4の達成度（「達成された」と「やや達成された」の合計）は78.4%、教育目標5の達成度は、2020年度卒業生の回答で76.5%であった。「基礎演習Ⅰ」で主体的な学びの基礎的な力を身につけ、「基礎演習Ⅱ」では実際の社会の問題に法的観点から取り組み、2回生の法政展開・特修別の小集団科目を経て、「専門演習Ⅰ・Ⅱ」「卒業研究」において法学・政治学の学修を基礎に主体的な「自らの学び」をまとめ上げるものとなっている。

②については、初年次教育において適切と考える内容を「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」では統一したテキストを用いて、担当者会議で授業内容を調整しつつ、学生の学びの基礎力を涵養している。学部基礎科目としてコアに学ぶべき科目を定め、1回生担当の「法学入門」・「政治学入門」などの学部基礎科目についても、クラス間の調整だけでなく、それを超えて科目間での調整をも行って、授業内容の調整を図っている。

③については、法政展開の6つの専門化プログラム、司法特修、公務行政特修と、多様な進路志望や問題関心に対応して種々の選択肢を学生に提供できている。本学部の学生は法曹や公務員にとどまらず、多様な進路を志望し進んでいる。法曹については司法特修（と法曹進路プログラム）、公務員については公務行政特修が対応しているが、それにとどまらず「法化社会」化を反映して、法学・政治学の専門的素養を持つ者のニーズは多方面に存在する。

このような多様なメニューを用意することは、本学部の人材育成目的である、「法学および政治学の教育研究を通じて、幅広い教養と確かな専門知識に基づいて法および政治に関する社会現象を多面的に把握し、社会の様々な分野で平和と民主主義の実現に貢献できる人間を育成する」に適合する。また、ディプロマ・ポリシーの教育目標2の「法学・政治学の諸分野のうちから、自己の問題関心や進路に応じた専門分野に関する研究を深め、そこで得た知見を法ないしは政治に関する社会現象の理解に応用することができる」、教育目標4の「『平和と民主主義』という本学の教学理念に照らして法化社会における規範のあり方を主体的に学び、自らの考えを実践に活かすことができる」に対応するものである。

なお、次期カリキュラム改革では、法政展開の各専門化プログラムの科目編成を見直し、

民法や基礎法など共通性を持たせるべき科目については、すべてのプログラムに配置することとし、これにより歴史・文化プログラムを発展的に解消する方向で検討している。本学部の教育は多様な学びとコアとして必要な学びとのバランスを図りつつ改革を進めていく。

④については、1 回生秋学期配当の「社会に生きる法」のように多様なゲストスピーカーを招いて、進路を見据えて「法学部で学ぶ意味」を考えさせる授業のほか、「基礎演習Ⅱ」での「学びマップ」のキャリア形成のためのワークの実施のように、進路を意識して法学・政治学を学習するよう意識づけを行っている。ゼミを通じた進路就職決定状況の把握など、就職支援に関しては丁寧な取り組みを行っている。ディプロマ・ポリシーの教育目標 2 を実現する教育が行われているといえることができる。

(3) 問題点（発展的課題を含む）

現状を踏まえて、浮かび上がった問題点として、① 2 回生学部基礎科目の置き方、② 法政展開の小集団科目の配置、③ 法政展開専門化プログラム科目・特修独自科目の要卒単位数の設定、④ 履修登録単位上限の通年設定が挙げられる。加えて、発展的課題として、⑤ 「卒業研究」のあり方、⑥ 教学の国際化、⑦ 「学びマップ」のさらなる活用がある。

① 学部基礎科目について、第 3 セメスターに 4 単位の学部基礎科目が 3 科目（「憲法Ⅱ」「民法Ⅱ」「刑法Ⅰ」）配置され、学生の履修にとって負担となっている点が課題である。近年改善の傾向にあるが、従来から「憲法Ⅱ」の履修率が「民法Ⅱ」「刑法Ⅰ」と比較して低いことが注視されてきた（2-1 P31）。

この点に関して、次期カリキュラム改革において、憲法科目を再編して、第 1 セメスターに 2 単位の科目を新設し、第 2 セメスターの 4 単位科目はそのまま維持しつつ、第 3 セメスターの 4 単位の科目に代わって 2 単位の科目を新設する予定である。そして、この第 3 セメスターの憲法科目は学部基礎科目ではなく、特修の特修独自科目および法政展開各専門化プログラムのプログラム科目に位置づける予定である。これにより、第 3 セメスターの学部基礎科目の合計単位数は 8 単位となる。また、この改革は、第 1 セメスターに憲法の科目を置くことで、学習意欲の高い 1 回生にある程度専門性の高い内容を学ばせることにも資する（1-9）。

② 小集団科目の配置については、法政展開の 2 回生の小集団科目「展開演習」は春学期または秋学期のどちらかのクラスを履修させることになっていて、通年で小集団科目を履修できるわけではない点が課題である。

この点については、次期カリキュラム改革で、「展開演習Ⅰ」（2 回生春学期）と「展開演習Ⅱ」（同秋学期）の 2 科目に再編して通年で受講できるようにする（クラス規模も 20 名で設定する）ことを検討している（1-9）。

③ 法政展開専門化プログラム科目・特修独自科目の卒業要件が 16 単位にとどまり、それ以外は自由に科目を履修できる点については、各専門化プログラム・特修の系統的な科目履修を確保する観点からは問題がある。法政展開において、第 6 セメスター以降、専門化プロ

グラム科目の履修が少なくなる傾向が指摘されてきた（3-75 P31-34）。

次期カリキュラム改革においては、専門化プログラムの再編にあわせて、専門化プログラム科目数の見直しと同時に、系統履修を促すのに適当なプログラム科目の要卒単位数の設定や、系統履修を実質化する履修モデルの策定についても取り組む予定である。司法特修などについても、系統的履修のために配置科目のプログラムの設定を検討することになっている（1-9）。

④履修登録単位上限は通年単位で設定されているが、一方のセメスターに偏った履修が可能になり、さらに秋学期から起算した場合の一年の履修登録単位が本来設定した上限を上回ることも可能になる。単位の実質化の点からは問題があると考えられる。全学的にも学期毎の設定を基本方針とするとされており、本学部も学期毎の設定への変更を検討している（1-9）。

⑤検討すべき発展的課題として卒業時の質保証、「卒業研究」のあり方が挙げられる。「卒業研究」（卒業論文の提出が単位認定要件である）は登録必須にとどまり、必修科目ではない。

2016年度カリキュラム改革の際に、卒業論文を卒業要件とすることが検討された。しかし、法学政治学分野における卒業時の質保証については、学部基礎科目のような専門分野の幅広い知見の涵養を出発点とすべきとの考え方があり、また学びの到達点の検証として論文がよいのか試験がよいのかの方法論的課題もあることから、最終的には検討課題とされ、まず登録必須科目化にすることとした（1-6）。2018年度に議論された際も、審査体制など様々な課題があることから見送り、登録必須化の効果を検証することとした（3-21）。

卒業時の質保証をどうするか論点には関心を払っているものの、法学政治学分野の特性（身につけるべき基本的な素養やスキルの存在）も考慮しなければならない。他大学の動向も注視しつつ、法学政治学分野における、最適な卒業時質保証の方法を模索し、「卒業研究」の第7セメスターの指導の実質化や学生の卒業論文提出を促す方策も含めて議論を継続することになっている（1-9）。

⑥同じく発展的課題として、本学部の教学の国際化が挙げられる。この課題には主に2つの点から取り組む予定である。1つは、法学部英語副専攻を改革し、かつ、その改革と連動して外国語科目を拡充し、外国語学習を強化することとしている（1-9）。もう1つは、法政展開のグローバル・ロープログラムの改革である。現在は国際関係法・外国法の科目が中心であるが、「法政特殊英語講義Ⅰ・Ⅱ」のような英語で授業を行う科目や留学科目である「法政フィールドスタディ」なども含め、国際的に活躍することを志向する学生の受け皿とすることを想定している（1-9）。

さらに、新型コロナウイルス禍で中止されている状況にある本学部の独自留学プログラムも、派遣条件が整えば再開することとしている。今後、オンライン留学の可能性も含め、留学プログラムの再整備を検討する予定である。

⑦「学びマップ」については初年次の活用は進んでおり、2回生以上についても、まずは

専門演習クラス選択時の志望理由書と連動させることによって、活用を図る（2-1 P78）。

（4）全体のまとめ

本学部の教育課程について、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を適切に設定し公表している。授与される学位に対応した教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定し、それに従って、教養科目、外国語科目および専門科目の授業区分が設定され、専門科目の中でもコアとなる学部基礎科目、法政展開専門化プログラム科目・特修独自科目の要卒単位が設定されている。講義科目と小集団科目が適切に配置されている。

そして、カリキュラム・ポリシーに基づきふさわしい授業科目を開設しカリキュラムを体系的に編成しているかどうかについては、カリキュラム・マップなどを定め、法政展開の6つの専門化プログラムと司法特修および公務行政特修を設け、学生の進路希望や問題関心に対応している。初年次教育も「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」や1回生担当専門基礎科目が配置されている。グローバル化への対応については、英語副専攻や展開外国語科目、各種の留学プログラムが設置されている。キャリア形成科目については、特色ある1回生の「社会に生きる法」や実習科目が開講されている。

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置として、授業外学習時間の指示、履修上限設定などの単位の実質化や授業シラバスの作成と点検などを講じている。学生の学修支援としては、単位僅少者面談や「学びマップ」などの仕組みを設ける一方で、学生の学修を活性化するための成績優秀者に対する「西園寺記念奨学金」などの奨学金なども用意している。成績評価・単位認定・学位授与を適切に行っているかどうかについては、成績評価・単位認定を厳格かつ適切に行うために様々な取り決めを策定し、卒業要件が明示され、定められた手続に則って適切に学位授与が行われている。

学生の学習成果の適切な把握および評価に関しては、年度毎に「教学総括」を作成し、その中で成績などの客観データや「学びと成長調査」「学生実態アンケート」といった主観データに基づき、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握および評価している。そして、こうした学習成果の把握に基づいてその教学を点検し、カリキュラムの改革・改善につなげている。

このように本学部の教育課程・教育方法は、小集団科目の配置や多様な履修プログラムの配置など、人材育成目的およびディプロマ・ポリシーに沿ったカリキュラムの設計ができています。他方で、学部基礎科目の配置や法政展開専門化プログラム・特修独自科目の卒業要件単位数の設定、履修登録上限の設定の仕方など、いくつかの課題があることも事実である。この間の総括を踏まえて、さらなる改革が必要である。

第4章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定および公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

①—1 学生受け入れ方針の設定・公表

本学部では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を以下のように定め、本学部 Web サイトや入学試験要項に明示して、広く周知を図っている。

立命館大学法学部は、入学者受入の方針として、中等教育修了程度の基礎学力を有していることを前提に、法学・政治学の専門教育を受けるために必要な素養については、社会科学に関係する基本的な語彙（漢字での読み書きを含む）、論理的思考力、文章読解力、文章表現力（自己が理解した内容やそれに基づく見解を口頭で述べる力を含む）、歴史や政治経済に関する基礎的な知識および英語をはじめとする外国語の基礎的素養を重視します。学部の人材育成目的を理解し、法学・政治学の学びに強い意欲を持つ方を積極的に受け入れます。

この方針は、法学・政治学の学位を得るまでに達成されるべき7つの教育目標（学位授与方針）および教育課程の編成・実施方針と整合的に設計されている（詳細は第3章にて記載）。例えば、法・政治現象の諸問題を的確に把握するための基礎的知識や思考方法を身につけるとする最初の教育目標については、入学者受け入れ方針の中で「社会科学に関する基本的な語彙」と「論理的思考力」を求めている点で対応している。また法・政治についての情報の収集・分析や問題についての意見形成、それを論理的な文章で表現することができるようになる、とする教育目標については、「論理的思考力、読解力、文章表現力」を求めている点で対応している。

①—2 入学試験要項における求める学生像の明示

上記の入学者受け入れ方針（以下、受け入れ方針）は、入試ガイド（4-1）、学部 Web サ

イト（1・4）、それぞれの入学試験方式別の入学試験要項（4・2～4・10）など、入試広報を目的としたあらゆる媒体で公表・明示し、受験生の目に触れるよう広く周知を図っている。

受け入れ方針だけでは、本学部の求める学生像が伝わりにくいと考えられるため、本学部の学びについて説明する機会には、「法学・政治学の専門教育を修めるのに必要な素養」がどのようなものかを分かりやすく説明するよう努めている。例えば、オープンキャンパスで用いた動画で学部を紹介・説明する際は、本学部で学ぶ具体的な主題や事例、それらの関連性を述べたり、『法学・政治学』を学べば世界が違って見えてくる」と題した2022年度の本学部紹介パンフレットでは、高校生が関心を持ちそうなトピックを示したり、学部 Web サイトでは、本学部の多様な学びの実際を具体的にイメージできるよう、多くの「在学生の声」を示したりして、本学部での学びや学部が求める学生像をイメージしやすくなるよう工夫している（4・11～4・13）。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集および入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法および入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点3：公正な入学者選抜の実施

- ・コロナ禍における対応・対策（オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施）

評価の視点4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

- ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の配慮等）

②—1 アドミッション・ポリシーに基づく学生の受け入れ

受け入れ方針に沿いつつ多様な学生を受け入れるため、本学部では一般選抜、学校推薦型選抜入学試験（学校推薦型）、総合型選抜入学試験（総合型選抜）を実施している。これら入学試験の実施方針や定員などは、本学全体の入学試験委員会で毎年審議・確認されているし、学生募集および入学者選抜試験の実施と管理は、文部科学省による入学者選抜実施要領や大学入学資格ガイドなどに基づき、入学センターを中心に全学で統一的行われている。

まず一般選抜要項には、受け入れ方針の他にも出願資格、出題範囲等も公表されている（4・1、4・2）。受け入れ方針では、論理的思考力、文章読解力および表現力を求めるとともに、社会科学・歴史・政治経済についての基本的な語彙力や知識を求め、さらに外国語の基礎的素養も重視しているため、一般選抜では本学部で受け入れをおこなう全ての方式（全学統一、学部個別配点、共通テスト、共通テスト併用、後期分割）において国語およ

び外国語を必須科目として課し、配点上也重視している。また、選択科目として本学独自試験あるいは共通テスト方式で多少異なるが、公民や地理・歴史か数学／理科のうち1科目を選択するように求めている（4・2）。選択科目は、受け入れ方針で求める能力に相应する科目を設定しているとともに、文系学部の標準性を維持することで入学者の学力的背景の多様性をある程度担保している。

学校推薦入学試験（附属校、提携校、協定校、指定校による推薦選抜）では、必要な知識水準等を担保するために、「学習成績の状況」を出願条件として課している。特に論理的思考力や文章表現力について十分な力量を持っているかを審査するため、調査書を含む書類審査では志願理由または課題論文を課している（4・3～4・7）。とりわけ協定校推薦制度では、高大連携の一環として協定を結んでいる高校生に対する「法教育プログラム」を実施している（4・14）。同プログラムでは、5月から7月にかけて協定校の生徒向けに法学・政治学に関する6回の講義が行われるが、この内4回以上の講義でレポート提出し、かつ最終確認講義のレポートで合格した者のみが「法教育プログラム」の修了者として協定校入学試験の出願資格が与えられている（4・6）。同プログラムは、本学部の受け入れ方針に合った能力と法学・政治学を学ぶ意欲を持つ学生を積極的に受け入れようとする入学試験制度とすることができる。

総合型選抜（文化・芸術活動、およびスポーツ能力に優れた者の特別選抜）においては、書類審査と面接において受け入れ方針に沿った学生かどうかを審査している（4・8、4・9）。特に、法学・政治学の学習の基礎となる社会の動きについて理解し表現する基礎的な能力があるかどうかを面接で審査することで、受け入れ方針に沿った学生の質を担保している。以上のように、本学部が採用する入学試験制度と学生募集体制は、学部の受け入れ方針に従って設計されている。

②—2 外国人留学生の受け入れ

本学では国際化を推進するため、外国人留学生を積極的に受け入れている。本学部では、外国人留学生入学試験を前期（11月）と後期（1月）の2回実施し、日本留学試験成績を基準とした第一次選考（書類審査）と、第一次選考に合格した者を対象に面接を行う第二次選考を実施することで、日本語運用能力で一定の基準を満たした留学生の中から本学部の受け入れ方針に合致した志願者を受入れるようにしている（4・10）。

より具体的に記述すると、第一次選考では日本留学試験の読解・聴読解で280点以上、記述で35点以上の点数を出願資格として求め、第二次選考では志願理由が本学部の受け入れ方針に沿った内容であるか、さらに日本の法学・政治学に関する基礎的な知識や社会問題を理解・表現できるかを審査している。面接はオンラインも可能とし、海外在住の留学生は、渡日せずに入学試験が受けることができるよう配慮している。

②—3 入学者選抜における責任体制

本学では入学試験選抜における責任と分業体制が全学と各学部の両方で組織的に確立されており、全学で統一的に実施する一般選抜だけでなく、各学部で行う学校推薦入学試験や総合型選抜についてもその実施方針や手順が細かく定められている（4-15、4-16）。また、そうした内容は学部・担当者間で広く共有・調整されている。一般選抜では入学試験の策定・管理と実施体制が全学で組織化・運営されている。学校推薦入学試験と総合型選抜については、学部間で共通する規則や実施上の具体的な留意点が全学的に周知・共有されたうえで、学部の執行部が試験実施上の責任を負う体制が取られている。他学部と同様に、本学部もこれらの責任体制の中で入学試験選抜を実施している。

本学部では、入試・高大連携を担当する副学部長の下に学部独自の入学試験委員会が置かれ、学部長と副学部長をはじめとする執行部が、すべての入学試験方式（一般選抜・学校推薦型・総合型選抜）の方針についての全般的な責任と実務を負っている。入学試験全体の方針は、年度の終わりと翌年度の始まりにかけて入学試験政策という形で示され、入学試験委員会、執行部会議と教授会で審議・確認されている（4-17～4-22）。入学試験委員会の委員は、主に学校推薦入学試験の方針策定、実施運営と管理についての責任を負っている。

②—4 公正な入学者選抜の実施

入学者選抜を公正に行うため、入学試験問題の作成と管理、試験実施、答案の採点、書類審査および面接での合否判定等の選抜プロセスは全て、全学および学部内の組織的な検討とチェックを何度も重ねたうえで公正に審査が行われる体制が敷かれている。試験実施上の具体的な注意点やガイドラインが策定・周知され（4-15、4-16）、執行された入学試験の業務報告と総括も定期的に行われている（4-23）。

個別の入学試験方針や入学試験要項は、全学の入学試験委員会からの提起を受けて、入試・高大連携担当の副学部長を中心に、本学部執行部会議と教授会で審議、承認する手続きを経て策定されている。各入学試験方式における入学試験合否判定についても、例えば学校推薦や総合型選抜では、ガイドラインに基づいて常に複数の担当者による厳正な審査を行い、その結果に基づいて学部長、副学部長（入試・高大連携担当）を中心とした執行部会議で原案を作成し、さらに教授会での慎重な審議と検討を経ることで、入学試験選抜における公平性を担保している。

なお、一般選抜においては入試ガイドで過年度の合格最低点や平均点を公開するとともに（4-1）、合格発表時に受験生に対して成績開示を一定期間実施することで（4-24）、入学試験の公平性と透明性を確保している。また、障害等のある受験生への受験上の配慮措置や、新型コロナウイルス感染症への対策の一環として、試験日の振替や受験形態等において一定の配慮措置を取るなど、受験生が安全で安心に受験できる環境を確保するための施策を講じた（4-1、4-23）。

**点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を
収容定員に基づき適正に管理しているか。**

評価の視点1：入学定員および収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理 <学士課程> ・入学定員に対する入学者数比率 ・編入学定員に対する編入学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰または未充足に関する対応 <修士課程、博士課程、専門職学位課程> ・収容定員に対する在籍学生数比率

③ー1 学部における入学定員および収容定員等について

本学部の入学定員は、2018年度にそれまでの790名から755名に変更し、さらに2019年度のグローバル教養学部創設に伴い35名の定員減が求められたことにより、2019年度以降は720名となっている。この収容定員数全体の変更とそれに伴う各入学試験方式別の定員削減は、その時の志願動向だけでなく、本学部が求める学力や特質を持つ学生をどのように確保するかという視点から検討・設定されてきた（4-22、4-25）。

現在の入学定員となってからの過去4カ年の入学者数の推移は以下の表4-1に示すとおりである（4-26～4-29）。2016年度以降、文部科学省より入学定員の厳格管理が一層求められることになったが、そこで参照される基準（単年度あるいは過去4年の平均入学定員超過率）に照らしても、本学部の入学者対定員比率は適正な範囲内に収まっている（単年度では1.09以下、過去4年間の平均は1.03）。また、一般選抜と学校推薦型・総合型選抜の募集定員比率は1.78（460/260）となっているが、直近4年間の合計入学者におけるこの比率は1.83であり、予定していた比率を維持してきている。

【表4-1：法学部の入学者数・入学定員と充足率の推移（2019－2022年度）】

	2019	2020	2021	2022	(近4年計)
入学者数 (a)	721	711	740	788	2,960
うち一般選抜	457	476	462	518	1,913
うち学校推薦型・総合型 選抜	264	235	278	271	1,048
入学定員 (b)	720	720	720	720	2,880
うち一般選抜	463	461	460	460	1,844
うち学校推薦型・総合型 選抜	257	259	260	260	1,036
入学定員充足率 (a/b)	1.00	0.99	1.03	1.09	1.03
一般選抜充足率	0.99	1.03	1.00	1.13	1.04

学校推薦型・総合型選抜 充足率	1.03	0.91	1.07	1.04	1.01
--------------------	------	------	------	------	------

表4-2は、本学部の入学者数と入学定員を入学試験方式別に示したものである。個別の入学試験方式については年度による変動があるものの、4年間を通じてみればおおむね定員に近い入学者数を受け入れてきたと言える。以下では、各入学試験方式について短く概観する。

【表4-2：法学部の入学試験方式別入学者数と入学定員の推移（2019－2022年度）】

年度	2019		2020		2021		2022	
	入学者	定員	入学者	定員	入学者	定員	入学者	定員
一般選抜計	457	463	476	461	462	460	517	460
全学統一（文系）	206	185	183	185	185	185	283	185
学部個別（文系型）	84	60	79	60	76	65	46	65
共通テスト（2月）	76	113	99	113	72	113	143	113
共通テスト併用	64	70	45	70	47	65	29	65
後期分割	20	25	61	23	69	22	16	22
共通テスト （後期型・3月）	7	10	9	10	13	10	0	10
学校推薦型＋総合型選 抜計	264	257	235	259	278	260	271	260
附属校	95	105	71	105	99	100	92	100
指定校	75	60	73	65	93	70	97	70
協定校	33	27	36	30	37	30	28	30
提携校	30	30	26	27	25	28	28	28
文化・芸術活動	1	1	0	1	0	1	1	1
スポーツ	13	15	13	14	11	14	13	14
留学生	17	19	16	17	13	17	12	17

<一般選抜>

本学部の一般選抜では、2月に「全学統一方式（文系）」、「学部個別配点方式」、「共通テスト方式（7科目・5教科・3教科型）」と「共通テスト併用方式」での受験を実施し、3月に「後期分割方式」と「共通テスト方式（後期型）」を実施している。これらすべての入学試験方式において、学部長、副学部長（入試・高大連携担当）を中心とした執行部会議で合否判定の原案を作成して学部教授会での審議を経ることで、適正な定員管理

を図っている。なお、「共通テスト方式（後期型）」については従来4教科型だけであったが、2021年度以降は新型コロナウイルス禍での受験機会を保障することを目的に3教科と5教科型も実施している。

<学校推薦型・総合型選抜>

学校推薦型選抜では、「推薦入学試験（指定校制）」、「高大連携特別推薦（協定校）入学試験」、「提携校推薦入学試験」と「推薦入学試験（附属校）入学試験」を、総合型選抜では、「文化・芸術活動に優れた者の特別選抜入学試験」、「スポーツ能力に優れた者の特別選抜入学試験」と「外国人留学生入学試験」の受験を実施し、多様な学生の受け入れを図っている。これらの受験方式では、いずれも全学の入学試験制度と方針に基づき、適正な定員管理が図られている。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

④—1 学生の受け入れの適切性に関する定期的な点検・評価

本学部全体の入学試験方針と入学試験方式別の定員設定は、全学の方針に沿いながら毎年度の入学試験政策において策定され、同政策が執行部会議、学部入学試験委員会、そして教授会で検討・審議されることで適切性を定期的に点検している（4-17 から 4-22）。入学試験政策では、定員や志願者・入学者数だけでなく、過去の入学試験政策・動向や在学生の入学試験方式別の成績などを検証しながら、当該年度ごとに適切な定員、受け入れ方針に適う学生の確保の程度、今後の方針などが議論・検討されている。

④—2 点検・評価結果に基づく改善・向上

直近の2023年度入学試験方針では、本学部がそれまで取り組んできた入学試験政策と個別の施策が功を奏し、「法学部が求める入学者数と学生層をおおむね順調に確保できている」と評価している（4-17）。受験生の志望動向や特徴は年度により異なることもあり、入学試験方式ごとに設定されている定員どおりに毎年入学者を確保することは難しいものの（表 4.2 参照）、入学試験方式別の在学生の成績状況や入学試験動向を踏まえて定員を毎年度見直し、必要な調整を行ってきたことで、長期的に見れば安定的な入学者の受け入れと、学生の質の担保に寄与してきたと評価できる。

本学部が近年行った入学試験方式の変更として、2018年度以降のAO入学試験方式の廃止が挙げられる。この決定に至るまでは、それまでの入学試験動向（AO入学試験方式で

の応募者数低下と全国的な縮小傾向)、基礎学力を持つ学生確保の重要性、本学部の受け入れ方針との整合性、入学生その後の成績状況といった多様な観点から検討がなされ、同方式による入学者確保の妥当性・適切性が委員会、執行部会議、教授会で議論されたうえで廃止を決定している(4-30、4-31)。

また、これまでの取り組みが実を結んだと考えられるものとして、指定校推薦入学試験における志願者増加が挙げられる。指定校推薦入学試験は、本学部が指定する高校からの推薦者を志願理由書と指定の課題論文の内容によって選抜する制度だが(4-7)、2015年頃のこの制度下での出願は、推薦を依頼した高校のうちの3割程度(41名)しかない状況だった。その後、依頼高校の状況確認・分析と指定見直しを行い続けたこともあり、2022年度入学試験では6割程度(97名)まで回復した(4-18、4-29)。これは毎年度、推薦を依頼する指定校への訪問・状況確認のための聞き取りを丁寧に行ったうえで、入学試験委員会や教授会で指定校への依頼選定方針を審議し、依頼校の選定と説明を続けてきたことが回復に寄与したと考えられる(4-32から4-37)。

(2) 長所・特色

学校推薦型選抜における協定校入学試験では、高大連携の取り組みとして協定を結んでいる高校生に対する「法教育プログラム」を実施している。前述のとおり、本入学試験制度は、受講生の中から一定の要件を満たした者に出願を認める本学部独自の取り組みである(4-6)。高校在学時から様々な法学・政治に触れ、本学部での学びをある程度理解した上で入学していることから入学後の成績状況も良好であり(4-17)、毎年度、本学部が求める素養を持つ入学者を安定的に確保できていると言える(上表4-2)。

(3) 問題点(発展的課題を含む)

現在の本学部の入学試験において、特に大きな問題点は見られないものの、一般選抜の可否判定において、各方式の定員に沿って入学者を確保するための合格最低点や合格者数を正確に設定することは非常に難しい。また、近年はやや高い水準で安定している指定校推薦入学試験では、その年の受験生の動向を正確に予測することが困難であることから、各指定校から推薦者を毎年同じように確保することも難しい。前者に対しては最新の入学試験情報を複数利用して判定の精緻化に努め、後者に対しては指定校の選定方針を毎年度検討しながら、安定的に良い学生を推薦する指定校との良好な関係の維持に努めることが必要であろう。

(4) 全体のまとめ

本学部の入学試験は、学部の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)に沿った学生の受け入れが行われてきたと言える。受け入れ方針を含めた入学試験に関する重要情報をあらゆる入試・広報媒体で公表するだけでなく、本学部がどのような学生を求めているの

かを志願者により良く理解してもらうための取り組みや工夫に努めてきた。入学試験の責任・実施体制は全学・学部双方において組織的に確立され、公平な入学試験を実施するための施策が設定・実行されている。また、その実績は全学および本学部内で定期的・組織的に審議・検討・見直されている。とりわけ本学部では、高大連携・入試担当副学部長を中心に入学試験委員会が設置され、受け入れ方針に沿った入学試験政策が行われているが毎年度定期的に審議・策定されている。そして、近年の入学試験結果は、全体的にも各入学試験方式別でも、入学定員におおむね沿った学生を受け入れており、定員は適正に維持・管理されている。

第5章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学および学部・研究科の理念・目的に基づき、学部・研究科として求める教員像や教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：学部・研究科として求める教員像の設定・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

＜教員に求められる能力・資質等＞

本学において教員に求められる能力、資質等は、全学的な諸基準と学部の設定する理念、目標に整合することから明らかになる。本学では、2018年度の機関別認証評価を踏まえて、「立命館大学教員選考基準」第1条において大学の理念目的と任用・採用基準について言及している（5-1）。さらに、「立命館大学教員任用・昇任規程」（5-2）および「教員任用基準および大学院担当資格の運用に関する全学ガイドライン」（5-3）に準拠することが必要である。

本学部においては、上記を踏まえて、「法学部教授昇任規程」（5-4）と「法学研究科大学院担当資格審査内規」（5-5）を定め、教員に求める教育研究上の能力、資質を明示している。募集要項では、立命館憲章、建学の精神、教学理念を理解できることを求められる教員像として明記している。上記規程および上記ガイドラインを踏まえて、大学および本学部の教学理念・目標に共感し、そのための教育研究に情熱を傾注できる能力と資質をもち、大学および学部運営にも積極的に貢献する教員の採用を企図していることも募集要項に定めている。

＜学部・研究科の理念・目的に基づく教員像の設定＞

本学は建学の精神、教学理念および立命館憲章に基づき教育研究を行うことを、立命館大学学則第1条に定めている。本学部の教員募集要項では、「立命館憲章、建学の精神、教学理念および本学部の教育研究上の目的等を理解し、高等教育・研究に携わる者としての社会的責務を自覚し、法令遵守はもとより、基本的人権を尊重し、誠実かつ公正に職務を遂行し、高い倫理性と社会的良識に則って行動できる方」という項目を応募資格として掲げることによって、教員像を明示している（2-14）。

＜学部・研究科の理念・目的に基づく学部・研究科の教員組織編制に関する方針の明示＞

教員組織については、全学の教員組織整備計画検討委員会で定められた教員定数の枠内で整備をしている。退職者補充などの教員人事については、学部長の提案に基づき、翌年度以降の見通しが示され、教授会で議論、議決される（5-6）。以後、その編成方針に沿っ

て、個別の人事委員会が設置される。手続きの詳細は後述するが、任用方針、募集要項、審査の各段階において、教授会での審議が行われ、学部として求める教員像や編成方針との整合性が確認されている。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1：学部・研究科ごとの専任教員数

評価の視点 2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授等）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置（男女比等も含む）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢・性別等の構成に配慮した教員配置

評価の視点 3：学士課程における教養教育の運営体制

評価の視点 4：グローバル化に対応した教学の充実を支える教員組織の整備・充実

＜専任教員体制＞

2022 年 4 月 1 日現在の本学部・研究科の専任教員数は以下のとおりである。

本学において、任期制教員制度が採用された時以来、本学部においては、導入規模、任用対象および職務内容の明確化等に鑑み、法学研究科所属教員についてのみ、その専門性を生かすことを企図して、任期制教員を採用してきている。結果、本学部としては、基本的にはテニユア教員で教授会を構成し、安定的な教員体制、教学運営を可能としている。また、研究科所属任期制教員も、教授会にオブザーバー参加することにより、学部教学の理解に努め、その運用に携わっている。

【表 5-1：2022 年 4 月 1 日現在の専任体制】

*（ ）内は女性

	教授	准教授	任期制教員	特別任用教員*
60 歳以上	6 (1)			4
50～59 歳	25 (6)			
40～49 歳	21 (6)	4 (2)	1	
30～39 歳		2		
	52 (13)	6 (2)	1	4

*特別任用教員；教授は 65 歳での定年後、特別任用教員として、70 歳まで勤務可能

教員組織の多様性については、従来から、性別、キャリア、年齢を考慮した採用人事となるように、人事を提起する該当分野には留意を促してきている。その結果、まず、性別に関

して、2022年度の構成は、特別任用教授を除く本学部・研究科所属教員全体の合計59名のうち、男性44名、女性15名で、男女比は男性74.6%、女性25.4%となり、本学のダイバーシティ&インクルージョン推進室で定められた目標とする人数からは1名不足している。新たな人事を起こす際には、「女性活躍推進法の趣旨に則り、女性の積極的な応募を歓迎します」とし、ワークライフ・バランスに関する諸制度を整備していることも説明している(2-14)。かつ候補者を選定する段階でもジェンダーバランスに最大限留意することを提起している。

2022年4月1日を基準とした本学部教員の年齢構成は、30歳台2名、40歳台26名、50歳台25名、60歳台6名である。このほかに、特任教授4名はすべて60歳台である。一定キャリアのある教員を採用した結果、年齢については、高年齢層にシフトしている傾向がある。

現在、本学部には、法曹資格を有し弁護士としての兼業を認められている教員は2名在籍している。必ずしも、教育職以外の経験を人事の目的としたものではないが、多様な人材の確保ができたといえる。さらに、法曹資格者以外にも、官公庁や民間企業での実務経験を有する者が8名在籍しており、その多様な経験や知見は、教育・研究面のみならず学部運営の改善にも生かされている。

<ST比と専任担当率の改善>

【表 5-2：2015～2022 年度 ST 比】

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
教員数(特任除く)	59	61	62	60	61	61	61	61	59
特別任用教員数	3	3	0	1	1	2	3	4	4
学生数	3,791	3,814	3,795	3,738	3,531	3,363	3,222	3,138	3,139
ST 比 (特任含む)	61.1	59.6	61.2	61.3	57.0	53.4	50.3	48.3	49.8

本学部が開講責任科目となる科目の専任率について、過去6年間の推移は下記のとおりである(2-15 P102)。専門科目については2013年度以降ほぼ改善し、2021年度は91.8%の専任率となり、前年度をわずかに上回った。とりわけ、本学部教学の共通の基礎となる学部基礎科目については重視し、法務研究科教員が担当する1クラスを除いて、全て本学部の専任教員が担当している。

【表 5-3：2016～2021 年度 専任教員担当比率】

科目区分	職位	2016	2017	2018	2019	2020	2021
外国語	専任	48.0%	44.6%	46.2%	47.0%	46.6%	53.0%
	非常勤	52.0%	55.4%	53.8%	53.0%	53.4%	47.0%

専門科目	専任	90.3%	91.1%	92.9%	91.2%	91.2%	91.8%
	非常勤	9.7%	8.9%	7.1%	8.8%	8.8%	8.2%

＜教員の担当授業時間状況について＞

本学部では、准教授については授業内容の確立のため授業準備時間が必要となることを考慮して時間割編成を行うという申し合わせを行っている（5・7）。これは全学の標準責任時間数（5・8）は通年5授業時間のところ、本学部准教授については通年4.5授業時間を目指し、その軽減分は教授が負担するという考え方である。この考え方により、専門科目の専任担当比率が高く維持できているが、その一方、教授の担当授業時間数が申し合わせよりも高くなる実態がある。教授については6授業時間となった者が多いが、それ以上になった教員も存在し、担当授業時間数の維持・改善が継続的な課題であると「教学総括」でも指摘されている（2・1 P103-104）。

＜教員組織の編制方針に基づく適切な教員組織の編制＞

教育、研究推進の便宜上、全教員を基礎法、公法、刑事法、民法、民事法1・2、政治、外国語の「部門」にわけることが多い。その区分に従った教員の所属状況は次のとおりである。

【表 5-4：部門別教員数（2022 年 4 月 1 日現在）】

	教授	准教授	任期制 教員	特別任 用教員	計	2015 以降 着任人数
基礎法	3	2	1	1	7	2
公法 *1	12			1	13	
刑事法	4				4	
民法	8				8	1
民事法 1 *2	5	1			6	1
民事法 2 *3	5	1			6	1
政治	5	2		2	9	2
外国語 *4	10				10	1
計	52	6	1	4	63	

*1 憲法・行政法・税法・国際公法

*2 商法・民事訴訟法

*3 労働法・社会保障法・経済法・知的財産法・国際私法

*4 日本語を含む

＜学士課程における教養科目の運営体制＞

本学部が開講する教養科目は、全学の議論を受けて、開講方針にて決定している。また、全学で開講されている教養科目のうち、「日本国憲法」、「現代社会と法」、「現代日本の政治」、「市民と政治」については、いずれも本学部生は履修しない科目であるが、本学部専任教員が科目の「基本担当者」となり、各授業科目の統一性、適切性について確保する役割を担っている（5-9）。とりわけ「日本国憲法」は「立命館科目」として開講され、教職科目の基礎要件ともなる重要な科目であり、全学の教養科目への貢献を果たしている。また、自校史科目である「日本の近現代と立命館」について一定の教員を恒常的に分担教員として配している。全学方針に従い、特別任用教員は原則、2 授業時間以上の教養科目を担当しているが、上記の科目に加え、「教養ゼミナール」も担当し、その豊かな教育経験と幅広い知識で、教養科目の充実に貢献している。

＜グローバル化に対応した教学の充実を支える教員組織の整備・充実＞

本学部では英語基準のコースを設けていないものの、一部、英語のみによる科目も開講し、英語を母語とする教員あるいは、海外で学位取得をして英語での授業科目が担当できる教員が担当している。学部独自の海外プログラムについては、先に述べた英語による科目を担当している教員のみならず、渡航地域と専門分野の近接する教員が担当している。今後の教学のグローバル化を視野に入れ、任用人事の際には本学の国際化方針を理解し、国際化関連業務に熱意をもって取り組む者を得られるよう努めている（2-14）。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準および手続きの設定と規程の整備

評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

＜適切な教員募集、採用、昇格等＞

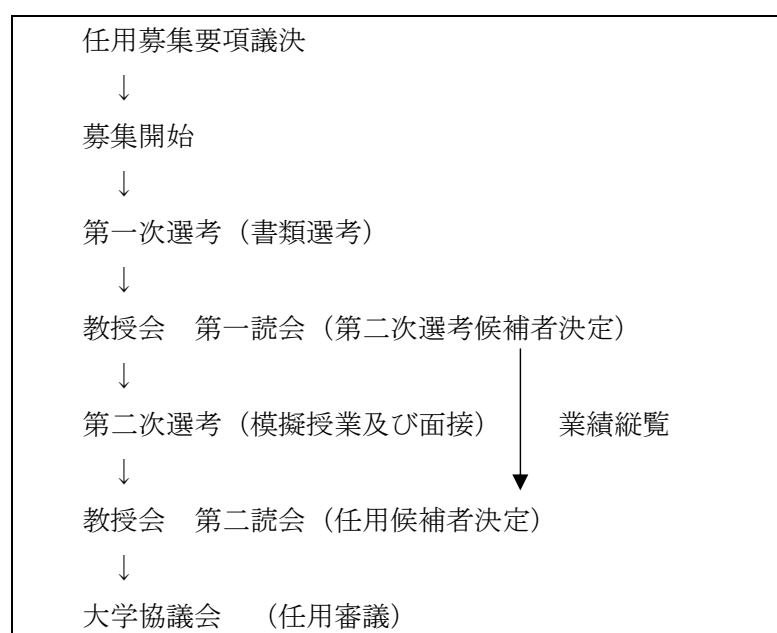
全学の「立命館大学教員選考基準」（5-1）、「立命館大学教員任用・昇任規程」（5-2）、「教員任用基準および大学院担当資格の運用に関する全学ガイドライン」（5-3）に基づき、本学部において「法学部教授昇任規程」（5-4）を定め、これらに従って、任用、昇任を行っている。

退職者補充などの教員人事の見通しについては、学部長の提案に基づき、翌年度以降の見通しが示され、その方針について教授会で議論、議決を行う。その後、その方針に沿って、人事委員会の設置が行われている。任用人事と昇任人事がある。定足数の判断においては同一の扱いとなっている（5-2）。

任用人事委員会は専門性の観点から人事対象分野と最も密接に関連する分野から人事委員長を 1 名、同じく密接関連分野あるいは近接分野からもう 1 名、さらに学部全体の視野

から人事を進めるため他部門から1名を選出し、計3名で構成される。任用人事委員会発足後、人事委員長より募集要項の提案が行われ、教授会で審議のうえ、承認、募集手続きが開始される。人事委員会での選考結果は教授会に2回、上程される（これを読会という）。第一読会では、候補者（3名程度）の提案が行われ、教授会で候補者の承認が得られた場合は、第二次選考（面接および模擬授業）が行われる。並行して、人事委員以外のメンバーに対して業績閲覧の期間が設定される。第二次選考を経た第二読会では、人事委員会より、改めて候補者の提案が行われたうえで、投票が行われる。このように募集要項から、候補者の選考など、一連の手続きが極めて厳格に行われ、透明性、適切性が担保されている。

2015年度以降の着任人数は、学部規模からすると比較的少人数であった。既述のとおり、教員組織計画上人事枠には必ずしも余裕はない状態ではあったが、ほとんどが定年退職者の補充であったため、人事の展望を事前に十分予測ができ、上記の手続きに則って、人事を進めることができた。



【図5-1：任用人事の流れ】

准教授からの昇任については、「法学部教授昇任規程」（5-4）に沿って手続きが進められる。まず教育歴、研究業績を踏まえて、学部長が各部門に事前相談のうえ、学部長案を全学で調整する。その後、正式に昇任審査のための昇任人事委員会が設置される。昇任人事委員会は、採用時と同様、密接・近接分野から2名、他部門から1名の3名で構成される。学内の民事法研究会、公法研究会、政治学研究会主催の公開研究会において、該当者の報告が行われ、教授として相応しい研究力量を有しているのか確認する場が設定されている（5-10）。その後、昇任人事委員会で昇任可否の原案が作成され、教授会での審議、

議決がなされる。このような手順に沿って、直近では、2021年度には4名の准教授について、2022年4月からの教授昇任が認められた（5-11）。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上および教員組織の改善・向上に繋げているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
 ・コロナ禍における対応・対策（授業のウェブ化に関連するFDや教員支援など）

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用
 ・研究者学術情報データベースにおける教育業績や社会活動の入力・公開への取り組み

＜FD活動の組織的・多面的実施による教員の資質向上・教員組織の改善・向上＞

全学の「ハラスメント防止委員会」と連携して、定期的にハラスメント防止研修を実施している。新型コロナウイルス禍において、2020年度、2021年度には実施できなかったが、2022年度春学期（2022年6月28日）に実施を予定している。

FDの組織的推進について、本学部全体では、教授会、企画委員会、学生委員会、大学院教務委員会、各種担当者会議（「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」など）、部門会議等を通じて、教学・学生生活に関する問題意識を共有し議論している。具体的には、企画委員会を中心としてFDの推進と集約を進め、各種委員会で共有、実践するという形態をとり、定期的に教授会にて報告する形式を採っている。

また、FD懇談会を原則として2回程度開催している。FD懇談会の企画内容については、企画委員長が「教学総括」あるいは教学改革の展望に照らし、企画委員会での文案審議を豊富化するため、実証研究あるいは経験交流の必要性が高いと判断したものについて、各目的と手段を企画委員会での合議に付したうえ、提起している。近年のFD懇談会の開催状況は下記のとおりである。例えば、2019年度のFD企画「卒業論文の評価について」での議論を経て、卒業論文の評価に関するルーブリックが整備された。

学部横断的なテーマについて、各教員の経験交流を進め、闊達な意見交換を行っている。そこで得られた情報や改善策が、各教員の実践に反映されるのみならず、議題によっては企画委員会に置いて政策論議に付し、教学改善につなげている。

【表 5-5：2016～2021年度 FD 懇談会実施状況】

年度	開催日	テーマ・備考
2016	2016.11.1.	法学研究科制度開始以降における法学研究科教学の意義・あり方に関する調査（報告）／ゼミの現状と課題（前編）
	2017.1.31.	ゼミの現状と課題（後編）

2017	2017.6.20.	2 回生小集団科目の現状と課題
	2017.9.12.	基礎演習テキスト活用方法
	2018.1.30.	4 回生卒業研究の指導について／法学部の国際化・課外活動との連携について
2018	2018.7.17.	法学部の研究、教育、学部行政のあり方について
	2018.10.26.	専門演習 I の運営
2019	2019.6.18.	卒業論文の評価について
	2020.2.18.	大規模科目における出席確認と授業内課題
	2019.6.7.	7 法科目のシラバスと到達目標（法曹コース自校連携ワーキンググループ）
	2019.7.30.	法曹コース科目の科目概要と到達目標（法曹コース連携ワーキンググループ）
2020	2020.4.28.	5 月の授業再開・Web 授業実施に向けて（法務研究科と合同）
	2020.5.26.	Web 授業・平常点による成績評価
	2020.10.27.	法曹進路プログラム科目の授業実施方法と成績評価方法（法務研究科と合同）
	2021.3.2.	オンライン試験実施総括（法務研究科と合同）
2021	2022.2.15.	法曹進路プログラム講義系科目における授業運営——日常課題の取扱いを中心に（法務研究科と合同）

＜教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用＞

教員の教育活動については各種担当者会議および FD 関連会議において確認、共有している。研究活動については、「立命館大学法学部ニューズレター」において定期的に取りまとめている（5-10）。研究活動の主体としては、法学会が存在しており、その主な活動としては、年に 6 回刊行する『立命館法学』はじめ、紀要の発刊がある（詳細は第 6 章参照）。民事法研究会、公法研究会、政治学研究会といった部門別の研究会の他、部門を超えて教授会構成員の研究交流を企図したものとして、「ランチタイム法政研究会」も開催されている（5-12）。

社会活動は、主なものとして、国、地方公共団体等への外部委員の就任があるが、教授会で承認を要するので、全教員で確認を行っている。本学研究者学術情報データベースにおいて、これらを集約的に公表している。（詳細は第 6 章参照）。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について、定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜教員組織の適切性の定期的な点検・評価＞

2016 年度・2020 年度までの教員組織整備計画における収容定員による本学部の教員枠は、入学定員 755 名を基礎として 55.7 名であり、大学院が 1.6 名の計 57.3 名に端数の調整を

加えて 57.5 名となる。英語教員 5 名もここに含まれる。さらに、全学的な政策に基づき加配された外国語教育力に秀でた教員 2 名、日本語 1 名、初修外国語 4 名の総計 64.5 名となる。ここから、法科大学院における教員充実のため専門分野の共通性の高い本学部から 3.5 名の人事枠を法科大学院に貸し出すことが理事会で了承されたため（2014 年度常任理事会了承）、本学部の 3.5 枠分は実質的に法科大学院教員の人事枠として運用されることになった。また、本学部には、特別任用教員枠が 1 名分につき 0.4 名として認められている（5-13）。

本学では、学園の基本政策の重要課題である教員の質向上を図るために、定期に、「教員組織整備計画」を策定し、各教学機関の人事の指針としている。本学の全教学機関が統一的な計画指針のもとに、人事計画を進めている。教員組織整備計画は 5 年間の計画をめどとしており、現行の教員組織整備計画は、新型コロナウイルス禍等社会情勢の変化等もあり 2021 年度からの短期の計画設定も含めての運用がなされている。教員組織整備計画は各期の節目において、企画委員会および教授会において、教学改革を念頭に置きながら、人事の展望を行ってきた。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

以上を踏まえて、本学部では、教学改革の中でも、カリキュラム改革を中心に、科目の展開、学生への教学の質保証の視座を踏まえ、必要な科目体系とそれを支える人員体制を、学部全体で検討する機会を従前より多く持ってきた。その結果、前回の外部評価で指摘された専門科目の専任率も改善傾向にある。以上を踏まえた近時の取り組みとしては以下のようなことがあげられる。

まず、本学部は、2018 年度末（2019 年 3 月）の段階で予測された向こう 2 年間 3 名の教員人事について、「通常」（同一分野後任補充）の体制で臨むことを判断した（5-14）。その際には、女性教員の採用にもさらに留意することとなった。次に、2020 年 12 月の教員組織整備計画検討委員会において、上記の本学部から法科大学院への 3.5 名分の貸出についても 2021 年度末をもって解消することが了承された（5-15）。最終的に、2021 年度末をもって退職者枠 2 名分（学部枠 1・大学院枠 1）が発生するとともに、先の法科大学院からの返還分 3.5 名を併せて 5.5 名分の人事枠が存在することとなったが、この点については学部全体の中期的な人事展望に基づいて取り組むこととなった。

(2) 長所・特色

この間、定年前の退職者が少ないことは、学部の理念・目的に照らした人事が採用前のみならず、採用後も維持できているものと考えられる。適時に人事を行ってきたことと、その時点での教学改革の展開、展望に合わせて、必要な能力、素質の教員を適時に得てきた。人事は当該分野の問題と特化せず、採用人事も昇任人事も提案の段階で学部長が部門との調整の後、教授会で合議に付してきたことの成果である。また、公開の研究会を通じて、人事への透明性を高め、能力発揮の機会を確保することにより人事候補者（対象者）および審査側の

納得を得られるようにしてきている。

任用人事については、退職者に伴う必要な補充は貫徹できている。教員の科目担当、退職者の発生、その補充等において、教学的に密接に関連する法科大学院との連携が重要となる。本学部、法科大学院の執行部による連合執行部会議、両教授会の全構成員が参加する連合教授会における討議の他、部門会議の実施、科目の相互分担に伴う科目担当者会議の開催などによって、十分に連携してきていると評価できる。国際化を担う教員を2名任用できたことは、法学自体の教学展開の上でも大きな意味がある。また、昇任人事は、この間、内規に準じた人事を進めてきており、条件を満たす教員の昇任は認めている。

(3) 問題点（発展的課題を含む）

男女比について、法学部は比較的女性教員の多い学部であったが、近時は相対的に学内では中位となっており、全学目標もわずかに下回っており、なお高水準の男女均衡を目指す必要がある。また、年齢構成についても、現在、50代以上の教員の占める今後割合が大きく、同一年度における複数退職者が続くことが予測されており、円滑な世代交代への方策策定が必須となっている。

ST比は、本学全体の2020年度平均が25.3のところ、法学部ではそれを大きく上回る50.3であった。前回、専門分野別外部評価を受審した2014年度からは改善しているものの、さらなる改善が急務である。特任教授について、法学部は1名分しか認められていないので、断続的に臨時加配を求めてきたが、実態に即した恒常的な配分が探求される。法学部において短期間に多数の退職者が予定されることになっている。年齢構成に若干の不均衡が生じており、現在、これを中期的な計画のもとに修正することを進めている。

(4) 全体のまとめ

法学部の教員組織は、伝統的なカリキュラム構造のもと、専門分野ごとに比較的一定した配置と員数で構成よって成り立ってきている。教員組織整備計画に基づき、法科大学院との関係も考慮しながら、安定した構成を維持してきている。

採用人事、昇任人事ともに、人事委員会を軸としながら、学部全体で提起の判断から手続きの進行、最終評価に関わり、公正さと透明性を維持している。

教員採用については、法学部に配されている人事枠を基礎に、教学改革の展望を踏まえて、当該部門に限定されない学部全体の視座に立った提起をもとに、人事の判断を行ってきている。女性教員の採用可能性には常に留意し、国際化あるいは教養科目の充実といった全学的動向にも対応してきた。

平素から、各種の担当者会議等を通じて、教学面のFDを促進してきている。また、新型コロナウイルス禍対策の中で、会議の運営の在り方も変化し、ハイブリッド中心となっている。その成果を見極めたうえで、今後の展望を持つ。

教員組織の全体像については、全学の教員組織整備計画の議論に参加し、その計画策定に参加したうえで、法学部の実態に即した人事政策を作成してきている。

第6章 研究・社会連携

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学部は、教学の充実のほか研究活動、社会連携を行っている。なお、本章の内容には本学部のみでなく、法学研究科の活動も含まれる。

＜研究環境に関する方針＞

研究環境に関してまず、全学の計画として、2030年までの長期計画として、「学園ビジョン R2030 立命館大学チャレンジ・デザイン」では、3 (2)「特色あふれるグローバル研究大学」という大目標が提示されている。またそこではチャレンジ・デザインとして「1. Ritsumeikan Knowledge Nodes 構想を核とした次世代研究大学の構築」が掲げられ、様々な目標が示されている (1-10)。

この「学園ビジョン R2030 立命館大学チャレンジ・デザイン」を実現するために全学の計画として、「立命館大学第4期研究高度化中期計画 (2021～2025年度)」が提案されている (6-1)。同計画は「新たな社会共生価値と創発性人材を生み出す次世代研究大学の実現」が基本目標として掲げられ、大学像として (1) 博士課程後期課程学生を含む若手研究者から中核研究者まで、研究者のキャリアステージに応じた支援と基盤的な研究支援により、個の研究力量を高める大学、(2) グローバルな研究ネットワークの構築と研究成果の国際発信の強化により、「知のノード」となる大学、(3) 特色ある学際共創研究と社会実装の推進により、社会・人類的課題の解決に貢献し、「総合知」を創出・活用する大学」との目指すべき大学像が提示されている。これらの全学の計画に関しては教員全員がアクセス可能なものとされ、これらに基づいて研究基盤整備が行われている。

本学部の研究環境に関する考え方は、立命館大学法学部ニューズレター第1号の「ニューズレター発刊によせて」で示された当時の本学部長の言葉に表されている。それによると、「私たちは、立命館大学法学部の学術研究を一層発展させるために、研究・教育の『客観化 (自己評価)』・『開放化』に従来にも増して努力し、実務各界、内外の諸大学・研究機関、学問諸領域などの間での交流を深め、いわば大きなネットワークの中の一単位として、法律学・政治学の領域での新たな学問的な展開・発展に、役割を果たしていかなければとの思いであります」(6-2)。

点検・評価項目②：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制
- ・ オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

＜研究活動を促進させるための環境整備＞

本学部・研究科の2021年度の研究費総額は60,477,530円である。そのうち学外からの研究費として、科学研究費補助金（以下、科研費）によるものが23,934,500円であり、政府もしくは政府関連法人からの研究助成金によるものが4,270,500円である（6-3）。

本学部教員個人の研究環境の整備については、全学の研究高度化推進制度によって行われている。本学部の教員により利用されている資金面での助成が伴うものとしては以下のようなものがある（6-4）。

【表 6-1：研究高度化推進制度】

研究推進プログラム （科研費獲得推進型）	研究基盤支援の充実と競争的資金のさらなる獲得の増加を目的とした助成制度	上限100万円
学術図書出版推進プログラム	本学の研究者の研究成果の公开发表を助成促進するもの。いわゆる出版助成	上限100万円
個人研究費	個人の日常的な研究を助成することにより、本学の研究水準の維持向上、研究の高度化に資することを目的とするもの	年間39万円
専任教員学外研究制度	研究に専念する時間を保証することを目的とするもの	上限330万円
学会開催補助（補助金）	本学を会場として開催される学会のうち、要件を満たすものについて開催経費の一部を補助するもの	上限10万円

また図書館に所蔵する研究用図書資料について教員個人からの推薦により購入することができ、教員1人あたりの推薦上限額は教授、准教授、専任講師については年間30万円である。

他に、教員への研究支援として、本学部の専任教員には教員研究室が与えられている。教

員研究室は1人につき小規模(15平方メートル程度)の部屋を2つ、または中規模(30平方メートル程度)の部屋を1つである。特別任教員は共同研究室の利用となる。

上に挙げたものが全学での研究環境整備の取り組みであるが、法学部・研究科が主として参与する取り組みとして、以下のような取り組みが挙げられる。

立命館大学法学叢書	立命館大学法学会によるもの。法学部、法務研究科の専任教員の有益かつ優れた研究を適時に公表するために発刊される叢書に対して、いわゆる出版助成を行う。 2022年度より毎年募集(6-5)。	上限100万円
-----------	---	---------

法学アカデミー	法学会予算、研究部予算、法学部および法務研究科の専任教員の個人研究費からの拠出を財源とする研究支援。学内での日常的な研究会の開催支援、学会、シンポジウム、セミナー、研究会等の開催支援、文献の検索・複写、複写物の整理、刊行物や抜き刷りの郵送、国内外での調査、学会報告、研究のサポート、学会・研究会の事務局機能、科研費・学内の研究費など研究資金を獲得した研究の支援を行っている。 法学アカデミーの財源は、その経費の一部が教員の個人研究費の支出によって支えられているが、それでもなお人件費に不足が生じていて、法学会からの填補がなされている状況である(6-6)。
---------	--

専任教員の研究時間の確保については、時間割編成においては、週1日は授業が無い、研究専念ができる曜日を設けるよう努力がなされている。

全学専任教員学外研究制度として、学内研究、国内研究、国外研究の3つの種別がある。これはいわゆる研究専念期間のことを指す。本学部においては、法務研究科と合同で、1 Semester 8名以下との学外研究員の枠が設定されたうえで、学外研究員候補者選考委員会によって、学外研究員候補者選考規程および学外研究員候補者選考に関する申し合わせに従って、毎年選考がなされている。学外研究員には研究支援のため学外研究費が支給される(6-7)。学外研究制度によって多くの教員が研究専念期間を得ているが、半年や1年といった比較的長期の取得が中心であり、数ヶ月間の短期での取得はほとんど見られない。

上のような研究支援を受けて、2021年度は本学は科研費の新規採択において、「法学及びその関連分野」では全国順位9位(私立大学順位は2位)となっている(6-8)。

本学部教員が研究代表者の科研費の採択課題は、2021年6月時点で30件である。

本学部教員による、研究会活動も活発に行われており、2021年1月から2022年1月までの間、法学部定例研究会として各種研究会、講演会、シンポジウムが計30回開かれている(5-10)。学会賞の受賞として、柳至准教授が、日本選挙学会より、2019年度日本選挙学会賞(優秀報告)を受賞している(6-9)。

点検・評価項目③：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

＜研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み＞

全学においては本学における公的研究費の管理に関する規程 29 条、30 条に基づいて、立命館大学公的研究費不正使用防止計画が定められており、この計画に従って、関係者へのコンプライアンス教育や啓発活動が行われている。

全学の制度として、公的研究費の管理のために、本学における公的研究費の管理に関する規程 3 条に基づき、コンプライアンス推進責任者が設置される。研究活動不正行為の防止に関しては、立命館大学研究活動不正行為防止規程 4 条に基づき、倫理教育責任者が設置される。本学部についてはそれぞれの責任者として学部長があてられて、副責任者として副学部長（研究担当）があてられている。責任者、副責任者はコンプライアンス研修および倫理研修の受講が求められている。これにより、コンプライアンスと倫理に関する責任体制が整備されている（6-10）。

また、公的研究費を応募または受給する教職員に対しては全学より、90 分の e ラーニングによる研究倫理研修の受講が求められている。これにより研究不正行為の未然防止に努めている。さらに、各種研究費について、一定額以上の購入品については研究部の検収業務を通じて台帳管理が行われる。全学による内部監査としてサンプル抽出によるモニタリング監査も行われている（6-11、6-12）。

点検・評価項目④：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜研究環境についての点検・評価＞

全学の取り組みとして、科研費の申請と採択結果の状況について、申請区分毎に毎年度集計され、研究推進プログラム（科研費獲得推進型）や研究計画調書ブラッシュアップ制度といった科研費獲得推進の取り組みの実効性についてレビューが行われている（6-13）。個人研究費については毎年度、研究状況についての報告書の提出が求められている。提出された

報告書は、学部長が確認を行っている。

教員個人の研究状況を伝えるものとして、立命館ロー・ニューズレターが年2回発刊されており、現在92号まで刊行されている。立命館ロー・ニューズレターでは本学部教員が公開した著書、学外研究での状況、本学法学部で開催された研究会、教員が獲得した科研費についての報告記事等が掲載されており、教員相互に研究活動状況を評価することが可能である(6-14)。

法学アカデミーの運営状況については毎年、決算と業務状況が分析されたうえで、教授会に報告されている(6-6)。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

法学アカデミーの財源について、以前は教員に対しては科研費の間接経費と学内「研究推進プログラム・科研費連動型」獲得により研究者に支給される研究費からの拠出を求めているが、2018年度に、負担額の個人差や安定的運用の困難が認識されたことにより、専任教員全員に対して個人研究費からの拠出を依頼するよう変更された(6-15)。

点検・評価項目⑤：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

<社会連携・社会貢献の方針>

社会連携について、全学の計画である「学園ビジョン R2030 立命館大学チャレンジ・デザイン」では、その2つの柱の第一として「新たな価値を創造する次世代研究大学」を掲げている。具体的には「次世代研究大学としての本学は、世界中の大学や研究機関、政府・自治体、産業界や地域社会とも連携して社会課題の発見・解決、新しい価値の創出に向けた研究に取り組む」ことなどを挙げている(1-10)。この学園ビジョンは公開されていて、全学の構成員が読むことができる。

本学部の社会連携・社会貢献に関する考え方は、立命館大学法学部ニューズレター第1号の「ニューズレター発刊によせて」で示された当時の本学部長の言葉に表されている(6-2)。これは研究環境に関する方針で前述したものと同様である。

点検・評価項目⑥：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点 3：地域交流、国際交流事業への参加

＜社会連携の取り組み＞

一 教員による社会貢献

まず、本学法学部の教員が国、地方公共団体、各種団体の外部委員等に就任することにより、その専門的知見を社会に還元していることが挙げられる。以下では、本学法学部教員が2018年度以降に就任したものの一覧を示す。

①国

試験委員	司法試験考査委員 司法試験予備試験考査委員 公認会計士試験試験委員
各種委員	改正行政不服審査法施行5年後の施行状況検討会委員 規制改革推進会議専門委員 新時代に対応した高等学校改革推進事業審査委員会委員 都道府県議会制度研究会委員 ポスト・コロナ期の地方公務員のあり方に関する研究会委員 公正取引委員会競争政策研究センター主任研究官 木曽三川下流部船舶対策協議会委員

②地方公共団体

都道府県	東京都保管船舶処理委員会委員 大阪府情報公開審査会委員 大阪府まち・ひと・しごと創生推進審議会委員 京都府指定管理者等選定審査会府民生活部会委員 京都府消費生活審議会委員 京都府人権教育企画推進委員会委員 京都府大規模小売店舗立地審議会委員 京都府都市計画審議会委員 京都府土地利用審査会委員 滋賀県がん対策推進協議会がん登録専門部会委員 滋賀県行政不服審査会委員 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会委員 滋賀県公有財産審議会委員 滋賀県国土利用計画審議会委員、滋賀県消費生活審議会委員 滋賀県都市計画審議会委員 滋賀県入札監視委員会委員
------	--

	滋賀県立高等学校在り方検討委員会委員
市町村	宇治市公共施設運営検討委員会委員 宇治市指定管理者候補者選定委員会委員 近江八幡市議会専門的事項のあり方調査委員会委員 大津市情報公開・個人情報保護審査会委員 京都市開発審査会委員 京都市行政不服審査会委員 京都市事務事業評価委員会委員 京都市商業集積審議会委員 京都市情報公開・個人情報保護審議会委員 京都市都市計画審議会委員 草津市公正職務執行審査会委員 草津市住民投票審議会委員 草津市政治倫理審査会委員 草津市職員懲戒審査委員会委員 草津市入札監視委員会委員 城陽市行政不服審査会委員 取手市行政不服審査会委員 長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会委員 向日市行政不服審査会委員 向日市個人情報保護審査会委員 向日市情報公開審査会委員 守山市行政不服審査会委員 島本町住民福祉審議会委員 竜王町個人情報保護審査会委員 竜王町行政不服審査会委員 竜王町情報公開審査会委員
一部事務組合	乙訓環境衛生組合情報公開・個人情報保護運営審議会委員

③各種団体

住友生命保険相互会社保険金等支払審議会委員
 日本生命保険相互会社総代候補者選考委員
 公益財団法人国際高等研究所客員研究員
 公益財団法人生命保険文化センター学術振興委員会委員
 公益財団法人生命保険文化センター理事
 公益財団法人生命保険文化センター「学術振興」委員
 公益財団法人損害保険事業総合研究所評議員

学校法人大原学園教育課程編成委員会委員 京都弁護士会綱紀委員会予備委員 京都弁護士会綱紀委員会委員 京都弁護士会資格審査会委員 滋賀医科大学研究行動規範委員会委員 滋賀医科大学動物生命科学研究倫理委員会委員
--

二 教学における社会連携

本学部開講科目のうち、キャリア形成科目については外部の関係者との連携の下で開講されている。

1 回生向け必修科目、「社会に生きる法」では、公務員、会社員、資格職といった多様な社会的背景を持つ本学部 OB・OG をゲストスピーカーに迎えて、本学部生に現実社会における法の運用が講義されている。

司法特修において開講されている「法務実習」では、法律事務所や司法書士事務所で弁護士や司法書士の指導を受けながら、受講生は資料調査、申請手続、事例研究を行う。

公務行政特修において開講されている「公共政策実習」では、受講生は、市役所や役場で公共の仕事を体験し、さらに実習先から示されるまちづくりの課題に取り組んで報告会を行う。公務行政セミナーでは、国家公務員や地方公務員のゲスト講師が招聘され、公務員の職務や資質についての講義が行われている。

また 2021 年度は、「法政特殊講義」(JD) として、本学出身の税理士や公認会計士の校友組織である立命館学園会計人会との協定に基づき、現役の税理士が、わが国の税制全体や所得税、法人税、消費税、相続税などの基本的な仕組みとその問題点についてリレー講義を行った (2-15)。

三 国際的な教学連携

新型コロナウイルス禍により近時は開講が不確定となっているが、本学部独自の海外留学プログラムとして、法政海外フィールドスタディ、アセアン・スタディ、イギリス法政スタディがあり、オーストラリア国立大学、ラオス国立大、タマサート大学、ケンブリッジ大学との連携の下に運営されている (3-25)。

四 その他

「日本税理士会連合会租税法・会計学教育助成金」として、日本税理士会連合会より、租税法に関する研究文献・資料の入手や、税理士養成を目的とした教育支援を目的とした寄付金を受領している。これに基づき、講座の運営や資料の収集が行われている。また、全学においては、租税法分野の文献の講読等のために、本学部を通じて近畿税理士会からの寄付金を受領し運用していた。

2022 年 3 月末まで研究組織として、立命館大学研究機構センター規程第 6 条第 2 項に基

づき「金融ジェロントロジー／金融・法教育研究センター」が設置されていた。ファイナンス、法務・税務の両面から総合的・学際的な調査・研究を実施するとともに、積極的な制度提言・商品開発、教育カリキュラム開発を行うことを目的として設置されていたものである。同センターは、実務講座「税法連続公開東京・大阪講座」など長年、社会人や金融、税務、法務の実務家を対象とした専門講座を開講していた（6-16）。

点検・評価項目⑦：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上
--

<社会連携についての点検・評価>

学外委員の就任については教授会の承認が必要であり、活動が過度の負担にならないよう学部によって点検されている。

外部の関係者との連携のもとで提供される教学上の取り組みであるキャリア形成科目と法学部独自の海外留学プログラムについては、毎年度執筆される「教学総括」において、その成果についての検証と改善箇所の分析がなされている（2-1 P66、85）。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

学外委員への就任については、以前は1年単位での承認が必要とされ、事務の煩雑化を招いていたので、2019年度より任期終了までの複数年度にわたる承認を行うように改善された（6-17）。

(2) 長所・特色

全学や学部による研究支援制度は充実している。学外研究員制度により、教員は研究専念期間を得ることができる。また国外での研究に関しても資金面の助成は充実している。2021年度に選考された2022年学外研究員候補者は本学部、法務研究科あわせて国外3名国内4名の計7名（うち本学部からは6名）であり、学外研究費として総額1,000万円が支給されている（6-18）。

出版助成に関しては、全学の学術図書出版推進プログラム、学部の立命館大学法学叢書により出版助成が与えられている。立命館大学法学叢書は現在23号まで刊行されているが、本学部教員による出版として、近時では、立命館大学法学叢書第22号として、駒林良則『地方自治組織法制の変容と地方議会』（法律文化社、2021年）が刊行されている（6-19）。

研究に対する資金面での支援としては、科研費の獲得が全学的に促されているが、科研費を獲得できなかった場合は研究推進プログラム（科研費獲得推進型）の助成を得ることができ、また個人研究費も支給されているため、手厚い支援がなされていると言える。

学会や研究会の開催については、全学の学会開催補助（補助金）による資金面での支援の他に、法学アカデミーによる運営についての人的補助がなされており、手厚い研究支援がなされていると言える（6・6）。

教員の研究活動においては現状説明で指摘したような成果があがっているが、多くの研究支援制度によって、活発な研究活動が行われていることは長所として挙げることができる。

社会連携に目を移すと、本学部の社会連携の取り組みはもっぱら教学面と教員の学外委員への就任によって行われている。教学において本学部卒業生のネットワークを活かして、在学生に対して実務教育を行うが、教育を提供する過程で、社会の諸団体との連携が図られていると言える。

教員個人の活動としては、各種学外委員として活動することによって、専門知識を社会に還元している。近畿圏での地方公共団体での活動が多いが、一部には首都圏での活動も見られる。これらの本学部教員の学外委員としての活動は、社会における本学法学部のプレゼンスを高めている。

また、税法分野においては、教学と研究において実務家との積極的な連携が図られている。税理士団体からの外部資金の寄付も受けており、実務家との緊密な関係が維持されていると言える。

（3）問題点（発展的課題を含む）

研究支援制度は充実しているが、問題点を挙げるとすれば、国外研究については、半年や1年といった比較的長期の在外研究が中心であって、短期での在外研究はあまりなされておらず、この点については支援のあり方について検討が必要であると考えられる。

また法学アカデミーは、その経費の一部が教員の個人研究費の支出によって支えられているが、それでもなお人件費に不足が生じていて、法学会からの填補がなされている状況であり、この制度に存続のためにはさらなる全学的な支援が必要であるということが認識されている。

社会連携に関していえば、教授会において把握している限りにおいても、外部委員のような教員個人の活動は活発である。学部としての社会連携の取り組みも、教学面において一定の実績があり、研究成果の社会還元や外部団体との連携のような、研究面での社会連携の試みも活性化の余地がある。

また、外部団体との社会連携は税法分野をはじめ、積極的になされてきたが、その他の分野、また総じて、組織としての社会連携の試みの可能性も十分あると解される。R2030の「新たな価値を創造する次世代研究大学」を実現するためには、次世代研究大学の本学部として、世界の他大学や研究機関、政府・自治体、産業界や地域社会とのさらなる連携が探求されよう。

（4）全体のまとめ

研究環境の整備・支援については様々な制度によって充実した支援がなされており、その監査体制も適正に整備されていると思われる。社会貢献・社会連携については、もっぱら教員と教員の学外委員への就任によって、一定程度の実施はなされていると思われる。資金面における研究支援制度の充実と学外研究員制度により研究専念期間が確保されていることは、特筆すべきことである。総じて、十分な取り組みがなされていると言えるが、法学アカデミーの運営や社会連携のあり方については、なお改善の余地がある。

終章

本学開学時から存在する本学部の教学運営は、立命館全体の教学運営とも常に相関関係にあった。戦前、戦後、立命館が大きく変わるときは本学部も変わり、高度経済成長後、立命館が変革するときには本学部も大幅な教学の見直しを行ってきた。内実的には、あらゆる局面で、全構成員との討議のもとに、建学の精神と教学の理念に即応した政策の確定を行ってきた。このような「伝統」は、今後も基本的には大事にしていかなければならないと考えている。

他方、とりわけ 21 世紀に入り、大学そのものに対する社会的需要の変化あるいは法学教育に対する新しい要請は、伝統から一歩進んだところでの対応を本学部にも求めてきている。同じことは、学問の多様性がより早く展開している政治学にも言えよう。また、国際化の需要は、もはや学問の内容を問わない基盤的な要素となっている。

本学部全体の改革は、これまで以上に、科学的、合理的、将来発展的でなければならない。そのことは、この間の改革が、とりわけ教学のソフトの面（教育方法等）に重きを置いてきた本学部にとってなおさら重要であると考ええる。通常、4 年ごとに行ってきたカリキュラム改革の積み重ねを、定点観測することの重要性を、自己点検・評価報告書のとりまとめを経験する中で、再度痛感している次第である。新型コロナウイルス禍等外在的要因もあるが、従来とは異なる改革スパンとなっているこの機を、未来への飛躍の礎としたい。

そのうえで、自己完結的な評価にとどまらず、学外の見識ある評価委員の方々に、本学部の全体像を検証頂けることは、大変ありがたいことであると強く感じている。改めて、心より御礼申し上げたい。頂いたご意見、ご指摘を最大限活用し、本学部の改善と発展に用いていきたい。忌憚のないご意見を願いますところである。

2022 年度
自己点検・評価報告書

立命館大学大学院法学研究科

目 次

序章	p. 3
第 1 章 理念・目的	p. 5
第 2 章 内部質保証	p.10
第 3 章 教育課程・学習成果	p.20
第 4 章 学生の受け入れ	p.55
第 5 章 教員・教員組織	p.66
終章	p.72

序章

立命館は、西園寺公望が私塾として創始し、その意志を引き継いだ中川小十郎により京都法政学校として創立された。「立命」の名は、『孟子』の「尽心章句」に由来し、立命館は「学問を通じて、自らの人生を切り拓く修養の場」を意味している。立命館学園（以下、本学園）の建学の精神は「自由と清新」であり、教学理念は「平和と民主主義」である。その学園の教育・研究機関である立命館大学大学院法学研究科（以下、本研究科）もまた、建学の精神に則り、教学優先を徹底し、民主的な意思決定を尊重しつつ、人材育成目的に適った教育目標を確立して、その達成のために努力を続けている。

本研究科の歴史は、1950年の設置にまでさかのぼる。当初は、法学および政治学の研究者を養成することを目的としていたが、1994年に、高度専門職業人を育成するための専修コースが加わった。2004年には法曹養成を担う法科大学院（法務研究科）が開設され、爾後18年の歳月が経過する中で、本研究科はその独自性を明確にして研究環境の充実に力を入れるとともに、時代の要請に応え、社会に通用する専門性の高い優れた人材の育成に取り組んできた。

本研究科には、現在、研究者養成の伝統を引き継ぐ「研究コース」をはじめ、企業法務のスペシャリストや司法書士・税理士などのいわゆる準法曹を志望する者を対象とする「リーガル・スペシャリスト・コース」、公務員を志望する者を対象とする「公務行政コース」、学部での学修を基礎に特定のテーマのさらなる学問的深化を目指す者を対象とする「法政リサーチ・コース」の4つのコースが設けられている。このような形で専門的研究を志す学生の多様なニーズに応えるとともに、高度な専門性を活かして社会に貢献できる人の輩出に努めてきた。

各コースに共通する特色は、高度で専門的な知識を修得するために、少人数教育を基本とした双方向型の授業を行うことにある。これにより、院生と教員との間で密接なコミュニケーションが図られ、個々の院生に対する教員の適切な指導が可能となる。また、各自の専門領域だけでなく、関連する他分野や他研究科科目を履修することにより、広い視野を形成し、多角的で柔軟な思考力が養えるよう、カリキュラム上の配慮も行っている。さらには、修士論文の執筆に向けた「特別研究」や「特別演習」の開講、論文を提出する年の秋に開催される「修士論文中間報告会」など、各自の研究をサポートする体制も充実している。こうした教育・研究環境を通じ、院生が各自の法学および政治学の専門知識をより実質化し、応用力を高めることが目指されている。

本研究科では、院生の修了後の進路が準法曹や公務員、あるいは民間企業の法務部門など多様化する中で、それに応える能力開発にも力を入れている。リーガル・スペシャリスト・コースには、「税務プログラム」、「ビジネス法プログラム」、「公共法務プログラム」など修了後の進路に対応した科目群を履修モデルとして提供しているほか、民間企業や税理士法人・事務所などでの法律関係業務を体験実習する「法務実習」という科目も用意して、院生

のキャリア志向にも対応している。さらに最近では、東アジアの有力な大学院と協定を結び、院生の積極的な海外交流を進めることにより、国際化の要請にも応えている。

こうしたカリキュラムやさまざまな取り組みが適切なものであるかどうかを客観的な目で判断していただくために、本研究科は、このたび専門分野別外部評価を受けることとした。本研究科は 2014 年度にも外部評価を実施しており、その際に指摘を受けた点については、本報告書でも述べるように、真摯にこれに対応し、改善を図っている。今次の外部評価でもまた、本研究科の課題や改善事項を洗い出し、さらなる飛躍の足掛かりにしたいと考えている。

現在、わが国の社会は、少子高齢化に伴う人口構造の変化や医療・情報分野における科学技術の進展、市民の権利意識の高まりや生き方・価値観の多様化など劇的な変化の中にあり、さまざまな現代的課題への対応を迫られている。そのような情勢の中、日本社会も国際社会も、混迷した時代を切り拓く専門性をもった人材を求めており、諸々の社会課題にかかわる法学および政治学の果たすべき役割も極めて大きいと考える。本報告書は、このような観点からとりまとめたものである。

末尾ではあるが、外部評価委員の方々には、ご多忙な中、委員をお引き受け頂いたことに衷心より感謝を申し上げる。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部または学科ごとに、研究科においては、研究科、専攻または課程ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

①—1 立命館大学の理念・目的

学校法人立命館は、「自由と清新」を建学の精神とし、第2次世界大戦後、戦争の痛苦の体験を踏まえて「平和と民主主義」を教学理念とした。その学校法人の一機関である立命館大学大学院もまた、ここに宣言された建学の精神と教学理念とを当然に共有するものであり、立命館大学大学院学則は、本学大学院が「立命館建学の精神および教学理念に則り、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめ、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」（第2条第1項）旨を謳っている。

【立命館憲章】

立命館は、西園寺公望を学祖とし、1900年、中川小十郎によって京都法政学校として創設された。「立命」の名は、『孟子』の「尽心章句」に由来し、立命館は「学問を通じて、自らの人生を切り拓く修養の場」を意味する。

立命館は、建学の精神を「自由と清新」とし、第2次世界大戦後、戦争の痛苦の体験を踏まえて、教学理念を「平和と民主主義」とした。

立命館は、時代と社会に真摯に向き合い、自主性を貫き、幾多の困難を乗り越えながら、広く内外の協力と支援を得て私立総合学園への道を歩んできた。

立命館は、アジア太平洋地域に位置する日本の学園として、歴史を誠実に見つめ、国際相互理解を通じた多文化共生の学園を確立する。

立命館は、教育・研究および文化・スポーツ活動を通じて信頼と連帯を育み、地域に根ざし、国際社会に開かれた学園づくりを進める。

立命館は、学園運営にあたって、私立の学園であることの特性を活かし、自主、民主、公正、公開、非暴力の原則を貫き、教職員と学生の参加、校友と父母の協力のもとに、社会連携を強め、学園の発展に努める。

立命館は、人類の未来を切り拓くために、学問研究の自由に基づき普遍的な価値の創造と人類的諸課題の解明に邁進する。その教育にあたっては、建学の精神と教学理念に基づき、「未来

を信じ、未来に生きる」の精神をもって、確かな学力の上に、豊かな個性を花開かせ、正義と倫理をもった地球市民として活躍できる人間の育成に努める。

立命館は、この憲章の本旨を踏まえ、教育・研究機関として世界と日本の平和的・民主的・持続的発展に貢献する。

2006年7月21日 学校法人 立命館

①—2 法学研究科の理念・目的の適切な設定

上記の「建学の精神」および「教学理念」は、本学大学院の一研究科として法学・政治学の教育・研究を担う法学研究科の「理念・目的」および「人材育成目的」にも、次のような形で反映させている（1-1 P3）。

【理念・目的】

法学研究科は、「平和と民主主義」という本学の教学理念をふまえつつ、法学・政治学に関する高度な専門知識とその運用能力の獲得のための教育を行い、高度に法化した現代社会において、基本的人権を尊重し、豊かな学識をもって諸課題に取り組むことのできる人材を養成する。

【人材育成目的】

- 全体

法学研究科は、法学・政治学の研究者、法学・政治学に関する高度な専門知識を必須とする職業分野において活躍できる人材、および法学・政治学に関する特定のテーマにおいて豊かな学識と教養を身につけた人材の養成を目的とする。

- 博士課程前期課程

〈研究コース〉

博士課程前期課程研究コースは、博士課程後期課程での研究および学修を視野に入れつつ、法学・政治学の研究者を育成することを目的とする。

〈リーガル・スペシャリスト・コース〉

博士課程前期課程リーガル・スペシャリスト・コースは、法学・政治学に関する高度な専門知識を必須とする職業分野において活躍できる人材の育成を目的とする。

〈公務行政コース〉

博士課程前期課程公務行政コースは、法学・政治学に関する高度な専門知識を必須とする公的な職業分野において活躍できる人材の育成を目的とする。

〈法政リサーチ・コース〉

博士課程前期課程法政リサーチ・コースは、法学・政治学に関する特定のテーマにおいて豊かな学識と教養を身につけた人材の育成を目的とする。

- 博士課程後期課程

〈研究コース〉

博士課程後期課程は、博士課程前期課程での研究および学修を前提としつつ、法学・政治学の研究者を育成することを目的とする。

上記の「理念・目的」および「人材育成目的」は、2016年度の「法学研究科委員会」において、それまでの「理念・目的」、「人材育成目的」の内容を基本的には踏襲しつつ、両者の切り分けを明確にすべきとの理由から、改定を加えたものである（1-2）。

なお、上記「法学研究科委員会」（以下、「研究科委員会」）とは、本研究科の全教員で組織される会議体で、本研究科の議決機関である（1-3）。

点検・評価項目②：学部・研究科の目的を学部則・研究科則またはこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員および学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部または学科ごとに、研究科においては、研究科、専攻または課程ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、Web サイト等による学部・研究科の目的等の周知および公表

②—1 法学研究科の目的の適切な明示

本研究科の「理念・目的」および「人材育成目的」は、立命館大学大学院法学研究科研究科則（以下、「研究科則」）に「教育研究上の目的」という形で具体化し、明示している。

【立命館大学大学院法学研究科研究科則】

（教育研究上の目的）

第2条 法学研究科は、法律学・政治学の研究者およびその高度な専門知識を必須とする職業分野で活躍しうる人の養成を目的とする。

2 法学専攻博士課程前期課程は、法律学・政治学の専門的研究能力の涵養とともに、法律学・政治学の専門知識を活かした職業人のための能力の養成を目的とする。

3 法学専攻博士課程後期課程は、博士課程前期課程での研究成果を踏まえ、自らの専門領域について主体的に研究課題を定め、自らの独創的な視点で、研究計画に従って研究を進めるとともに、その成果を博士論文として結実させることができる自立した学術研究者等の育成を目的とする。

②—2 研究科の目的の教職員や学生への周知、社会への公表

本研究科の「理念・目的」および「人材育成目的」は、教職員に対しては、これらを記載した「学修要覧（研究科編）」（1-1 P3）を毎年4月に配布して周知を図っている。また、研究科委員会で「入学試験要項」の内容を審議する際にも参照を促す（1-4）ほか、入学試験当日にも評価基準の一部として確認している（1-5）。

院生に対しては、毎年4月の新入生オリエンテーションの際に、「学修要覧」を活用しながら「理念・目的」、「人材育成目的」等の説明を行っている（1-6）。このほか、博士課程後期課程（以下、後期課程）学生を対象とした奨学金の募集においても、研究科の「理念・目的」を選考基準の1つとし、これを募集要領に掲載している（1-7）。

社会一般に対しては、本研究科の Web サイトに掲載することにより閲覧可能な状態としており（1-8）、受験生に対しては、入学試験要項において公表している（1-9）。

点検・評価項目③：学部・研究科における目的等を実現していくため、学部・研究科として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：次期カリキュラム改革構想をはじめとした将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

③—1 次期カリキュラム改革構想をはじめとした中・長期計画、その他施策の設定

本研究科は、2014年度に大きなカリキュラム改革を決定した（2016年度から実施）（1-10）。この改革の柱は、第一に、リーガル・スペシャリスト・コースの「公共法務プログラム」を発展的に解消し、「公務行政コース」を新設すること、第二に、金融関連の進路を志望する者のリーガル・スペシャリスト・コースへの受け入れを強化するため、一部の科目の改廃および名称変更を行うことの2点にあった。現行カリキュラムは、このときに改革したカリキュラムである。

本研究科における近時の改革は、後述するように、主に入試制度を対象として行われてきた。これらの改革は、本研究科へ進学する層を開拓し、志願者を増やすことを目的としている。一方、カリキュラムについては、立命館の「学園ビジョン R2030」（以下、「R2030」という。）（1-11）を実現するべく、その運用面でのいっそうの工夫が必要となる。特に、R2030は、本学園の6つの政策目標の1つとして「グローバル社会への主体的貢献」を掲げ、「グローバル教育・研究」の深化・推進を宣言している。この点、本研究科は、第3章で詳述するように、国際的に活躍する研究者や高度専門職業人を目指す院生のために「法政専修英語」、「法政専修フランス語」、「法政専修ドイツ語」、「法政専修中国語」を提供している。授業中の使用言語が英語である「法政専修英語」をはじめとして、これらの科目の積極的な履修を促していく。

(2) 長所・特色

本研究科の「理念・目的」および「人材育成目的」は、本学の教学理念である「平和と民主主義」を本研究科としても追求する旨を宣言したものであると同時に、後述する「学位授与方針」、「教育課程の編成・実施方針」、「学生の受け入れ方針」といった本研究科の3つの方針を導く精神的支柱ともなっている。このため、「学修要覧」、入学試験要項、研究科 Web サイトといった研究科を表現する重要な媒体のもっとも目に付きやすい部分にこれらを掲げているのはもちろんのこと、新入生オリエンテーションの際にも、「学修要覧」を活用しながら十分な時間を割いて説明し、院生の確実な認知に努めている。

(3) 問題点（発展的課題を含む）

R2030 の政策目標である「グローバル社会への主体的貢献」や「テクノロジーを活かした教育・研究の進化」を実現するために、カリキュラムの点検や運用面でのよりいっそうの工夫が必要となる。「グローバル社会への主体的貢献」に関しては、たとえば法務研究科が開講している「外国法務演習Ⅰ」（ワシントンセミナー）や「現代法務特殊講義（京都セミナー）」を、現在のような「他研究科受講」の形ではなく、「共同開講」という形で科目の企画・運営に積極的に関わっていくといった施策が必要となる。他方、「テクノロジーを活かした教育・研究の進化」に関しては、社会で急速に進む DX (Digital transformation) の流れに研究科としてどのように対応するかが問題となるが、教育・研究に及ぼす効果や影響を慎重に見極めながら、議論を進めていく。

(4) 全体のまとめ

法学研究科は、大学の理念・目的を踏まえ、研究科の目的（理念・目的／人材育成目的）を適切に設定している。

本研究科の目的等は、研究科則にも「教育研究上の目的」という形で具体化して明示されているほか、「学修要覧」や研究科 Web サイト等への掲載により教職員および学生に周知し、社会に対しても公表している。

将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策については、入学試験制度の改革に注力する一方、カリキュラムについては、R2030 の政策目標を実現するべく 2014 年度に改革した現行カリキュラムの運用面で更なる工夫をする必要がある。

本学の教学理念である「平和と民主主義」を研究科としても追求しようとする姿勢は、本研究科の大きな長所であり、特色でもある。他方で、R2030 の政策目標である「グローバル社会への主体的貢献」や「テクノロジーを活かした教育・研究の進化」を実現するために、カリキュラムの点検や運用面でのよりいっそうの工夫を中・長期的に行うことが必要である。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための学部・研究科の方針および手続きを設けているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための学部・研究科における方針および手続きの設定

- ・内部質保証に関する学部・研究科の基本的な考え方

- ＜教育プログラムレベル＞

- 毎年度の教学総括・次年度計画概要の作成、複数年をかけたカリキュラム検証とそれに応じたカリキュラム改革の発議や新カリキュラムの検討などの仕組みについて

- ＜授業科目レベル＞

- シラバス点検や授業アンケート、成績評価など、その考え方や仕組みについて（具体的な取り組み内容については3章で記載）

- ・教育の企画・設計、運用、検証および改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

①—1 内部質保証のための研究科内の方針および手続きの設定

本研究科では、年度末に「教学総括」（下記参照）を作成し、当該年度の研究科教学の点検・評価を行うとともに、次年度に向けた方針を策定している（2-1）。点検・評価の対象となる項目は、学位授与、授業、入学試験、教員組織など多岐にわたっており、PDCAサイクルによる改善の取り組みが研究科教学の全般に行き渡る仕組みが整っている。教学総括で確認された課題は、研究科教学を担当する役職者（法学研究科長と大学院担当副学部長。以下、両者をあわせて「研究科執行部」ということがある。）が交替する場合にも確実に引き継がれ、解決に向けた継続的な取り組みに繋がっている。

【法学研究科 教学総括・次年度計画概要】（2021年度の例）

第I章 理念・目的

I-1 教育課程に関わる基本文書（人材育成目的、教育目標、3ポリシー、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー、科目概要）の策定・改訂・公表の状況について

第II章 教育課程・学習成果

II-1 論文評価基準

II-2 学習成果（教育目標の達成度）の把握と評価

II-3 学習・研究の活性化および効果的な教育を行なうための措置

II-4 組織的FD

- Ⅱ-4-1 人材育成目的、教育目標、3 ポリシー、マップ・ツリー、科目概要といった研究科教学の基本構造について共通理解を形成しながら、内容の刷新、表現の改訂を行う場
- Ⅱ-4-2 カリキュラムの現状および課題となる点を把握し、その課題を解決するカリキュラムのあり方を議論する場
- Ⅱ-4-3 研究科のコアとなる科目や同一科目複数クラス型科目の授業担当者が集まって科目に必要な事項と学生の学びについて共通理解をつくる場
- Ⅱ-4-4 シラバスの執筆方法や成績評価方法について共通理解をつくる場
- Ⅱ-4-5 教育方法や授業技術について実践例や先進事例を学ぶ場
- Ⅱ-4-6 学修・学習支援／学生支援について共有する場
- Ⅱ-4-7 大学教育について広く深く考える場（ハラスメント研修等を含む）
- Ⅱ-4-8 その他（Ⅱ-4-1～Ⅱ-4-7 に分類されない取り組み）
- Ⅱ-5 SGU 関連項目/グローバル化の推進
- Ⅱ-6 SGU 関連項目/英語コースの新規開設および拡充
- Ⅱ-7 研究指導計画書の活用
- Ⅱ-8 研究倫理教育
- Ⅱ-9 資格課程
- Ⅱ-10 R2020 後半期計画総括における研究科独自の年次計画の到達点をふまえた R2030 に向けての取り組み状況
- Ⅱ-11 キャリアパス確保の取り組み
- Ⅱ-12 その他の特徴的な取り組み

第Ⅲ章 教員・教員組織

第Ⅳ章 学生受け入れ

- Ⅳ-1 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集および入学者選抜の制度や体制の整備状況。その制度や体制に基づいた入学者選抜をどのように公正に実施しているか。
- Ⅳ-2 修士・博士課程前期課程の入学定員充足率について、研究科が定めた指標基準をどのように達成しているか。また、その達成状況。

①—2 アセスメント・チェックリストの策定

本研究科では、2021 年度に作成された本学のアセスメント・ポリシーを踏まえ（2-2）、「学位授与方針」等で示された目標の達成度を客観的な視点で評価し、研究科教学のさらなる改善・向上に繋げていくために、「アセスメント・チェックリスト」（【表 2-1】参照）を策定した（2-3）。具体的なチェック項目は、①成績評価（GPA 平均、要卒単位取得状況等）、②進路希望調査（進路として希望する職種・業種・エリア等）、③進路状況調査（進路決定情報）、④卒業時アンケート（進路納得度、学生生活充実度、就職活動の実態、大学生活の自己評価、キャリアセンター支援についての評価等）、⑤論文審査（教育目標の達成度の評価）、⑥大学院キャリアパス推進室アンケート（研究活動の実態、各種支援制度の認知度・

満足度・改善点、進路希望、求める支援や要望等)、⑦研究科独自調査やアンケート(教育目標や関連する課題の主観的達成度の把握)、⑧修了生の動向調査(修了生の就職状況)、⑨シラバス執筆内容の適切性の組織的点検(到達目標、成績評価方法等)、⑩教学総括・次年度計画概要(学習成果検証、カリキュラムの評価)、⑪カリキュラム改革(カリキュラムの評価と改善)、⑫専門分野別外部評価(学習成果検証、カリキュラムの評価)の12項目である。

チェック項目にあるものは、これまでも教学改善に活用してきたものがほとんどである。たとえば、「成績評価」については、研究科執行部がこれを閲覧して評価に極端な偏りがないか等の確認を行っているが、第3章で述べるように、各教員が成績評価を行う前の所定の時期(6月、11月～12月)に、研究科委員会で「基本方針」と「評価基準」の確認をしている。また、「進路希望調査」や「進路状況調査」については、進路開拓型の実習科目である「法務実習」の受け入れ企業や各種事務所を開拓する際の参考としている。しかし、これらをリスト化することにより、保有するデータ等を一覧することが可能となり、研究科教学の確実な点検・評価・改善の実施に繋がるものと期待される。

【表 2-1：アセスメント・チェックリスト】

N o	名称	種別 (1)	種別 (2)	実施 時期	周期	対象	内容等
1	成績評価	客観データ	定量	9月、3月	毎年度	全学生	GPA 平均、要卒単位取得状況等
2	進路希望調査	客観データ	定性	随時	毎年度	就活予定者	進路として希望する職種・業種・エリア等
3	進路状況調査	客観データ	定性	6月～3月	毎年度	卒業予定者	進路決定情報
4	卒業時アンケート	主観データ	定量	3月(9月)	毎年度	卒業生	進路納得度、学生生活充実度、就職活動の実態、大学生活の自己評価、キャリアセンター支援についての評価等
5	論文審査	検証活動 (内部)	定性	随時	毎年度	大学院生	教育目標の達成度の評価
6	大学院キャリアパス推進室アンケート	主観データ	定量	9月～10月	隔年	大学院生	研究活動の実態、各種支援制度の認知度・満足度・改善点、進路希望、求める支援や要望等
7	研究科独自調査	主観データ	定量	随時	随時	大学院	教育目標や関連する課題

	やアンケート					生	の主観的達成度の把握
8	修了生の動向調査	客観データ	定量	随時	随時	大学院生	修了生の就職状況
9	シラバス執筆内容の適切性の組織的点検	検証活動 (内部)	定性	3月	毎年度	授業科目	到達目標、成績評価方法等
10	教学総括・次年度計画概要	検証活動 (内部)	定性	12月～3月	毎年度	カリキュラム	学習成果検証、カリキュラムの評価
11	カリキュラム改革	検証活動 (内部)	定性	4月	数年 に1回	カリキュラム	カリキュラムの評価と改善
12	専門分野別外部評価	検証活動 (外部)	定性	実施年度による	数年 に1回	カリキュラム	学習成果検証、カリキュラムの評価

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う学部・研究科内の組織の整備（立命館大学自己評価委員会規程8条に基づく、各組織の自己点検・評価の推進に関する体制・機能） ・内部質保証に責任を負う学部・研究科内の組織の権限と役割、当該組織と各教育プログラム（学位、学科、専攻等）、個々の授業担当教員との役割分担 評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う学部・研究科内の組織のメンバー構成
--

②—1 研究科内の内部質保証を図るための体制

本研究科の内部質保証に最終的な責任を負うのは研究科委員会であることを立命館大学大学院法学研究科規程にて定めている（1-3）。研究科委員会は、休職中の者および学外研究中の者を除く構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない（同規程第8条第1項）。研究科委員会の議決は、学位授与の審査に関する事項など別段の定めのある場合を除き、出席者の過半数の賛成によって行い（同条第2項）、委員会の構成に関する事項については、研究科委員会を構成する者の4分の3以上が出席し、出席者の3分の2以上の同意によって決定する（同条第3項）。

研究科委員会で審議または報告する事項は、事前に学部の執行部会議（法学部長を含む7名で構成）で内容を確認した後、法学研究科長が主催する大学院教務委員会（委員は大学院担当副学部長を含む6名。以下、「教務委員会」という）において検討のうえ、上程される（2-4）。

②—2 研究科内の内部質保証を図るメンバー構成の適切性

執行部会議、教務委員会、研究科委員会で審議または報告する事項を決定するのは、法学研究科長と大学院担当副学部長である。このうち法学研究科長には、研究科の教学に精通したベテラン教員が就任し、大学院担当副学部長には、通常、教務委員会の委員を経験したことのある中堅の教員が就任する。両者の任期は特に決まっていないが、実際の就任期間は1年ないし2年であり、役職者が交替する場合には、業務と課題の引き継ぎを入念に行っている。

研究科執行部が提案する事項は、既述のように、研究科委員会で審議される前に教務委員会でも検討しているが、この教務委員会の構成メンバーは、本研究科に所属する教員の中から年齢や専門分野を考慮して選んでいる。教務委員会は、研究科委員会が開催される直前に行われるのが通常であるが、カリキュラムや入試の改革など丁寧な議論を要する場合には、別の日程を設けて慎重に検討を行っている。2021年度には、入学試験改革に関する審議のために臨時の教務委員会を開催した（2-5）。

点検・評価項目③：方針および手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針および学生の受け入れ方針の策定のための学部・研究科としての基本的な考え方の設定 評価の視点2：内部質保証に責任を負う学部・研究科内の組織による各教育プログラム（学位、学科、専攻等）、個々の授業における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み 評価の視点3：行政機関、認証評価機関、外部評価委員会等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査、認証評価結果、外部評価結果等）に対する適切な対応 評価の視点4：学生からの意見聴取方法や意見に対する適切な対応（五者懇談会等） 評価の視点5：点検・評価における客観性、妥当性の確保

③—1 3つのポリシー策定のための研究科としての基本的考え方

研究科の内部質保証においては、3つのポリシー、すなわち①ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、②カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）、③アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）が重要な指針となっている。現行の3つのポリシーは、法学研究科の「理念・目的」や「人材育成目的」との相互関係を明確にするとともに、それまでの数度にわたる部分的な改定により不統一となった文言を修正するために2016年度に改定したものである（1-2）。なお、3つのポリシーの具体的な内容については、「第3章 教育課程・学習成果」で述べる。

③—2 研究科内のPDCAサイクルを機能させる取り組み

3つのポリシーが反映された研究科教学が実施されているかどうかは、前述したように、

毎年度末の「教学総括」において点検・評価しているが、その結果を踏まえた具体的な教学のあり方も見直しを重ねている。現行の3ポリシーが策定された2016年度以降の見直し実績は、以下のとおりである。なお、見直しの対象となっている個々の取り組み等の意義については、後にそれぞれの該当箇所ですべて詳述する。

【2016年度以降の見直し実績】

2017年度

- ・ R2020 後半期大学院研究科中期計画を踏まえた「研究科教学改革の方向性」および「キャリアパス形成についての政策検討」の見直し（2-6）
- ・ 博士課程後期課程入試の出願資格の一部変更（2-7）
- ・ 学習成果検証についての基本的考え方の策定。学位論文の「評価項目」と教育目標との関連づけ、および「評価項目」における評価指針の明示（2-8）
- ・ 「カリキュラム・マップ」および「科目概要」の改訂（2-9）

2018年度

- ・ 科目ナンバリングの実施（2-10）
- ・ 科目概要の修正（2-11）
- ・ 在留資格「留学」の新規取得者の出願に伴う入試方針の変更（2-12）

2019年度

- ・ 「学位授与方針」および「教育目標」の記載方法を修正（2-13）
- ・ 法学研究科の理念・目的／人材育成目的／教育目標／3つのポリシー」を改定（2-14）

2020年度

- ・ 大学院入試への出願および入学手続における提出書類に関する運用方針を変更（2-15）
- ・ 出願資格に関わる語学試験のオンラインテストを一部採用（2-16）

2021年度

- ・ 博士課程前期課程・一般入学試験の試験科目を変更（2-17）
- ・ 「学びと成長調査（大学院生版）」の実施方針を策定（2-18）

③—3 外部評価委員会等からの指摘事項に対する適切な対応

法学研究科は、2014年度に専門分野別外部評価を実施した。その際に、以下の点について指摘を受けた（2-19 外部評価報告書 P23）。

修士論文の評価基準と博士論文の評価基準を比較すると、修士論文の評価基準の③では「研究内容の独創性」とされ、博士論文の評価基準の③では「研究内容の独創性および国際性」とされている点が異なるだけである。このように、両者の基準は国際性の有無の点だけが異なっており、学生からすれば、その違いが理解しがたいのではないかと考えられる。修士論文と博士論文の違いを総体的に示す文言を入れることが望まれる。

この指摘を真摯に受け止め、本研究科では、第3章で詳述するとおり、「研究内容の国際性」という博士論文の評価項目につき、学習成果検証のプロセスを客観化し、透明性を確保するための検討を行い、その検討結果を踏まえて、博士論文を評価するためのルーブリック（評価基準表）を改訂した（2-8）。

また、全学で2018年度に受審した認証評価機関からの指摘事項の対応については、第3章④—1で詳述する（2-20）。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果その他の諸活動の状況等の公表
評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性
評価の視点3：公表する情報の適切な更新

④—1 教育研究活動の公表

法学研究科に所属する教員の研究活動は、研究者学術情報データベース（以下、「研究者DB」という）に入力することにより公表している。研究者個人ごとに頁を有するこの研究者DBは、有用な情報を幅広く社会に公開するとともに、第三者評価に対応する情報の一元化を目指して大学が管理するものである。研究者DBへの入力には研究者自身の責任に委ねられているが、法学研究科では、5年ごとに行われる「大学院担当資格審査」（詳細については「第5章 教員・教員組織」で述べる）における研究業績審査の資料としてこれを活用することにより、確実な入力を促している。

他方、本研究科の教育内容については、オンラインシラバスの形で、学内外に広く公開している。シラバスに掲載されるのは、「授業科目名」、「開講曜日・時限」、「担当教員」、「授業施設」といった授業に係わる基本情報のほか、「授業の概要と方法」、「受講生の到達目標」、「事前に履修しておくことが望まれる科目」、「授業スケジュール」、「授業実施形態」（対面形式かオンライン形式かなど）、「授業外学習の指示」、「成績評価方法」（評価基準や成績評価に占める割合など）、「受講および研究に関するアドバイス」、「教科書・参考書」、「授業内外における学生・教員間のコミュニケーションの方法」と、多項目にわたっている。授業担当者が入稿した情報は、研究科執行部が点検し、必要に応じて修正を依頼する。授業実施形態や成績評価方法は、当該科目を履修する院生にとって重要な事項であるから、公開後の変更は原則として認められない。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：学部・研究科における PDCA サイクルの適切性、有効性

評価の視点 2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

⑤—1 PDCAサイクルの適切性、有効性

本学としての内部質保証の基本的な方針と体制の下（2-21）、法学研究科においても内部質保証に関する仕組みを設け、取り組みを行っている。すでに述べたように、毎年度末の教学総括の作成と、それに基づく次年度開講方針の策定を行うことにより、毎年のPDCAサイクルが確立している。

内部質保証システムにおける学生の参画については、原則として4年に1度開催される本学の「全学協議会」という、大学を構成する「全構成員による自治」の考え方に基づき、学部学生、大学院生、教職員および大学側（常任理事会）が、教育・研究、学生生活の諸条件の改革・改善に主体的に関わる協議の場において、院生の自治組織である「院生協議会連合会」（以下、「院協」）から提起される課題を本研究科としても共有し、対応に向けた努力を講じることになる。たとえば、直近の全学協議会（2019年度に開催）が行われた際には、院協から提起された7項目の課題（下記参照）の中に、日本語を母国語とする院生に対する外国語学習支援（オンデマンド講座開設）の要望があるが、これを受けて、本研究科（大学院担当副学部長）からは、大学院生の英語運用能力向上に向けた取り組みが全学会議で提案される機会（2-22）を利用し、その都度、英語以外の外国語（具体的にはドイツ語およびフランス語）に関する学習支援策の開発・運用を全学に向けて要望している。

【2019年度全学協議会において院協との間で確認された課題】

- ① 施設利用について、オンラインでの学会や研究会の開催が増加しており、特に海外で行われる活動は時差があることから、施設が開いていない時間帯に開催されることも多いという実態も踏まえて24時間化の検討をすること
- ② 日本語を母国語とする院生に対して、研究上必要な外国語を学習できるオンデマンド講座開設へ向けて、具体的な方向性を協議すること
- ③ 施設設備について、大学と院協の間で確認されている座席配置のルールに関して、新型コロナ禍や研究科のキャンパス移転等、変化する情勢を踏まえた議論を再度行うこと
- ④ 大学と院協それぞれが担う役割について、研究環境整備という観点から確認・整理を行うこと
- ⑤ キャリアパスについて、新型コロナ禍で学会や研究会が中止・延期されている状況を踏まえて、業績を安定的に積み重ねていくことを目的とした学内における発表・論文投稿等の機会の増加を求めること
- ⑥ 学費については、現行学費を継続しながら、キャリアパス推進制度を維持すること

- ⑦ 全学協議会のあり方について、安定した開催・運営ができるよう各パートとの認識をすり合わせる

以上のほか、授業アンケートや院生との交流企画を通して、院生の視点に立った課題の把握に努め、改善に繋げている（これらについては「第3章 教育課程・学習成果」で詳述）。最近では、新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、大学のBCPレベル（感染状況に応じた行動指針）が一定の基準より高い場合には本研究科の授業を全面オンラインとしていたところ、院生と教員との交流を深める催し（後述する「研究科交流会」）などで対面授業を望む声が院生の中にあったことを受け止め、感染防止対策を徹底したうえで対面授業を実施できるよう、研究科の授業形態に関するルールを緩和した（2-23）。

(2) 長所・特色

本研究科の内部質保証は、「教学総括」に支えられている部分が極めて大きい。年度末に毎年行う教学総括では、多岐にわたる項目ごとに、前年度までの状況と当該年度の方針を確認したうえで、方針の実施状況を点検して評価を行い、次年度の方針を策定する。この作業を繰り返すことにより、研究科の課題が（役職者が交替する場合にも）確実に引き継がれ、改善へと繋がっている。ここに盛り込まれた内容は、研究科委員会で審議されるだけでなく、全学組織にも共有され、不定期に開催される全学役職者との懇談の際にも議論の俎上に上げられる。教学総括はまた、単年度の状況を点検するだけでなく、研究科教学に係わる過去の経緯も確認できるため、一貫性のある教学改善にも役立っている。

(3) 問題点（発展的課題を含む）

本研究科では、すでに述べたように、本学のアセスメント・ポリシーを踏まえて「アセスメント・チェックリスト」を整備したところであるが、これをどのように活用して具体的な教学改善に結び付けていくかは、今後の課題である。また、チェックリストに含める項目をいわずらに増やすのではなく、教学上の課題を抽出するために必要な項目の精査も同時に行っていかなければならない。

(4) 全体のまとめ

本研究科は、内部質保証のための方針を策定し、手続きを設けている。実際、本研究科では、「教学総括」を作成して当該年度の点検・評価を行うとともに、次年度に向けた方針を策定している。加えて、目標の達成度を客観的な視点で評価し、研究科教学のさらなる改善・向上に繋げていくため、「アセスメント・チェックリスト」も整備した。

内部質保証の推進に責任を負う体制も整備されている。本研究科の内部質保証に最終的な責任を負うのは「研究科委員会」であるが、会議で審議または報告する事項は、事前に学部の「執行部会議」や「教務委員会」でも検討されることになっており、重層的なチェック

体制と複数の議論の場が確保されている。また、研究科教学の執行に責任を負う法学研究科長・大学院担当副学部長、および「教務委員会」のメンバーも、年齢や専門分野を考慮した適切な構成となっている。

以上の方針および手続きに基づく本研究科の内部質保証システムは、有効に機能している。内部質保証において重要な役割を果たすのは、いわゆる「3つのポリシー」であるが、3つのポリシーが十分に反映された研究科教学が実施されているかどうかは、年度末に行う「教学総括」で点検・評価し、改善を重ねている。

法学研究科は、諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任も果たしている。所属教員の研究活動については、研究者 DB への記載をとおして公表している。他方、本研究科の教育内容については、オンラインシラバスを用いて学内外に広く公開している。

内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとにした改善・向上に向けた取り組みも行っている。内部質保証を実現するための PDCA サイクルには、④全学レベルで提示された課題を本研究科として受け止めるものと、⑤本研究科に特有の課題として受け止めるものの2つがある。④全学レベルの課題については、4年に1度開催される「全学協議会」等において明らかとなった課題を研究科としても共有し、対応に向けた努力を講じている。⑤本研究科に特有の課題については、「教学総括」が重要な役割を果たしているが、このほかにも、授業アンケートや院生との交流企画を通して課題を把握し、改善に繋げている。

内部質保証に関する長所・特色としては、本研究科の PDCA が「教学総括」をもとに行われている点を挙げることができる。教学総括により、研究科の課題が点検・評価され、改善へと繋がっている。また、その作業の蓄積により、一貫性のある教学改善にも役立っている。

本研究科では「アセスメント・チェックリスト」を整備したところであるが、これをどのように活用して具体的な教学改善に結びつけていくかが、今後の課題である。

第3章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定および公表

①—1 学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定および公表

法学研究科は、学位授与に関する基本的な考え方である「学位授与方針」（ディプロマ・ポリシー）を、課程・コースごとに明確に定めている（下記参照）。そして、「学修要覧」（1-1）、入学試験要項（1-9）、研究科パンフレット（3-1）のほか、研究科 Web サイト（3-2）で公表している。

なお、本研究科は、2018 年度に大学基準協会の実施する「第3期機関別認証評価」を受けた際に、「修得すべき知識、技能、能力等……を学位授与方針に明示することが望ましい」と指摘された（2-20）。そこで、2019 年度以降は、従来は学位授与方針とは別項目としていた「教育目標」および「学位論文の審査基準・評価項目」を学位授与方針の中に入れている（2-14）。

【学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）】

博士課程前期課程

- 研究コース

本研究科は、博士課程前期課程研究コースに所属する院生に対し、研究コース科目の中から講義科目 8 単位、演習科目 4 単位、外国書講読科目 8 単位、特別研究科目 6 単位の計 26 単位を修得し、かつ、その他の科目も含め計 30 単位を修得すると共に、提出した論文について修士論文の審査に合格したことをもって、同コースの教育目標が達成されたものとみなし、修士（法学）の学位を授与する。

- リーガル・スペシャリスト・コース

本研究科は、博士課程前期課程リーガル・スペシャリスト・コースに所属する院生に対し、リーガル・スペシャリスト・コース科目に指定される専門科目と特別演習科目（「特別演習 1」と「特別演習 2」の両方の単位を修得しなければならない）から計 16 単位を修得し、かつ、その他の科目（ただし、研究コース科目を除く）も含め計 30 単位を修得すると共に、提出した論文について修士論文の審査に合格したことをもって、同コースの教育目標が達成されたものとみなし、修士（法学）の学位を授与する。

- 公務行政コース

本研究科は、博士課程前期課程公務行政コースに所属する院生に対し、公務行政コース科目に指定される専門科目と特別演習科目（「特別演習 1」と「特別演習 2」の両方の単位を修得しなければならない）から計 16 単位を修得し、かつ、その他の科目（ただし、研究コース科目を除く）も含め計 30 単位を修得すると共に、提出した論文について修士論文の審査に合格したことをもって、同コースの教育目標が達成されたものとみなし、修士（法学）の学位を授与する。

- 法政リサーチ・コース

本研究科は、博士課程前期課程法政リサーチ・コースに所属する院生に対し、特別演習科目（「特別演習 1」と「特別演習 2」の両方の単位を修得しなければならない）とその他の科目（ただし、研究コース科目を除く）から計 30 単位を修得すると共に、提出した論文について修士論文の審査に合格したことをもって、同コースの教育目標が達成されたものとみなし、修士（法学）の学位を授与する。

<教育目標について>

- 研究コース

博士課程前期課程研究コースは、法学・政治学の研究者となるために必要とされる以下の知識と能力の獲得を教育目標とする。

- ア) 法学・政治学に関する高度な専門知識
- イ) 法学・政治学に関する国内外の資料を読み解く能力（資料読解能力（外国語能力を含む））
- ウ) 資料から得た情報をもとに一定の問題意識を形成し、独自性のある研究を行う能力

- リーガル・スペシャリスト・コース

博士課程前期課程リーガル・スペシャリスト・コースは、法学・政治学に関する高度な専門知識を必須とする職業分野において活躍できる人材となるために必要とされる以下の知識と能力の獲得を教育目標とする。

- ア) 法学・政治学に関する高度な専門知識
- イ) 法学・政治学に関する資料を読み解く能力（資料読解能力）
- ウ) 法学・政治学の問題を独自の視点で分析する能力（問題分析能力）
- エ) 法学・政治学の問題に対して独自の解決を導く能力（問題解決能力）

- 公務行政コース

博士課程前期課程公務行政コースは、法学・政治学に関する高度な専門知識を必須とする公的な職業分野において活躍できる人材となるために必要とされる以下の知識と能力の獲得を教育目標とする。

- ア) 法学・政治学に関する高度な専門知識
- イ) 法学・政治学に関する資料を読み解く能力（資料読解能力）
- ウ) 法学・政治学の問題を独自の視点で分析する能力（問題分析能力）

エ) 法学・政治学の問題に対して独自の解決を導く能力（問題解決能力）

・法政リサーチ・コース

博士課程前期課程法政リサーチ・コースは、法学・政治学に関する特定のテーマにおいて豊かな学識と教養を身につけた人材となるために必要とされる以下の知識と能力の獲得を教育目標とする。

ア) 法学・政治学に関する高度な専門知識

イ) 法学・政治学に関する資料を読み解く能力（資料読解能力）

ウ) 法学・政治学の問題を独自の視点で分析する能力（問題分析能力）

エ) 法学・政治学の問題に対して独自の解決を導く能力（問題解決能力）

<修士論文の審査について>

・審査基準

本研究科は、提出された論文が博士課程前期課程各コースにおける教育目標の到達を示すものと判断された場合、修士論文の審査につき合格の判定を下す。

・評価項目

上記の判断にあたっては、以下の4つの項目が評価の対象となる。

【1】研究課題とその意義の明確性

【2】研究方法の適切性

【3】叙述内容の論理性および体系性

【4】研究内容の独自性

博士課程後期課程

本研究科は、博士課程後期課程に所属する院生に対し、専門科目計12単位を修得すると共に、提出した論文について博士論文の審査に合格したことをもって、同課程の教育目標が達成されたものとみなし、博士（法学）の学位を授与する。

<教育目標について>

博士課程後期課程は、法学・政治学の研究者となるために必要とされる以下の知識と能力の獲得を教育目標とする。

ア) 法学・政治学に関する高度な専門知識

イ) 自ら立てた研究計画に基づいて独創性のある研究を行い、その成果を学術論文（学術雑誌等に掲載される研究論文）にまとめる能力

<博士論文の審査について>

・審査基準

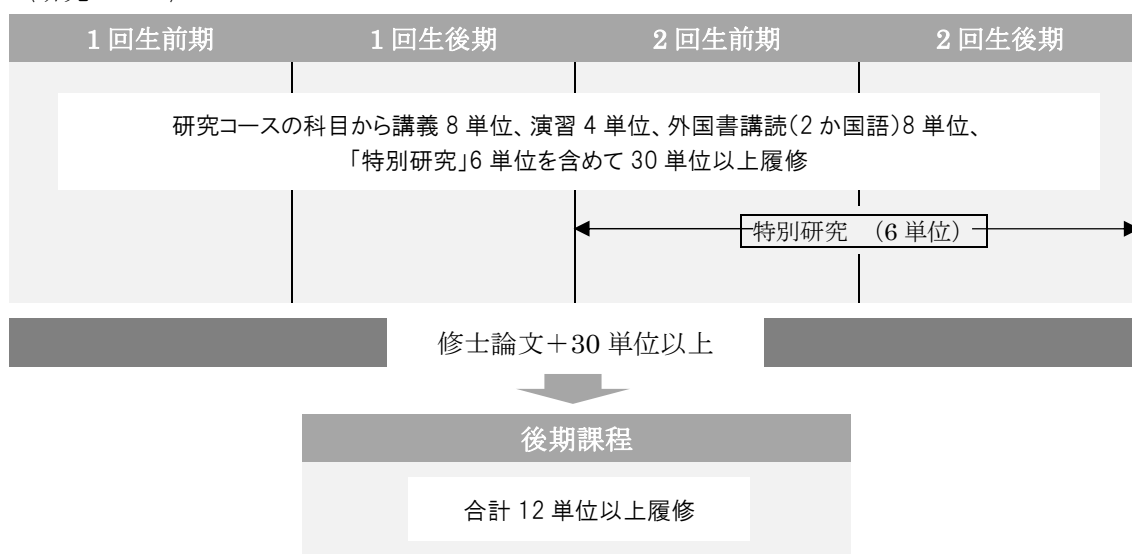
本研究科は、提出された論文が博士課程後期課程における教育目標の到達を示すものと判断された場合、博士論文の審査につき合格の判定を下す。

・評価項目

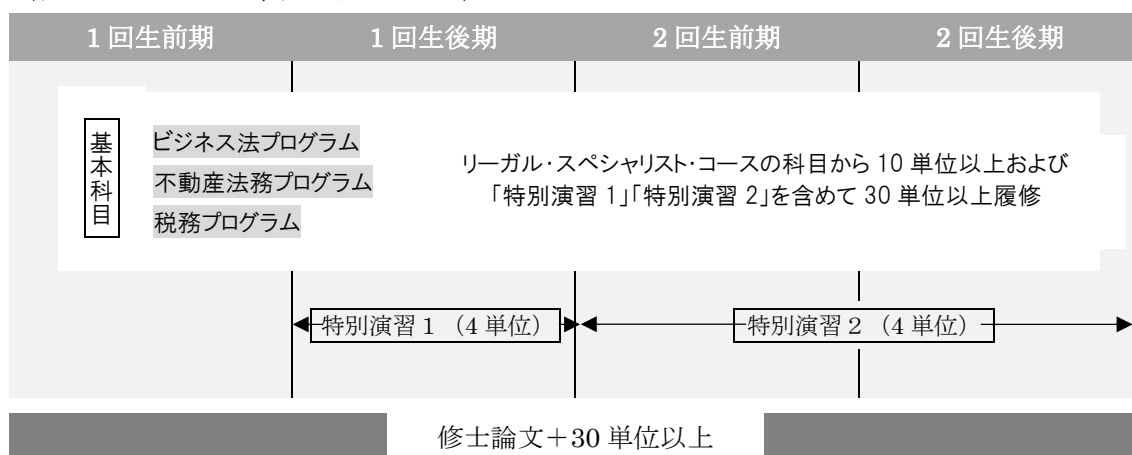
上記の判断にあたっては、以下の4つの項目が評価の対象となる。

- 【1】 研究課題とその意義の明確性
- 【2】 研究方法の適切性
- 【3】 叙述内容の論理性および体系性
- 【4】 研究内容の独創性
- 【5】 研究内容の国際性

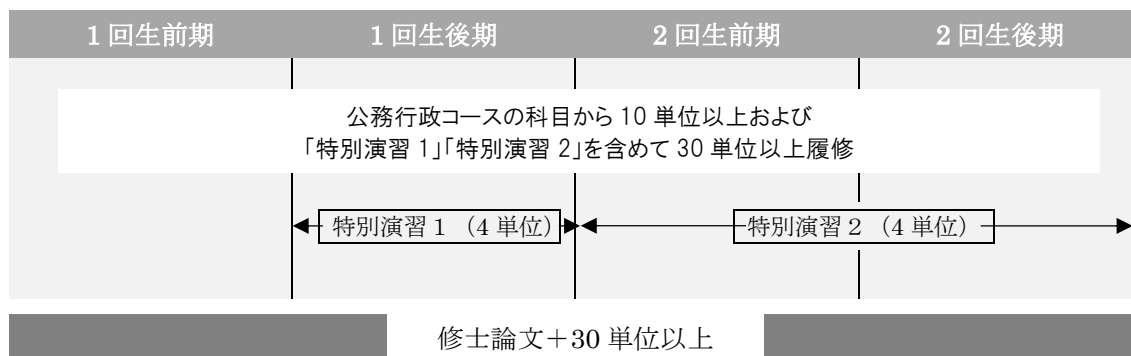
〈研究コース〉



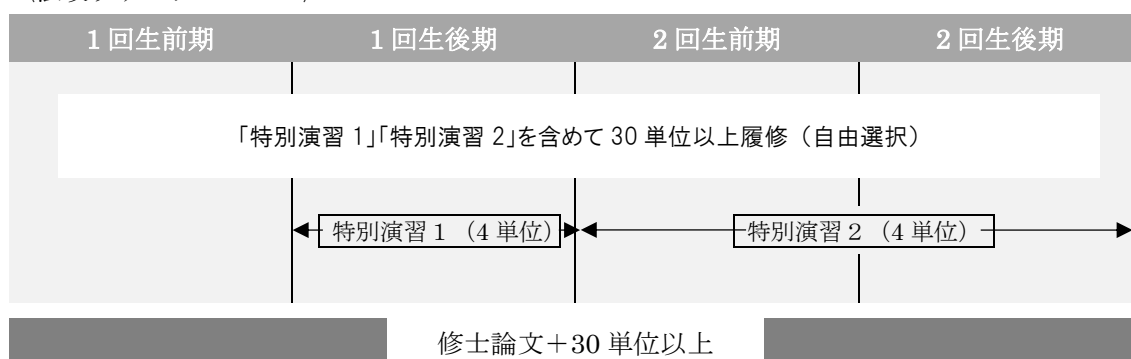
〈リーガル・スペシャリスト・コース〉



〈公務行政コース〉



〈法政リサーチ・コース〉



【図 3-1：学位授与方針に基づいた履修イメージ】

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定および公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

②—1 教育課程の編成・実施方針の適切な設定・公表

本研究科は、教育課程の編成や授業科目の内容および教育方法についての基本的な考え方を示した「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」を、課程・コースごとに定め（下記参照）、「学修要覧」（1-1）、入学試験要項（1-9）、研究科パンフレット（3-1）、研究科 Web サイト（3-2）で公表している。この方針には、科目の区分（講義科目や演習科目など）や各区分の科目によって涵養される能力が示されている。

【教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）】

博士課程前期課程

- 研究コース

本研究科は、博士課程前期課程研究コースに関して、法学・政治学の研究者となるために必要とされる知識と能力（法学・政治学に関する高度な専門知識、資料読解能力〔外国語能力を含む〕、資料から得た情報をもとに一定の問題意識を形成し、独自性のある研究を行う能力）の獲得のため、科目区分として、講義科目、外国書講読科目、演習科目、および特別研究科目を置く。

- (a) 講義科目においては、法学・政治学に属する個々の学問分野が、講義形式または報告形式によって体系的に学ばれる。このような科目区分を置くことによって、個々の学問分野に関する高度な専門知識が獲得されると共に、資料読解能力（外国語能力を含む）が涵養される。
- (b) 外国書講読科目においては、法学・政治学に関する外国語文献の講読が行われる。このような科目区分を置くことによって、資料読解能力（外国語能力を含む）が涵養される。
- (c) 演習科目においては、法学・政治学に属する個々の学問分野における重要テーマが、演習形式によって学ばれる。このような科目区分を置くことによって、個々の学問分野に関する高度な専門知識が獲得されると共に、資料読解能力（外国語能力を含む）と、資料から得た情報をもとに一定の問題意識を形成し、独自性のある研究を行う能力が涵養される。
- (d) 特別研究科目においては、修士論文の執筆のための指導が行われる。このような科目区分を置くことによって、資料読解能力（外国語能力を含む）と、資料から得た情報をもとに一定の問題意識を形成し、独自性のある研究を行う能力が涵養される。

なお、上記いずれの科目区分においても、成績は、作成したレジュメやレポートの完成度のほか、授業中に発言した内容などを総合的に勘案し、平常点によって評価するものとする。

- リーガル・スペシャリスト・コース

本研究科は、博士課程前期課程リーガル・スペシャリスト・コースに関して、法学・政治学に関する高度な専門知識を必須とする職業分野において活躍できる人材となるために必要とされる知識と能力（法学・政治学に関する高度な専門知識、資料読解能力、問題分析能力、問題解決能力）の獲得のため、科目区分として、専門科目と特別演習科目を置く。

- (a) 専門科目（その一部はリーガル・スペシャリスト・コース科目に指定される）においては、法学・政治学に属する個々の学問分野が、講義形式または演習形式によって体系的に学ばれる。このような科目区分を置くことによって、個々の学問分野に関する高度な専門知識が獲得されると共に、資料読解能力と問題分析能力が涵養される。
- (b) 特別演習科目においては、修士論文の執筆のための指導が行われる。このような科目区分を置くことによって、資料読解能力、問題分析能力、および問題解決能力が涵養される。

なお、上記いずれの科目区分においても、成績は、作成したレジュメやレポートの完成度のほか、授業中に発言した内容などを総合的に勘案し、平常点によって評価するものとする。

- 公務行政コース

本研究科は、博士課程前期課程公務行政コースに関して、法学・政治学に関する高度な専門知識を必須とする公的な職業分野において活躍できる人材となるために必要とされる知識と能力

(法学・政治学に関する高度な専門知識、資料読解能力、問題分析能力、問題解決能力)の獲得のため、科目区分として、専門科目と特別演習科目を置く。

(a) 専門科目(その一部は公務行政コース科目に指定される)においては、法学・政治学に属する個々の学問分野が、講義形式または演習形式によって体系的に学ばれる。このような科目区分を置くことによって、個々の学問分野に関する高度な専門知識が獲得されると共に、資料読解能力と問題分析能力が涵養される。

(b) 特別演習科目においては、修士論文の執筆のための指導が行われる。このような科目区分を置くことによって、資料読解能力、問題分析能力、および問題解決能力が涵養される。

なお、上記いずれの科目区分においても、成績は、作成したレジュメやレポートの完成度のほか、授業中に発言した内容などを総合的に勘案し、平常点によって評価するものとする。

・法政リサーチ・コース

本研究科は、博士課程前期課程法政リサーチ・コースに関して、法学・政治学に関する特定のテーマにおいて豊かな学識と教養を身につけた人材となるために必要とされる知識と能力(法学・政治学に関する高度な専門知識、資料読解能力、問題分析能力、問題解決能力)の獲得のため、科目区分として、専門科目と特別演習科目を置く。

(a) 専門科目においては、法学・政治学に属する個々の学問分野が、講義形式または演習形式によって体系的に学ばれる。このような科目区分を置くことによって、個々の学問分野に関する高度な専門知識が獲得されると共に、資料読解能力と問題分析能力が涵養される。

(b) 特別演習科目においては、修士論文の執筆のための指導が行われる。このような科目区分を置くことによって、資料読解能力、問題分析能力、および問題解決能力が涵養される。

なお、上記いずれの科目区分においても、成績は、作成したレジュメやレポートの完成度のほか、授業中に発言した内容などを総合的に勘案し、平常点によって評価するものとする。

博士課程後期課程

本研究科は、博士課程後期課程に関して、法学・政治学の研究者となるために必要とされる知識と能力(法学・政治学に関する高度な専門知識、自ら立てた研究計画に基づいて独創性のある研究を行い、その成果を学術論文(学術雑誌等に掲載される研究論文)にまとめる能力)の獲得のため、科目区分として、専門科目を置く。

専門科目においては、法学・政治学に属する個々の学問分野が、講義形式、報告形式、または講読形式によって体系的に学ばれる。このような科目区分を置くことによって、個々の学問分野に関する高度な専門知識が獲得されると共に、自ら立てた研究計画に基づいて独創性のある研究を行い、その成果を学術論文(学術雑誌等に掲載される研究論文)にまとめる能力が涵養される。

なお、上記の科目区分において、成績は、作成したレジュメやレポートの完成度のほか、授業中に発言した内容などを総合的に勘案し、平常点によって評価するものとする。

②—2 「カリキュラム・マップ」・「科目概要」・「科目ナンバリング」の策定

本研究科は、2016年度に「カリキュラム・マップ」と「科目概要」を作成し、また「科目ナンバリング」を導入して、「学修要覧」で公表している（1-1 P77）。カリキュラム・マップには、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と授業科目との対応関係を明示することにより、課程修了までに身につけるべき能力を涵養するのに科目が果たす役割が示されており、院生が各自の研究内容や学修上の目標を見据えて履修計画を立てるうえで有用なツールとなっている。これに対し、科目概要は、カリキュラムを構成する各科目の概要を把握し、教育目標の達成に必要な科目が適切に配置されているかどうかを点検する際に活用されている。また、個々の教員が自分の担当する授業の内容を組み立てる際の指針ともなっている。他方、科目ナンバリングでは、授業科目に番号を付して分類することにより、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示している。

本研究科のカリキュラム・マップには、課程修了までに身につけるべき能力として、①博士課程前期課程（以下、前期課程）の研究コース科目については、㊦「法学・政治学に関する高度な専門知識」、㊧「資料読解能力（外国語能力を含む）」、㊨「資料から得た情報をもとに一定の問題意識を形成し、独自性のある研究を行う能力」が、②博士課程の研究コース以外のコースについては、㊩「法学・政治学に関する高度な専門知識」、㊪「資料読解能力」、「問題分析能力」、「問題解決能力」が、さらに③後期課程については、㊫「法学・政治学に関する高度な専門知識」、㊬「自ら立てた研究計画に基づいて独創性のある研究を行い、その成果を学術論文（学術雑誌等に掲載される研究論文）にまとめる能力」が、それぞれ項目立てされており、それらの能力と各授業科目との対応関係が「◎」「○」という記号で示されている。

【表 3-1：法学研究科のカリキュラム・マップ】

①研究コース

科目区分	科目名	法学・政治学に関する高度な専門知識	資料読解能力（外国語能力を含む）	資料から得た情報をもとに一定の問題意識を形成し、独自性のある研究を行う能力
講義科目	法哲学研究（講義）	◎	○	
	法史学研究（講義）	◎	○	
	法社会学研究（講義）	◎	○	

②リーガル・スペシャリスト・コース、公務行政コース、法政リサーチ・コース

科目区分	科目名	コース科目	法学・政治学に関する高度な専門知識	資料読解能力	問題分析能力	問題解決能力
専門科目	情報法	公	◎	○	○	
	保険法	リ	◎	○	○	
	社会保障法	リ、公	◎	○	○	

これに対し、科目概要には、④当該科目で取り上げられる内容・テーマ、⑤当該科目でとられる教育方針、⑥当該科目の到達目標が、授業科目ごとに上下二段に分けて記載されている。このうち上段には、上記④～⑥の内容が 250 字程度でまとめられているのに対し、下段には、当該科目を通じて何ができるようになるのか（上記⑥）のみが、「～することができる」という形で示されている（【表 3-2】参照）。なお、この下段に記載された目標は、そのままシラバスの「到達目標」欄に反映される。

【表 3-2：法学研究科の科目概要】（「法哲学研究（講義）」の場合）

【科目概要】法哲学研究（講義） この科目では、洋語文献を中心とする文献により、法哲学の特定テーマに関する考究を進める。この科目では、講義形式または報告形式により、テーマに関する先端的研究成果に着目し、それを理解するとともに批判的に検討を行う。この科目を通して、特定テーマに関する法哲学研究の成果を摂取すると同時に、関連する専門的な議論状況を把握し、法哲学研究の地平を切り拓く探究力を確かなものとする。
1. 現代的ないし古典的な法哲学的論考の検討を通して、特定テーマに関する法哲学の議論状況を的確に把握することができる。 2. 法に関する哲学的議論を適切に理解するため、洋語文献を中心とする文献を正確に読み解くことができる。

科目ナンバリングは、法学研究科則に従い、授業科目に当該科目のカリキュラム上の位置づけに対応する番号を付している。その基本フォーマットは、以下のとおりである。

G	J	A	2	2	X	1	1	0	1	J
法学研究科			カリキュラム 年度		科目区分		配当 回生	分類番号		使用 言語

科目ナンバリングの「科目区分」は、研究科則と対応したものであり、科目区分コードは以下のようになっている。なお、「配当回生」は、「1」が前期課程1年次、「2」が前期課程2年次、「3」が後期課程であり、「分類番号」は、2桁の整理番号である（1-1 P77）。

【科目区分コード】

	課程	コース	科目区分
X1	博士課程前期課程	研究コース	講義科目
X2	博士課程前期課程	研究コース	外国書講読科目
X3	博士課程前期課程	研究コース	演習科目
X4	博士課程前期課程	研究コース	特別研究科目
Y1	博士課程前期課程	研究コース以外	専門科目
Y2	博士課程前期課程	研究コース以外	特別演習科目
Z1	博士課程後期課程	研究コース	専門科目

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性および体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容および方法 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ＜学士課程＞ －初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等 ＜修士課程、博士課程＞ －コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等 ＜専門職学位課程＞ －理論教育と実務教育の適切な配置等 評価の視点2：グローバル化に対応した教学の充実 評価の視点3：学生の社会的および職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施
--

③—1 体系的な教育課程の編成

(1) 法学研究科における学びの概要

本研究科の教育課程の内容（設置科目や履修要件など）は、課程（前期課程、後期課程）やコース（研究コース、リーガル・スペシャリスト・コース、公務行政コース、法政リサーチ・コース）によって異なっている。

まず、「研究コース」では、前期課程2年と後期課程3年を合わせた「ゆるやかな5年一貫制」を採用している。第1学年の院生は、通常、自分の専攻する専門講義科目を1科目、隣接・関連領域の専門講義科目を1科目、外国語講読科目を2科目履修する。これにより、専門分野の研究と併せ、他分野からの視点も得られるとともに、必要な外国語の能力を早期に涵養することが可能となる。第2学年の院生は、通常、自分の専攻する専門演習科目を1科目、他分野の専門講義科目を1科目、そして修士論文指導科目の「特別研究」を履修する。修士論文の作成を中心に、関連領域の視点も失わないようにして研究が進められるように配慮されている。履修科目の選択にあたっては、院生と指導教員との間で、専門分野や研究テーマ等を勘案しながら、開講予定科目の中からどれを履修するのか、あらかじめ相談することが慣例となっている。このような運用により、個々の院生に応じて、各自の進路を見据えた履修指導が可能となっている。一方、後期課程では、前期課程に引き続き「特殊講義」や「文献研究」等の科目を通じた指導が行われる。院生は、各自の研究内容を論文にまとめ、学会や研究会、専門誌等で研究成果を発表するとともに、課程修了時には博士論文を提出して学位を取得することが期待される。

次に、前期課程の「リーガル・スペシャリスト・コース」では、法律学の知識を必須とする職業分野で活躍できる人材の育成という観点から、具体的な進路選択に対応できる諸科目のパッケージとして、「税務プログラム」、「ビジネス法プログラム」、「不動産法務プログラム」を提供している。また、実務感覚を涵養することを目的として、税理士事務所、会計事務所、特許事務所、その他民間企業における進路開拓型の実習科目（法務実習）も用意している。

同じく前期課程の「公務行政コース」では、法律学・政治学の知識を必要とする専門的公務員として活躍できる人材の育成という観点から、憲法、民法、行政法、行政学など必要な科目をコース科目として提供している。これらの科目の履修および各自の研究を通じ、公的な職業分野において現代社会の法的・政治的諸問題を解決できる知識、論理的思考力、洞察力を養うことができる。

さらに、同課程の「法政リサーチ・コース」では、学部段階での学習では究明しきれなかったテーマや、社会人としての体験を通じて抱いた問題意識や学問的関心をより専門的に深めるためのコースとして、特定の進路に対応した科目群を敢えて設定せず、各人の興味・関心にあわせて、他コース向けに開設された諸科目を自由に履修することができる。



【図 3-2：法学研究科の学びの流れ】

(2) 履修要件

法学研究科の履修要件は、研究科則第9条および第10条に定められている。前期課程の年間の登録上限単位数は、30単位である（第9条の2）（3-3）。

なお、履修科目中10単位を超えない範囲で、他の研究科または他の大学院（外国の大学院を含む）の教育課程において履修したものを本研究科の履修に代えることができる。研究コースは、外国書講読、演習、特別研究の各科目を除き、自専攻科目の履修に代えることとし、それ以外のコースは、コース共通科目の履修に代えることとする。

各課程・コースの具体的な履修要件は、以下のとおりである。

a. 博士課程前期課程

・ 研究コース

法学専攻の研究コースの科目から講義8単位、演習4単位、外国書講読（2か国語）8単位、「特別研究」6単位を含めて合計30単位以上を履修しなければならない。研究コースの科目（【表 3-3】参照）は、通常、通年4単位の科目となっている。なお、外国人留学生の外国語講読の履修については、自国語以外の2か国語を履修するものとし、うち1か国語は日本語によることができる。

【表 3-3：研究コース科目】

科 目 名
法哲学研究（講義）／（演習）、法史学研究（講義）／（演習）、法社会学研究（講義）／（演習）、比較法研究（講義）／（演習）、憲法研究（講義）／（演習）、行政法研究（講義）／（演習）、税法研究（講義）／（演習）、国際法研究（講義）／（演習）、刑法研究（講義）／（演習）、刑事訴訟法研究（講義）／（演習）、政治学研究（講義）／（演習）、政治史研究（講義）／（演習）、政治思想史研究（講義）／（演習）、行政学研究（講義）／（演習）、国際政治論研究（講義）／（演習）、民法研究一部（講義）／（演習）、民法研究二部（講義）／（演習）、民法研究三部（講義）／（演習）、商法研究一部（講義）／（演習）、商法研究二部（講義）／（演習）、労働法研究（講義）／（演習）、社会保障法研究（講義）／（演習）、経済法研究（講義）／（演習）、知的財産法研究（講義）／（演習）、民事訴訟法研究（講義）／（演習）、国際私法研究（講義）／（演習）、国際取引法研究（講義）／（演習）、公法特殊研究（講義）／（演習）、民事法特殊研究（講義）／（演習）、外国書講読、特別研究

・リーガル・スペシャリスト・コース

リーガル・スペシャリスト・コースの科目（【表 3-4】参照）から 10 単位以上および「特別演習 1」（2 単位）、「特別演習 2」（4 単位）を含めて合計 30 単位以上を履修しなければならない。「特別演習 1」は 1 回生秋学期から、「特別演習 2」は 2 回生春学期から指導教員による論文指導を受ける科目である。

【表 3-4：リーガル・スペシャリスト・コース科目】

科 目 名
憲法、民法Ⅰ、民法Ⅱ、消費者法、刑法Ⅰ、刑法Ⅱ、行政法Ⅰ、行政法Ⅱ、会社法Ⅰ、会社法Ⅱ、商取引法、金融・証券法、保険法、企業・金融法務、企業会計法、工業所有権法Ⅰ、工業所有権法Ⅱ、著作権法、国際経済法、国際取引法、独占禁止法、法人税法、所得税法、国際税法、税法総論、租税手続・争訟法、相続税法、消費税法、不動産取引法、不動産登記法、商業登記法・供託法、倒産処理法＊、民事執行・保全法＊、民事訴訟法、刑事訴訟法、家族法、社会保障法、労働法

＊隔年開講科目

なお、当該コースには、「税務プログラム」、「ビジネス法プログラム」、「不動産法務プログラム」が提供されていることはすでに述べたが、院生が履修する科目を選択する際の参考になるよう、プログラムごとに「履修モデル」を示している（【表 3-5】参照）。

【表 3-5：履修モデル】

ビジネス法プログラム：金融・企業法務のスペシャリストを目指す人				
民法Ⅰ	会社法Ⅱ	企業会計法	倒産処理法	国際取引法
民法Ⅱ	商取引法	独占禁止法	著作権法	国際経済法
消費者法	保険法	労働法	工業所有権法Ⅰ	企業・金融法務
会社法Ⅰ	金融・証券法	民事訴訟法	工業所有権法Ⅱ	

不動産法務プログラム：不動産のスペシャリストを目指す人				
民法Ⅰ	家族法	不動産取引法	民事訴訟法	国際税法
民法Ⅱ	会社法Ⅰ	不動産登記法	倒産処理法	
消費者法	会社法Ⅱ	商業登記法・供託法	租税手続・争訟法	

税務プログラム：税のエキスパートを目指す人				
憲法	家族法	税法総論	消費税法	国際税法
民法Ⅰ	会社法Ⅰ	所得税法	相続税法	
民法Ⅱ	会社法Ⅱ	法人税法	租税手続・争訟法	

・公務行政コース

公務行政コースの科目（【表 3-6】参照）から 10 単位以上および「特別演習 1」（2 単位）、「特別演習 2」（4 単位）を含めて合計 30 単位以上を履修しなければならない。「特別演習 1」は 1 回生秋学期から、「特別演習 2」は 2 回生春学期から指導教員による論文指導を受ける科目である。

【表 3-6：公務行政コース科目】

科 目 名
憲法、民法Ⅰ、民法Ⅱ、家族法、刑法Ⅰ、刑法Ⅱ、国際法、労働法、税法総論、社会保障法、政治学、現代政治分析、行政学Ⅰ、行政学Ⅱ、政策法務論＊、地方地自法＊、情報法、国際人権法、国際政治論、政治思想史、法政専修英語、法政専修フランス語、法政専修ドイツ語、法政専修中国語

＊隔年開講科目

・法政リサーチ・コース

「特別演習 1」（2 単位）、「特別演習 2」（4 単位）を含めて合計 30 単位以上を履修しなければならない（コース科目は設定されていない）。「特別演習 1」は 1 回生秋学期から、「特別演習 2」は 2 回生春学期から修士論文指導教員の指導を受ける科目である。

・ その他

各課程・コースの院生が履修できる科目は、上記のコース科目のほかにも、いくつか用意されている（【表 3-7】 参照）。

【表 3-7： 上記コース科目以外の科目】

科 目 名
アジア法、英米法＊、法社会学、法哲学、日本法史、西洋法史、国際環境法、国際私法、法政特殊講義、法務実習

＊隔年開講科目

b. 博士課程後期課程

後期課程は、合計 12 単位以上を履修し（【表 3-8】 参照）、必要な研究指導を受ける。

【表 3-8： 後期課程の科目】

科目名		
各専門分野の特殊講義	公法特殊講義	法政特別講義
各専門分野の文献研究	民事法特殊講義	法政特別研究

(3) 開講方針・時間割編成委員会

各年度に開講する科目は、「開講方針」として学部の執行部会議、大学院教務委員会、研究科委員会に提案し、審議を経て、決定される。次年度の開講方針は、第 1 次案が 7 月頃（3-4）、第 2 次案が 9 月頃（3-5）にそれぞれ上記会議に付議される。研究科委員会で承認された開講方針は、その後、全学の会議でも審議される（3-6）。

開講方針（第 1 次案）の承認後、各科目の担当者等を決定する「時間割編成委員会」を開催する（7 月と 9 月の 2 回）。この委員会は、専門分野別の「部門」（基礎法、公法（憲法、行政法、税法）、民法、民事法 1（商法、民事訴訟法）、民事法 2（その他の民事法）、政治学、外国語）から 1 名ずつ選出される委員と 2 名の副学部長（教学担当、大学院担当）とで編成される。各部門の委員は、自分の部門に属する教員が次年度に担当する授業（案）を時間割編成委員会に提出し、これをもとに、会議の場で部門間の調整を図っている。

③—2 グローバル化に対応した教学の充実

(1) 「法政専修外国語」等の開講

本研究科では、国際的に活躍する研究者や高度専門職業人を目指す院生のために、法政専修外国語（英語、ドイツ語、フランス語、中国語）を開講している（1-1、【表 3-6】）。たとえば、2022 年度春学期開講の「法政専修英語」（使用言語は英語）では、「法律・政治を中心とした幅広いトピックの英語で書かれた文章を読むことで、英語圏の事情・文化的背景あ

るいは英語圏から見た日本および国際問題等を学ぶ」と同時に、「講読をつうじて、語彙・文法の知識を補強し、辞書を用いながら正確で効率的な内容理解ができるようになること」および「履修後も、自律的に専門書等を読みこなせる基礎力を身につけること」が目指されている（3-7）。

以上のほか、国際法や外国の法制度・政治制度を学ぶための科目（「国際法」、「国際人権法」、「国際政治論」、「国際環境法」、「アジア法」、「英米法」、「西洋法史」、「国際私法」、「国際税法」）も、豊富に取り揃えている（1-1 P25-26）。

（2）東アジアの大学との留学協定

本研究科は、中国の中国人民大学法学院、上海交通大学凱原法学院、台湾の国立台湾大学法律学院と協定を結んでいる（3-1）。これにより、東アジアの法制度を研究したい、将来東アジアに関係するビジネス法務の仕事につきたいといった意欲をもつ学生を、本研究科と東アジアの各大学院とで相互に派遣し合うことが可能となっている。また、前期課程修了後は、一部の大学（中国の中国人民大学法学院、上海交通大学凱原法学院）の後期課程の推薦入試を受験することもできる。

なお、上記協定による留学生等の受け入れ実績は、以下のとおりである。

【表 3-9：協定による留学生受け入れ実績】

・ 2016 年度 交換留学生 1 名（中国人民大学法学院）の受け入れ、中国人民大学との大学院推薦入学協定に基づく出願・入学 1 名（3-8 P12）
・ 2017 年度 交換留学生 1 名（上海交通大学凱原法学院）の受け入れ（3-9 P9）
・ 2018 年度 特別研究学生 1 名（中国人民大学法学院）の受け入れ（3-10 P9）
・ 2019 年度 短期留学生 2 名（国立台湾大学法律学院）の受け入れ（3-11 P9）
・ 2020 年度 短期留学生 1 名（上海交通大学）の受け入れ（新型コロナウイルス感染症の流行拡大により取消し）（3-12 P10）

上記を含む留学生の中には、本研究科で博士の学位を取得後、母国の大学に研究者として就職し、活躍している者も少なくない。実際、過去 10 年だけでも、7 名の留学生が中国の大学に就職し、研究活動が続けている（3-13）。

③—3 学生の社会的・職業的自立のための能力育成

（1）法務実習

本研究科は、院生のキャリア形成を重視し、その一環として「法務実習」を開講している。具体的には、税理士法人／事務所・会計事務所、司法書士事務所または民間企業において、法律関係業務の実習を行うことができる（受け入れ実績については下記参照）。高度な専門知識を必須とする職業分野において活躍できる人材の養成を教育目標とする本研究科の特

色ある実習プログラムとして、大学院で修得した高度な専門知識を実務に即して運用する能力の形成を目指している。また、エシックス（倫理）やリスクマネジメントといった社会人としての基礎力の涵養やリーダーシップ力の醸成も、この科目の重要な目的となっている。

毎年、地元の有力企業を中心に新たな受け入れ先企業の確保にも努めている。たとえば、2018 年度には 2 社をインターンシップ先として開拓した（3-11 P18）。また、2019 年度にも新たな実習先として 1 社を（3-12 P17）、2020 年度（3-12 P17）にはさらに 1 社を、それぞれ開拓した。今後も法務実習先の確保を進めていく方針である。

なお、院生に対する告知・募集については、毎年 5 月に説明会を実施して前期課程 1 回生の学生への告知や説明を丁寧に行っている（3-14）。

【表 3-10：過年度の法務実習実施実績】

2015 年度	税理士法人・事務所／会計事務所 7 名、民間企業 1 名、司法書士事務所 1 名、不動産鑑定事務所 1 名、地方公共団体 1 名
2016 年度	税理士法人・事務所／会計事務所 4 名、民間企業 1 名
2017 年度	民間企業 1 名
2018 年度	税理士法人・事務所／会計事務所 2 名、民間企業 3 名、司法書士事務所 1 名
2019 年度	税理士法人・事務所／会計事務所 3 名、民間企業 3 名、司法書士事務所 1 名
2020 年度	税理士法人・事務所／会計事務所 3 名、民間企業 3 名
2021 年度	民間企業 3 名

（2）実務に対応した科目群の設置

社会的・職業的自立のための能力育成という観点からは、税理士や司法書士、弁理士など第一線で活躍する授業担当講師による実務対応科目も複数展開している。たとえば、2022 年度に開講する科目は以下のとおりである（3-5）。

【表 3-11：2022 年度の実務家教員による授業】

企業会計法	公認会計士である教員が、企業会計に係る規制法規の基本と、会社法会計に関する実務上の重要論点を講義する。
工業所有権法 I	弁理士である教員が、知的財産法の中で特許法と商標法について、特許・商標の手続の実務を含めて講義する。
租税手続・争訟法	弁護士である教員が、租税手続・争訟法（主に、国税通則法における手続規定と実務の影響）に関する重要論点を講義する。
不動産登記法	司法書士である教員が、不動産の公示方法としての登記制度を実務家の視点を支えながら民法との関係を意識して、手続法たる不動産登記法について講義する。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点１：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・授業外学習時間の把握や促進の工夫
- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（１年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容および方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法および基準等の明示、授業外学習時間の指示）および実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容および授業方法

<学士課程>

―授業形態に配慮した１授業あたりの学生数

―適切な履修指導の実施

<修士課程、博士課程>

―研究指導計画（研究指導の内容および方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

<専門職学位課程>

―実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施

- ・コロナ禍における対応・対策（授業形態、授業のウェブ化に関連する学生・教員支援等）

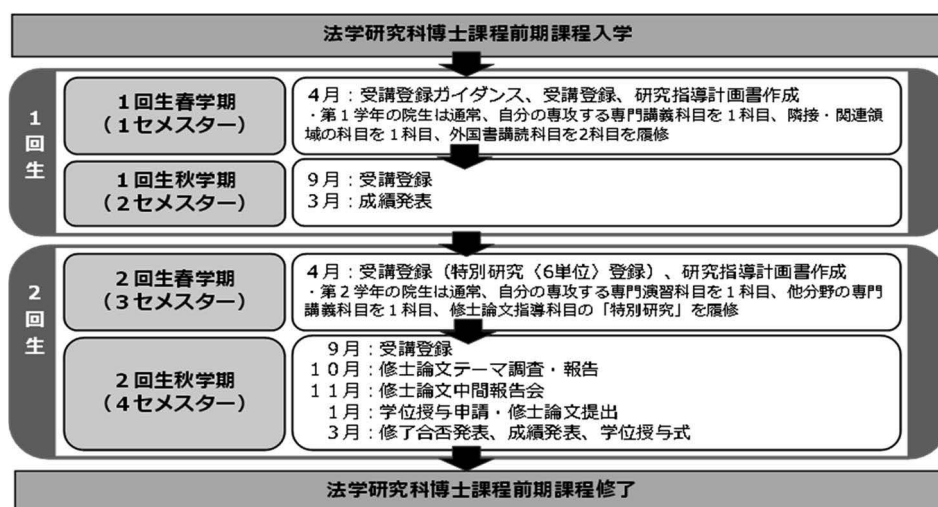
④―１ 研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

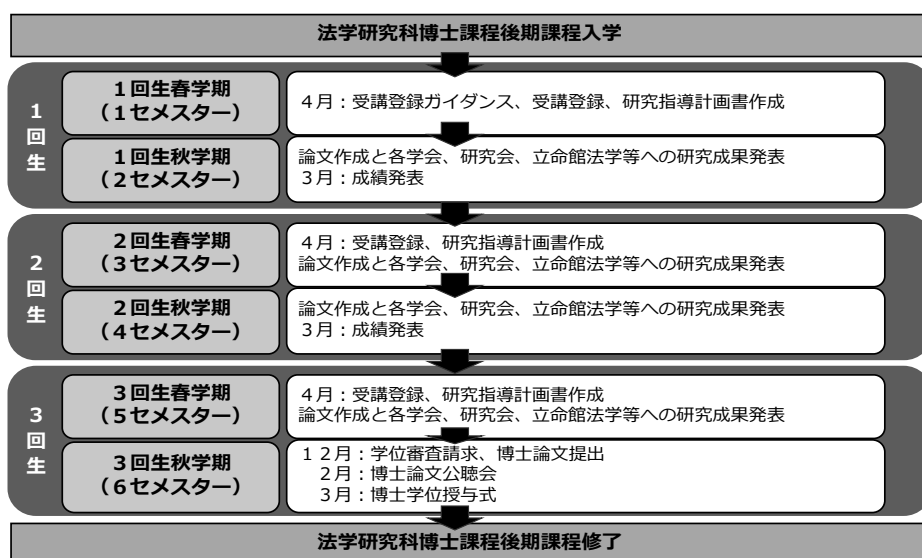
院生の主体的な学びを促す仕組みとしては、オンラインシラバスがある。第２章でも述べたように、シラバスには、「授業科目名」、「開講曜日・時限」、「担当教員」、「授業施設」といった授業に係わる基本情報のほか、「授業の概要と方法」、「受講生の到達目標」、「事前に履修しておくことが望まれる科目」、「授業スケジュール」、「授業実施形態」（対面形式かオンライン形式かなど）、「授業外学習の指示」、「成績評価方法」（評価基準や成績評価に占める割合など）、「受講および研究に関するアドバイス」、「教科書・参考書」、「授業内外における学生・教員間のコミュニケーションの方法」が記載されている。シラバスに記載されている内容は、研究科執行部が点検し、記載が不十分な科目については、その担当教員に修正を依頼する（⑦―１で詳述する）。

④—2 論文指導科目・研究指導計画書による研究指導

本研究科の研究指導は、論文指導科目をとおして、「研究指導計画書」に基づいて行われる（研究指導の流れについては、【図 3-3】参照）。研究指導計画書とは、各年度の学位論文指導の開始時に、院生の提出する研究計画書に基づき指導教員が作成するものであり、完成した指導計画書は、院生による確認、署名の後、研究科事務室を介して研究科長に提出される。博士課程における研究指導については、大学院設置基準ならびに立命館大学大学院学則（第 18 条 1 項）に規定されているとおり、学生に対してあらかじめその内容・計画等を明示することが必要であるため、2015 年度に研究科委員会において「研究指導に関する申し合わせ」を行い、前期課程と後期課程のいずれに所属する学生についても、各院生の指導教員に作成・提出を義務づけている（3-15）。

論文指導科目は、前期課程の研究コースの場合は、「特別研究」（2 回生通年、4 単位）、同課程のそれ以外のコースの場合は、「特別演習 1」（1 回生秋学期、2 単位）と「特別演習 2」（2 回生通年、4 単位）である。例年 6 月に「特別演習ガイダンス」を開催し、このタイミングで院生の希望を調査して論文指導教員を決定している（3-16）。一方、後期課程の場合は、「特殊講義」や「文献研究」等が、これにあたる。これらの科目は、当該学生の研究テーマやニーズに合わせ、当該学生のために特別に設定される。





【図 3-3：研究指導フローチャート（研究コースの場合）】

④—3 総合的な学修支援

本研究科では、高い専門性を養うために少人数教育を行い、手厚い研究指導体制を整えているが、それと同時に、さまざまな研究成果報告の場や院生と教員のコミュニケーションの場、さらには終了後の進路を検討する場を設けるなど、研究科全体で院生に対するサポート体制の充実を図っている。

例えば、毎年 11 月中旬から 12 月上旬にかけて、専門分野別の研究会が主催する「修士論文中間報告会」を開催し、翌年 1 月の修士論文提出に向けて進捗状況の報告を求めている（3-17）。2021 年度には、4 つの研究会（公法、刑事法、民事法、税法の各研究会）が修士論文中間報告会を開催し、各分野の教員・院生が出席して活発な議論が交わされた（3-18）。このように、中間報告会は、院生が自身の研究状況を把握するとともに、同分野・隣接分野を専門とする複数の教員から助言や激励を受けることのできる貴重な機会となっている。また、次年度に論文提出を予定している前期課程 1 回生の院生にとっても、研究方法に関するヒントを得たり、論文執筆のモチベーションを高めたりできる研究交流の場である。一方、後期課程の院生については、上記研究会において、随時、論文の構想を発表し、議論を通じて研究を深めることが可能である。

このほかにも、毎年、春（6 月）と秋（11 月）に、教員と院生の交流会を開催している（3-19）。この交流会は、本研究科の全コースの院生が集まって互いの親睦を深めるとともに、教員とも気軽に語り合うことのできる場として、研究科が主催するものである。交流会はまた、修士論文の指導を行うために設けられた前述の「特別演習 1」の担当教員を選ぶうえでも貴重な機会となっている。

④—4 機関誌への研究成果の発表

院生が各自の研究成果である論文等を発表する媒体としては、『立命館法学』、“Ritsumeikan Law Review” および『立命館法政論集』がある。これらは、立命館大学法学会が刊行するものである。この組織は、構成員の学問研究の発展・推進と普及を目的として、法学部、法学研究科、法務研究科の教員・院生・学生および卒業生（有志）賛助会員によって構成されている。これらの機関誌に掲載された論文等については、1995 年以降の一部を除き、立命館法学 Online でも閲覧することが可能である（3-20）。

『立命館法学』と“Ritsumeikan Law Review”は、法学部、法学研究科および法務研究科に所属する教員のほか、国内外の研究者が執筆した日本語または外国語の論文が掲載される学会誌である。後期課程の院生も、専任教員 2 名による推薦を得て「論説」や「判例研究」、「Cases & Legislation」等を寄稿することができる（3-21）。

一方、前期課程の院生が論文に掲載する媒体としては、『立命館法政論集』がある。この論集に収録されているのは、①極めて優れた修士論文、②修士号を取得した院生全員の修士論文論題、③応募研究論文であるが、①の論文として掲載されるためには、指導教員の推薦と法政論集編集委員会（委員は大学院教務委員会委員が兼務）の審査を経ることが必要である（3-22）。2019 年度には 2 本（税法、刑法各 1）、2020 年度には 8 本（政治学 2、民法、刑事訴訟法、行政法、社会保障法、刑法、法哲学各 1）、2021 年度には 4 本（税法 2、憲法、民法各 1）が掲載された（3-23）。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価および単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・ 学位審査および修了認定の客観性および厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制および手続の明示
- ・ 適切な学位授与

⑤—1 成績評価、単位認定の適切性

各科目の成績評価方法は、新年度が開始する前の 3 月上旬にはシラバスに掲載される。院生はこれを閲覧することにより、各自の履修する科目の成績評価方法を確認することができる。前章でも述べたように、科目の担当教員がシラバス公開後に成績評価方法を変更する

ことは、原則として認められていない。なお、大学院科目の場合は、定期試験を実施する学部とは異なり、通常は、レポートや平常点で評価される。

授業を担当する教員間では、毎年度、所定の時期（6月、11月～12月）に、研究科委員会で「基本方針」と「評価基準」の確認をしている（3-24）。このうち「基本方針」として確認しているのは、①成績評価は絶対評価とし、成績評価区分ごとの比率は設定しない、②極めて優れているものに対して A+ を付与する趣旨を徹底する、③「特別演習 1」「特別演習 2」など個別指導の要素が強い研究指導科目についても②の方針を適用する、という 3 点である。また、「評価基準」として確認しているのは、以下のとおりである。

【表 3-12：評価基準】

評価	基準
A+	当該科目の履修において、所期の目標をほとんど完全にもしくはそれを超えて達成し、特段に優れた成績を修めた。（100 点法では 90 点以上に相当）
A	当該科目の履修において、所期の目標をほぼ達成しているが不十分な点がある。（80～89 点に対応）
B	当該目標の履修において、所期の目標に照らして、妥当な成績を修めたが、不十分な点が目につく。（70～79 点に対応）
C	相当の欠点が見受けられるが、目標の最低限満たしている。（60～69 点に対応）
F	単位を与えるためには、さらに研究・調査が必要である。（60 点未満に対応）

成績評価の分布については、一覧表形式の資料を作成して研究科執行部が閲覧し（3-25）、評価に極端な偏りがないか等の確認を行っている。

なお、GPA（Grade Point Average：各科目の成績から特定の方式によって算出された学生の成績評価値）については、全学統一の計算式により、A+ を 5、A を 4、B を 3、C を 2、F を 0 として各成績評価に重み付けをして算出し、前期課程の早期修了制度における修了判定、各種奨学金、奨励金の選考などにも用いている。

⑤-2 学位授与の適切性

修士および博士の学位は、立命館大学大学院学則（3-26、「第 5 章 修士課程等、博士課程後期課程、一貫性博士課程および 4 年生博士課程」）によるほか、立命館大学学位規程（3-27）、「第 3 章 修士学位」および「第 4 章 博士学位」の定めるところに従い、以下のような審査基準（評価項目を含む）と審査プロセスを経て授与される。

(1) 学位論文の審査基準

本研究科では、修士論文と博士論文の双方につき、下記のような論文評価基準を設定して、審査を行っている（第 3 章①-1 で既述）。

【表 3-13：学位論文評価基準】

〈修士論文の審査について〉

・審査基準

本研究科は、提出された論文が博士課程前期課程各コースにおける教育目標の到達を示すものと判断された場合、修士論文の審査につき合格の判定を下す。

・評価項目

上記の判断にあたっては、以下の4つの項目が評価の対象となる。

【1】研究課題とその意義の明確性

【2】研究方法の適切性

【3】叙述内容の論理性および体系性

【4】研究内容の独自性

〈博士論文の審査について〉

・審査基準

本研究科は、提出された論文が博士課程後期課程における教育目標の到達を示すものと判断された場合、博士論文の審査につき合格の判定を下す。

・評価項目

上記の判断にあたっては、以下の4つの項目が評価の対象となる。

【1】研究課題とその意義の明確性

【2】研究方法の適切性

【3】叙述内容の論理性および体系性

【4】研究内容の独創性

【5】研究内容の国際性

(2) ルーブリックを用いた評価

学位論文に関する上記の評価項目は、評価の観点を示すものにすぎず、個々の項目における評価の内容を明らかにするものではない。そこで、評価項目ごとに4段階の到達度を表す「ルーブリック」（評価基準表。【表 3-14】【表 3-15】参照）を作成し、各到達度の具体的内容を明らかにしている（2-8）。

なお、学位論文の最終的な評価をどのように行うかに関しては、各評価項目における到達度の数値（Ⅰ～Ⅳ）を平均し、その値をもって評価とする定量的な手法もあるところ、本研究科ではこれを採用せず、評価項目ごとに示された到達度の段階構造を念頭に置きつつ、評価者の自由な思考の下で総合評価を行う手法を採用している。もっとも、こうした総合評価の枠組みは、それだけでは論文評価のプロセスの透明性確保の視点から問題があると指摘することもできる。そこで、この点を克服すべく、修士論文、博士論文ともに「論文等審査報告書」において評価項目ごとの評価を行い、それらを総合して当該論文の最終的な評価を

下すこととなっている。この「論文等審査報告書」は、研究科委員会の審議に付されるが、これにより、評価項目ごとの評価から当該論文の評価結果が導かれるプロセスが手続レベルで可視化される。

【表 3-14：修士論文の評価のためのルーブリック】

		評価項目の到達度			
		I	II	III	IV
評価項目	【1】 研究課題とその意義の明確性	研究課題とその意義が明確に示されていない。	研究課題は明確に示されているが、その意義は明確に示されていない。	研究課題とその意義が明確に示されている。	研究課題とその意義が明確に示されているだけでなく、その意義づけに説得力がある。
	【2】 研究方法の適切性	研究課題との関係でとられるべき研究方法がとられていない。例えば、研究課題との関係で当然引用されるべき先行業績の大半が引用されていない。	研究課題との関係でとられるべき研究方法はとられているものの、一部に方法論上の不備ないし不適切な点がある。例えば、研究課題との関係で当然引用されるべき先行業績の半分以下が引用されていない。	研究課題との関係でとられるべき研究方法がとられており、そこに方法論上の不備や不適切な点がない。例えば、研究課題との関係で当然引用されるべき先行業績が全て引用されている。	研究課題との関係でとられるべき研究方法がとられているだけでなく、方法論上特別に高く評価すべき点がある。例えば、研究課題との関係で当然引用されるべき先行業績が全て引用されているだけでなく、その引用の仕方に説得力がある。
	【3】 叙述内容の論理性および体系的性	章立てが適切でなく、各章の叙述も論理的でない。	章立ての適切性と各章の叙述の論理性のいずれか一方に問題がある。	章立ての適切性と各章の叙述の論理性のいずれにおいても問題がない。	章立ての適切性と各章の叙述の論理性のいずれにおいても問題がないだけでなく、これらのうちの少なくとも一方において特に優れた点がある。
	【4】 研究内容の	先行業績に対し	先行業績に対し	先行業績に対し	先行業績に対し

	独自性	独自性が認められない。	独自性が認められるが、そこに説得力が伴っていない。	独自性が認められ、そこに一定の説得力が伴っている。	独自性が認められ、そこに一定の説得力が伴っているだけでなく、修士論文として卓越した個性がある。
--	-----	-------------	---------------------------	---------------------------	---

【表 3-15：博士論文の評価のためのルーブリック】

		評価項目の到達度			
		I	II	III	IV
評価項目	【1】 研究課題とその意義の明確性	研究課題とその意義が明確に示されていない。	研究課題は明確に示されているが、その意義は明確に示されていない。	研究課題とその意義が明確に示されている。	研究課題とその意義が明確に示されているだけでなく、その意義づけに説得力がある。
	【2】 研究方法の適切性	研究課題との関係でとられるべき研究方法がとられていない。例えば、研究課題との関係で当然引用されるべき先行業績の大半が引用されていない。	研究課題との関係でとられるべき研究方法はとられているものの、一部に方法論上の不備ないし不適切な点がある。例えば、研究課題との関係で当然引用されるべき先行業績の半分以下が引用されていない。	研究課題との関係でとられるべき研究方法がとられており、そこに方法論上の不備や不適切な点がない。例えば、研究課題との関係で当然引用されるべき先行業績が全て引用されている。	研究課題との関係でとられるべき研究方法がとられているだけでなく、方法論上特別に高く評価すべき点がある。例えば、研究課題との関係で当然引用されるべき先行業績が全て引用されているだけでなく、その引用の仕方に説得力がある。
	【3】 叙述内容の論理性および体系的性	章立てが適切でなく、各章の叙述も論理的でない。	章立ての適切性と各章の叙述の論理性のいずれか一方に問題がある。	章立ての適切性と各章の叙述の論理性のいずれにおいても問題がない。	章立ての適切性と各章の叙述の論理性のいずれにおいても問題がないだけでなく、これらのうちの少なくとも

				一方において特に優れた点がある。
【4】 研究内容の独自性	先行業績に対し学術的な意味において独創性が認められない。	先行業績に対し学術的な意味において独創性が認められるが、当該分野の学界で評価されるものではない。	先行業績に対し学術的な意味において独創性が認められ、当該分野の学界において一定の評価を得ることが予想される。	先行業績に対し学術的な意味において独創性が認められ、当該分野の学界において当該テーマに関する傑出した業績として高評価を得ることが予想される。
【5】 研究内容の国際性	〔上 段〕 外国語文献の引用がないか、または、外国語文献の引用はあるもののごくわずかであり、引用の趣旨も明確でない。	〔上 段〕 外国語文献の引用が相当数みられ、研究課題を国内外の議論を踏まえて明らかにしようとしているが、一部に引用の趣旨が明確でない箇所がある。	〔上 段〕 外国語文献の引用が相当数みられ、研究課題を国内外の議論の中から明らかにしようとしており、全ての箇所での引用の趣旨が明確である。	〔上 段〕 外国語文献の引用が相当数みられ、研究課題を国内外の議論の中から明らかにしようとしており、当該テーマに関する国際的な議論状況に多大な貢献をしているものと評価できる。
	〔下 段〕 当該分野に関する業績として普遍性に欠けるものであり、国際的な関心を引き起こすものではない。	〔下 段〕 当該分野に関する業績として一定の普遍性を有しているが、国際的な関心を引き起こすものではない。	〔下 段〕 当該分野に関する業績として一定の普遍性を有しており、国際的な関心を引き起こすことが予想される。	〔下 段〕 当該分野に関する業績として十分な普遍性を有しており、その内容からして今後多くの外国語文献において引用されることが予想される。

(3) 申請から審査に至るまでのプロセス

以上の審査基準に即した適正な評価を担保するため、本研究科では、学位論文の申請手続を明確にし、審査体制も整えている。

まず、申請手続であるが、修士論文の場合は、所定の書類（①修士学位授与申請書、②学位論文3部、③修士論文要旨、④修士学位論文等利用承諾書）をそろえて、所定の期限（1月中旬）までに申請する。博士論文の場合は、所定の書類（①博士学位授与申請書、②履歴書、③学位論文〔ハードカバー製本装丁〕、④学位論文〔PDFデータ〕、⑤インターネット公表に関する確認シート、⑥論文内容要約・公表できない証憑〔博士論文全文をインターネット公表できない場合〕、⑦立命館大学学術成果リポジトリ〔R-Cube〕登録承諾書、⑧論文目録、⑨論文要旨〔和・英〕）をそろえ、所定の期限（後期課程3回生に在籍する者は、後期課程単位取得退学の日から3か月前）までに申請する（1-1 P11）。なお、博士論文の審査請求を行うためには、主題に関する論文（原則として公刊論文）が3点程度（単著1冊分相当）あることが要件となっている（1-1 P13）。

審査については、立命館大学学位規程（3-27）の定めに従い、以下のような手続きを経て行われる。まず、修士に関しては、論文審査と口頭試問（審査対象者1名につき20分）が、主査と副査の複数教員体制（あらかじめ研究科委員会で承認を得る）で行われる。このうち主査は、当該院生の論文指導に当たった教員が務めるが、副査は、論文テーマとの関係性を考慮して選ばれる2名（研究コース）ないし1名（それ以外のコース）の教員があたる。審査の結果は、「論文等審査報告書」という形で提出され、これをもとに、構成員の3分の2以上が出席する研究科委員会において、その3分の2以上の賛成を得て、修士学位の授与が議決される（3-28）。博士に関しては、論文審査と口頭試問が主査1名と副査2名で行われ、審査の結果が「論文等審査報告書」として提出される。ここまでは修士の審査と同じであるが、構成員の3分の2以上が出席する研究科委員会においては、主査による審査結果の報告の後、無記名投票によりその3分の2以上の賛成を得て、博士学位の授与が議決される（3-29）。なお、後期課程に在籍する者以外の者が申請する博士学位（いわゆる「論文博士」）については、「博士論文受理審査委員会」（委員は、法学研究科長、大学院担当副学長を含め6名）を開き、当該論文を受理するかどうかを審査する。この委員会の審査結果は、研究科委員会で報告される（3-30）。

【立命館大学学位規程】

（修士学位の授与の審査）

第15条 審査委員会は、審査が終了したときは、様式第3(5)に定める論文等審査報告書により、その結果を研究科委員会に報告しなければならない。

2 研究科委員会は、前項の報告にもとづき、修士学位の授与のための審査を行う。

3 修士学位の授与の議決は、構成員の3分の2以上が出席する研究科委員会において、その3分の2以上の賛成を得なければならない。

4 前2項の定めにかかわらず、研究科委員会の構成員の一部の者をもって構成する学位審議委員会（この条において「審議委員会」という。）を置き、研究科委員会の定めるところにより、審議委員会の議決をもって、研究科委員会の議決とすることができる。

5 前項の議決は、審議委員会の構成員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の賛成を得なければならない。

(博士学位の授与の審査)

第27条 審査委員会は、審査が終了したときは、様式第3(6)に定める論文等審査報告書により、その結果を研究科委員会に報告しなければならない。

2 研究科委員会は、前項の報告にもとづき、博士学位の授与のための審査を行う。

3 博士学位の授与の議決は、構成員の3分の2以上が出席する研究科委員会において、無記名投票によりその3分の2以上の賛成を得なければならない。

4 前2項の定めにかかわらず、研究科委員会の構成員の一部の者をもって構成される学位審議委員会(この条において「審議委員会」という。)を置き、研究科委員会の定めるところにより、審議委員会の議決をもって、研究科委員会の議決とすることができる。

5 前項の議決は、審議委員会の構成員の3分の2以上が出席し、無記名投票によりその3分の2以上の賛成を得なければならない。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握および評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学習成果を把握および評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・ アセスメント・テスト
- ・ ルーブリックを活用した測定
- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒業生、就職先への意見聴取

⑥—1 学習成果の適切な把握・評価

院生の学習成果を把握・評価するため、本研究科では、セメスターごとに各授業の成績評価の分布を一覧表にして、研究科執行部が確認している。また、学位論文の審査にルーブリックを活用し、審査の客観性、透明性の確保に努めていることも、本章ですでに述べた。

以上に加え、本研究科では、毎年度、「教学改善アンケート」を行っている。具体的な設問項目は、「大学院に進学した理由」、「大学院進学を意識しはじめた時期」、「法学研究科を選択した理由」、「法学研究科が設置している科目、時間割等と進路・研究との適合性」、「法学研究科の講義規模、講義内容、水準等に対する満足度」、「研究時間確保の可能性」、「大学院での学修や進路などに関する教員への相談のしやすさ」、「法務実習への参加希望」(以上、春学期のみ)、「受講している講義の受講理由」、「受講している講義への出席状況」、「受講し

ている講義の準備にかかる時間」、「受講している講義の実施方法の適切性」、「受講している講義の教材の適切性」、「受講している講義のレベル」、「受講している講義の理解度」、「受講している講義の満足度」、「自由記載」である。

2021 年度も、春学期と秋学期の 2 回、受講者数が 5 名以上の授業を対象にアンケートを実施した (3-31)。講義の実施方法、教材、レベル、理解度については、おおむね良好な評価を得ており、授業に対する満足度は高くなっている (3-32)。

学習成果の適切な把握・評価に用いられる上記の資料は、本学のアセスメント・ポリシーを踏まえて策定した「アセスメント・チェックリスト」(2-3、第 2 章参照) のチェック項目に掲げられている。これらをリスト化することにより、本研究科が保有する資料やデータを一覧することが可能となり、教学の確実な点検・評価・改善の実施に繋がるものと期待される。

⑥—2 学びと成長調査

「学びと成長調査 (大学院生版)」とは、大学院生の学びと成長の実態を把握することを目的として本学が実施するアンケート調査である。大学院生の学習成果や課題については、正課授業における成績評価等の「客観データ」と授業アンケート等の「主観データ」の両者を用いて立体的に把握し、PDCA サイクルを機能させることが全学的な方針とされている。しかしながら、「主観データ」については、学部生に対して実施しているような全学横断で定期的実施する調査が、院生向けにはこれまで存在していなかった。このため、本大学では、2021 年度に、「学びと成長調査 (大学院生版)」を実施し、大学院特有の学びや成長を明らかにすることで研究科の教学改善に向けた材料を豊富化することが決定された (3-33)。本研究科も、このスキームを活用して、2021 年度に初めて調査を行うこととした (3-34)。調査の集計結果は 2022 年 7 月に大学から各研究科に提供される予定であり、その結果に基づく分析を教学総括に活用することとなっている。質問項目は、大きく分けて「教育目標の達成度」、「学習機会・研究機会」、「学習過程・研究課程」、「学習成果・研究成果」、「満足度・意欲等」の 5 つで構成されている。初回の集計結果を踏まえて、これを「アセスメント・チェックリスト」の項目に含めることを検討する。

⑥—3 法学研究科の進路・就職

法学研究科は、法学・政治学の研究者をはじめとして多彩な人材を世に送り出してきた。既述のように、本研究科は、具体的な進路と結びついた形での教学を展開している (【表 3-16】【表 3-17】参照)。教学以外の進路・就職支援は、全学組織である「大学院キャリアパス推進室」が企画する各種セミナー等を通して行っている。なかでも、文系院生に特化した就職ガイダンスや、自己分析・業界研究・企業研究に関するセミナーは、参加者から高い評価を得ているとの報告がなされている。このほか、院生が学部学生の授業や

教学活動をサポートするティーチング・アシスタント（TA）制度も、とくに大学教員を目指す院生にとって、教育および指導能力を向上させるための有益な機会となっている。

【表 3-16：前期課程修了者進路実績】 ※2012 年度～2021 年度

進路	主な就職先
公務員	国家公務員（一般職）、国税専門官、財務専門官、法務省専門職員（人間科学）、裁判所事務官（一般職）、大阪府人事委員会、兵庫県人事委員会、滋賀県人事委員会、岩手県人事委員会、静岡県人事委員会、京都市人事委員会、さいたま市人事委員会、京都府人事委員会、佐賀県人事委員会、京都府教育委員会、一宮市役所、八幡市役所、伊豆市役所、亀岡市役所 ほか
民間	（株）NTT ファシリティーズ、（株）TKC、（株）イオン銀行、（株）イシダ、（株）キャリアパワー、（株）ぎょうせい、（株）シーエーシー、（株）ファミリーマート、（株）りそな銀行、（株）ローソン、（株）四国銀行、（株）中日新聞社、（株）帝国データバンク、（株）東芝、（株）日産オートモーティブテクノロジー、（株）名古屋銀行、NTN（株）、アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー、オリンパス（株）、キオクシア（株）、シャープ（株）、スズキ（株）、ダイキン工業（株）、パナソニック（株）、ユニ・チャーム（株）、公益社団法人日本医師会、四国旅客鉄道（株）、住友電装（株）、住友林業（株）、西日本高速道路（株）、積水化学工業（株）、大成建設（株）大豊建設（株）、日本たばこ産業（株）、日本マクドナルド（株）、日本司法支援センター（法テラス）、日本年金機構、日本郵便（株）、富士通（株）、野村證券（株）、ひろせ税理士法人、御堂筋税理士法人、税理士法人京都経営、税理士法人トーマツ、みお綜合法律事務所、デロイトトーマツ税理士法人、AMC パートナーズ税理士法人、KPMG 税理士法人、PwC 税理士法人、特許事務所、公認会計士事務所、司法書士事務所 ほか

【表 3-17：後期課程修了者進路実績】 ※2012 年度～2021 年度

進路	主な就職先
大学教員	立命館大学、青山学院大学、國學院大學、東京経済大学、京都文教大学、華東政法大学、遼寧大学、同済大学、広東技術師範大学、杭州師範大学
研究機関等研究員・民間企業	中国社会科学院日本研究所、金誠同達法律事務所

点検・評価項目⑦：教育課程およびその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価・学習成果の測定結果

の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

⑦—1 根拠資料に基づく点検・評価および改善・向上

本研究科では、「教学総括」を活用して、本研究科の教学理念や目的に沿った教育を実施できているかという観点から検討を行い、改善に繋げている。たとえば、法学研究科は、本研究科への進学を強く希望する法学部4回生を対象として「大学院科目早期履修制度」を設けている。この制度は、法学研究科で開設している科目の履修を学部段階で認め、研究科入学後に当該科目を大学院科目として単位認定する、というものである。早期履修制度の対象科目は、2014年度までは32科目に限定されていたが、学部学生の選択の幅を広げるために、2015年度からは、これをリーガル・スペシャリスト・コースと法政リサーチ・コースのすべての科目（特別演習、法務実習などを除く）に拡大する改革を行った（1-10）。また、法学研究科の特色ある学びの1つに「法務実習」があることはすでに述べたが、実習の受け入れ先企業を開拓することが本研究科の重要な課題である旨が毎年度の教学総括で指摘されており、本章③—3で示したように、新規企業の着実な開拓に結びついている。

シラバスの点検も、教学内容を運用面から点検する重要な作業である。本研究科では、全学の掲げる方針（3-35）に従い、毎年度、シラバスの点検を2月中旬までの期間（第1次点検）と2月下旬から3月上旬までの期間（第2次点検）の2回にわたって実施している。大半の授業科目においては、各項目につき具体的な記載があり、院生が自分の履修する科目の概要等を明確に理解することのできる適切な記載内容であることが確認されるが、一部の科目に不十分な記載や記載漏れがみられることもあるため、該当科目の担当者に対して大学院担当副学部長がシラバスの修正や追記の要請を行っている。第2次点検においては、上記の不備が解消されているかどうかを確認し、修正や追記が不十分な科目の担当者に対し、さらなる対応を依頼する。

⑦—2 外部評価の活用

本学では、「立命館大学内部質保証方針」（3-36）に従い、「自己評価委員会」を設置している。本委員会の目的は、「本大学の教育研究水準の向上を図り、本大学の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況を把握したうえで、教育研究の改善に努める」とともに、「本大学の教育研究の質を確保するため、自己点検・評価を行い、その結果をもとに教育研究活動等の継続的な改善を推進」することであり、その取扱事項は、①自己点検・評価に関する事項、②内部質保証に関する次の事項、③その他委員会の目的を達成するために必要な事項である（3-37）。委員会が主催する会議（月1回開催）には本研究科長も出席し、大学全体の教育研究活動や内部質保証に係わる状況の把握に努め、研究科としての取り組みにつなげている。

以上の規程に基づく全学的な枠組みの中で、本研究科でも内部質保証の取り組みを進め

ているが、その一環として、2014 年度に「専門分野別外部評価」を受けた。その際、「教育内容・方法・成果」について、以下の点を指摘された。

修士論文の評価基準と博士論文の評価基準を比較すると、修士論文の評価基準の③では「研究内容の独創性」とされ、博士論文の評価基準の③では「研究内容の独創性および国際性」とされている点が異なるだけである。このように、両者の基準は国際性の有無の点だけが異なっており、学生からすれば、その違いが理解しがたいのではないか。修士論文と博士論文の違いを総体的に示す文言を入れることが望まれる。

この指摘を真摯に受け止め、本研究科では、「研究内容の国際性」という博士論文の評価項目につき、学習成果検証のプロセスを客観化し、透明性を確保するための検討を行った。

この評価項目については、従来から、法学の研究手法の1つである比較法研究を十分に行うことができるかどうかに係わるものであるとの認識が共有されていた。しかし、このような認識に対しては、例えば、④同じ法学でも日本法史などの分野には妥当しないといった指摘や、⑤政治学の研究を取り込むことができないといった指摘がなされてきた。これらの指摘を踏まえ、本研究科としては、①法学のうち比較法研究を行うのが一般的である分野に関しては、それを十分に行うことができるかどうかという観点から、②法学のうち比較法研究を行うのが一般的とはいえない分野や政治学の諸分野に関しては、研究内容がその分野の業績として普遍性を有しているかどうかという観点から、それぞれ評価を行うこととした。

以上の検討結果を受け、博士論文を評価するためのルーブリック（評価基準表）も、評価項目【5】の「研究内容の国際性」については、外国語文献の引用の有無およびその方法について評価を行う「上段」を使用することとし、当該分野の特性等により外国語文献の引用が重視されない場合にのみ、「下段」の使用を認めることとした（【表 3-15】参照）（2-8）。

以上のほか、2018 年度に大学基準協会の実施する「第3期機関別認証評価」を受けた際には「修得すべき知識、技能、能力等……を学位授与方針に明示することが望ましい」との指摘を受け、従来は学位授与方針とは別項目としていた「教育目標」および「学位論文の審査基準・評価項目」を学位授与方針の中に入れたことについては、第3章①-1で述べた。

（2）長所・特色

本研究科の「教育課程・学習成果」に関する長所・特色は、第一に、少人数教育を基本とした双方向型の授業が行われる点にある。院生と教員の意思疎通が容易となり、個々の院生に応じた的確な助言・指導が可能となる。本研究科に在籍する院生は、このような授業環境の下で法学・政治学の知識を実質化し、専門性を確実に向上させることができる。そのことは、⑥-1でも述べたように、授業に対する満足度の高さにも表れている（3-32）。

第二に、修了後の進路が準法曹や公務員、民間企業の法務部門と多様化する中で、それに応える能力開発にも力を入れている。リーガル・スペシャリスト・コースでは、「ビジネス

法プログラム」、「不動産法務プログラム」、「税務プログラム」など、修了後の進路に対応した科目群を履修モデルとして提供するほか、企業や会計事務所等での法律関係業務を体験実習する「法務実習」という科目を用意して、院生のキャリア志向に応じている。税理士や司法書士、弁理士など第一線で活躍する実務家教員による講義も、複数ある。公務行政コースにおいても、公務員を志望する院生のニーズに応えた科目を取り揃えている。

第三に、東アジアの有力な大学院と協定を結び、大学院生の積極的な海外交流を進めることにより、国際化の要請にも対応している。2011 年度には、中国 4 大学（中国人民大学法学院、上海交通大学凱原法学院、南京大学法学院、清華大学法学院）、台湾 2 大学（国立台湾大学法律学院、国立政治大学法学院）、韓国 2 大学（韓国中央大学校法科大学院、全南大学大学院人類学科）との間で、大学院推薦入学協定や学生交換協定、特別研究学生の受け入れ協定等を締結し、以後、毎年のように、留学生を受け入れている。これらを含む留学生の中には、本研究科で博士の学位を取得後、母国で研究者として活躍している者も少なくない。

第四に、院生の学びに対する研究科全体の支援体制が充実している。前期課程 1 回生と後期課程 1 回生を対象とする「新入生オリエンテーション」（4 月）、院生と教職員が参加する「研究科交流会」（6 月、11 月）、前期課程 1 回生のための「特別演習ガイダンス」（6 月）、専門分野別の研究会が主催する「修士論文中間報告会」（11 月～12 月）、院生と指導教員が共同で作成する「研究指導計画書」など、手厚いサポート体制が整っている。また、全学の枠組みを通じた支援としては、キャリアパス支援（就職説明会など）や経済的支援（奨学金、研究助成）のほか、院生が自らの教育力・指導力・コミュニケーション力を高め、研究者・教員等のキャリアを形成する機会としてティーチング・アシスタント制度も用意されている。

第五に、研究科教学を適切に執行する体制、および課題の発見・改善に向けた仕組みが整っている。学位の授与や教育課程の編成は、それぞれに関する本研究科の基本的な考え方を表した「ディプロマ・ポリシー」や「カリキュラム・ポリシー」に即して適切に行われており、また、論文審査、授業の開講、単位認定といった具体的な教学についても、適切に執行されているかどうか、執行部会議、大学院教務委員会、研究科委員会の場で二重三重にチェックされる。これに加え、本研究科が 1 年間に実施した教学の中身は、年度末に行う「教学総括」において点検・評価され、課題の解決に向けた取り組みが進められる。

(3) 問題点（発展的課題を含む）

新型コロナウイルス感染症の流行拡大が終息を見通せない中、上述した東アジアの大学院との相互交流（受け入れと派遣）をどのように展開していくかという問題がある。2020 年度には、上海交通大学から短期留学生 1 名の受け入れを予定していたところ、来日することができないまま留学期間が終了したため、当該学生の受け入れ許可を取り消した。感染状況が早期には改善しないことも考慮に入れて、「留学」以外の交流のあり方についても検討する。また、本研究科の学生を東アジアの大学院に派遣する態勢を整備することも、今後

向けた課題である。

アセスメント・チェックリストを実質化していくことも課題となる。既述のように、全学で策定されたアセスメント・ポリシーのもと、本研究科においても、学位授与方針に明示した学習成果を把握・評価する仕組みとして「アセスメント・チェックリスト」を作成した。ここに掲げられている複数のチェック項目を横断的に分析して検証の精度を高めていく。

将来に向けた発展的課題としては、社会全体の DX (Digital Transformation) 化の流れにどのように対応していくかという問題がある。教育研究における DX の推進は、立命館の学園ビジョンを定めた「R2030 チャレンジデザイン」においても重要な方針の 1 つとされている。社会人学生など多様な院生の受け入れを視野に入れると、遠隔地からの出席を可能にするオンライン授業などにはメリットもある。しかし、その一方で、新型コロナウイルス感染症の流行拡大により対面授業が制約される中、対面ならではの学習効果を指摘する声も少なくないことから、社会人教育等に絡めて、オンライン化、あるいは、長期的、(他分野からの進学者を含めた) 広範囲なポートフォリオの必要性については検討の余地がある。

(4) 全体のまとめ

本研究科は、授与する学位ごとに学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、これを公表している。本研究科が追求する教育研究上の目的は、「法律学・政治学の研究者およびその高度な専門知識を必須とする職業分野で活躍しうる人の養成」であり、学位授与方針に示された内容は、この目的を達成するのに必要かつ十分なものである。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）も、授与する学位ごとに定め、これを公表している。教育課程の体系性を確保するための仕組みとして、「カリキュラム・マップ」、「科目概要」、「科目ナンバリング」を策定し、これらも公表している。

教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。博士課程には前期課程と後期課程があり、前者はさらに「研究コース」、「リーガル・スペシャリスト・コース」、「公務行政コース」、「法政リサーチ・コース」に分かれ、それぞれの「コース科目」が設定されている。なお、リーガル・スペシャリスト・コースには、「税務プログラム」、「ビジネス法プログラム」、「不動産法務プログラム」が用意されており、各プログラムの履修モデルが示されている。グローバル化に対応した科目（法政専修外国語など）もあり、研究者や高度専門職業人として国際的に活躍するためのスキルを身につけることも可能である。ほかにも、税理士事務所や民間企業等において実習を行う「法務実習」や、実務家教員による授業を開講することにより、院生のキャリア志向にも対応している。

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置も講じられている。例えば、「研究指導計画書」に基づいた指導、複数の教員から多角的な視点で助言を受けることのできる「修士論文中間報告会」、院生と教職員が交流を深める「研究科交流会」などがある。院生が研究成果を発表する媒体としては、『立命館法学』や“Ritsumeikan Law

Review”（学会誌）や『立命館法政論集』（院生論集）がある。

成績評価、単位認定および学位授与も、適切に行われている。各科目の成績評価については、セメスターごとに、基本方針と評価基準を確認しており、学位の授与についても、明確な論文評価基準を設定し、これを公表している。ルーブリック（評価基準表）を活用した客観的で透明性のある論文審査も行っている。

学位授与方針に明示した学生の学習効果を把握・評価するための方策としては、「授業改善アンケート」と「学びと成長調査」がある。前者は、セメスターごとに、受講者数が5名以上の授業を対象に実施するものであり、2021年度に初めて実施した後者は、全院生を対象に行うものである。

教育課程やその内容・方法の適切性を定期的に点検・評価し、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みも行っている。各科目の内容等に関しては、本研究科が提供する全科目の「シラバス」を点検している。研究科教学全体の外部機関による点検・評価も活用している。たとえば、2014年度には「専門分野別外部評価」を受け、その際に指摘された点を改善した。2018年度には、大学基準協会の実施する「第3期機関別認証評価」を受け、この時に指摘された課題への対応も行った。

「教育課程・学習成果」に関する長所・特色としては、①少人数教育を基本とした双方向型の授業が行われていること、②多様化する進路に応える能力開発に力を入れていること、③東アジアの有力な大学院と協定を結び、国際化の要請に対応していること、④院生の学びに対する研究科全体の支援体制が充実していること、⑤研究科教学を適切に執行する体制や課題の発見・改善に向けた仕組みが整っていることの5点を挙げた。

発展的課題を含む問題点としては、①新型コロナウイルス感染症の流行拡大が終息を見通せない中で、東アジアの大学院との交流をどのように展開していくかという点、②アセスメント・チェックリストを用いた検証を精緻化していく点、および③社会全体のDX化の流れに本研究がどのように対応していくかという点を指摘した。

第4章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定および公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

①—1 学生の受け入れ方針の設定・公表

法学研究科は、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を、以下のように課程・コースごとに策定し、入学試験要項（1-9）、「学修要覧」（1-1 P7）および研究科 Web サイト（3-2）にて公開している。

【入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）】

博士課程前期課程

・ 研究コース

本研究科は、以下のすべての項目に該当する者を博士課程前期課程研究コースの入学者として受け入れる。

ア) 法学・政治学の研究者を志望する者

イ) 大学院での研究および学修をつうじて自らの学問的関心をより専門的に深めていく意欲がある者

ウ) 大学院での研究および学修をつうじて自らの学問的関心をより専門的に深めていくために必要とされる基礎的な知識と能力を備えている者

・ リーガル・スペシャリスト・コース

本研究科は、以下のすべての項目に該当する者を博士課程前期課程リーガル・スペシャリスト・コースの入学者として受け入れる。

ア) 法学・政治学に関する高度な専門知識を必須とする職業分野を志望する者

イ) 大学院での研究および学修をつうじて上記ア) の職業分野で求められる知識と能力を獲得していく意欲がある者

ウ) 大学院での研究および学修をつうじて上記ア) の職業分野で求められる知識と能力を獲得していくために必要とされる基礎的な知識と能力を備えている者

・ 公務行政コース

本研究科は、以下のすべての項目に該当する者を博士課程前期課程公務行政コースの入学者として受け入れる。

ア) 法学・政治学に関する高度な専門知識を必須とする公的な職業分野を志望する者

イ) 大学院での研究および学修をつうじて上記ア) の職業分野で求められる知識と能力を獲得していく意欲がある者

ウ) 大学院での研究および学修をつうじて上記ア) の職業分野で求められる知識と能力を獲得していくために必要とされる基礎的な知識と能力を備えている者

・法政リサーチ・コース

本研究科は、以下のすべての項目に該当する者を博士課程前期課程法政リサーチ・コースの入学者として受け入れる。

ア) 大学院での研究および学修をつうじて自らの学問的関心をより専門的に深めていく意欲がある者

イ) 大学院での研究および学修をつうじて自らの学問的関心をより専門的に深めていくために必要とされる基礎的な知識と能力を備えている者

博士課程後期課程

本研究科は、以下のすべての項目に該当する者を博士課程後期課程の入学者として受け入れる。

ア) 法学・政治学の研究者を志望する者

イ) 自ら立てた研究計画に基づいて独創性のある研究を行い、その成果を学術論文（学術雑誌等に掲載される研究論文）にまとめていく意欲がある者

ウ) 自ら立てた研究計画に基づいて独創性のある研究を行い、その成果を学術論文（学術雑誌等に掲載される研究論文）にまとめていくために必要とされる基礎的な知識と能力を備えている者

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集および入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法および入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点 2：責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点 3：公正な入学者選抜の実施

- ・新型コロナウイルス禍における対応・対策（オンラインによる入学者選抜を行う場合における 公正な実施）

評価の視点 4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

- ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の

確保（受験者の通信状況の配慮等）

②—1 学生募集方法の適切性

学生募集についての全学の取り組みとしては、「大学院案内」の作成と「大学院入試説明会」の開催がある。前者は、入学試験要項と併せて発行する、各研究科の教学内容を紹介する冊子である（4・1）。後者は、全研究科合同の進学説明会を年に複数回、学内外において開催するものである。従来は、複数地域で説明会を開催していたが、新型コロナウイルス感染症が流行した 2020 年度以降は、オンライン形式での開催となっている。地理的な制約が解消されたため、幅広い層の大学院進学希望者に説明の機会を得ることができた。大学院全体の入学試験制度の説明が文書でなされていることを前提に、研究科ごとの個別説明会・相談会を実施している。2021 年度は、春学期に 4 回、秋学期に 2 回の計 6 回、オンライン形式の説明会を開催し、延べ 70 名の参加者を得た（4・2）。参加者からは、「合格するためにはどのような学習をすべきか」、「公務員試験や就職活動と研究の両立が可能であるか」、「民間企業の法務部に就職した者がいるか」等々の質問があり、研究科を知ってもらう貴重な機会となっている。とりわけ、この間、法科大学院との相違の説明に留意してきたので、その効果も表れてきていると認識している。

本研究科独自では、研究科パンフレットを作成し、研究科 Web サイトを更新して、コンテンツの充実（就職先一覧など）を図っている（1・1、3・1）。これに加え、毎年 11 月から 12 月にかけて、各種イベントを開催している。例えば、2021 年度は、「法学研究科院生による個別相談会」、「授業公開」、「税法討論会／税理士職業紹介セミナー」、「オンライン座談会「専門性を活かして活躍するために大切なことⅠ、Ⅱ」（Ⅰは民間企業の法務部、Ⅱは公務員として官公庁に就職した修了生がゲスト）」、「法学研究科院生による定期試験対策講座」を実施した（4・3）。

なお、本研究科は、本研究科への進学を強く希望する本学法学部の 4 回生を対象として「大学院科目早期履修制度」を設けている。本研究科で開設している科目の履修を学部段階で認め、研究科入学後に当該科目を大学院科目として単位認定する。大学院の科目を早期に履修することで、進学へのモチベーションを高め、目的意識と計画性をもって大学院進学への準備をすることを趣旨とした制度である（4・4）。

②—2 入学者選抜方法の適切性

入学者試験の選考方法・試験科目は、以下のとおりである（1・4）。

博士課程前期課程

- ・ 一般入学試験

研究コースは、筆記試験（入学後主として研究するもの 1 科目＋随意選択するもの 1 科目＋

外国語 1 科目) および面接試験(口頭試問を含む)の総合評価により合格者を決定する。これに対し、リーガル・スペシャリスト・コース、公務行政コース、法政リサーチ・コースは、筆記試験(入学後主として研究するもの 1 科目)、研究計画書および面接試験(口頭試問を含む)の総合評価により合格者を決定する。

- ・ 社会人入学試験(一般)

入学時まで 3 年以上の職業経験を有する者を対象とする。研究コース以外のコースに受け入れる。筆記試験(入学後主として研究するもの 1 科目)および面接試験(口頭試問を含む)の総合評価により合格者を決定する。

- ・ 社会人入学試験(有資格者)

弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、司法書士、社会保険労務士の資格を現に有する者を対象とする。研究コース以外のコースに受け入れる。書類審査および面接試験(口頭試問を含む)の総合評価により合格者を決定する。

- ・ 外国人留学生入学試験

研究コースは、筆記試験(入学後主として研究するもの 1 科目+随意選択するもの 1 科目)および面接試験(学力考査としての口頭試問、日本語能力の試験を含む)の総合評価により合格者を決定する。それ以外のコースは、筆記試験(入学後主として研究するもの 1 科目)および面接試験(学力考査としての口頭試問、日本語能力の試験を含む)の総合評価により合格者を決定する。

- ・ 学内進学入学試験

立命館大学法学部 4 回生以上に在籍し、入学直前の 3 月に卒業見込みの者、または 3 回生の早期卒業候補者を対象とする。研究コースについては、3 回生終了までに修得した総単位が 100 単位以上で、累積 GPA が 3.40 以上、かつ A 評価以上の必修外国語科目が 5 科目以上あることを要件とする。書類審査および面接試験(学力考査としての口頭試問を含む)の総合評価により合格者を決定する。それ以外のコースについては、3 回生終了時までに修得した総単位数が 100 単位以上で、累積 GPA が 2.65 以上であることを要件とする。なお、研究コース以外のコースは、本学の法学部以外の学部 4 回生以上に在籍する学生でも、3 回生終了時までに修得した総単位数が 100 単位以上で、累積 GPA が 2.90 以上であれば、出願が可能である。書類審査および面接試験(学力考査としての口頭試問を含む)の総合評価により合格者を決定する。

- ・ 経営学研究科との大学院教育相互協力にもとづく入学試験

立命館大学大学院経営学研究科前期課程 2 回生に在学し、入学直前の 3 月に修了見込みの者で、リーガル・スペシャリスト・コースで税法を中心に研究することを希望する者を対象とする。面接試験(税法についての口頭試問を含む)により合格者を決定する。

- ・ 飛び級入学試験

法学部 3 回生に在籍する者で、3 回生春学期終了時点での総修得単位数が 84 単位以上であるとともに、累積 GPA が 3.60 以上もので、かつ 3 回生終了時点での総修得単位数が 92 単位以上であること等を要件とする。研究コース以外のコースに受け入れる。書類審査および面接試験

(学力考査としての口頭試験を含む) の総合評価により合格者を決定する。

博士課程後期課程

- ・ 一般入学試験

試験科目は、筆記試験(外国語 2 科目。1 科目を入学後主として研究する 1 科目で代替可) および面接試験(学力考査としての口頭試問を含む) の総合評価により合格者を決定する。

- ・ 一般入学試験(法務博士)

法務博士の学位を有する者、または入学までに法務博士の学位を得る見込みの者を対象とする。筆記試験(入学後研究する専門科目 1 科目+外国語 1 科目) および面接試験(学力考査としての口頭試問を含む) の総合評価により合格者を決定する。

- ・ 一般入学試験(司法試験合格者)

修士の学位もしくは専門職学位を有する者または本研究科入学までに取得する見込みの者で、司法試験に合格した者等を対象とする。筆記試験(外国語 1 科目) および面接試験(学力考査としての口頭試問を含む) の総合評価により合格者を決定する。

- ・ 社会人入学試験

弁理士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、司法書士または社会保険労務士の資格を有する者で、修士の学位を有する者または本研究科入学までに取得する見込みの者を対象とする。筆記試験(外国語 1 科目) および面接試験(研究計画書に基づく口頭試問。修士の学位を有する者は修士論文の口頭試問を含む) の総合評価により合格者を決定する。

- ・ 外国人留学生入学試験

わが国における「留学」の在留資格を有する者または本研究科入学までに取得する予定の者で、修士の学位もしくは専門職学位を有する者または本研究科入学までに授与される見込みの者等を対象とする。筆記試験(入学後研究する専門科目 1 科目) および面接試験(学力考査としての口頭試問、日本語能力の試験を含む) の総合評価により合格者を決定する。

- ・ 学内進学入学試験

立命館大学大学院法学研究科前期課程研究コースを入学直前の 3 月修了見込みの者を対象とする。口頭試問(修士論文の口頭試問〔出願書類「博士課程後期課程研究計画概要書」についての口頭試問を含む〕により合格者を決定する。

②—3 公正な入学者選抜の実施

入学者選抜の公正が確保されるように、以下のような手続きと体制で入学者選抜に臨んでいる。

入学者選抜にあたっては、全学で定める「大学院入学試験執行ガイドライン」(4-5) に準拠し、厳正に実施している。まず、入学試験の出題・面接体制を入試日の約 3 月前には研究科委員会に示して承認を得、出題者に作問を依頼する(4-6)。作成された試験問題は、「試験問題調整委員会」(委員は大学院教務委員会の委員が兼務)において、学生の受け入れ方

針（アドミッション・ポリシー）に沿った出題内容であるかどうか等を点検し、修正が必要と判断された場合には、出題者に問題の修正を依頼する（4-7）。なお、試験問題に第三者の著作物を使用する場合には、試験問題に出典を明示している（4-8）。

面接試験は、2名の教員（主査・副査）によって行われる。所定の時間内（研究コースは30分、それ以外のコースは20分）に、学力考査としての口頭試問（外国人留学生の場合はこれに加えて日本語能力の試験）を行うとともに、志望動機や入学後の研究テーマ・研究計画等を尋ね、アドミッション・ポリシーに適合した人物であるかどうかを確認する。面接試験の成績は、主査と副査が相談して評価する（1-5）。入試の結果（総合成績と可否）は、公正を期すため、受験生の氏名・性別を伏せたうえで研究科委員会に付議され、承認を得る。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員および収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

<学士課程>

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰または未充足に関する対応

<修士課程、博士課程、専門職学位課程>

- ・収容定員に対する在籍学生数比率

③—1 学部・大学院における入学定員および収容定員等について

本研究科の入学定員は、前期課程が60名（収容定員は120名）、後期課程が10名（収容定員は30名）である。これに対し、過去5年間の実際の入学定員充足率は、前期課程については、25.0%（2018年度）、48.3%（2019年度）、26.7%（2020年度）、11.7%（2021年度）、43.3%（2022年度）と、5割を下回る状況が続いている。また、後期課程については、10.0%（2018年度）、20.0%（2019年度）、30.0%（2020年度）、30.0%（2021年度）、10.0%（2022年度）となっている。入学試験（前期課程）の志願者数でみれば、2018年度49名、2019年度55名、2020年度42名、2021年度39名、2022年55名と、一定数を確保している。

【表 4-1：前期課程志願・合格者、在籍人数推移】

【前期課程】	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
志願者	27	32	49	55	42	39	55
入学者	9	9	15	29	16	7	26
入学定員充足率	15.0%	15.0%	25.0%	48.3%	26.7%	11.7%	43.3%
在籍者数	36	24	25	45	46	23	35
収容定員充足率	30.0%	20.0%	20.8%	37.5%	38.3%	19.2%	29.2%

【表 4-2：後期課程志願・合格者、在籍人数推移】

【後期課程】	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
志願者	4	3	2	4	4	3	1
入学者	4	1	1	2	3	3	1
入学定員充足率	40.0%	10.0%	10.0%	20.0%	30.0%	30.0%	10.0%
在籍者数	8	8	6	6	8	11	11
収容定員充足率	26.7%	26.7%	20.0%	20.0%	26.7%	36.7%	36.7%

入学定員充足率が未充足となっている原因の1つに、卒業後の進路の選択肢として、法学研究科が学部生に認識されていないことがある。実際、2016年度に行った本研究科の所属教員に対する聞き取り調査では、「大学院」と聞いて多くの学生が思い浮かべるのは「法科大学院」であり、法学研究科の存在を知らない学生が相当数に上ることが判明した（4-9）。そこで、入試広報活動のターゲットを本学法学部の低回生にまで広げて本研究科の存在を積極的にアピールするようにした。上回生についても、2018年度より学部の専門演習が登録必修になったこともあり、法務研究科との相違を明確にすることに留意し全学生に対する広報を小集団の中で徹底している。新型コロナウイルス感染症の流行拡大により社会の先行きが不透明となったこともあり、2020年度と2021年度の前期課程の入学定員充足率（それぞれ26.7%、11.7%）は落ち込んだものの、2019年度（48.3%）と2022年度（43.3%）は、新型コロナウイルス感染症の流行が拡大する前の入学定員充足率（2016年度15%、2017年度15%、2018年度25%）との比較では上昇しており、広報活動の効果は、少しずつではあるが、実を結びつつある。今後は、公務研究科解消後の公務系院生の獲得への広報も進めていくことになる。

他方、後期課程については、この課程がもっぱら研究者を目指す院生を対象としたものであることから、受け入れが可能な学生は、研究に対する十分な意欲と能力を備えた者に限られる。大学への就職実績を着実に積み重ね、そのような学生に対する本研究科の訴求力を高めていくことが必要である。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

④—1 入学者受け入れの適切性に関する定期的な点検・評価

立命館大学では、毎年3月に、入試に関する当該年度の総括を行うとともに次年度の方針を提示し、各研究科から意見を集約するという形で、全学レベルでの定期的な点検・評価を行っている(4-10)。その全学的な取り組みの一環として、法学研究科も、研究科レベルで、入試に関する点検・評価を定期的に行っている。実際、2021年4月に行った「入試総括」では、④学生の受け入れ方針に基づき、学生募集および入学者選抜の運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか、⑤適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか、という2つの項目につき、それぞれ前年度方針の実施状況を点検して評価し、次年度方針を策定した(4-11)。

④—2 点検・評価結果に基づく改善・向上

法学研究科の入試制度は、上記の定期的な点検・評価に基づき、改善を重ねている。前回の専門分野別外部評価(2014年度)以降に実施した入試制度改革(名称変更等、軽微な改革を除く)は、以下のとおりである。

- ・ 後期課程に進学する者の質を確保するため、同課程のすべての入試方式に外国語筆記試験を導入(2016年度入試から実施)(3-8)
- ・ 後期課程・一般入学試験(司法試験合格者)のみを実施していた「10月入試」を廃止し、司法修習の時期(12月初旬から1年間)を考慮して、当該入学試験を「2月入試」の際に他の方式の入学試験とあわせて実施することを決定(2019年度から実施)(4-12)
- ・ 後期課程・一般入学試験(司法試験合格者)の出願資格を「新司法試験に合格した者」から、「旧司法試験」や「旧法の規定による司法試験」に合格した者も含む「司法試験に合格した者」に改めるとともに、後期課程・社会人入学試験の出願資格から「旧司法試験に合格し司法修習を修了した者」を削除(2019年度から実施)(4-13)
- ・ 法学研究科に進学する層の掘り起こし(母集団形成)を図るため、本学他研究科や他大学と比べて厳格であった前期課程・学内進学入学試験の出願要件(GPA基準)を緩和。研究コースについては「累積GPAが3.40以上」(従前は3.70以上)、それ以外のコースについては、本学法学部に在籍する者に限り(つまり他学部部に在籍する者を除き)、「累積GPAが2.65以上」(従前は2.90以上)とした(2020年度から実施)(4-14)

- ・ 法学研究科へ進学する層を他大学からも広く求めるため、前期課程・一般入学試験（研究コースを除く）の筆記試験科目数を2科目から1科目に減らし、代わりに研究計画書の提出を求めて、これを評価対象にすることを決定（2023年度から実施）（2-17）

後期課程の全方式に外国語筆記試験を導入することとしたのは、進学後の博士論文執筆の円滑化が目的である。新たに外国語筆記試験を課した試験方式によって進学した者の博士論文執筆状況を今後も引き続き見守りたい。同じく後期課程の一般入学試験（司法試験合格者）を2月に実施することとし「10月入試」を廃止したのは、司法試験合格者が研究者を志して進学を検討するのは、司法修習を終える12月以降であるのが通常であると考えられたことによるが、この方式での志願者を得るには至っていない。また、司法試験に係る出願資格の変更を行ったのは、資格要件の簡明化が目的であり、これ自体から入学試験動向に大きな変動は生じていない。

他方、前期課程・学内進学入学試験の出願要件（GPA基準）を緩和したことは、新型コロナウイルス禍期（2020年度、2021年度）を除き、志願者増へと繋がっている（【表4-3】参照）。前期課程については、2021年度にも一般入学試験の筆記試験科目数を減らす改革を行ったが、この改革の効果については、改革後に初めて入学試験が行われる2023年度以降の推移を注視していきたい。

なお、本研究科が本学の法学部に在籍する学生にどの程度の訴求力をもつかを客観的に判断するための指標としては、他大学の法学研究科への進学者数も参考となる。2021年度に卒業した本学法学部の学生のうち大学院に進学した87名の進学先は、法科大学院が58名、本学の法学研究科が20名、他大学の法学研究科が1名、その他の大学院が8名であった（4-15）。この数値をみる限りでは、本研究科は、法学・政治学の研究を希望する学部生に一定の訴求力を有していると考えられる。したがって、入学定員充足率の改善を図るためには、本研究科への進学志望層を開拓することはもちろん、法学・政治学を大学院で研究することの意義をアピールしていく必要もある。また、それと並行して、本研究科の教学内容が時代の要請に適合しているかどうかを検証することも不可欠である。

【表4-3：2021年度卒業生大学院進学状況】

	立命館大学	他大学	計
法学研究科	20	1	21
法科大学院	33	25	58
その他大学院	3	5	8
計	56	31	87

(2) 長所・特色

第一に、入学試験制度の点検・評価と改善が、全学との有機的な連携のもとに、恒常的に行われていることである。入学試験に関しては、年度末に全学レベルで総括が行われ、それに対する各研究科の意見が集約される。その一方で、各研究科も研究科レベルで入試の総括と次年度方針の策定を行い、改善に繋げている。このような点検・評価と改善のサイクルは、大学に対する社会の要請が多様化する中で、本研究科がその要請に迅速かつ適切に対応していくのにも役立っている。

第二に、入学試験の執行体制が万全である点も、長所・特色の1つとして挙げられよう。入学試験の執行は、出題・面接試験の担当者の決定、試験問題の作成、試験当日の面接・採点、可否の決定という順序をたどるが、いずれの局面においても、不適切な執行を防止するための措置が幾重にも講じられている。例えば、出題・面接の担当者や可否の最終的な決定は、学部の執行部会議、大学院教務委員会、研究科委員会での審議を経て承認される。作成された試験問題の内容も、7名の教員で組織される試験問題調整委員会で点検し、必要に応じて修正される。試験当日には、面接・採点を担当する教職員の間で、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）のほか、評価・採点基準を確認する。このように、入学試験が公正に行われるよう、本研究科では組織的な対応を図っている。

第三に、多様な入学試験方式を設けることにより、本研究科の「受け入れ方針」に適合する学生を学内外から広く受け入れている。実際、本研究科の入学試験は、前期課程が7方式（学内者を対象とする3方式を含む）、後期課程が6方式（学内者を対象とする1方式を含む）であり、本学の法学部生のほか、本学の他学部や他大学に在籍する者、社会人（弁護士等の有資格者を含む）、司法試験合格者、法務博士、外国人留学生が対象とされている。法学・政治学の研究者や高度専門職業人を志し、そのための知識や能力を有する者に門戸を開放して、教育・研究機関としての社会的責任を果たしている。

(3) 問題点（発展的課題を含む）

本研究科の在籍者数は、収容定員を大幅に下回る状況が続いている。過去には、法学部生の進学先が法科大学院や本学の公務研究科（2018年度以降学生募集停止）に分かれていることが、その原因とされていた。これに加えて、5、6年ほど前からは、本研究科の存在自体が学部生に認識されていないと指摘されている。そこで、既述のように、入試広報のターゲットを本学法学部の低回生にも広げ、早い段階から法学研究科を進学先として意識してもらうための取り組みを積極的に行っている。新型コロナウイルス感染症の流行拡大による影響もあり、その効果が劇的に表れるまでには至っていないものの、前期課程の入学定員充足率は、コロナウイルス禍期の2020年度と2021年度を除いて、2019年度が48.3%、2022年度が43.3%であり、2016年度から2018年度が15.0%～25.0%であったのと比べると着実に伸びている。これらの取り組みに加え、幅広い種類・職種の公務員を志望する学生からの進学者を確保するために、この層に向けた実効力のある広報活動を実施する。それと

並行して、本研究科の教学内容が時代の要請に適合しているかどうかを検証する作業も不可欠である。

(4) 全体のまとめ

本研究科は、学生の受け入れ方針を、学位授与方針や教育課程の編成・実施方針を踏まえて適切に設定し、入学試験要項、「学修要覧」および研究科 Web サイトにて公開している。この受け入れ方針には、法学研究科が求める学力水準や能力、学生像が明確に定められている。

学生募集および入学者選抜の制度や運営体制も、学生の受け入れ方針に基づいて適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。学生募集に関する説明会を学内外において複数回開催するほか、毎年 11 月から 12 月にかけては、本研究科の魅力を知ってもらうための各種イベント（授業公開やオンライン座談会など）も行っている。責任の所在を明確にした入学者選抜のための体制も適切に整備され、入学試験の公正な執行（入学試験の出題、試験当日の面接・採点、可否の決定）が確保されている。

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適切に管理するための努力も続けている。本研究科の入学定員充足率は充足していないが、その原因は、法学研究科の存在が学部生に認識されていないことにある。そこで、入試広報のターゲットを低回生にまで広げ、早い段階から卒業後の進路先として法学研究科を意識してもらうために力を注いでいる。

学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に努めている。法学研究科は、毎年「入試総括」において、学生募集や入学者選抜の運営体制の整備等につき、前年度方針の実施状況を点検・評価し、次年度方針を策定している。また、入学試験制度の改革も重ねている。

「学生の受け入れ」に関する長所・特色としては、①入学試験制度の点検・評価とそれに基づく改善とが、全学と本研究科の有機的な連携のもとで恒常的に行われていること、②入試の執行体制が万全であること、③多様な入学試験方式を設けて、本研究科の「受け入れ方針」に適合する学生を学内外から広く受け入れていること、の 3 つを挙げた。

他方で、入学定員充足率が目標に達していないことを問題点として指摘した。本研究科の入学定員充足率が未充足であるのは、法学研究科の存在自体が学部生に認識されていないことに原因があると考えられるため、入試広報のターゲットを本学法学部の低回生にも広げ、早い段階から法学研究科を進学先として意識してもらうための取り組みを積極的に行っている。その効果は、着実に表れている。今後は、幅広い種類・職種の公務員志望層からの大学院進学者を確保するべく、この層に向けた広報活動を強化していく。加えて、法学・政治学を大学院で研究することの意義をアピールしていく必要もある。

第5章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学および学部・研究科の理念・目的に基づき、学部・研究科として求める教員像や教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：学部・研究科として求める教員像の設定・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

①—1 研究科の理念・目的に基づく教員像の設定

本研究科に所属する教員は、一部の任期制教員を除き、法学部の所属教員と重なっている。本研究科が求める教員像は、基本的には、法学部のそれと同じである。

立命館大学学則第1条は、「本大学は、建学の精神と教学理念にもとづき、確かな学力の上に、豊かな個性を花開かせ、正義と倫理をもった地球市民として活躍できる人間の育成に努め、教育・研究機関として世界と日本の平和的・民主的・持続的発展に貢献することを目的とする」と定めており、これを受けて、本学部・研究科の教員公募では、「立命館憲章、建学の精神、教学理念および法学部の教育研究上の目的等を理解し、高等教育・研究に携わる者としての社会的責務を自覚し、法令遵守はもとより、基本的人権を尊重し、誠実かつ公正に職務を遂行し、高い倫理性と社会的良識に則って行動できる者」を求める教員像とし、「本学の教学方針を理解し、他の教員と協力しながら、学部・大学院の教育・研究携われる方」、「④本学組織の運営に関する業務ならびに社会貢献・国内外の他機関との連携、その他の対外的な業務に熱意をもって取り組むことができる方」、「本学の国際化方針を理解し、国際化関連業務に熱意をもって取り組むことができる方」という項目を応募資格として掲げることにより、教員像を明示している（5-1）。

①—2 研究科の理念・目的に基づく教員組織編制に関する方針の明示

本学部・研究科の教員組織編制の方針については、全学的な教員組織整備計画に従って策定することになる。教員組織整備計画は、2016年度から2020年度までを区切りとしてその後の展望を予定していたところ、新型コロナウイルス感染症をはじめとする社会情勢の変化等もあり、上記の計画が2021年度まで実質的に延期された後、2022年度からの2か年について短期的な計画が策定された（5-2）。

この2か年計画においては、本研究科の人事政策に直接関連するような変革の提案はなされていない。しかし、立命館の中期計画を定めた「学園ビジョン R2020」の「後半期 2016-2020 計画」が掲げる4つの重点的な基本課題のうち2つが「大学院高度化」と「研究高度化」へのチャレンジであり、その他の基本課題の中にも研究・大学院関連の課題が数多く示

されるなど、研究・大学院政策が学園全体の基盤的な課題に取り込まれた（5・3）。さらに、新たに策定された「学園ビジョン R2030」には、教育・研究の高度化のほか、「研究のグローバル化」や「テクノロジーを活かした教育・研究の進化」も盛り込まれており、大学院に求められる役割も、時代の流れとともに変化しつつある。大学院重視政策を含めた人事方針を法学部との連携のうえ、進めている（法学部の報告書（第5章）に譲る）。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：学部・研究科ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授等）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置（男女比等も含む）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢・性別等の構成に配慮した教員配置

評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

評価の視点4：グローバル化に対応した教学の充実を支える教員組織の整備・充実

②—1 教員組織の編制方針に基づく適切な教員組織の編制

本研究科の教員組織編制もおおむね法学部と同じであるため、内容的に重複する部分は学部の報告書に譲り、ここでは、特に法学研究科に関わる点について述べる。

本研究科前期課程の所属教員は、他研究科前期課程に配属されている1名（日本語担当）を除く法学部の教員である。後期課程には全法学教員の他、法科大学院の研究者教員が属している。同時に、法学研究科には、2名の任期制教員枠が存在し、2012年から2021年まで金融法担当の教員が所属し、2016年度から英米法担当教員が配属されている。

本研究科の科目の多くは、法学部教員によって担われており、学部科目との連続性あるいは発展性が常に検証されつつ、科目運営がなされている。本研究科所属教員も、学部のキャリア形成的科目に参画し、高度な専門的知見を学部生の進路開拓にも活かしている。また、法科大学院所属研究者教員が、後期課程において、研究者志望の院生を指導してきた実績もある。このほか、税理士や司法書士、弁理士など第一線で活躍する実務家教員を授業担当講師として採用していることも、すでに述べた（第3章）。なお、法務研究科の教員も、後で述べる「大学院担当資格審査」に適合すれば、院生の希望に応じて本研究科の後期課程院生の指導を行うことができる。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準および手続きの設定と規程の整備

評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

③—1 適切な教員募集、採用、昇格等

本研究科に所属する教員は、任期制教員を除き、法学部に所属する教員でもあるため、教員募集や採用、昇格等に関する記述は、法学部の報告書に譲る。なお、本研究科の授業や論文指導を担当する資格の審査については、後述する。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上および教員組織の改善・向上に繋げているか。

評価の視点 1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

・コロナ禍における対応・対策（授業のウェブ化に関連する FD や教員支援など）

評価の視点 2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

・研究者学術情報データベースにおける教育業績や社会活動の入力・公開への取り組み

④—1 FD 活動の組織的・多面的実施による教員の資質向上・教員組織の改善・向上

教員の資質向上や教員組織の改善・向上に向けた FD 活動については、法学部の取り組みが同時に本研究科の取り組みにもなることから、基本的には法学部の報告書に譲り、ここでは、もっぱら研究科教学を念頭において実施した FD 調査について述べる。

本研究科は、2016 年度に「法科大学院制度開始以降における法学研究科教学の意義・あり方に関する調査」を青山学院大学と中央大学で行った。本研究科と同規模の入学定員を設定する大学の法学研究科が、どのような人材育成目的や教育目標を掲げ、その実現のためにどのような施策を講じているのかを調査した（3-8）。また、2018 年度には、明治大学でもヒアリング調査を行った。同大学の法学研究科では、高度職業人養成コースの院生に修士論文ではなくリサーチペーパーを課しており、この点が本研究科の今後の教学のあり方にとって大いに参考となった（3-10 P17）。

④—2 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本研究科では、以下の諸規程および内規に従って、法学部専任教員（外国語科目担当者を除く）と本研究科の授業を担当する法務研究科教員を対象に「大学院担当資格審査」を行っている。審査の基準は、全学レベルの「立命館大学大学院担当教員選考基準」（規程第 615 号）、「教員任用基準および大学院担当資格の運用に関する全学ガイドライン」に定められて

おり、これらに基づいて本研究科で審査を行う際の基準・手続きについては、「法学研究科大学院担当資格審査委員会規程」、「法学研究科大学院担当資格審査内規」に定められている。

まず、「立命館大学大学院担当教員選考基準」（規程第 615 号）には、前期課程担当教員の資格として、④「博士の学位を有し、研究上の業績を有する者」または④「研究上の業績が④の者に準ずると認められる者」等であり、かつ、「担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者」とあり、後期課程担当教員の資格として、⑤「博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者」または⑤「研究上の業績が⑤の者に準ずると認められる者」等であり、かつ、「担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者」とある。これらの基準については、「教員任用基準および大学院担当資格の運用に関する全学ガイドライン」により、「要件を満たすことが第 3 者からも明確にわかるよう数値をもって定める」等の申し合わせがなされている。

他方、「法学研究科大学院担当資格審査委員会規程」は、「公法」（基礎法学、刑事法を含む）、「民事法」、「政治学」、「外国語」の 4 部門から選出される委員によって構成される「大学院担当資格審査委員会」が、①定期審査（5 年ごと）、②新たに専任教員となる者の審査、③定期審査で「不適」とされた教員の申請に基づく再審査、の 3 つにあたると規定している（5-4）。また、「法学研究科大学院担当資格審査内規」は、全学ガイドラインによる申し合わせを受けて、本学部・研究科における研究実績の評価に関する審査の基準を定めている（5-5）。

以上の諸規程に従う担当資格の決定は、大学院担当資格審査委員会の答申に基づき、研究科委員会で行われる。なお、前回の審査（2016 年度）から 5 年目となる 2021 年度には、全教員を対象とする定期審査を実施した（5-6）。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について、定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

⑤—1 教員組織の適切性の定期的な点検・評価

全学の教員組織整備計画（2016 年度～2020 年度）においては、本研究科の収容定員による教員枠は 1.6 名（法学部は 55.7 名）である。2012 年から 2021 年まで金融法担当の教員が所属し、2016 年度から英米法担当教員が配属されている。

本研究科の科目の多くは、法学部教員によって担われており、学部科目との連続性あるいは発展性が常に検証されつつ、科目運営がなされている。他方、本研究科所属教員も、学部のキャリア形成的科目に参画し、高度な専門的知見を学部生の進路開拓にも活かしている。本学部、研究科のこのような一体性から、研究科所属教員には、研究科における高度な知見に基づく専門教育と、学部生の専門性への探求心を架橋する役割を求めている。

したがって、教員組織構成上も、学部科目ではあるが専任教員のいない科目を専ら担当でき、かつ、発展的な大学院科目を担える教員を、必要に応じて任用してきている。

⑤—2 点検・評価結果に基づく改善・向上

本研究科の教員枠は、前述のように 1.6 名である。金融法担当教員が退職し、現在は英米法担当教員のみが在籍している。金融法関連科目は、法学研究科のリーガル・スペシャリスト・コースにおいて重要であるだけでなく、学部のビジネス・金融プログラム全般に通じる応用科目である。今後のカリキュラム改革においても重視する分野であり、それを念頭に置いた人事政策も検討することになる。

(2) 長所・特色

定期的に「大学院担当資格審査」を実施していることが挙げられる。審査に際しては、研究上の業績等を数値等の客観的な基準により評価するなど、あいまいな基準による恣意的な審査を防ぐ手立てを講じている。各教員の研究業績は、研究者 DB の入力情報によって評価されるため (5・6)、大学院担当資格審査は、研究活動の公表にも役立っている。

(3) 問題点（発展的課題を含む）

特になし。

(4) 全体のまとめ

本研究科は、研究科として求める教員像や教員組織の編成に関する方針を、法学部の教員像や方針を通して明示している。たとえば、法学部の教員公募には、立命館の建学の精神や教学理念、本学部・研究科の人材育成目的および教学方針を理解し、学部・大学院の教育・運営に熱意を持って取り組む者という応募資格を掲げている。

本学部・研究科の教員組織は、上記方針に基づき、適切に編成されている。本研究科に関しては、グローバル化に対応した教学の充実を支える教員を配置する必要から、「法政専修英語」等を担当する任期制教員を採用しているほか、税理士等の実務家教員を授業担当講師として採用している。なお、法務研究科の教員も、「大学院担当資格審査」に適合すれば、本研究科の後期課程院生の指導を行うことができる。

教員の募集、採用、承認等も、法学部全体の人事に係わる枠組みの中で、適切に行っている。なお、この点に関する記述は、法学部の報告書に譲る。

FD 活動については、法学部と共同で、組織的かつ多面的にこれを実施し、教員の資質向上および教員組織の改善・向上に繋げている。研究科独自でも、2016 年度に青山学院大学と中央大学、2018 年度に明治大学において、研究科教学の将来的な展望を見据えた FD 調査を行っている。他方、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価については、「大学院担当資格審査」（原則として、5 年に 1 度）の枠組みのもとで行っている。担当資格の審

査にあたっては、恣意的な評価を排除するために、数値等の客観的な基準が定められている。

教員組織の適切性については、定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。全学の教員組織整備計画（2016 年度～2020 年度）では、収容定員による法学研究科の教員枠が 1.6 名（法学部は 55.7 名）とされているところ、この教員枠でどのような教員を採用するかは、法学研究科のカリキュラム改革も視野に入れながら、法学部全体の中期的な人事展望に依拠することになる。

長所・特色としては、定期的に「大学院担当資格審査」を実施していることが挙げられる。各教員の研究業績は、研究者 DB の入力情報によって評価されるため、この審査は、研究活動の公表にも役立っている。

終章

本報告書では、本学大学院法学研究科について、現状を分析し、長所・特色と問題点とを明らかにして、将来に向けた発展方策を点検・評価してきた。作業を行うにあたっては、本研究科の自己点検システムである「教学総括」が適切に機能しているかどうかという観点を重視した。

本研究科の主な長所としては、第一に、院生の多様なニーズに応えるコースやプログラムを設定し、研究者、準法曹、公務員、民間企業の法務部門といったさまざまな進路に対応したカリキュラムを提供している点を挙げることができる。理論と実務を架橋するための科目も用意し、税理士や司法書士、弁理士など第一線で活躍する授業担当講師による実務対応科目を複数展開しているほか、税理士法人／事務所・会計事務所、司法書士事務所または民間企業において法律関係業務の実習を行う「法務実習」も設けている。第二に、院生と教員との距離の近さが挙げられる。少人数・双方向型の授業を通じた丁寧できめ細かい指導や専門分野別で開催される「修士論文中間報告会」、院生と教員の交流を目的とした「研究科交流会」などが両者の距離を縮め、十分な意思疎通に寄与している。第三に、東アジアの有力な大学院との留学協定をはじめとして、国際化への取り組みも行っている。実際、本研究科は、中国4大学、台湾2大学、韓国2大学との間で協定を締結し、留学生を受け入れている。本研究科で博士の学位を取得し、母国で研究者として活躍している者も少なくない。

本研究科の改善を要する点としてまず挙げられるのは、このように充実した教育を提供していながら入学者数が振るわない点である。それは社会情勢といった外的な要因によるものも大きいであろう。もちろん入学試験方針の見直しをさらに重ねることも考えられるが、本研究科は、その人材育成目的・学位授与方針に照らして、質の高い修士論文を完成させることを要求し、それに必要なアドミッション・ポリシーを策定していることから、安易な見直しには慎重でなければならない。ゆえに、法学研究科の教学内容が時代の要請に適合しているかの検証が必要である。

最後に、外部評価委員の方には、拙い内容の本報告書を読み進めてくださったことに感謝申し上げます。研究科の自己点検だけでは気が付かない重要項目が数多く漏れている可能性も高い。忌憚のないご意見やご助言を頂戴できれば幸いである。

2022 年度 自己評価・外部評価結果報告書

発行 2023 年 2 月

立命館大学法学部・大学院法学研究科

〒603-8577 京都府京都市北区等持院北町 56-1

Tel. 075-465-8175

URL <https://www.ritsumeai.ac.jp/law/> (法学部)

URL <https://www.ritsumeai.ac.jp/gsla/> (法学研究科)

印刷 株式会社田中プリント